

令和4年第7回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和4年9月 7日

閉会 令和4年9月16日

熊本県球磨郡湯前町

令和4年第7回定例会

会 期 令和4年9月 7日（水）から 10日間
令和4年9月16日（金）まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
9	7	水	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告 行政報告、一般質問
	8	木	休 会		14:00 議会改革調査特別委員会 15:30 議会全員協議会
	9	金	本会議	午前10時	一般質問、議案審議
	10	土	休 会		
	11	日	休 会		
	12	月	本会議	午前10時	議案審議
	13	火	休 会		
	14	水	休 会		10:00 企画経済建設常任委員会 15:30 総務厚生文教常任委員会
	15	木	本会議	午前10時	議案審議
	16	金	本会議	午前10時	議案審議

第 1 号

9 月 7 日 (水)

令和4年第7回湯前町議会定例会

[第1号]

令和4年9月7日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	行政報告
日程第 5	一般質問

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光 喜
9番 山下 力	10番 倉 本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌 信 議会事務局係長 勘米良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	教	育	長	浅	田	誠	徹
保	健	長	高	木	堅	介	建	設	長	中	園	一	二
企	画	長	本	山	り	か	農	林	長	稻	森		彦
会	計	者	高	橋		誠	振	興	兼				
							課	長	農				
							業	委	員				
							會	事	務				
							局	長					

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第7回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、吉田議員及び西議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの10日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

6月20日、湯楽里において、ゆのまえ湯楽里株式会社の株主総会が開催されましたので、出席しました。本定例会中に経営状況の報告がありますが、新型コロナウイルスの影響を大きく受けておりました。

6月21日、熊本市において県庁緋月会が開催されましたので、出席しました。

6月23日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。

6月27日、西都市・西米良村・湯前町の議会で構成します三市町村議会国道整備促進合同協議会による、国道219号の現地調査が行われましたので、企画経済建設常任委員と共に、出席しました。調査箇所は、西都市岩下バイパス、西米良村越野尾工区などがありました。

7月12日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では、球磨地域振興局総務振興課と保健福祉環境部から令和4年度の県の主要事業について、説明がありました。

7月14日、人吉市において、三期成会合同定期総会及び川辺川ダム建設促進協議会合

同定期総会が開催されましたので、出席しました。

7月15日、多良木町において、上球磨正副議長会が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。会議では、上球磨正副議長会の本年度事業について検討を行いました。

7月27日、御船町において、常任委員長・議会運営委員長研修会が開催されましたので、金子副議長、各委員長と共に出席いたしました。研修会では「ふるさと納税成功事例と活用のポイント」と題して講演が行われました。

7月28日、議長室において、人吉日向間一般国道（388・446）整備促進期成同盟会の、令和3年度会計監査が開催されましたので、出席しました。

8月10日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。会議では管内主要事業について球磨地域振興局農林部及び土木部から説明がありました。

8月18日から19日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、熊本・宮崎両県への要望活動と総会が開催されましたので、企画経済建設常任委員と共に出席し、国道219号上里工区の早期完成について要望を行いました。

8月21日、自転車ロードレース、ツアーオブ九州が開催されましたので出席しました。

8月24日、熊本市において、熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修会が開催されましたので、金子副議長と共に出席しました。内容は、講師に五木村出身で国土館大学名誉教授の池田十吾氏が登壇され、「ロシアのウクライナ侵略と日本を取り巻く国際情勢」というテーマで講演がありました。

8月26日、議長室において、球磨郡町村議会議長会の令和3年度会計監査が開催されましたので、出席しました。

8月29日から30日にかけて、三市町村議会国道整備促進合同協議会による、「一般国道219号の整備促進」並びに「道路整備促進のための予算確保」に関する国への要望活動が開催されましたので、遠坂企画経済建設常任委員長と共に出席しました。要望先は、国土交通省九州地方整備局、国土交通省本省、熊本・宮崎両県の地元選出国會議員でありました。

9月2日、人吉市において、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。

続いて、本定例会の付議事件等について報告します。

町長提出は、付議事件一覧のとおり、報告3件、議案7件、認定6件、同意2件、議会提出は、選挙2件となります。

一般質問は、4人の議員が通告されております。

続いて、陳情の受理と、処理経過及び結果について報告します。

陳情 2 件を受理しております。

8 月 31 日開催の議会運営委員会において処理について協議を行い、町又は議会の権限に属しないもの。町単独で判断できないものという理由により、2 件とも議長預かりと決定しました。

先の定例会で議決した議員派遣の報告書は、議長室にありますのでそちらを御覧ください。

湯前町監査委員から 6 月、7 月、8 月の例月現金出納検査結果報告書が、タブレットに掲載のとおり議長あてに提出されています。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されています。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○4 番（椎葉弘樹君） 人吉球磨広域行政組合議会の報告を行います。

令和 4 年第 3 回定例会が、8 月 26 日に人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開かれました。主な項目を 5 点報告します。

1 点目、同組合の事務事業を取り巻く諸事情について、松岡代表理事から報告がありました。

同組合が運営するクリーンプラザや各施設では、電気料金や燃料価格の値上がり、設備の補修・整備に係る資材調達価格の上昇により、経費の増大が懸念されています。

クリーンプラザごみ焼却施設の第二期・大規模整備工事は、令和 5 年度までの施工期間で工事が始まりました。通常のごみ処理に影響を及ぼさないよう、施工管理に細心の注意を払い、施設の安定稼働に努めるとのことです。

2 点目、2 つの議案を原案どおり可決しました。

「職員の育児休業等に関する条例」の改正は、上位法の改正によるもので、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするものです。

令和 4 年度一般会計補正予算は、繰越金 1 億 5,133 万 4,000 円を予備費に計上し、人件費の減額補正を行いました。現時点での一般会計総額は、18 億 7,370 万円です。

一般職の職員数は、令和 4 年度の当初予算で 30 人としていましたが、今回の補正で 25 人となり、定員適正化計画 30 人に対して 5 人少ない状況です。

3 点目、令和 3 年度一般会計決算の認定について。

特別委員会を設置し、私を含む委員 8 人、その中から委員長に人吉市議会の田中議員、副委員長に相良村議会の中村議員をそれぞれ選出しました。閉会中に 3 回の特別委員会を開催し、次の第 4 回定例会で委員長報告を行う予定です。

4 点目、議員定数の見直しについて。

令和 2 年 5 月から協議が行われてきましたが、構成市町村の意見統一が難しいこと、議決の特例などの課題もあり、未だ結論に至っていない状況です。構成市町村の議員定数は、平成 16 年の 152 人から現在の 114 人となり、25 パーセント削減されています。今後の検討は、議会運営委員会に諮問して協議を行い、全員協議会で方向性を見出すことになりました。

5 点目、議員視察研修について。

9 月 29 日から 2 日間の日程で予定されていましたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止となりました。

以上で人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○3 番（遠坂道太君） 球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告をいたします。

令和 4 年第 3 回定例会は、9 月 2 日金曜日に招集、会期を 1 日としました。

一般質問が 2 件、および議案が 1 件（令和 4 年度補正予算）、認定が 5 件、令和 3 年度の決算認定でございます。慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。

議案第 10 号、「令和 4 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業および総合健診センター事業会計補正予算については、手術室空調設備更新工事の費用にかかるもので、総額 5,000 万円の増額補正をお願いするものでした。

次に、決算認定について、認定第 1 号、令和 3 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業および総合健診センター事業会計利益の処分および決済の認定については、病院事業、介護老人保健施設事業および総合健診センター事業の 3 事業で、9 億 2,325 万 1,489 円の純利益となりました。

事業ごとの内訳としましては、病院事業で 8 億 2,990 万 493 円の純利益、介護老人保健施設事業で 6,478 万 1,149 円の純利益、総合健診センター事業で 2,856 万 9,847 円の純利益となっております。

認定第 2 号、令和 3 年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計決算の認定について。

認定第 3 号、令和 3 年度球磨郡公立多良木病院企業団病児病後児保育特別会計決算の認定について。

認定第 4 号、令和 3 年度水上村立古屋敷診療所特別会計決算の認定について。

認定第 5 号、令和 3 年度槻木診療所特別会計決算の認定について。

可決されました。

一般質問では、多良木町選出の久保田議員から、コロナ対応の現況と対策について、

物価高騰の影響について、企業長の「所信表明」に関して。

あさぎり町選出の小見田議員から、所信表明についての質問で、「公立病院経営強化プラン」策定について、を問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○5番（森山 宏君） 上球磨消防組合議会の報告を行います。令和4年7月7日に、令和4年第1回上球磨消防組合議会臨時会が開会されたので出席いたしました。会期は7月7日の1日限りに決定いたしました。

日程第3、議案第7号、県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更および規約の一部変更については、小国町ほか1か町公立病院組合を小国郷公立病院組合に改めることを、全会一致で可決いたしました

日程第4、議案第8号、令和4年度上球磨消防組一般会計補正予算（第1号）については、消防指令共同運用基本構想策定事業費で、歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ6億5,149万3,000円とすることを可決いたしました。この補正は消防費県補助金の消防指令共同整備支援事業交付金対象に該当するので、湯前町の負担金の補正はありません。

以上、令和4年第1回上球磨消防組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） それでは、第7回湯前町議会定例会にあたり、行政報告を行います。なお、主な行政報告のみとさせていただきます。

令和4年6月1日、応接室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しました。会議では、令和4年第4回定例会提出予定議案等について説明しました。

2日、改善センターにおきまして、令和4年度湯前町防災会議を開催しました。会議では、出席者に対し令和4年度湯前町防災計画及び水防計画について説明を行った後、各関係機関の防災対策について報告を受けました。

3日、人吉市球磨地域振興局におきまして、6月定例町村長会が開催されましたので出席しました。この中でくま川鉄道再生協議会の進捗状況について説明を受けました。

4日、防災倉庫前におきまして、湯前町消防団特設分団機動班の発足式が開催されましたので出席しました。式では、消防団長より10人の団員に辞令が交付され、今後はB&

G財団の助成事業にて配置された油圧ショベル等の重機を、災害現場で活用できるよう知識と技術の習得が行われます。

6日、錦町役場におきまして、令和4年度人吉球磨管内主要事業説明会が開催されましたので出席しました。重点取組みは、以下のとおりです。ご覧いただきたいと存じます。

6月6日、人吉市クリーンプラザにおきまして、第2回JR肥薩線再生協議会が開催されましたので出席しました。会議では、球磨川の河川整備等における鉄道との連携方針をはじめ、復旧に関する課題と要望活動の方針について協議を行い、復旧に関する課題と要望活動の方針について協議を行いました。同日、熊本市の、熊本ホテルキャッスルにおきまして令和4年度熊本県企業誘致連絡協議会通常総会が開催されましたので出席しました。本町は令和4年度から入会、企業会員121団体、市町村会員本町は令和4年度から入会、企業会員121団体、市町村会員38市町村、特別会員7団体、計166の団体で構成されて38市町村、特別会員7団体、計166の団体で構成されています。企業誘致について、情報収集や人脈形成などに役立てたいと考えています。

9日、議場におきまして、第4回議会定例会が9日から16日まで開催されましたので出席しました。

10日、町内の向田圃場におきまして、尚絅大学との連携事業を開催しました。大学から14人の学生が来町され、田植え体験と湯楽里との意見交換が行われました。

15日、洋会議室におきまして、湯前町農業再生協議会総会が開催されましたので出席しました。同日、湯前町振興計画策定審議会及び職員プロジェクトチーム合同会議を開催しました。会議では、総合戦略、総合計画、及び過疎計画の検証作業を行いました。

17日、熊本県庁におきまして、第6回球磨川流域治水協議会が開催されましたので出席いたしました。会議では、令和4年出水期までの取組について（災害復旧状況）、球磨川水系流域プロジェクトの取組状況について説明がありました。本町関係では、国有林（七ツ山地区）の災害復旧工事が完成したこと、スマート田んぼダムによる集水域での対策の取組のことが取り上げられておりました。

6月19日、味工房さがらにおきまして、球磨畜産農業協同組合湯前分区通常総会が開催されましたので出席しました。

20日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里（株）定時株主総会が開催されましたので出席しました。長引く新型コロナウイルスの影響により、厳しい決算内容でありました。

21日、対象者のご自宅におきまして、出生祝い金を贈呈しました。対象者3名でございました。同日、熊本市のメルパク熊本におきまして、令和4年度県庁緋月会が開催されましたので、副町長、教育長、及び県の事業に取り組んでいる担当課長等と出席し、

人吉球磨出身の県庁職員と情報交換を行いました。

22日、多良木町役場におきまして、令和4年度奥球磨広域連携推進協議会総会が開催されましたので出席しました。令和4年度の事業計画として、「奥球磨どんぶりフェア」、「奥球磨めぐりんフットパス」の実施が承認されました。また、会長にわたくし長谷が就任しました。

23日、人吉市クリーンプラザにおきまして、人吉球磨広域行政組合令和4年6月定例理事会が開催されましたので出席しました。会議では、し尿収集料金の値上げについて協議を行い、1リットル当たり12円50銭（税別）から2円値上げし、令和5年1月1日から1リットル当たり14円50銭（税別）に改定することが承認されました。同日、第8回くま川鉄道再生協議会総会が開催されましたので出席しました。会議では、国土交通大臣に対する要望書の内容についての協議を行い、①復旧に関する支援、②代替バス運行に係る継続的な支援、③復旧後の長期的な運航の確保に向けた支援を要望することになりました。同日、くま川鉄道（株）第122回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、定時株主総会に上程する議案の内容について協議を行いました。同日、くま川鉄道（株）第33期定時株主総会が開催されましたので出席しました。会議では、令和3年度の事業報告・貸借対照表及び損益計算書、株主資本等変動計画書、令和4年度（案）並びに収支（案）書、が上程されました。同日、人吉市クリーンプラザにおきまして、くま川鉄道（株）第123回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、役付き取締役の選任が行われ、代表取締役会長に人吉市長の松岡隼人氏、取締役副会長にわたくし長谷、取締役社長会長にわたくし長谷、取締役社長に永江友二氏が選任されました。

24日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。

①上球磨消防組合・人吉下球磨消防組合の指令業務システムの共同化について、②町民グラウンド及び湯前小学校体育館照明設備について、③JR肥薩線の復旧についてを説明いたしました。同日、湯楽里におきまして、農業振興検討委員会から、「湯前町農業振興プランに係る意見書」の答申を受けました。この意見書は、「湯前町農業振興プラン（仮称）について」、湯前町農業公社の具現化（湯前町農業振興プラン（仮称）の位置づけ）について」の2点を諮問していたもので、今後は答申書を参考に農業振興策を講じていくとしております。

27日、西米良村・西都市におきまして、三市町村議会国道整備促進合同協議会現地調査が開催されましたので、副町長を参加させました。調査箇所は、西都市岩下バイパス、西米良村二之渡工区、西米良村越野尾工区でありました。同日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合正副組合長会議が開催されましたので出席しました。同日、錦

町役場におきまして、人吉球磨観光地域づくり協議会定期総会が開催されましたので出席しました。

28日、保健センターにおきまして、敬老会実行委員会が開催されましたので出席しました。敬老会の在り方等について協議を行いました。同日、湯前町農業公社総会が開催されましたので出席しました。

29日、洋会議室におきまして、ロアツソ熊本“火の国もりあげ隊”の表敬訪問がありました。10月8日（土）、えがお健康スタジアムで開催されるザスパクサツ群馬戦は、湯前町のタウンデイとして、観戦バスツアー（50人先着順）や湯前町の物産展が開催されます。

7月2日、湯楽里におきまして、ゆのまえ温泉湯楽里（株）において、社長訓示を行いました。同日、応接室におきまして、専門家を招聘し、マンガのまちづくりアドバイザー会議を開催しました。漫画美術館の活用をはじめ、今後のマンガのまちづくりについて、ご意見をいただきました。

4日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席しました。会議では、令和4年第2回議会臨時会議案について協議を行いました。同日、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会が開催されましたので出席しました。会議では、令和4年第2回議会臨時会議案について協議を行いました。

6日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合の通常点検が行われましたので出席しました。同日、公立多良木病院におきまして、令和4年第2回球磨郡公立多良木病院企業団臨時会が開催されましたので出席しました。同日、町長室におきまして、球磨川水系河川整備計画「国・県管理区間」（案）に関する意見聴取が開催されましたので出席しました。本町河川の課題と共に、治山の重要性訴えました。

7月12日、球磨地域振興局におきまして、7月定例町村長会が開催されましたので出席しました。会議では、IT企業の誘致促進について、地域資源を生かした再生可能エネルギーの導入推進について、くま川鉄道再生協議会について等、球磨地域の課題について協議を行いました。同日、洋会議室と災害現場におきまして、森林管理署による、令和2年度7月豪雨災害における国有林の災害復旧工事の進捗状況確認が行われましたので出席しました。

13日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しました。会議では、令和4年第5回臨時会提出予定議案等について説明しました。同日、議場におきまして、令和4年第5回臨時会が開催されましたので出席しました。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。①上球磨消防組合・人吉下球磨消防組合の消防力強化及び広域化について、②介護老人保健施設「シルバーエイト」不適切介護による事故について、③国道219号改良

工事に伴う用地購入について、④湯前町農業振興検討委員会からの答申について説明を行いました。

14日、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合7月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。同日、華の荘におきまして、令和4年度川辺川ダム建設促進協議会定期総会が開催されましたので出席いたしました。川辺川（流水型）ダムの早期完成に関する要望等を実施する予定となっています。同日、華の荘におきまして、令和4年度「一般国道熊本宮崎線道路整備促進期成会」、「一般国道445号道路整備促進期成会」、「球磨川上中流改修期成会」による合同定期総会が開催されましたので出席しました。管内の道路整備、河川の改修の強力な推進を図るため、積極的な要望が予定されています。

15日、九州農政局におきまして、球磨郡町村会により九州農政局への政策提案が開催されましたので出席しました。令和2年7月豪雨災害に関する要望、農林業の振興と活力ある農山村の建設に関する提案及び要望を行いました。

22日、人吉市役所におきまして、令和4年度第2回人吉・球磨地域公共交通活性化協議会が開催されましたので出席しました。令和4年度の事業計画については、①地域公共交通の再構築と利便性向上、②地域公共交通に関するサービス充実、③多分野連携による利用気運の醸成の3点を目標に、様々な事業が実施予定であります。同日、令和4年度肥薩線利用促進・魅力発信協議会定期総会が開催されましたので出席いたしました。この協議会は、肥薩線の全面復旧に向けた活動を行うため、熊本・宮崎・鹿児島県内の自治体で組織されたものであります。

25日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。

- ①人吉球磨 クリーンプラザの長寿命化について
- ②ツアー・オ ブ九州全国ジュニアステージロードレース湯前ステージについて
- ③町道猪鹿倉横谷線道路復旧工事に伴う地質調査業務委託について
- ④くま川鉄道の災害復旧について
- ⑤令和4年度新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業「原油価格・物価高騰対応分」についての説明を行っております。

27日、公立多良木病院におきまして、令和4年度球磨郡公立多良木病院企業団合同慰霊祭が開催されましたので出席しました。

28日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合議会全員協議会が開催されましたので出席しました。同日、九州地方整備局におきまして、球磨郡町村会主催により国への要望活動が開催されましたので出席しました。要望先は九州地方整備局であり、
1 令和2年7月豪雨災害に関する要望、
2 安全で安心できる国土づくりに関する提案

及び要望を行いました。本町関係の主な要望は以下のとおりです。ご覧いただきたいと思ひます。

8月2日～3日にかけて、東京都におきまして、球磨郡町村会による令和5年度管内主軸事業要望が開催されましたので出席しました。本町関係の主な要望は以下のとおりです。

- ・農村地域防災減災事業（ため池整備事業）（継続地区）第二養谷地区

- ・上水道施設整備に係る交付金対象事業の要件緩和及び財源措置の拡充でございました。引き続き、くま川鉄道再生協議会による国への要望活動が開催されましたので出席しました。要望先は国土交通大臣、鉄道局長であり、要望内容は以下のとおりです。

①復旧に関する支援、②代替バス運行にかかる継続的な支援、③復旧後の長期的な運航の確保に向けた支援でございました。なお、この要望書につきましては、別綴じのフォルダに添付しておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

5日、市町村自治会館におきまして、令和4年度全国過疎地域連盟熊本県支部総会が開催されましたので出席しました。県内の32市町村が加盟しており、過疎地域の持続的発展促進するため、調査研究および要望活動を行っています。総会終了後、林野庁から小坂善太郎森林整備部長が招かれて、「森林環境譲与税のさらなる活用について」と題し講演されました。

9日、湯楽里におきまして、ゆのまえ湯楽里（株）第4回取締役会が開催されましたので出席しました。令和4年度売上は、令和3年度と比較すれば回復状況にあります。また、まだまだコロナ前の水準には戻っていないとの報告がありました。同日、球磨地域振興局におきまして、8月定例町村長会議が開催されましたので出席しました。会議では、九州地方整備局と熊本県から、新たに策定された「球磨川水系河川整備計画」の説明がありました。球磨川の今後おむね30年間の具体的な河川整備の目標や内容が示された計画でありました。また、くま川鉄道再生協議会の進捗状況について報告があり、上下分離方式及び要望活動に内容について説明を受けました。

10日、アクアパークにおきまして、人吉球磨広域行政組合8月定例理事会が開催されましたので出席いたしました。会議では、第3回議会定例会の提出案件について、規則及び訓令の一部改正について等令の一部改正について等、協議を行いました。

8月12日、上球磨消防組合におきまして、上球磨消防組合公用車寄贈式が開催されましたので出席しました。終了後、上球磨消防組合議会議員懇談会が開催され、「令和2年7月豪雨災害を踏まえた消防署所の再配置にかかる財政支援に関する協議を行いました。

18日、人吉市役所におきまして、くま川鉄道（株）の第124回取締役会が開催されましたので出席しました。会議では、球磨川第四橋梁建設工事等の協議を行いました。

19日、熊本県庁におきまして、球磨郡町村会による知事・県議会への管内主軸要望が開催されましたので出席しました。その際、私からは蒲島知事及び県議会及び県議会に対し、家畜市場における子牛価格の低迷や、飼料価格高騰に喘ぐ畜産業者への支援を強く要望して参りました。

21日、湯前町内におきまして、ツアー・オブ・九州 2022 湯前ステージが開催されましたので出席しました。

22日、議長室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しました。会議では、令和4年第6回臨時会提出予定議案等について説明しました。議場におきまして、令和4年第6回臨時会が開催されましたので出席しました。同日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。

①湯前町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、②空き家実態調査について、③湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について説明を行っております。

23日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が開催されましたので出席しました。会議では、第3回定例会の内容について協議を行いました。

24日、応接室におきまして、湯前町総合教育会議が開催されましたので出席しました。同日、応接室におきまして、町民体育祭開催について協議を行い、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、中止を決定しました。

8月25日、洋会議室におきまして、議会全員協議会の開催をお願いし、以下の議題について説明を行いました。

①9月定例会議案について、②町道牧良線・橋梁・河川災害復旧事業について、③協栄木材（株）からの苗木生産施設整備に伴う補助要望について、④総合計画・総合戦略・過疎計画の検証について、⑤上球磨消防組合上京要望について、⑥新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種について、同日、公立多良木病院におきまして、球磨郡公立多良木病院企業団議会全員協議会が開催されましたので出席しました。会議では、第3回定例会提出予定議案の説明が行われました。同日、防災倉庫におきまして、「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」、「協定書調印式」、及び「配備機材お披露目式」が開催されましたので出席しました。式典には 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から菅原悟志理事長が来庁され、調印を行うと共に意見交換を行いました。

26日、クリーンプラザにおきまして、令和4年第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会が開催されましたので出席しました。

29日～30日、国土交通省並びに国会議員事務所におきまして、3市町村議会国道整備

促進合同協議会の国への要望活動が開催されましたので出席しました。宮崎県西都市議会、西米良村議会、湯前町議会が合同で国道 219 号の早期改良と道路予算の確保を国に要望されるもので、応援者としての出席でありました。

31 日、応接室におきまして、議会運営委員会が開催されましたので出席しました。会議では、令和 4 年第 7 回定例会提出予定議案等について説明を行いました。以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで「行政報告」は終わりました。

ここで、一般質問の準備と休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前 10 時 45 分
再開 午前 10 時 57 分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第 5 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、「一般質問」を行います。

本定例会では 4 名の議員が通告されておりますが、本日は、椎葉議員、金子議員、遠坂議員の 3 名を予定しております。

タブレットに掲載の通告一覧の順番に、発言を許します。

一つ、上下分離方式による鉄道の未来創造について、椎葉議員の質問を許します。

○4 番（椎葉弘樹君） 最近、鉄道復旧とインターネット民営化で様々な御意見を頂いています。これらについて町民の皆さまの理解を深めること、将来に向けた町の対応を確認することを目的に一般質問を行います。

質問事項 1、上下分離方式による鉄道の未来創造についてです。まず鉄道の上下分離方式とは、鉄道の運行を上、鉄道のインフラの維持管理を下に分けて、それぞれ別の者が運営管理を行う仕組みです。鉄道会社の運営を身軽にするところに最大の目的があります。くま川鉄道と肥薩線は地域に欠かせない人吉球磨の公共交通であります。赤字経営が続いており全線復旧の鉄道経営を心配する声も少なくありません。現状を踏まえまして、上下分離方式による鉄道の未来を、くま川鉄道と肥薩線で、それぞれ確認していきます。

要旨の 1、くま川鉄道の課題と今後の取組についてです。主に町長への質問になるかと思いますが、ご対応をよろしくお願ひしたいと思います。

皆さまご承知のとおり、くま川鉄道は 24.8 キロメートル区間の内、肥後西村、湯前間、約 4 分の 3 が復旧し、令和 7 年度での全線開通を目指しているところです。運行開始当

時は沿線に点在する県立高校5校の内、約3割にあたる1,700人の通学生が利用していました。現在通学生は減少していますが、約3割の状況は現在も変わっていないところです。全体の利用者は運行開始当初から、年々減少傾向にありましたが、令和2年7月豪雨の被災前は70万人前後をキープしていました。そこでお尋ねします。被災前におけるくま川鉄道の利用状況、通学、通勤、一般の利用割合は、どのように把握されていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 被災前の状況でございます。令和元年度の数値を申し上げます。乗降者数で申し上げます。まず通学でございます。1年あたり56万1,186人、乗降者割合につきましては、全体の79パーセントを占めております。また通勤でございますが、年間1万7,496人ということでございまして3パーセントとなっております。またその他一般のお客様につきましては、年間13万987人でございまして、全体に占める割合は18パーセントということになっております。

○4番（椎葉弘樹君） 今課長からご答弁がありましたとおり、約8割の方が通学生ということで、まさに通学列車であることが見て取れます。地域公共交通の在り方として、高校生を除く町民の利用状況、この町民の利用状況は、把握できていますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 一応、くま川鉄道が公表されております湯前駅での乗降者数、これをもって湯前町民の状況ということで把握しているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 実際に列車に乗られた方の乗り降りの数は分かるんですが、おそらく町民全体で考えたときに、どれぐらいの人がくま川鉄道を利用しているのか、そのあたりの把握はまだできていないのではないかと考えます。通学生は今後も減少傾向にありますので、経営状況が懸念されるところです。人吉球磨地域公共交通計画では、くま川鉄道にかかる長期的な運行の確保に関する計画、これに基づき、経営の改善や事業継続に向けた取組や支援を行うとあります。この長期運行計画は、令和3年10月に沿線自治体、熊本県、くま川鉄道で策定しておられます。そこでお尋ねします。くま川鉄道にかかる長期的な運行の確保に関する計画、略して長期運行計画で経営改善は、見込めますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 今、議員ご説明いただきました長期運行計画ですね、こちらのほうにつきまして、収支計画が立てられております。この計画はご承知のとおり10年間の計画ということでございますので、そのシミュレーションを申し上げたいと思います。経常損益につきましてでございますが、この計画を実施して100パーセント効果が出たという場合につきましては、年間で9,100万円程度の効果があるということで計画がされているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） この10年間の計画においては、この計画を実施することで、9,100万円のプラスが見込めるということでございます。人吉市議会の一般質問においても同

様の確認がなされており、執行部からの答弁は、やはりこの長期運行計画の中で、鉄道事業の経営改善や利用促進の活動への支援なども定められていることから、計画実施により赤字額の軽減につなげたいということでありました。ただしこの計画というのは、まだ住民に対して公表がなされていないのではないのでしょうか。これは沿線住民に対して公表する考えはないのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 議員ご指摘のとおり、まだ町民のほうには公表をなされていないところでございます。これにつきましては構成町村といった構成団体との情報共有を致しまして、各町村での対応になるかと思っておりますので、そちらで確認後に公表できるものであれば、公表させていただければと考えるところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 実は我々議員も、この計画というのは把握できていないところですので、ぜひ公表していただいて、地域でしっかりと情報共有を図っていただきたいと思っております。あと経営改善の手法として、今回上下分離方式が検討されております。ここでお願いします。上下分離方式にすることで、人吉球磨管内および本町の負担というのは、どのようになる見込みでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 今ご説明のありました上下分離方式によりまして、例えば災害復旧とか、そういったときには、法律により国の負担割合が増えます。そのことによりまして、鉄道施設の整備につきましては、そういった場合については、補助率のかさ上げがありますので、その分は減ってくる、町村負担は減ってくるというようなことでございます。また、上の部分、経営の部分、こちらのほうも一般的に言われておりますのが、経営に専念ができるということから、いろんな経営改善をやって、そこでそちらの収支も改善していくということでございます。それに対しての町村負担は、ちょっとどうなるかというのは分かりませんが、そのとこできちんとした、それぞれの経営改善と、あとは整備計画とをやっていけば、若干のその町村の負担、これは少なくなるのではという考え、私の私見でございますが、そういったところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町の負担というのは、そんなに増えないだろうという現時点での、課長独自の考えということで、私も現在、経営安定化補助金が、総額 7,000 万円ほどあって、本町が 600 万円ほど支出しておりますので、これが変わらなければいいなあと願うところです。この部分については具体的な試算は、これからになると思っておりますが、できるだけ早めの試算をしていただき、先を見越していただきたいと考えております。ここで上下分離方式によるくま川鉄道の未来を考えてみたいと思っております。鉄道のメリットは、バスやトラック、航空機に比べ、輸送力が桁違いに高いことです。しかしわずかな乗客を、重い鉄道車両で運びますと、鉄道ならではの強みが活かされず、高い固定費が重りとなり赤字が続いてしまいます。一方鉄道には魅力があり、道路の渋滞緩和や沿線住民の誇りや愛着といった、シビックプライドの外部経済効果も無視ができないとこ

ろです。人吉球磨は少子高齢化が続き、相も変わらず車社会です。車が無ければとても生活が不便です。錦町沿線は、ジャスコや役場周辺と線路が離れており、田園の中を走行するため、鉄道利用としては不便さがあるところです。そこでお尋ねします。これは町長のほうにお尋ねしたいと思いますが、全線復旧から10年後、令和7年が全線復旧の予定ですので、それから10年後の令和17年前後あたり、その時のくま川鉄道の未来をどのように創造されているか、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 現時点での回答できる範囲ということで、ご答弁させていただくところがございますけれども、先ほどちょっと出て参りました長期的な運行に関しまさず基本計画の基本方針からで、お答えさせていただくところがございますけれども、まず方針の1の中で、くま川鉄道における鉄道事業の経営の改善というのが謳われております。それから方針2では、持続可能な鉄道運行を可能にさせる地方自治体等における継続的な支援の実施、それから方針3では、鉄道事業の事業構造の変化、すなわち先ほどから出ております上下分離の実施によりまして維持管理コスト等にかかる、会社の負担軽減が謳われているところがございます。今後これらの3つの方針に沿った取組内容等が、さらに今漠然とした内容になっておりますので、さらに検討が加えられまして、実施が行われるというふうに思っております。併せまして再生協議会におきまして先ほど行政報告の中でも報告させていただきましたが、国土交通大臣、それから鉄道局長、それから地元国会議員の皆さまにも、このくま川鉄道の全線復旧に関します要望書を提出させていただいておりますけれども、この中で大きく3つ要望しておりますが、1つに復旧に関する支援、それから2つめに今運行させていただいております代替バス運行にかかる継続的な支援、そして3つめが復旧後の長期的な運行の確保に向けた支援を要望しているところがございます。復旧後の長期的な運行が確保できるように、他の交通機関との連携、役割分担の明確化、並びに持続可能な地域の公共交通の実現に向けた取組について、支援、助言をお願いしたいというふうな内容で記述をされているところがございます。この点しっかりと国に対して、また熊本県、それから10市町村で連携をしながら、この再生協議会の中で連携をしながら、今お話を頂いている分については対応を考えていきたい。かように思っているところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） 今町長からご答弁いただいたのは、その10年間の計画の中で、どのように取り組んでいくかという部分が多かったと思いますが、これからたぶん人吉球磨というのは、人口が大幅に減少して参ります。そして令和2年から令和17年にかけて、子どもの数、0歳から14歳児においては、4分の1、25パーセント減少するとされております。そういった子どもの数が減るなかで、通学列車として、果たして継続していけるのかといった部分があります。町長10年後、その子どもの数が減るなかで、くま川鉄道というのは、どのような運行をしていかなければならないという未来の創造です

ね、町長的には、そこの部分はどうか考えておられますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁致しました基本方針1から基本方針3の中での部分から、私なりの解釈ということで、ご了解いただきたいと思っております。やはりこの10市町村の一致連結したかたちで、それに鉄道をいかにして復旧させ、継続して経営を行っていくかというのは非常に難しい部分がございますので、私先ほど答弁した中で、やはり利用促進関係につきましては、例えばでございますけれども、本町につきましては、終着駅・始発駅でございますので、そのような効果あたりも含めながら、側面的なといえますか、そういうところでくま川鉄道を支援していく、そういうことがやはり必要なのかなというふうに思っているところでございます。ちょっと申し訳ございません。漠然とした答弁になっているかと思うんですけども、そこは慎重に発言させていただきたい、答弁したいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） おそらく令和17年という世界は、10年以上先ですので、なかなか想いを描くことは難しいのかもしれませんが、町民の方から得た意見としましては、例えば将来的にはBRT方式に変えて、例えば錦町とかはジャスコとかそっちの方も回って行くことはできないのかとか、あとは鉄道だったところを将来的には思い切って自動車道にしませんかとか、そういう面白い意見もあったところです。それは復旧に向けてはあまり関連しないところですが、将来的な考え方としては、一つのヒントになるのかなと思います。くま川鉄道を持続していくためには、やはり先ほども言いましたが、通勤定期と一般の乗客が少ないので、この部分を増やすか、新たな収入源を得るかという方法しかないと思っております。6月27日の新聞報道を見ますと、くま川鉄道の永江社長は鉄道事業だけの経営は厳しいと、今後は地域の物産品を売るなどして売り上げを確保したい、物産品というキーワードが出てきたところで、それが実現できるかは分かりませんが、そういう話をされておりました。そこでお尋ねします。くま川鉄道は人吉球磨管内10市町村で負担金を納めておりますので、くま川鉄道のアイデアだけではなく、各市町村でもそういうアイデアをくま川鉄道復旧に向けて考えていく時期ではないでしょうか。町長お尋ねします。

○町長（長谷和人君） アイデアを募集するというのは、大変いいことだと思っております。その中で今椎葉議員が3点ほどいろいろと御提案を頂いたところでございますが、その中でより良いものについては、それが可能である限り、それを活かしておく必要があると当然思いますし、また活かさないアイデアもあろうかなというふうにも思っておりますので、それちょっと持ち帰らせていただきまして、この件については再生協議会なり、くま川鉄道取締役会の中でもちょっと提案させていただければというふうに思っております。なお、そういうふうなアイデアあたりもたぶん入っていたんじゃないかなと私申し訳ございません。漠然とした回答になっているんですけども、あっているんで

はないかと思っておりますので、そこも調べさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 肥薩線におきましては、民間の肥薩線 again というところ、あと人吉温泉女将の会さくら会であったり、人吉鉄道観光案内会などが復旧までにやれること、これに取り組まれています。一方このくま川鉄道においては、民間組織の動きというのは、まだ見えていないのかなという思いがあります。ここはですね、やはりくま川鉄道においても、民間団体や組織を巻き込んだ全線復旧の取組というのが、令和5年、令和6年と時間がありますので、そこに挑戦していく必要があるのではないのでしょうか。最後に町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 先ほどの長期的な運行確保に関する計画の中で、実はこの地方公共団体、その他のものによる支援というのがございまして、鉄道事業の経営に対する支援、それから利用促進のための活動に対する支援、それから地域住民に対する利用促進、これマイレールの意識の育成ということで、地域住民の地元自治体における沿線の景観整備、それから駅前の賑わい創出、それから広報誌、SNSなどを活用した情報発信、利用啓発などが計画されております。また観光客に対します新たな需要の創出などが計画されておりますので、これからさらに今お尋ねのような具体的な動きあたりが、協議がなされていくのではなかろうかと期待しているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 長谷町長におかれましては、くま川鉄道の取締役会の副会長でもあられます。始発と終着の駅になっております松岡市長との連携というのも今後必要ではないかと思っております。ぜひくま川鉄道においても、復旧までにやれること、これを期待するばかりではなく、本町がリーダーシップを持って、人吉市としっかりタッグを組んで進めていくよう、会長、副会長が率先して取り組んで行く姿勢を見せていただければ地域住民の方々も、沿線住民の方々も、その方向性に賛同していただけるのではないかと思いますので、ぜひそのような活動に挑戦していただきたいと思っております。

続きまして、要旨の2、肥薩線の課題と今後の取組についてです。肥薩線は八代駅から隼人駅までの総延長124.2キロメートル、28駅からなっております。全線開通は明治42年、現在の鹿児島本線が開通するまでは、肥薩線が鹿児島本線でした。また、国の国際記念物遺跡会議イコモスにおいては、青函トンネルや東海道新幹線と並ぶ日本の二十世紀遺産の一つにも選ばれているところです。肥薩線は被災したあと、県と地元自治体によるJR肥薩線再生協議会、また県、国、国交省、JR九州によるJR肥薩線検討会議において、検討が進められており長谷町長もこれに出席されているところがあると思っております。そこでまず、くま川鉄道と肥薩線における利用状況の違いを確認したいと思っております。くま川鉄道は79パーセントが通学生による利用ということでした。被災前における肥薩線の利用状況、通学、通勤、一般の利用割合について、まず確認したいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） これも被災前の状況ということでございますので、令和元年度の数値についてご報告をさせていただきます。まず肥薩線の区分を、今申し上げられた区間で区切ってみました。八代からまず人吉間でございます。これにつきましては、利用人数、これは1日あたりで報告がなされていますので、その数値で報告致します。通学につきましては、1日あたり64名、通勤につきましては、1日あたり10名、一般の方につきましては、1日あたり340名ということになりますので、それぞれの割合で申しますと、通学が15パーセント、通勤が3パーセント、一般が82パーセントという割合になってございます。またご参考までと申しますか、令和元年度の人吉から吉松間におきます利用状況でございますが、通学が1日あたり0人、通勤も1日あたり0人、一般が1日あたり106人ということで、一般の方の割合が100パーセントという報告を受けております。

○4番（椎葉弘樹君） 今確認しましたように、くま川鉄道との大きな違いは、通学列車であるか、一般列車であるかといったところに大きく分けられると思います。参考までにですが、私自身はこの肥薩線の利用、社会人になって帰省する際1回だけ利用したことがあるんですが、町長は最近、肥薩線は利用されていますでしょうか。参考までにお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 申し訳ございません。最近是利用しておりませんが、以前は何回か利用しております。かわせみ線を十分満喫していったところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） これも参考までに課長のほうにお尋ねしたいんですが、町民の肥薩線の利用状況、これについては先ほど、くま川鉄道については把握されていないと思うんですが、この肥薩線についても同様でしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、その数値につきましては、把握をしておりません。申し訳ございません。

○4番（椎葉弘樹君） この肥薩線復旧という動きがある中で、この課題というのは赤字額が非常に大きいことだと思います。先ほどの利用者数を見ましても、かなり少ないという状況が見て取れます。7月18日の新聞報道で厳しい意見がありました。肥薩線の復旧を望むのは、主に人吉駅前の旅館など、恩恵を受けている観光業関係者の一部にとどまり、地元では必ずしも鉄道再建の機運は高まっていない、通勤や通学、買い物など、暮らしの足を支えるのは車で、住民の多くは肥薩線が復旧しても乗ることはないというものでした。非常に厳しいところをついている記事だなと感じたところでした。

J R九州は平成16年の九州新幹線開業の効果を波及させるため、肥薩線にS L人吉、特急いさぶろう・しんぺい号、特急かわせみやませみ号、周遊型臨時寝台列車ななつ星など多くの観光列車を投入しています。それでもなお輸送密度は減少し、赤字が膨らんでいる状況です。そこでお尋ねします。肥薩線は、さまざまな観光列車を投入しても減少

傾向ですが、赤字幅を減らす方策というのは何かあるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今椎葉議員が言われておりますJR九州におきましては、SL人吉、それから特急いさぶろう・しんぺい号、特急かわせみやませみ号が運行していたところがございますけども、土日の利用に関しましては、まあまあの利用客数があったというふうに私も調べているところがございます。なお今お尋ねになっております部分につきましては、現在のところJR九州におきましては、鉄道で災害復旧するのか、または別の運行体制での肥薩線が復旧するのか、まだそこらへんが決定がなされていない現状であるということがございます。そうなりますと先が見えないというふうなところでの答弁しかならないわけがございますけども、今この肥薩線再生協議会が設立をされておりますので、その中で先ほどのくま川鉄道での一般質問もあっておりますけれども、さまざまな利用促進関係についての話も、当然その中で出てくるのではなかろうかと、まだ具体的にこの再生協議会の中で、そういうふうな議論はなされておきませんが、今後そういうのが中身として入ってくるのではなかろうかというふうに想像しているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 6月にあった人吉市議会の一般質問において、同様の質問があったわけです。このときの答弁も、この肥薩線復旧後の利活用は、今後議論していくとありましたので、まさに長谷町長と同じ答弁内容となっております。くま川鉄道においては、長期運行計画で10年間の計画というのが出てきたわけですが、肥薩線についてはまだこれからという状況だと思います。ただこの復旧を決めたからには、この12市町村長というのは、相当な覚悟と責任が伴って参ります。なぜなら肥薩線開通時には、決断を下された市町村長の多くが退職されているからです。肥薩線復旧となりますと、人吉球磨地域で2つの鉄道の上下分離方式、特に人吉市においては、くま川鉄道と肥薩線、それぞれに直接関係しておりますので、相当な負担額が求められます。県の試算では人吉、吉松間の9億円の赤字の内、4億円を地元負担としています。あくまでも試算でございます。くま川鉄道の経営安定化補助金が7,000万円ほどですので、この4億円という数字は、その5倍以上になるわけです。また総延長というのは、くま川鉄道の5倍の長さ、駅の数も2倍の数、インフラ部分の規模がくま川鉄道よりもかなり大きくなっています。そこでお尋ねします。上下分離方式にすることで、人吉球磨管内及び、本町の負担というのは、ここも本当にはっきりは申し上げられないとは思いますが、町長の考えとしては、この負担としては、どのようになっていくとお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 4月18日に再生協議会が設立致しまして、このときに復旧に向けた課題といたしまして、今椎葉議員がおっしゃっているとおりでございますが、経験したことのない概算の復旧費、非常に大きい数字でございます。それから維持可能という点でのランニングコスト、これも大きな課題となっております。これについては、ち

やんとこの再生協議会の中で、共有がなされております。ですので具体的な負担割合については、先ほどと同じ答弁になるわけでございますけれども、今後その負担割合等についてもなされるのではないかと、ただその負担割合につきましても、先ほど答弁したこととまたちょっと戻るかもしれませんが、JR九州様が鉄道で復旧されるのか、または別の運行体制で復旧されるのか、その内容についてもちょっと中身が変わってくるというふうに思っているところでございます。私としては、どちらかでも分かりませんが、まさしく国の協力的な財政支援をやっぱり要望していく必要があるんじゃないかと、そんなことも思っている次第であります。

○4番（椎葉弘樹君） ここも検討はこれから詳細にやられて行きますので、具体的な試算というのはこれからなんでしょうけど、できるだけ早い段階でBRTにするのか、鉄道で復旧するのか、そのところの方向性が決まっていけば、自ずと負担割合というのが見えてきて、それが実現的なのかといったところが見えてくると思いますので、ぜひ協議会のところでは、上下分離方式にしても、鉄道の運営方式にしても、検討を継続していただければと思います。ここで上下分離方式による肥薩線の未来を考えてみたいと思います。JR九州の古宮社長は、肥薩線はもともと九州を南北に貫く鉄道として開通したと、そして現在は肥薩おれんじ鉄道や新幹線も開通、肥薩線は、物流、人流の両面で社会的に期待が低い、次の時代の地域交通網のあり方を考える必要があるといったところで、おそらくBRT方式もご提案されているのかなと思います。また全線復旧が令和17年度、これは早くなるかもしれませんが、現在示されているのが令和17年度といわれております。これは川辺川ダムも同様です。10年以上の話になりますと人口減少や車社会、そして鉄道離れがますます進行し、年間9億円以上の赤字になるかもしれません。そこで町長は、その令和17年度、10年以上先ですが、そのときのこの肥薩線の状況というのは、どのように描いておられるのかについて、お尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） どういうかたちであれですね、名前が変わるかもしれませんが、肥薩線という言葉が残って、地域の住民の足として、やはり公共交通の役割を果たすと、これが大前提での答弁をちょっとさせていただきたいと思います。この再生協議会については、先ほどから答弁しているように、具体的に協議がなされていないということでございますので、私の思いということで、これからこうなるということでもないということとをまず前提でご了解いただきたいと思います。

まず先ほど椎葉議員もおっしゃっておりますが、まず地元として、この肥薩線を支える熱意と覚悟が必要だろうと思っております。私もその発言をさせていただいております。この鉄道として存続することの意義を確認しまして、そして持続可能な交通の確保に向けた取組を、やはり各自自治体が主体的に実施する必要があるというふうに私は思っております。まだ鉄道復旧、その後の継続的な運行も不可欠でございまして、そうなり

ますと、先ほどから質問があつておりますが地方自治体としては大きな負担、これ大変厳しい状況になるのかなというふうに思っております。ですのでやはり国の協力的な財政支援をやっぱり要望していく必要があるのではないか、協力的な財政支援を要望していくというふうなことが必要だというふうに私は思っております。国への要望と致しましては、公共事業等事業間連携によります災害復旧費の圧縮、それから復旧後補助の拡充、それから運行費の補助の新設、または財政措置の拡充等によります地方負担の軽減、そして持続可能な経営を支える新たな支援制度などの創設などが考えられるのではなからうか、どういうことか私も今のところは漠然ですけども、考えられることをやはり熊本県と一緒に、JR九州または国へ、一生懸命行動を起こしていくと、これが一番の大事なところかなと、キーポイントかなと、まずは出発点はそこから始まるのではないかと、そういうふうに今思っているところでございます。以上でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 基本的に未来の創造といいますか、その部分が具体的なかたちが見えてきませんか、活用策というのも見出せないのかと思っております。その部分についてはやはり方向性を早く決めていただきたい、そして町長が言われたように地元の熱意と覚悟というのにも必要になってきますし、各自治体での主体的な取組というのが求められてきます。ただ本町の総合計画、あるいは人吉球磨の地域公共交通計画を見ますと、本町の肥薩線に対する取組というのは、まだ今のところは何も記載がありません。ただしある程度方向性が見えてくれば、これを町として主体的に取り組んでいくという部分で施策が打てるのではないかと思っております。町長もし肥薩線が、復旧が正式に決まりまして方式が確定しましたら、総合計画等でしっかりと施策に練り込んで、町としても住民を巻き込みながら、その対応策を検討して一緒に考えていくという、そういう想いというのはありますでしょうか。

○町長（長谷和人君） キーポイントはやはり再生協議会との連携、それと各12市町村との連携を交わしながら、活用策を考える必要があるのではないかと、これが第一番だと思っております。先ほどの、くま川鉄道でもお話しさせていただいておりますが、肥薩線を通じて、このくま川鉄道の終着駅効果というかたちで、やはりこの肥薩線を使って来町されます観光客に対します駅または沿線風景の魅力向上なり、それから記念事業のイベントなどを連携した列車の運行なり、併せまして駅周辺と連携したイベントの開催などができないかということは思うところでございます。ただ今後再生協議会におきまして、肥薩線の長期的な運行の確保に向けた基本方針なるものが協議されまして、各事業の政策、施策がやはりそこに展開されるのかなというふうに思いますので、そこを待ちたいというふうに思っているところでございます。そのうえに立ちまして今質問があつております総合計画なりの部分に搭載しながら動くということも考えられるのかなというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 総括になりますが、肥薩線においてもくま川鉄道と同様に、おそらく負担割合というのが発生してくると思います。この負担をする以上は、やはり最小の経費で最大の効果ということもございますので、これまであまり肥薩線の利用については議論されてきませんでした。今後はその活用も含めてくま川鉄道と一緒に考えていかなくてはならないものだと思います。

以上で質問事項1、上下分離方式による鉄道の未来創造の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、上下分離方式による鉄道の未来創造について、椎葉議員の質問が終わりました。これより関連質問を許します。

質問ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、上下分離方式による鉄道の未来創造についての関連質問を終わります。

次に、一つ、インターネット民営化に向けた対応について、椎葉議員の質問を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 質問事項2、インターネット民営化に向けた対応についてです。要旨1、住民への説明と支援についてです。インターネット民営化について令和2年6月に一般質問を行い町の課題を確認しました。議会だよりや旬報などで事前のお知らせをしている効果もあり、町民の方々からもインターネット民営化のお問い合わせをいただくようになりました。インターネット民営化の移行開始まで半年あまりとなりました。そこでお尋ねします。インターネット民営化に関する町民からの問い合わせ状況は、どのように把握されてますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 実際これまで4、5件程度のお問い合わせがあったところでございます。旬報、ホームページを見て尋ねていますというお話でございました。これまでの周知につきましては一定の効果があると感じているところでございます。問い合わせの内容につきましては、NTTのサービスはどのようなものか、通信速度は早くなるのか、どのような料金体系になるのか、契約の手続きはどうすればよいか、というのが主なものでありました。町のホームページに湯前町光インターネット接続サービスが変わりますという記事を掲載してお知らせしておりますが、その記事にNTTのホームページをリンクしておりますので、こちらのページをご案内するなどしてご説明をしておるところでございます。議員もおっしゃいましたとおり、まだ半年以上ございますので、これから近くになるにつれ、さらにお問い合わせが増えてくるものと認識しております。

○4番（椎葉弘樹君） 町へのお問い合わせというのは4、5件ですが、個人で聞いている部分については、もう少し多い感じがしているところです。おそらく町に聞きにく

いなという部分もあるのかなと思っていますが、そこはさておき、さつき総務課長のほうからお知らせがあったということで、旬報のほうでも今後のスケジュール等が示されています。その中で整備の進み具合に合わせて住民説明会を開きますというのが掲載されていました。そこでお尋ねします。住民説明会の対応というのは、どのように行う考えでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 2つの方法を考えているところでございます。まず1つめは、これはあくまでも民間事業者との契約になりますので、NTT主催によります全体向けの説明会を考えております。これまで整備されてきたNTT関連の一緒にされた自治体の事例も同様でございますが、2日間かけて実施をされているようでございます。本町もそのように計画をしたいと考えております。計画では4月上旬に改善センターで説明会を開催しまして、そのときに各プロバイダーにもご来庁いただきましてブースを出していただいて、その場で説明をして、最終的には契約もそこで行えるような説明会にしたいと考えております。2つめですけれども、切り替えの最終期限は令和6年の3月でございますので、まだ1年半ございますので、この1回目の説明会の状況、またインターネットの切り替えの状況、さまざまところを検討しながら個別の説明会も必要ではないかと考えておるところでございます。そちらについては、まだ具体的に考えておりませんが、何らかの説明会の必要性はあると感じております。

○4番（椎葉弘樹君） あと旬報のほうにメールの関連記事がございまして、現在使用している光インターネットのメールアドレスは使用できなくなること、そして新たにメールアドレスの取得をする必要があること、そして銀行やカード会社などに登録してあるメールアドレスの変更が必要であることなどがありました。そこでお尋ねします。電子メールの利用状況については把握できていますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 町のインターネットにご加入いただく際に、2つのメールアドレスをご登録いただいております。しかしその利用につきましては、どのメールアドレスを個人の方が実際に利用されているかは、本町のほうでは把握することができない仕組みとなっております。

○4番（椎葉弘樹君） 前回の一般質問の際に、このYNBBメールの利用状況の把握、どのように行うのかについて問いまして、そのときの答弁というのは、どのような調査が必要なのか精査し、早めに判断したいとのことでした。ただ現状は、その利用状況というのは具体的に把握できていないということで、今答弁で把握したところです。ちなみにこのYNBBメールというのは、先ほども言いました銀行やカード会社以外にも、仕事やネットショッピング、SNS、マイナンバー登録など多岐に及んでいると思われます。YNBBメールを引き続き利用したいとする需要がもし多ければ、その住民サービスを低下させないために、YNBBメールを残す選択肢もあったのかなと思っています。

すが、そこでお尋ねしますが、このY N B Bメールを廃止することにした理由というのをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） このメールの仕組みにつきましては、役場内にありますメールサーバーを通じて配信されておるため、町のインターネット環境上でのみメールが利用できます。携帯電話で例えますと大手キャリアメールと同じ仕組みでございます。従いまして解約すればメールが利用できなくなるということと同様であります。従いまして、町のインターネットを解約すればY N B Bメールは利用できなくなるということでございます。議員ご指摘の点につきましては、担当も十分理解しておりまして、現在の委託事業者に対して、さまざまに交渉を行っておりましたが、結論としては、できないということでした。技術的な点では可能なのかもしれませんが、現状ではもう、町のメールサービスの接続はしないという結論でございました。

○4番（椎葉弘樹君） おそらくその行政コスト等も関連していたのかなあと思うんですが、このできないと判断した理由というのは、これはやはりコスト的なものなんでしょう、それとも別の要因なんでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） この理由につきましては、企業内の理由でございますので、この場では発言は差し控えさせていただきたいと思えます。町から要望したのは、メールサービスだけでも期間限定で業務の委託をできないかとか、N T Tさんと一緒にコラボ事業者として残っていただいてメールサービスを継続していただけないかとか、そういったところを要望してまいりましたが、検討の余地がないというところでした。法外な金額を積みばされるのかもしれませんが、企業としては継続できないという結論でございました。

○4番（椎葉弘樹君） 先方が対応できないということであったということで理解しました。その場合、今回N T Tと契約した場合、新しいメールアドレスを取得される方もいらっしゃると思えます。その場合にY N B Bメールの登録変更というのは、N T Tの契約後になるわけですが、この湯前光のインターネット契約が終了した時点で、メールサービスを停止してしまいますと、このY N B Bメールの登録変更ができなくなってしまいます。そのためN T Tを契約した以降も、しばらくは猶予期間というのが必要ではないかと考えているんですが、町としては、その猶予期間というのをどのようにお考えでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） これにつきましては、N T Tさんのほうと先に契約していただいて、メール設定していただいて、そういった変更が終わったあとに、町のY N B Bの契約を切っていただくという方法のみとなると思えます。

○4番（椎葉弘樹君） ということはN T Tと契約して、長く町と契約を残していると、それだけ住民負担が増えてしまうということなんで、そこは住民のほうへ対応をお願い

したいということですね、分かりました。

あとインターネット使用料についてですが、インターネットサービスの使用料というのは、現状よりも高くなるということが考えられますと、前回の一般質問の答弁でありました。令和3年8月の全員協議会において、インターネット使用料が上がる場合は、住民の理解が得られるよう丁寧に対応するということが言われております。そこでお尋ねします。インターネット使用料が現状より高くなることへの説明対応というのは、どのように考えられておられますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 現在町のインターネットの利用料金は3,500円となっております。この金額はIP告知端末を利用しましたインターネット事業を維持するための必要なコストからはじいた金額となっております。確かにインターネットの料金だけ比較しますと価格差はあるかもしれませんが、プロバイダーがNTTから光回線を借りて事業を行うコラボ事業者、こちらの契約の場合にキャッシュバックや、ご自分のスマートフォンの基本料金を一律に下げるなどの割引プランの設定とかもございます。またインターネット加入と同時に、現在のNTTの固定電話、こちらをIP電話に変えるなどした場合、実質的には町の利用料金とあまり変わらないケースも出てきますので、プロバイダー選びに関しまして、ご自分に合った会社をお選びいただければ、負担増にならないケースも出てくるというところがございます。現時点では、この程度の説明しかできませんが、今後はNTTさんやコラボ事業者との協議の中で、民間企業の事業でありますので、出していい情報、出してはならない情報、また情報が出せるタイミング等、確認をいたしまして、いろんなホームページや旬報等を通じて情報発信をしていきたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 課長がご答弁いただきました、いくつかのメリットであったり、あと県内では民設民営によるNTTで運用している自治体というのは30ほどありますので、その一般的なNTTの運用に準ずるということになるかと思えます。ただ住民の間には、やはりインターネット料金が高くなるというイメージしかない方もおられましたので、そこでお尋ねしますが、今回高くなるというよりは、多くの自治体と同様の料金となること、あるいは公設公営よりもメリットが増えることなどを、やはり広報誌を使って全体的に説明した方が良いと考えるのですが、その点についていかがでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） この分野につきましては、なかなかやっぱり住民の方には分かりづらい分野でございますので、分かりやすく検討しまして、そのような周知もしていきたいと考えております。

○4番（椎葉弘樹君） あと初期費用についてなんですけど、このNTT光インターネット契約時の初期費用というのは、契約料が880円と工事費が1万9,800円かかります。これとは別に自身でインターネット設定ができない方は、セットアップサービスとして、

インターネット接続設定に3,300円、Wi-Fi設定に990円などがかかってまいります。前回の一般質問において、これらの住民負担というのは、支援できるのかという質問に対して、財源的な問題もあるが善処したいという答弁もあったところです。そこでお尋ねしますが、この住民負担の部分については、どのような支援、あるいはどのような解決法を考えておられるかについてお尋ねします。

○総務課長（西村洋一君） 初期工事費とインターネット設定の費用を分けてお話ししたいと思います。まず初期工事費ですが、おおむね議員も言われましたとおり2万円程度かかるのではないかなと考えております。括払い、もしくは分割払いが可能なようがございますが、ほかの自治体のこのようなNTTさんとの開通した時の事例では、開通に併せて各プロバイダーが、無料キャンペーンとして、工事費を無料にしたケースとかもございます。民間企業ですので、対応はさまざまでございますが、そのようなキャンペーンに当たれば必要なくなりますので、そのような状況も確認したいと考えております。次にインターネットを利用するパソコン等の初期設定ですけれども、有料のセットアップサービスや無料の電話案内とか、そういったいろんなケースがあると思います。これらの費用は従来、個人の方が負担する、まあ受益者の方が負担することになりますけれども、これらに対する補助については、生活するうえで必要な行政のインフラではないという考え方もございます。また、しかしながらこれから進みます情報化社会のインフラといえ、インフラかもしれません。これらも先ほど申しましたとおり、キャンペーン期間等を設けてもらうように、事業者をお願いするなどして、極力町の負担が無いように、お客様の負担が無いようにしたいとは考えております。実態の状況も含めて調査したいと思っておりますので、あまり早くこの情報を出しすぎますと、またいろんなところで町に不利になるところもありますので、この程度にさせていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午後 0時00分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

ただいま、一つ、インターネット民営化に向けた対応について、椎葉議員の一般質問の途中です。発言を許します。

○4番（椎葉弘樹君） 午前中は初期費用を町から支援を考えているかどうかといったところの確認をしていたところでした。総務課長からは、初期費用については、そのときどきのNTTやプロバイダー事業者からのキャンペーンやキャッシュバック、これで対応をしていくので、町から支援は考えていないということでした。改めて町長のほう

にも同じ質問をしますが、今、総務課長からご答弁いただいた内容で、町からの支援は特に考えていないが、プロバイダーとかNTTのキャンペーン情報、キャッシュバックのほうで対応していく方向であるのか、その点について町長に伺います。

○町長（長谷和人君） 午前中総務課長が答弁していますように、キャンペーン等がありました場合とか、それからキャッシュバック等がございましたときには、本町のほうも協力しながら対応していけばというふうに思っております。それから初期投資関係につきましても同様でございます、今回このインターネット利用に関しまして、生活するうえで必ず必要なインフラというふうなことではないという位置づけもございますので、今のところは考えていないということで答弁をさせていただきたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 今回のNTTとの契約は、通常のNTTとの契約以外にも、コラボ契約とあって、プロバイダー事業者ごとの契約もあるようです。契約内容、多岐に及ぶわけですが、この場合、町民の皆さま、住民の皆さまも、どの契約プランがいいのか事前に検討をしていくことも考えられます。それには準備期間というものも当然必要になってきますので、例えば先ほど住民説明会、お聞きしたところ4月あたりを考えているということでしたので、4月はちょっと情報提供にしては、少し遅い部分もあるかと思っております。事前に情報を流せる部分は、事前にやはり周知していく部分も必要かと思っておりますが、その情報提供のタイミングその辺りについては、町長住民説明会以前にやっていく考えはあるのかについて、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 少し遅いというようなお話でございますけど、そこは係りと一緒になりまして対応が早く出来るようであれば、そういうふうにして丁寧に住民の皆さま方、利用者の皆さま方に御説明していきたいというふうに思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 最後の質問になりますが、一番最初の質問ですでに町民の方々から4、5件の問い合わせがあっているということでした。私のほうも何件か質問を受けておまして、その部分については可能な限り回答をしているところですが、町からの丁寧な説明、町長も言われましたが、この丁寧な説明というのが必要と感じているところです。また住民説明会のあとに転入されて来る方々もいらっしゃると思います。そこでお尋ねします。町民からのお問い合わせ内容、Q&Aなどをホームページや広報誌などの行政広報で随時お知らせしていく考えはないでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） お問い合わせがございました際には、その内容について、町長申されましたとおり丁寧な対応をする。またそのようなお問い合わせが重なってきますと、いろんなところが不安なんだなというのも把握することができますので、Q&Aにまとめましてホームページや広報誌等に掲載して周知をしたいと考えております。ただし今回の事業は、整備事業者でありますNTTさんが主体で工事を行っており、町

の一存で進めていく事業ではありませんので、そのへんは事業者と確認しながら掲載できる情報について、早く出していきたいと考えております。その点につきましては、御理解いただきたいと思います。

○4番（椎葉弘樹君） 質問の結びになりますが、鉄道とインターネット関連について、町の考えを確認させていただきました。利用者の視点、町民の視点で、鉄道とインターネットの新たな開通に向けてしっかり準備をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、インターネット民営化に向けた対応について、椎葉議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。

○5番（森山 宏君） 椎葉議員の質問に再確認なんですけども、インターネットの環境、これをインフラというふうに捉えられているのか、インフラではないというふうに捉えられているのか、今椎葉議員の質問の中にホームページ等で開示していきたいと返答がありましたので、一応再確認のため質問いたします。

○総務課長（西村洋一君） 現在、町で引いているぶんにつきましては、防災の告知端末用としてのインフラでございます。インターネットの通常の施設に関しては、一般的にはインフラではないと思っておりますが、利用方法によっては、インフラと捉えてもいいかもしれませんが、それをどちらかこう○か×かという判断はできないところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、インターネット民営化に向けた対応についての関連質問を終わります。

以上で、椎葉議員の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、一つ、畑地帯の農地保全について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） 8番議員の金子です。私は、通告しておりました畑地帯の農地保全について、農地の基盤整備の可能性について、そして子どもの健康について、この3点を一般質問させていただきます。

まず、一点目の畑地帯の農地保全についてお伺いさせていただきます。畑地の整備については、過去にも取り上げ質問させていただいておまして、平成26年と4年後の平成30年に、畑地農業の振興という視点から、当時の執行部とやり取りをさせていただいた経緯がございます。それから4年がたちまして、状況が改善されたところ、ほとんど変わらないところ、またちょっと悪化したところ、いろいろございますが、将来の畑地

農業の明るい未来のために質問させていただきます。

まず初めに、農地保全についてということで、耕作放棄地の現状についてお伺いさせていただきます。水田地帯に比べて畑地帯の場合、十分な整備がなされておらず、農業生産活動の変化や農家の高齢化等によって、未耕作の農地が増えているのが現状です。農業委員会等でも調査されて対応されていると思いますが、今調査されている畑地帯の耕作放棄地について、どの程度あるのかお示してください。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） 耕作放棄地の現状ということで、まず答弁させていただきますというふうに思います。

湯前町の農地面積といたしまして、田のほうが504ヘクタール、畑が67ヘクタールで、合計の571ヘクタールというふうになっております。この農地につきまして、農業委員会においては毎年農地パトロールということで実施しております。農地パトロールの結果で遊休農地とした平成29年度から令和3年度までの5か年間の状況で、田畑合計ということで、まず答弁させていただきたいというふうに思います。

平成29年度は、田が5.6ヘクタール、畑が3.9ヘクタール、合計の9.5ヘクタールが遊休農地となっております。平成30年度は、田が6.7ヘクタール、畑が2.4ヘクタール、合計の9.1ヘクタール。令和元年度が、田が6.7ヘクタール、畑が2.4ヘクタール、合計の9.1ヘクタール。令和2年度が、田が10.8ヘクタール、畑が2.5ヘクタール、合計の13.3ヘクタール。昨年の令和3年度につきましては、田が5.9ヘクタール、畑が4.2ヘクタール、合計の10.1ヘクタールというふうになっております。

令和3年度の調査で、畑の遊休農地につきまして、高沖地区で1.6ヘクタール、クノ原地区が0.8ヘクタール、その他が1.8ヘクタールというふうになっております。

町全体の遊休農地の割合は大体2パーセント程度というふうになっておりますが、畑だけを見ますと、6パーセント程度が遊休農地というふうになっているところでございます。

○8番（金子光喜君） 答弁されたように、遊休農地という形でカウントされているものに関しましては、なかなか判断が変わってきてまして、いわゆる赤判定でありますとか黄色判定でありますとか緑判定とかいう形で、農業委員会の内部でもされているかと思えます。そのへんの割合についてはお示しいただけないでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----
休憩 午後 1時15分
再開 午後 1時16分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） 緑、黄色、赤ということでございますけども、昨年度から区分の方法が変わってきております。実際、数字的には、ちょっと割合は手持ちにないのですけれども。

まず、緑というのがございます。荒廃度が低度。というのは、利用されておらず、トラクター等で耕起すれば利用可能な農地を緑というふうに言っております。これは実際どういふことかと言いますと、1年生の雑草や多年生の雑草が繁茂し、1メートル未満の低木が数本あるような農地というふうになっております。

それと、荒廃度が中度。利用されておらず、トラクター等ではすぐに耕起できない状態で、重機と併用するなら耕作が可能な農地というふうな、黄色と緑。

そして、今まで赤と言っていたものは、耕作等ができないような状態、荒廃度が重度ということで、利用されておらず、重機を使用しなければ到底復旧できない農地というところで、これは実際にもう林地化しており農地に復元することがかなり困難な農地というふうになっておまして、今までの赤で言いますと、これが3分の1程度ではないかと。先ほど、田も畑も合わせて10.1ヘクタールと言いましたけれども、その大体3割程度が、荒廃度が重度というふうなところになっているかなというふうに思っております。

○8番（金子光喜君） 今回畑地帯ということで絞って質問させていただいておりますので、畑地帯いわゆる私が前回質問した時の湯前町で一番畑地の面積の多い高沖台地ですね、そちらの状況ということで質問させていただいておりますので、そこに絞ってお伺いさせていただいております。

割合として報告されている数字よりも、現地に行って畑地帯を見渡した時に、未耕作いわゆる耕作放棄地だよなというような所の面積は、非常に多く感じておるところです。特に、言われました黄色でありますとか赤、中度・重度の未耕作地というのは、非常に増えてきているように感じます。

また、実際農業をされている方々に聞かしても、もう何年かここは作っておられないよねとかいう話も聞きますので、状況としてはこの数字よりもはるかに厳しいのかなと私自身思っておるところですけども、担当課長はどういふふうにお捉えになっておりますかお伺いします。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） 私も議員おっしゃられたとおり、先ほど申しました数字よりかなり多いのではないかなというふうに思っております。

農地パトロールといいますのは、基本的には全筆を調査しなさいというふうになっておりますけども、時間の制限等もございますので、なかなか山のほうといいますか、山付きといいますか、奥の方まで行つての調査等ができていないということも実態だと思いますし、近年耕作放棄地等になったらその場所も確認ができると思いますけど

も、もう長年現況として山林になっている所は見た目からも山林というふうな判断もされている所もあるかと思しますので、先ほど申しましたとおり、議員と同じようで、実際にはまだこの数字は大きい数字になってくるのかなというふうには思っております。

○8番（金子光喜君） 現状しっかり御認識されているということで分かりました。

また、そういうことでどういった対応・対策を、農業委員会なり担当課のほうでされているのかということをお伺いさせていただきたいと思っております。農地の所有者の方、おられない所もあるかもしれませんが、そういう方たちにどういった呼びかけをされているのかお答えください。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） 農地パトロールにおきまして、遊休農地というふうな判断をした所につきましては、その後の利用をどうされますかというふうな意向調査を行います。それは、誰かに貸し付けるのか、農地中間管理機構を通して貸し付けるのか、又は自分で耕作するのかというふうなその後の意向調査を行うようになっております。そして、いずれかの方法で意向どおりに行われていない場合、これは制度的な話でございますけれども、農業委員会につきましては中間管理機構との協議を勧奨することになります。もしその中で、最終的なこととなりますけれども、知事のほうの裁定により中間管理機構が農地中間管理権を取得できることにより、農地法に基づく農地に関する措置もあるというところでございます。

ほかに、先ほども再生が困難な農地もあるということで申し上げましたけれども、それにつきましては非農地とするような判断もございます。これにつきましては、周辺の農地の利用状況も勘案しながら、農地所有者の方の意向も踏まえて判断することになります。ただし、非農地判定というふうにして、仮に地目のほうが山林というふうな所有者の方が変更された場合におきましても、森林法におきましても、山林につきましても所有者の責任で保全をしていくというふうになりますので、非農地判定につきましては先ほど言いました周囲の状況もありますけれども、非常にこれも難しいような判断が迫られるといったところでございます。

○8番（金子光喜君） 畑地帯の中に、非農地判定をするということはまず考えられないと思えます。山林にしましたからそのままいきますよとか、そういうのは周辺の農家からすると、とても許容できるものではないものですから、それはないということで、しっかりとした畑地に戻すような対応というか対策が必要になってくると思えます。それは担当課長も十分理解されていると思えますが、なかなか進んでいない、そのことの理由に関しては、大体どういう理由があるのか考えておられますか。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） これはまた後のほうでも、数字的なことで申し上げる場面が出てくるかと思えますけれども、農地パトロールのほかに、令和元年度に農家の方に10年後の農地を貸したい、売りたい等のアンケート調査、これは人・農地プ

ランの見直しに伴ってしておりますけれども、この調査結果で申しますと、畑地帯につきましては、10年後に畑を貸したいという方、これが10.2ヘクタール、農地を売りたいという方が6.6ヘクタールという結果がございます。ただ、この数字を基に、また農業委員会で斡旋であったりとか、そういうのが進んでいないという現状があるかと、それが一番の原因ではないかなというふうに思っております。

○8番（金子光喜君） いわゆるマッチングですかね、耕作者の方と農地所有者の方の結び付けがなかなか進んでいないというのが現状かと思えます。難しい部分もあるかと思えますけれども、できることから進めていく必要があると思えますし、これが進まないとなかなか全体の整理というのは難しいのかなと思っております。

問題なのは、次の鳥獣害の現状につながってくるわけですが、荒廃した農地がそのまま何年も、何十年にも近いかと思えますが、林地になっている所が鳥獣の住み家になっていると思われるということです。山や林地の周辺の農地については、これまで本町の取組で防護柵が山の近くにずっと張られておまして、そのおかげで鳥獣害は随分減少したという話を聞いておりますけれども、畑地帯の中にそういう住み家になるような、見た感じ林地帯が残っているというのは、なかなかそこで鳥獣害が減らないのはそういう理由なのかなと感じているところです。鳥獣害ということが農家の生産意欲も非常に削いでいる現状からすると、そこにもしっかりと鳥獣害対策もしていかなければならないというのは御承知かと思えます。

そこで、鳥獣害の現状について伺いさせていただきます。鳥獣害対策として考えられるのは、ネットとか電気牧柵器とかが自衛としてされていると思えます。かなり町の支援とかを利用して、畜産農家の方とかがトウモロコシの周りに張ったりとかしながら、防衛をされているように見受けております。その成果も上がってきていると思えますけれども、現状どれくらいの農家の方が防護柵とか電牧とかを利用してされているのか、データとしてありますか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町のほうで単独補助として、令和2年度より始めた補助事業がございます。これにつきましては、中山間地域等直接支払交付がない所、多面的ができていない所の地域、高沖地区もそうですけれども、今までに町単独の事業で5件程度の利用があっているところでございます。

○8番（金子光喜君） 5件程度の利用がされているということですが、なかなか全体からすると、まだまだ少ない状況かと思えます。鳥獣被害の状況というのは確か調査がございまして、かなり多くの農家の方からあったのかなと思えますけれども、被害があっても届けられない方も多いのかなと思っておりますが、把握されている鳥獣被害の状況というのはどれくらいありますかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 鳥獣被害の状況ということで、被害額について毎年調

査を行っております。これも平成 29 年度からについて答弁させていただきます。平成 29 年度が 56 万 7,000 円、平成 30 年度が 82 万 6,000 円、令和元年度が 56 万 7,000 円、令和 2 年度が 56 万 2,000 円、令和 3 年度が 44 万 4,000 円というふうになっております。これにつきましては年に一回ということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたとおり、面積が把握できておらず少なく書いたりとか、正確な数字はなかなか農家の方でも掴めないというふうになっておりますので、先ほど言われたとおり、実際の被害額としてはこれ以上になるかということはおっしゃるところでございます。

○8 番（金子光喜君） 担当課長も、被害額に関しては公に出てきている数字よりもはるかに多いだろうと思われているのは当然かと思えますし、実際耕作を諦めて、そこで作ってもやられるから作らないということを含めると、かなりマイナスは大きいのかなと感じているところです。この状況をどうにか変えなければならないということで、毎年捕獲にも力を入れていただいています。町全体でも、毎年捕獲補助金を出して鳥獣を捕獲されておりますけれども、捕獲数に関してはしっかりカウントされておりますけれども、地域によってカウントされているのか、またわな猟で捕獲したものなのか、銃猟で捕獲したものなのか、そういうことは区別されてカウントされているのかお伺いします。私としては、今の質問からすると、畑地帯でどれくらい捕獲されているのかなということを知りたかったものですから御答弁願います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 捕獲については、ほとんどがわなだというふうに思っております。ただ、区域別というところで、そこには正式に区分と申しますか、分析をしたことはございません。今後そのへんも分析をしながら、やっていきたいというふうに思います。

○8 番（金子光喜君） 農家の方から、また狩猟者の方からお話を伺った場合には、いわゆる高沖台地に関しましては、今年はかなり猪でありますとか鹿が捕獲されたと聞いております。捕獲された数というのは年々増えてきているような状況というのも聞いております。いわゆる荒廃地にそれだけ鳥獣が潜んでいる、住み家が残っているということだと思えます。そこを解消していかなければ、鳥獣による農作物への被害というのはなかなか減らないのかなと感じているところです。

答弁にありました捕獲するわな猟ということでしたけれども、わな猟をされる方はどれくらいおられるでしょうか。猟友会の方が減っているということをお聞きしておりますけれども、御答弁願います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現在 22 名の方というふうになっております。

○8 番（金子光喜君） それは以前から比べると、22 名という数字は増えてきたのでしょうか。それとも、高齢化というのを聞いておりますので、そのへん減ってきたのか。また、猟銃の所持というのが非常に厳しくなっているという話もお聞きしますので、猟銃を

使われる方がどれくらい残っておられるのか、そのへんも併せて答弁願います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど22名と答弁いたしました。数字についてはほとんど変わりません。ただ、やっぱり年々ということ、現在平均年齢が70歳ということになっております。一番若い方で40歳、高齢という言い方は不適切かもしれないですけども、80歳の方が2名ということになっております。

あと、銃のほうは登録されている方ということで、12名の方が銃の登録をされているところがございます。

○8番（金子光喜君） 答弁されましたように、高齢化というのは進んでいるということが分かりましたし、私も猟友会の方から、皆年齢がいつまで十分な対応ができなくなってきているねというのは聞いております。そこをしっかりと対応するために、確か県のほうでも狩猟免許の補助制度なり、町のほうもそのへんの支援なり取り組むような流れがあったかと記憶しております。そこに対してはなかなか増えてきていないというのが今の答弁で分かったのですが、実際呼びかけとかそういうことはされているのですが、増えない理由というのは何かご存じでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 猟をされている方が増えていないという状況でございます。一つ増えないという理由で考えられますのが、これはちょっと私の考え方になりますけども、当然生きていくものの命を奪うということで、精神的なものも猟をされる方にはあるのかなど。そういうこともあって、免許を取らないという方もおられるのかもしれないというふうには思っております。

○8番（金子光喜君） 答弁のように、心の問題を言われますと、なかなか私たちもそれに反論する言葉は見つけにくいわけですが、農地を守るという観点から、狩猟ハンターというのは育成していく必要があると思います。そしてまた、狩猟で獲られた猪の肉とか鹿の肉とかをしっかりと商品として売り出しているところもございます。そういう取組もしていくことで、鳥獣害がかなり減ったという地域があることも報道等で聞いております。お隣の西米良村とか、そういう形でかなり先を行っておられると伺いますか、先進的な取組をされて鳥獣害が減ってきたというような状況を聞いております。本町も何らかの対応がそこには必要なのかなと感じているところです。高齢化した狩猟者の方を育てる、そして狩猟した猪や鹿の肉を何らかの形で商品にするとか、そういう取組について検討されたことはあるのでしょうか。非常に良い取組だと思いますけども、このことについては町長にも御意見をお伺いしたいと思っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 狩猟した肉の活用ということで、10数年ほど前でしょうか、一つはドッグフードというようなことも検討した経緯がございます。あと、食肉用ということも検討したことはございますけれども、なかなか今度は処理場ですね、そこらへんの建設になってきますと、場所であったりとか、あと資格を持っている人で

あったり、あと銃で猟をされてから金属探知機等の設備も必要になってきますので、そういうところでの検討はいたしましたけれども、それから先の実際具体的な検討までは至っていないというふうになっております。

○町長（長谷和人君） 今課長のほうから答弁いたしましたように、前町長時代に、私も総務課長をさせていただいた当時、有害鳥獣駆除で扱いました鹿・猪等の二次扱いといたしますか、加工用としてどうにかできないかということでいろいろと対応策を講じたところでもございましたのですが、最終的にランニングコストの面が非常につまずきまして、大変申し訳ないのですが、他の事例を私も実は調べた所があるのですが、なかなか経営が厳しいような状況になっておりました。

本町におきましても、ジビエ等の料理につきまして、湯楽里のレストラン等で利用させていただいておるわけもございますけれども、もう既に出来上がった製品等をこちらのほうから買い求めまして、そちらから持って来て今提供しているというふうな現状でございますものですから、その際には例えばでございますが、お隣の水上村のほうにはうちの猟友会の方が対応された鹿なんかも持って行かれているという現状もあるようでございますので、現状としてはそういう形で対応をそのまま講じたほうが一番無難なのかなと。これ以上にランニングコスト等も考えますと、莫大な経費が入ろうかなというふうにも思っておるところでございます。以上でございます。

○8番（金子光喜君） 残念なような形で、せっかく捕ったものが喜んでもらえないというような現状であれば、なかなか狩猟を積極的にやろうと思うことにはつながらないのかなと思うところです。以前のように、猪肉とか鹿肉を喜んで食べるような環境があれば、捕ることに對してかなり積極的にされるのでしょうけれども、そういう状況であればかなり難しいのかなと感じたところです。

水上村にあるのであれば、その利用というのを町のほうでも支援するなり、共同で使わせてもらうような形で対応をしていくことで、ジビエといいますか、狩猟されたものの活用ということにつながるのかなと思いますので、しっかり御検討いただければと思います。畑地帯で駆除された鳥獣が減ることを願うためには、そういう形をとる必要があるのかなと思います。

それで、次に、畑地の利用を促す上でネックになっておりますのが、道の整備が十分でないというところがあると思います。新しく道を整備することも重要ですし、今ある道を通れる状態で維持していくことも必要なことだと思っております。農道等への維持に関しては、隣接する耕作者の方の協力が重要と考えますが、積極的な耕作がなされていない農地の脇に関しましては、畦草が伸び放題になりますとか、そこは通行が難しくなりますとか、また通行することができないことが理由で更に管理が後手に回って、これまた畦草が繁茂していくというような、非常に負のスパイラルに陥ったような道がご

ざいます。残念ですが、そういう状況の道は、最終的には行政が管理する必要があるのかなと思いますけども、現状なかなか対応が十分できていないと思っております。このことに関しては、どういうふうにお考えで、そしてどう対応されるのかお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議員おっしゃられたとおり、町道とか農道等が畑地帯、町内全部でもあるところがございます。畑地帯におきましても、営農の用に供するということで、以前につきましては関係者方の管理で維持されていたというのが現状だろうというふうに思っております。ただ、近年におきまして、そういう諸事情等もあろうかと思ひまして、農地周辺での畦草等ですけれども、竹林等の管理まで手が行き届いていないというのが現状だろうと思っております。これにつきましては、町の予算での対応も今後は必要になってくるかというふうに思っております。

また、このほかに、中山間地等直接支払制度又は多面的機能支払制度の取組によりまして、伐採とか侵入する竹の防止等にかかわる活動も可能というふうになっております。この点も含めまして、まだまだ取組をされていない所、過去にはそういう取組について促したこともありました。また今後もこういう取組について、地区に出向いて行っていろいろな制度の説明であったりとかというのを促していきたいというふうには思っております。

○8番（金子光喜君） いわゆる中山間地の取組ですね、そういう形で農地を守る、畦畔管理をするというのが理想的ではありますが、言われたように取組ができていない地域がある。特に、畑地帯についてはそういう組織ができておりません。作るように対応を始められたというのは記憶しておりますが、なかなか進んでいない。このことに関しては、地道にコツコツとでも良いですから、しっかり進めていかれるよう希望します。農家の方もどんどん少なくなってきておりますので、今おられるうちにその対策を講じていただくことが必要かなと思います。

道に関しましては、農地の中の大事なインフラであります。ましてや機械化された現状の中では、作業機が十分に通行できて、効率良く作業ができるというのが条件だと思います。これは必須です。

そこで、もう一点お伺いしますけども、農道の境界に、県道との境、町道との境に、墓標のような大きな白いコンクリート製の標柱が立っております。境界のために作ってあるものだと思いますけども、現状機械で畦畔を管理しようとするすと、大きな支障になります。トラクターに取り付けるフレールモアといいますか、農業公社も持っておりますが、それでされるような方はほとんどその場所は機械対応ができない。小さなスパイダーモアとか、そういうのも実に使いづらい。そういう状況です。もちろん刈払機で草を払う場合にも非常にやりづらいのですけども。大きな標柱というのは、間隔が短い

と余計にやりにくいわけですね。場所によっては、非常に多く埋設されている所があります。現状境界というのは、座標とかもGPSとかで確認できるものだと思いますので、大きな標柱の必要性というのが、本当にこれが必要なのかなと私も思いましたし、相談されたこともございます。そのへんについて、担当課のほうではどういう見解をお持ちなのかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今議員がおっしゃられたのは、コンクリートの杭になるかと思います。これにつきましては、熊本県で設置したもので、県のほうの事業で行ったため熊本県というふうな表示が入っているかと思います。あと、町道であったり農道等にも立っております。境界杭ということで、基本的にはこれは撤去できないと。県のほうにも確認しましたが、基本的には撤去できないということになりました。あくまでも基本的ということでございますけれども、それらの理由等が整理できれば、それにつきましては県のほうであったりとか町道・農道等につきましては、それなりの理由ができれば撤去することは可能ではないかなというふうには思っております。

○8番（金子光喜君） 何も全てを撤去しろとか、そういうつもりはございませんし、非常に作業の支障になるような状況というのはできれば避けたいのが農家としての立場だと思いますので、担当課なり町のほうに相談して、境界杭の撤去について御相談していただく、そのときの対応というのはできると理解してよろしいのでしょうかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど、理由が整理できればということで答弁いたしました。町が設置した分については、そこらへんのところはできるかと思いますが、熊本県と書いてあるものにつきましては県にまたおつなぎしなければなりませんので、そういう理由等をお聞きして、その状況を県と相談しながらという形になろうかというふうには思っております。

○8番（金子光喜君） 農道等の管理とか鳥獣被害の対応とかについて、課長から十分答弁いただきましたので、私が予定しておりました畑地帯の農地保全についての質問はこれで終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、畑地帯の農地保全について、金子議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、畑地帯の農地保全についての関連質問を終わります。

次に、一つ、農地の基盤整備の可能性について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） では次に、先ほどの延長になりますけれども、農地の基盤整備の可能性についてお伺いさせていただきます。

畑地の場合、水田と違って十分な基盤整備ができておりません。農家個人の努力で、大面積の圃場も一部にはありますが、小さな圃場の集まりで耕作しづらい形状・面積の所が大部分かと思います。以前質問した際に、本町の畑地の約6割が高沖台地に集まっておりまして、36ヘクタールの面積があり、約600筆の耕地に200人を超える地権者がおられるという形でした。一番小さい農地が7平方メートルということで、当時の課長が答弁したのを記憶しております。そのような状況ですので、規模拡大とか圃場の集積がなかなか進まないのが現状かと思います。

耕作放棄地の解消や農道の整備を目指すのであれば、全体的な圃場整備も一つの方法ではないかと考えるところです。大型の機械が使えるれば利用価値も上がりますし、農地を農地として将来に引き継ぐためにも、今のうちに何らかの根本的な対策をしておく必要があると思うのです。きちんと整備されれば鳥獣害も必ず減少するでしょうし、生産もうまくいくはずです。今農業をさせていただいている農家の一人として、責務のようにも感じております。総論として、考え方として、このことについてどう捉えておられるのか、まずは担当課長の御答弁を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 高沖地区に関しまして、先ほど議員がおっしゃられたとおり、面積的には36から37ヘクタールと。筆数についても、先ほどおっしゃられたとおり、600筆。そして、所有者についても200名程度というふうになっております。

まず、補助事業、区画整理事業のことで答弁させていただきますと、事業を行うとすれば県営事業か団体営事業というふうになります。面積規模から見まして、高沖地区につきましてもは県営事業になろうかなというふうに思っております。また、圃場整備、土地改良区を含めた区画整備事業等につきましてもは、受益者、農家の方からの申請と同意というのがまず基本になります。そういうことをお伺いすることができますれば、県のほうにも相談をしながらということになってきます。

基盤整備をするということになってきますと、まず基礎調査というところから入ります。基礎調査につきましてもは、事業の規模であったり、どこまで取り入れるのかとかというのもございます。あと、地域の特性でもある地形とか土壌条件、それと現況の営農状態等の調査を行いましても、将来的にどのような区画であったりとか農地の集積であったりとかというような調査から入っていくことになってきます。

土地改良事業につきましてもは、基本的なことといたしまして、農業の生産向上を図る、労力の削減や効率性を上げるというようなことが目的というふうになろうかかと思っております。また、先ほど農家の方からの申請・同意というふうなことを申し上げましたけれども、先ほど答弁いたしました中山間とか多面的の取組について、まだ取り組んでいない所には推進していきたいというふうなことを申し上げましたけれども、まずはこういうふうな席の場で、圃場整備等につきましても関係者の方についての意見を伺うことから始めて

いければなというふうには思っております。

○8番（金子光喜君） 要は、今の農地は普通に粟が植えてあったり、樹園地があったりして、なかなか水田地帯のように全部を変えて圃場整備をするというような流れは難しいのかもしれませんが。今の作付け状況に合ったマイルドなどといいますか、ソフトなどといいますか、そういった基盤整備というのも方向性としては考えて良いのかなと思います。湯前型の圃場整備の方法というのも模索していく必要があるかと思います。いろんな形にせよ、先ほど課長が答弁しましたように、きちんと意見の収集と醸成を図りながら、何らかの手を打っていく。その立場で、そのスタンスで前向きに考えていただければと思います。状況は非常に厳しいものだと思います。年々難しくなっているのかと思います。できるだけ早くすることが問題をうまく解決できるのかなと思います。ある意味ちょっと遅かったのかなというところもありますけども、できることをできる形で一歩ずつ進めていく気持ちを、しっかり担当課には持っていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、この質問を閉じたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 一つ、農地の基盤整備の可能性について、金子議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 金子議員が今、畑地帯の基盤整備につきまして伺われましたけども、昨日私もちょっと高沖で、農地を借りて取り組んでいらっしゃる方からの相談を受けました。一つは、筆数が多すぎて、これを農業委員会とか県のああいうあたりで借り受けてもらって、それを作る人たちに下げただけでないかなという話もありました。そういう形で、今後町としてそういう考え方をとっていかれるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農地の集積と集団化というふうな話になろうかと思えます。これは畑地帯に限ったことではないと。今後は水田地帯でも同じような現象が出てくるかなというふうには、将来のことを思えば、そういうふうと考えていくのが当然だろうというふうには思っております。

農地中間管理事業、熊本県の農業公社のほうに貸付けというのが、20年単位であったりとかというようなことができますので、その点につきましても、農業委員さんとか農地集積推進委員さん等の中でもそういう話をしながら、特に遊休農地の対策というのもその一つになってきますので、そういうことを協議しながら、できるだけ進めていきたいというふうには思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、農地の基盤整備の可能性につ

いての関連質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午後 2時02分
再開 午後 2時15分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を開きます。

ただいま、金子議員の一般質問の途中です。

次に、一つ、子どもの健康について、金子議員の質問を許します。

○8番（金子光喜君） では次に、子どもの健康についてということで、要旨1の虫歯の現状と対策について質問させていただきます。

私もアラ還といわれる年齢になりまして、子育ても卒業する立場になったところですが、先日熊日新聞に、1歳半の虫歯率について熊本県が全国ワースト1位という記述がありまして、しっかり読ませていただいたところでした。そうしたところ、全国平均ではワースト1位ですけども、虫歯ゼロの町村も14町村存在しますということが記されておりました。気になって調べましたところ、本町も1歳半の検診の際には全員の虫歯がゼロの優良町村であったことが分かりまして、ほっとしたところでした。日頃から、歯の健康は体や心の健康と密接に関係していて、健康管理の基本と感じておりましたので、今回本町の子どもたちの将来のために少しでもプラスになればという思いで質問させていただきます。

子どもの虫歯の現状と対策についてお伺いさせていただきます。先ほど述べましたとおり、1歳6か月の時には0本で非常に良いのですが、5歳児になると急に県平均を上回り、22.7パーセントの児童に虫歯が見られるようになります。12歳児、中学1年生にいたっては、人数・一人当たりの本数も県下ワースト5位です。非常に不思議でありまして、この傾向はどういう理由なのか、担当課でも調査・分析されていると思えますけれども、結果についてお伺いさせていただきます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 湯前町の虫歯の状況ですが、先ほど金子議員が申されたとおり、令和元年度、1歳6か月児では湯前町、虫歯有病者率0パーセントとなっております。同じ令和元年度の3歳児の虫歯有病者率となりますと23.08パーセント、県内45市町村中30番目になります。12歳児になりますと59.26パーセントということで、45市町村中40番目ということで、この時の12歳児では熊本県平均が35.05パーセントであり、既にここを上回っている状況になります。

1歳から3歳、12歳とありますが、令和3年度の幼児検診におきまして、各月齢、1歳6か月から6歳児までの状況を申し上げます。まず、虫歯有病者率、1歳6か月0パ

一セントであります。2歳児 9.1 パーセント、3歳児になりますと 23.1 パーセント、ここで大きく上がっております。4歳児になりますと更に 36.7 パーセント、5歳児で 47.4 パーセント、6歳児になりますと 58.3 パーセントという状況でございます。

関連する項目におきまして、1歳6か月からの頻回飲食の割合でございます。頻回飲食といいますのは、週3回以上甘いジュース類とかを飲んでいるという割合になります。1歳6か月で 17 パーセント、2歳児で 27.3 パーセント、3歳児で 23.1 パーセント、4歳児で 23.3 パーセント、5歳児で 21.2 パーセント、6歳児で 22.2 パーセントという状況で、20 パーセント台という状況であります。

それから、仕上げ磨き率であります。これは、家庭で子どもが自分で磨いたりした後に、親の方が仕上げ磨きをしている割合でございます。1歳6か月で 80.9 パーセント、2歳児で 90.9 パーセント、3歳児で 87.5 パーセント、4歳児で 68.8 パーセント、5歳児で 83.3 パーセント、それから6歳児で 68 パーセントとばらつきがありますが、月齢・年齢が増えるごとに若干減っていくような傾向がございます。

このような状況で、分析をしてみました。1歳6か月の時に虫歯有病者率は0パーセントであるのですが、3歳児から月齢が増えるごと、12歳児では全国及び県平均を上回っております。これは、幼児期以降の虫歯予防が不十分であると考えられます。具体的には、乳歯が生えてきます生後6か月頃から、歯と口の健康づくりの重要性を保護者に伝える取組は当課でしているところでございますが、1歳6か月児検診における調査においては、先ほど言いましたジュース類の週3回以上の頻回飲食が既に 17 パーセント、それから毎日の仕上げ磨きができていない幼児が 19.1 パーセントとなっております。2歳児以降に見ますと、頻回飲食が 20 数パーセントで推移しておりまして、先ほど言いました仕上げ磨きの割合が 80 パーセントから 90 パーセント、4歳児と6歳児においては 68 パーセントという低い状況にあります。この結果が、年齢が上がるにつれて虫歯有病者率も増加しているという状況になります。

保健福祉課におきましては、各種保健事業を実施しているところでありますが、一番は乳幼児期の虫歯予防ができていないこと、このことがその後の永久歯に生え変わった後の12歳児の虫歯有病者率の高さ、それから虫歯数の多さにつながっていると分析しております。また、乳幼児期の虫歯予防につきましては、やはり家庭におけるジュース類の頻回飲食、それから保護者による仕上げ磨きの不十分さが大きな要因ではないかと考えております。以上です。

○教育課長（浅田 徹君） 子どもの虫歯の現状につきまして、教育課からは学校歯科健康診断結果によります数値をもちまして答弁させていただきます。学校歯科健診では、虫歯のある・なし、状態、それから観察・注意が必要な歯のある・なし、歯列、噛み合わせ、顎の関節の状態、歯垢、歯肉の状態などを診断記録するものとなっております。

虫歯の現状につきましては、令和4年度時点の数値で、一つ、虫歯のない児童・生徒数、一つ、虫歯の処置が完了している児童・生徒数、一つ、虫歯の処置が終わっていない児童・生徒数、この3項目で御説明申し上げます。

小学校からになります。まず、虫歯がない児童ですが、令和4年度は全校児童数 184 名のうち 67 名、率にしますと 36 パーセントは虫歯がない児童となっております。続きまして、虫歯の処置が完了している児童です。84 名、率にしますと 46 パーセント。次に、虫歯の処置が終わっていない児童数となりますが、28 名の 15 パーセントとなっております。

続きまして、中学校の数値となります。虫歯のない生徒数が、全校生徒 93 名中 20 名、率にしますと 22 パーセントになります。虫歯の処置が完了している生徒数が 37 名、率にしますと 40 パーセントとなっております。虫歯の処置が終わっていない生徒数が 31 名となっております、33 パーセントの率となっております。

児童・生徒は入学・卒業による入れ替わりがありまして、一般的には年齢が上昇するにつれ虫歯が増加するものと考えられます。学校での指導等の内容が影響するものではございませんが、学校単位で申し上げますと、令和2年度と比較して小学校が改善傾向にあります。逆に、中学校が率的には悪化傾向にあるというふうに捉えております。

小学校と中学校を合算しますと、虫歯のない児童・生徒数の率が、令和2年度が 22 パーセントでございました。これが令和4年度は 31 パーセントというふうに改善傾向にあります。虫歯の処置完了におきましては、令和2年度が 47 パーセント、これが令和4年度では 44 パーセントと、やや減少で悪化傾向にあります。最後に、虫歯の処置が終わっていない児童・生徒数の率におきましては、令和2年度が 28 パーセント、令和4年度は 21 パーセントと減少しておりますので、小中学校児童・生徒の近3か年の全体的な傾向としましては良くなっているというふうに認識しております。以上です。

○8番（金子光喜君） 処置が終わっていない児童・生徒がおられますし、保健福祉課のほうでも十分な処置ができていない方もおられるようです。対策はどういった形でされているのか、それぞれお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保健福祉課におきまして、現在実施している湯前町の歯科保健事業について御説明いたします。タブレットの議案説明資料の中にも町の歯科保健事業を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

町では、乳幼児に対するフッ素塗布、6か月健診と1歳育児相談での歯科衛生士による指導とフッ素塗布のほか、妊婦歯科検診、妊婦の時に歯科検診を受けてもらうもの、それから幼児検診でのフッ素塗布・歯磨き指導、4つ目に幼児歯科検診、これは希望する方に半年ごとに1回、歯科医師・衛生士による検診とフッ素塗布等を行っております。それから、保育園、小中学校でのフッ化物洗口、これは湯前保育園では毎日実施してお

りまして、小中学校におきましては週1回実施しております。それから、小中学校におけるフッ素塗布、これは学校歯科検診時に希望者に対しましてフッ素塗布を年2回実施しております。これは、ほかの学校では年1回程度ということで、手厚いものとなっております。7番目以降は、成人歯科検診、後期高齢者歯科検診、それから要介護・要支援者に対する在宅歯科検診、それから介護予防事業の中での歯科衛生士派遣を2つの事業でやってございます。

その他につきましては、湯前町健康づくり推進協議会がございまして、全体会議と歯科専門部会を年に各1回開催しております、そちらには町内の歯科医院の先生も入りまして、湯前町の歯科についての対策・協議も行っております。それから、歯科検診を各種やりますけれども、虫歯があった子どもさんには結果のお知らせを送りまして治療を勧めます。治療が済みましたら、受診報告書を出してもらおうというような取組。

それから、熊本県がワースト1位ということもありまして、今年4月1日に熊本県口腔保健支援センターを設置しまして、その中で子ども向けの「お子さんの口の健康のために」というリーフレットを作られましたので、そちらも今年度保育園・こども園を通じて保護者に渡しております。タブレットにも掲載しております3ページ目でございますが、ここに書いているようなことで渡しているところでございます。以上です。

○教育課長（浅田 徹君） 教育課からは、学校での虫歯対策につきまして答弁させていただきます。最初に全体的なお話となりますが、小中学校の児童・生徒の体育・健康に関する指導は、授業や学校活動、それから学校での生活など、学校教育全体を通じて適切に行うものということが学習指導要領の総則に規定されているところでございます。

続きまして、学校での具体的な虫歯対策の状況につきまして説明させていただきます。小学校・中学校共通となりますが、学校での健康診断結果等を基に養護教諭が中心となりまして、年度ごとに学校保健年間計画を立てております。これに基づき、健康指導を実施しているものとなります。

まず、小学校となりますが、保健教育の個別・日常指導としまして、健康診断の目的と受け方の指導に始まり、日常的に正しい歯磨きの仕方、それから虫歯の予防についての指導がなされております。また、6月は、歯と口の健康月間となっております、保健目標を「歯を大切にしよう」ということで設定しまして、教科、学級活動、それから児童会活動でも歯科口腔に関連する活動が実施されております。また、11月は2回目の学校歯科検診の翌月となりますので、虫歯に関する指導が増加する月となっております。

続きまして、中学校ですが、小学校と同じく6月に保健目標を「歯と口の健康を考えよう」と設定しまして、保健行事としましては歯と口の健康週間、それから併せて食育月間に取り組んでおります。保健指導では歯と口の健康指導、生徒会活動では歯と口の健康週間の取組、それから歯の健康について考える活動などが実施されております。ま

た、11月には生徒会活動の中で「いい歯の日の取組」、それから保健管理分野の個別指導等では歯科検診後の事後措置といった機会が設けられております。

最後となりますが、歯と口の健康づくりは、子どもの生活環境や食生活の影響を受けるものであります。虫歯などの課題に学校が適切に対応するためには、家庭や地域社会との連携が不可欠になっているというふうを考えております。この中で、学校保健事業としましては、歯科検診の各家庭への受診勧告、それから保健室が発行します保健だより、こういったものをもちまして保護者等への普及啓発を図っているところでございます。以上です。

○8番（金子光喜君） 就学児も未就学児も、しっかりと行政のほうで虫歯予防には取り組んでいただいているわけですが、なかなかその状況が改善には向かっていないというのが非常に残念なところであります。いわゆる治療費といいますか、必要な医療費については、本町の場合は支給されますので、無料で対応ができるわけですが、治療を勧奨してもなかなかそこに行き着いていないというのが大きな問題なのかなと思います。保護者を含めて、しっかりそのへんの知識なりの植え付けというのは必要なのかなと感じております。

子どもたちにしっかりとしたことを教えていく、つないでいくというのは必要なことだと感じております。なかなか歯磨き指導とかをされても、そこに理解が進んでいないというのは残念ですが、ただコツコツとしていくことは大事だと思いますので、これからもしっかりとした歯磨き指導・口腔衛生指導をしていかれることを希望するところです。

次に、要旨2の口腔衛生教育の充実についてお伺いさせていただきます。報告書の中で、気になった点が2点ほどございました。

1つ目は、学校活動の中での歯科保健指導については、先ほど担当課長から話がありましたとおり、小学校・中学校共に実施されておりましたのですが、いわゆる講演会というものに関しては未実施でありました。永久歯は、無くしてしまえば一生の損失であります。生え揃って痛める前に、きちんとした歯の教育をしていくべきだと考えます。

本町は小さい町ですが、歯科医院は2軒ありまして、優秀な先生や衛生士さんもおられます。やろうと思えばできる環境にあると思うのですが、なかなかできておりません。このことに関しては、前向きな答弁を期待して教育長にお伺いさせていただきます。

○教育長（中村富人君） 本日は、歯科口腔関係の御質問をいただきありがとうございました。課長のほうは全般的に学校教育を答弁いたしました。私も教育行政に長年携わっておりまして、もう20年前から熊本県が全国ワースト1位だったのです。その中でも、人吉球磨地域がワースト地域でして、何とかということで、私も行政にいる時に責

任ある立場にありましたので、学校の訪問の折にはその学校の実態を述べて、とにかく改善をお願いしたいというような、それから校長会等でも行っておりました。

また、御質問がありましたものですから、いろいろ調べる中で、課長が作った資料等を見させていただきまして、まだ余り変わっていないのですよね。あまり変わっていません。それを見ながら、本当にこの問題というのは難しいのだなと思ったところがございます。ただ、変わっていないではいけませんので、いろいろ考えるところもございますが、例えば、先ほど課長が答弁しましたが、中学生がなかなか歯科医院に行かないのですよね。先ほどあったように、湯前町に2つあるのですよね。そして無料なのです。これは、中学校の学校訪問を行いましたので校長先生とちょっと話をしたのですが、なかなか難しい問題もございますが、私も中学校で経験していて、養護教諭と話をして何とか上げようと努力したことがありますので併せて答えますと、一つはやはり保護者が歯に対する関心というのでしょうか、比較的低いのではないかというのが考えられます。やはり、保護者が、家庭が何度も何度も行きなさい、行けというような指導があつていれば、多少は上がるのかなと、そういう弱さがあるのかなと。

2つ目が、特に中学校がちょっと厳しいのですが、子どもたちの価値観の優先順位なのです。考えるところによると、部活動が第1位だとか、それからすることがいっぱいございますので、それが2番目とか、歯医者さんに行くのはその次の次の次のぐらいついとか、そういう問題があるのではないかと。

では、そこを変えるのはどうすれば良いかと言ったら、やはり先ほど金子議員がおっしゃった何か一つの講演もそうかもしれないのです。やはり、ちょっとインパクトのあるといいますか。特別支援教育とかICTの機器管理とか情報教育とか、そういうのは講演会等もあつておりますが、歯科関係については大体どこでも講演会等はなかなか持てないという状況がございます。そこら付近を、これを機会に見直してみて、限られた時間でございますので、そこに新たに加えるとなると非常に長続きしないといいますか、どこかが詰まってしまう部分がありますので、どこかをちょっと改善して無くしてそこに入れ込むとか、そういうふうに全体的な見直しを図りながら、歯科関係やっていきます。やろうと思います。これは来年度から、ちょっと行事が年間決まっておりますので、来年度についてはちょっと学校関係と協議しながら、どこかに何らかの形でやっていければと思います。

私もここに来まして、今回の質問を受けましてハッとしたのです。本町に来ましてから本当に課題と考えていたのですが、その後たくさんの課題の中でちょっと忘れておりました、確かに歯の関係があつたのだと。本町も、特に就学している子どもたちについては課題が多くございますので、努力していこうと思っております。

それからもう一つ、学校教育に私も携わっておりますので、難しさというのは、いわゆ

る歯磨きというのは習慣なのですね。習慣化には、一つは理解することが第一段階といわれるのです。これは学校でやっています。何で歯が大事なのだと、虫歯がどうなのとか、先ほどありましたように様々に歯というのは健康全体に影響を及ぼしますので、学校で理解させます。そして、意識してさせる。例えば歯磨きとか、これも学校であっているのです。それを無意識につなげるのが習慣化というふうに、一般的にいわれるのです。私は朝夕とか歯を磨きますので習慣化できておりますが、そこにつなぐところが講演のポイントになろうかと思うのです。

そういうことで、今後努力していきたいと思っておりますので、これで答弁とさせていただきます。

○8番（金子光喜君） 教育長から前向きな御答弁をいただきまして、ほっとしているところです。ちなみに、県下ワースト1の町村はあさぎり町でございまして、この件に関しては特に教育長の力を入れていただけるものと思っております。

御答弁にありましたとおり、保護者とか価値観ということで、なかなか進まないということですが、保護者を交えた講演会とか知識習得のための機会というのを増やしていく必要があるのかなと思っておりますので、このへんはしっかり対応していただければと思います。芸能人は歯が命とか歯によって印象が変わるとか、今コマーシャルでもいろんなことでいわれておりますけれども、歯をしっかり守ることの重要性というのを学校でもしっかり伝えていただければと思います。

もう一点、気になるところがありましたのでお伺いさせていただきます。学年ごとの虫歯のカウントがあるわけですが、本町の場合、高校生の報告が出ておりませんでした。熊本県下の全町村の中で半数以上が報告していたわけですが、本町はされておりましたので、その理由についてお伺いさせていただきます。

○保健福祉課長（高木堅介君） ただいまの質問ですが、熊本県の歯科保健の現状をご覧になったと思います。この中で、高等学校永久歯がございまして、これにつきましては、多分湯前町に高校が所在していないということで把握ができていないことだと思います。

○8番（金子光喜君） 小学校・中学校と検査しているわけですから、高校がなくても調査はできる環境にあるのかなと感じております。また、本町の場合は先ほどもありましたように、歯の治療費に関しましては町のほうで出していただけるシステムができておりますので、町が治療費を出すのであれば、そのへんの口腔衛生の知識習得なり、歯科医院にかかるときの報告なり、そこもきっちりしていく流れがあっても良いのかなと思っております。今後できますれば、中学校を卒業した18歳までの方々には、歯科治療に関心を持っていただく意味でも、何らかのつながりというのをしておく必要があるのかなと感じておりますけれども、担当課長はどういうふうに思われますか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保健福祉課におきましては、小学生・中学生・高校生

というよりも、一番はやはり乳幼児期だと思います。熊本県が作りましたリーフレットをまた見ていただきたいと思いますが、この中で大事なことがたくさん書いてありますので、町民の方にも是非聞いていただいて取り組んでいただければと思います。

「お子さんの口の健康のために」ということで、ちょっと抜粋して読ませていただきます。虫歯菌は、家族等から唾液などを通してうつります。生まれたばかりの赤ちゃんの口の中には、虫歯菌はいません。スプーンやフォーク、コップ等の共有で虫歯菌をうつしてしまいます。それから、乳歯は永久歯に生え変わるから大丈夫と思っていませんかということで、乳歯が抜けて永久歯になるわけですが、乳歯が虫歯になると口の中に虫歯菌が増えまして、生え変わった永久歯も虫歯になってしまいます。そういうことで、永久歯への影響が多くなる、歯並びが悪くなったりということもございます。

こういうことがありますので、リーフレットの一番下に、お子さんの健康な歯をつくるために必要なことということがまとめられてございます。これは特に乳幼児に必要なことということです。1つ目には、妊婦さんが出産前に歯科検診を受けましょうということです。2つ目に、大人から虫歯菌をうつさないために、お子さんに食べさせるスプーンやフォーク、箸、コップ等の食器の共有はやめましょうということで、親だけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんにもこの点は注意していただきたいと思います。それから、甘いおやつや飲み物をとる回数を減らしましょう。これも親だけではなくて、やはりおじいちゃんおばあちゃんですね。特に夏休み等、お父さんお母さんが仕事で、おじいちゃんおばあちゃんの所に行くこともあると思います。そういうときでも、きちんと食事の後には歯磨きをさせるとか、そういうことの徹底が必要だと思います。それから、特に乳幼児期の小さいお子さんですね、毎日保護者の仕上げ磨きをしましょうということで、フッ化物配合歯磨剤を推奨ということで、歯磨き粉を買われるときにフッ素含有率何とかという数値が入っておりますので、そういうことが推奨されております。それから、歯が生えたら年に2回から4回、フッ化物塗布を受けましょうということで、この点については湯前町では取組をやっているところでございます。最後に、ご家族も定期歯科検診を受けましょうということで、もちろん小さな子どもですけど、大人になってからも80歳で20本以上の歯ということで8020運動もございますので、そういうことで、赤ちゃんから、妊婦さんから高齢者まで、是非定期検診を受けていただきたいと思います。以上です。

○8番（金子光喜君） 担当課長から町民の方への呼びかけのような話もございましたけども、非常に大切なことと思います。

新聞記事からの引用ですけども、幼少期の虫歯予防の成果は成人期になっても継続するそうです。子どもたちの歯の健康増進は、子ども医療費の削減だけではなくて、心や体の成長に大きく関与しまして、生涯の健康にも良い結果をもたらすものと考えます。今

回また、本年4月から、熊本県口腔保健支援センターが開設され、様々な活動がされると聞いております。本町の子どもたちの虫歯や歯周疾患が減少し、健康増進に大きな成果が上がりますことを期待しまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、子どもの健康について、金子議員の質問が終わりました。

これより、関連質問を許します。

○2番（西 靖邦君） 子どもの虫歯の現状と対策についての関連質問をします。不適切な授乳方法ですね、長期間の授乳や哺乳瓶による甘い飲料の摂取等により、早期から重症な虫歯になりやすい状態になります。これを哺乳瓶虫歯というのですよ。乳幼児への対策として、哺乳瓶虫歯を分かるように両親への指導も必要かと思えますけど、どうでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） その点につきましては、幼児歯科検診等で保護者にきちんと説明しているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、一つ、子どもの健康についての関連質問を終わります。

以上で、金子議員の質問を終わります。

ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時01分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 一つ、加速する人口減少への対応について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 皆さん改めましてこんにちは。3番議員の遠坂でございます。本日最後の質問者になります。現在、全国的に人口減少や価値観の多様化で、ますます厳しい地方自治でございます。議会と町は湯前町の発展と住民福祉等の向上のため、お互いに知恵を出し合い、協調していく必要があります。住民の声や心を代表しまして一般質問通告書に従い質問いたします。

一つ、加速する人口減少への対応について、伺います。日本の人口減少が2009年度から始まっており、想像以上に深刻な事態となっています。今後人口が急激に減っていくことは社会の共通認識ですが、想定されている人口減少のスピードは従来の出生率がベースになっています。ところが現実の出生率は予想を下回っています。このままでは人口

減少のペースが加速する可能性が高まっています。公的年金制度や医療制度は従来の人口減少スピードを前提に構築されており、もし想定を超えて人口減少が進んだ場合財政は一気に悪化します。全国の出生率を年度別に見ますと、2015年出生率が1.45、出生数100万5,000人、2017年出生率1.43、出生数94万6,000人、2018年出生率1.43、出生数91万8,000人、2019年出生率1.36、出生数86万5,000人、2020年出生率1.34、出生数84万人、2021年出生率1.3、出生数81万1,000人となっております。そこで湯前の出生率、出生数がどのようになっているか伺います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 私から出生者数についてお知らせします。2015年度23人、平成27年です。2016年度17人、2017年度18人、2018年度16人、2019年度16人、2020年度14人、2021年度18人です。

○企画観光課長（本山りか君） 私の方からは出生率といいますか、合計特殊出生率についてご報告させていただきます。合計特殊出生率はですね、計算方法としまして出産可能な年齢を15歳から49歳までの女性と規定しまして、年齢階級ごとの出生率を求め、それを足し合わせることで1人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めます。この算式によりまして、本町で集計を行っております。その数値を申し上げます。2015年、これは年度ではなく、年でお考え下さい。2015年が1.93、2016年1.93、2017年1.55、2018年1.25、2019年1.54、2020年1.39、2021年1.88となっております。

○3番（遠坂道太君） ただいま、湯前町の数値を伺ったわけですが、お聞きしますと非常に厳しい数値ではないかと思うところであります。今後の動向は新型コロナ次第ではないでしょうか。今回のコロナ禍が少子化を加速させたことは間違いないと考える訳ですが、新型コロナの早期終息とWithコロナにおける男女の出会いの機会を確保することが必要じゃないかと思えます。また、人口減少社会を招いた理由の大きな要因としては日本社会における未婚率の上昇と晩婚化があげられます。男子の生涯未婚率は2015年調査では23.4パーセントでしたが、2040年には29.5パーセントに上昇する見込みと発表されています。若者層の非正規雇用は1990年代半ばから大きく上昇しております。34歳までの学生等を除く非正規雇用は約410万人、その内正社員への転換を希望している非正規は40パーセント強、170万人と推計されております。結婚する意志があっても非正規雇用として労働すると、収入が安定せず、結婚に踏み切れない現実もあります。そこで令和4年度政策方針に若者が希望を持って安心して働ける場の確保となっておりますが、要旨1の若者が希望を持って働ける場をどのようにして確保するのかについて伺います。また現在毎年2万人のペースで下がる出生数と東京・愛知・福岡などへの人口流出。地方はどんどん人口が減っていきます。地域外からの雇用を求めるには、地方におもしろい仕事があり、おもしろい会社があることです。町におかれましても雇用における戦略等を立案されておると思えます。そこで雇用戦略について伺います。

○企画観光課長（本山りか君） 議員ご承知のとおり、第2期湯前町総合戦略の中に力強い産業と仕事創生という基本目標を立てております。そのため、基幹産業であります農林業と商工業、観光業など地元産業の底上げ、それから成長産業や地域資源を活用した事業を支援するといったことを考えております。また、本町の産業発展につながります地域経済を担う人材の育成強化、それから後継者対策に取り組むこと、それをもちまして本町で働きたい、また働きたいと思える仕事作りに取り組んでいるところでございます。

○3番（遠坂道太君） ただいま課長から戦略の考え方についての答弁がありました。やはりこう、雇用の戦略につきましても、雇用創出の政策的な位置づけ、どのような雇用創出を重視するのか。戦略的産業は何か。雇用創出に中心になって取り組む主体として相応しいところはどこか、といった観点から捉えておられるからと思います。そこで町でできる部分のですね、雇用への取り組みはどのようになっているのか、産業別でよろしいですけど、どのように考えておられるのか、それにつきまして伺いたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほど総合戦略に基づきまして事業ベースでのご答弁をさせていただければと思います。まず農業、畜産業におきましては、新規就農支援事業、国の上乗せ補助を行っているところでございます。林業につきましては、林業事業者との協力によります林業振興事業に取り組んでおります。また、商工業におきましては令和3年度より実施いたしました、事業承継サポート事業、それから企業誘致事業、ワーケーション推進事業、創業支援体制整備、これは商工会との連携事業でございます。また、雇用人材マッチング支援事業としまして、ジョブカフェ、若者サポートステーション、球磨地域産業振興連絡協議会での連携による雇用人材マッチングを行っているところでございます。また、若者雇用促進事業として総合戦略に位置づけしておりますが、これにつきましてはまだ未実施のところでございます。また、観光事業につきましてでございますが、観光関係団体様や事業者への補助によります雇用維持拡大を行っているところでございます。また、福祉関係におきましては、事業所の賃金改善、キャリアアップ、研修事業などへの補助を行いまして国県と一緒に支援を行っているところでございます。これをもちまして雇用維持・拡大を図っているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今、課長から答弁いただきました。色んな事業への取り組み等勘案しながらのことに取り組んでおられるというふうに分かった次第であります。そこで、他に町長として具体的な町長の考えがあるのか、その辺について伺いたしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今、ご質問がっております働く場所の創出というお尋ねでございますけれども、この働く場の創出というのは、働くところを新しく作るという風な意味になると思っております。遠坂議員もご承知のとおり本町の主産業は農林業でござ

いまして、その農林業とも一部を除きまして小規模の事業体であると、運営がなされているということになっております。そのような中にありまして、森林組合、プレカットや民間の事業所におきましてはこれまで経営されてきております、製材所または素材業あたりがですね新しく起業していただき事業所等を開設していただいております、雇用が生まれておるところでございます。この分野はある意味元気のある事業体であるという風に思っておりますので今後も期待しておるところでございます。それから企業誘致の観点からでございますけども、本年度から県の企業誘致連絡協議会の方に加入させていただいております、県を通じまして企業の情報を収集し、会社訪問等マッチングしていきたいと思っております、既に東京等の上京の際には熊本県の東京事務所の企業誘致の担当と情報を共有化させていただいておりますのでございます。それから、これまで民間企業体を誘致されました自治体におきましても、一朝一夕で実現したものではないと思っております。自治体ごとの活動やその自治体周辺の環境、いわゆる工業地帯か新興自治体なのかなどに加えてこれまでの民間企業とのご縁、つながりがあったからこそ成しえたもの、成功したものという風に思っております。本町のように高速道から40分ほど時間、距離を考えた場合、企業誘致というのは大変厳しいものになると、難しいものになると思っております。この中で現在働き方改革が推進する中で新型コロナウイルス感染症の影響でテレワーク等が急増しております。本年度取り組んでおります、ワーケーションそれからサテライトオフィスの誘致、体験等を通して、本町でもですね起業ができる候補の企業様をパイロット的に来ていただきまして、その働く環境等を確認していただき、このことを進めていき、1件でも企業誘致をし働く場の創出ができればと、かように考えているところでございます。

○3番（遠坂道太君） ただいま、町長の考えを伺いましたが、全体としてやはり、さきほど町長言われます、企業の誘致ということで、一つはこれは球磨郡全体での考え方とっていくべきでもあると思っておりますけども、IT関係の企業が県北に工場あたりが出来上がりということが報道で出しておられます。こういう工場ができてきますと高校卒業生とか向こうにいつてしまうということも懸念される訳でございます。その中で、私なりの雇用創出の提案ですが、それを述べさせていただきたいと思っております。

農業に関しては、現状の農家は農地集積よりも所得の向上を求める施策を望んでおられます。現在、会社として農業に取り組んでおられる事業所は4事業所、その中で1事業所は福祉と農業との取り組みとなっております。農業1本での雇用創出というのは規模の問題もありますし、栽培している品目にも問題があるのではないかと思います。収益性の高い品目の導入を図り、6次産業にも取り組んでいくということが必要ではないかと思っております。また、それとですね、企業からの農業への参入、特にJR九州商事とか、そのあたりのですねやっただく、非常によろしいかと。我

々の希望でございますけども、そういう形も考えてもいいのではなからうかと思ひます。そして前から町長にも色々とお話しております、バイオマスを活用した、高級志向の果物を作り町の特産品としての形の捉え方も一つの考え、そこでの雇用の創出も出てくるという風に思っております。林業につきましては先ほど町長も言われておりますし、森林組合を中心に民間事業所を含め、伐採、植林、草刈等の請負事業に取り組んでおられます。各事業所においても雇用に対する問題を抱えておられると思ひます。若者が定着しないとといった問題であります。事業所と連携して問題解決することができれば林業における雇用の創出は安定するのではないかとおもうところでございます。聞きますと、1年目の夏場を超えることができればある程度大丈夫じゃないかと、いう風な森林組合にお聞きしたときにはそういう話でございました。一番の問題は造林だそうです。一番きつい作業、夏場のきつい作業、それを乗り切れればどうにかなる。その対応で湯前町でも各事業所におきまして、扇風機がついている作業着をですね、貸し出しをしているところではないかと思ひます。次に畜産においてはですね町長に前にもご提案しておりました育成牧場についての伺っていた訳ですよね。これにつきましては畜産組合、JA等と協議をしていくということだったんですが、育成牧場の誘致とこれに関して観光牧場を開設して、ここで雇用を生み出すといった形の考え方もあると思ひます。また、商工業と観光事業におきましては、駅前を拠点としたアニメ街。食べ物とかお土産品の店舗の並びを作る。そしてそこに雇用ができれば雇用するといった形も考えていいんじゃないかと思ひますし、また湯前町の山、川を活用したアドベンチャー事業、それでも一つの雇用の生み出しができると思ひます。それと先ほどから終着駅のことと言われておりますが、くま川鉄道の終着駅を活用してレールウイングにですね、潮神社、賽神社を分祀して、夫婦円満祈願ができるような場を開設するのもおもしろいのでなからうかと思ひます。これから観光事業の雇用も生まれると。この案につきましては、8月29日に町長も東京に行かれた時に、金子先生からこういうのをやってみたらどうかというお話もあった訳でございます。そういう一つですね、アイデア、提案をいただいておりますので考えていただければと思ひます。また福祉関係につきましては、まず湯前には温泉があるわけですよね。それを活用した形で医療と温泉を組み合わせた福祉事業をですね取り組まれても結構かなと思ひます。そこでも一つの雇用がでてきます。そういう形も今後考えていかればと思ひます。

以上私の提案ですが、これにつきまして町長の意見等を伺いたいと思ひます。

○町長（長谷和人君） 今、遠坂議員からかなり多くのお話をいただいたところでございますが、私覚えきれないところがありまして、抜けているところがあるかと思ひますが、一つ目が農業に関するところでございました。4事業所ということで、その中で福祉の農業とも取り組んでいるということで収益性の高い品目の導入が考えられるのでは

なかろうかとそういうお話でございました。その中でJ R九州商事という固有名詞もでたところがございますけども、現在も高収益の農産物というのがどういうものなのか、そこらへんもJ Aさんとも色々お話ししながらですね、この湯前の風土にあった農産物を見つけ出すという風なところに取り組む必要があるのかなという風に思っております。バイオマスの果実というのも出たところがございますが、そういう意味も含めたところでの答弁とさせていただくところがございます。それから林業事業体でございますけども、先ほど答弁しました林業事業体関係につきましては非常に元気な部分であるということで、機体しているということで答弁させていただきました。この林業におきましての雇用を安定させるということありますならば、各種協議会等がございますのでこちらから林業大学あたりがございますので、そこらへんも含めながら雇用の場の創出を図っていけばという風に思っておりますし、加えまして林業事業体の36社が会員となっております、球磨林業奨学会がございまして、ここでもですね奨学金も交付をされておるという現状がございます。それから、最後の部分でございますけども、奥球磨未来の森創造協議会、これは湯前町、水上村、上球磨森林組合等で構成しています訳でございますが、ここで国の補助金を活用しまして空調服等の貸与を行っているところがございます。それから、最後の部分の中で、造林部分が一番しんどいということで1年を乗り切れればなんとかなるのではなかろうかという風なことをお話を伺ったところですが、私も実は森林組合にお話しを聞いたんですけども、1年ばかりではございまして、中々夏場における下刈りの部分については相当苦労されておるようでございまして、給与面についてもですね3割あたりアップしてるんですけど中々それが定着できていない、どうしても森林組合なり、他のその素材事業体についても離れていかれる確率が非常に高いという風なお話を聞いたところでございます。こちら辺を参考にさせていただければと思っております。それから育成牧場でございますが、以前にもそのようなお話を聞きました。私も畜産組合長とも話を聞いたんですけども、なかなか厳しいというようなお話もお伺いしたところでございます。それとこの育成牧場、湯前町に誘致という風なことだろうと思ったんですけども、本町、この育成牧場におきます場合については当然町がやるのではなく、やはり先ほどからおっしゃてるようなプロの集団がやはりここに来ていただきまして、安定的にやっぱり企業が参入していただきましてやっていただくというのが一番ベターかなと思っております。それから観光牧場といった場合につきましても、どのような見せ方、経営の仕方もあるのではなかろうかと思っております。これにつきまして広大な土地、いわゆる牧場なり団地をどこにするのか、場所の問題もございまして、それからし尿処理等の環境問題もあるのではなかろうかという風に思っております。非常にその分野を見ました時には、この部分については厳しいのかなという風に思ったところでございます。それから商工業関係、観光でござい

ましたか、駅前に拠点をおいたアニメということでもございましたが、さらに踏み込んだ具体的な素案ということでお伺いしましたので、今伺いました内容についてどう仕掛けていくのか、その仕掛けになるものをですね今後担当課と協議をしていきたいと思っております。私もこの分野については、遠坂議員と共通するところがございますので、しっかりとこのれについては対応させていただければと思っております。それから、山・川を活用したアドベンチャー事業でございましたか、これについても自然を生かした事業ということでもございますので、湯楽里界限のグリーンパレス界限におきましてですね、そのようなものが活用できればということで、私も興味を持っておりますので、さらにここにつきましても先ほどの駅前のアニメということでもですね、仕掛け方という風な形でこちら辺も今後の対応をしていけばと思っておりますのでございます。それからレールウィングにおきます潮神社、これは遠坂議員おっしゃったように東京でお話をお聞きしたんですけども、この分につきましてはですね、令和7年度がくま川鉄道の全線開通の予定でございまして、今後老朽化しておりますレールウィング等ですね改修等についてもできればこの全線開通のお祝いと整備ができればなどは思っておりますのでございまして、今おっしゃてる賑わい創出のためにはですね、こういう風な潮神社の分祀というのものもあるのかなと思っておりますが、いかんせん地方公共団体につきましてはこういう風な潮神社の分祀というのは多分できないのではないかとこの風に分析したところでございます。ただ分祀関係については町がやるのではなくてですね、その他の団体等が可能であればできるかもしれませんで、レールウィングではなく街付近の周辺において分祀できないかとそんなこともちょっと思ったところでございました。

それから最後が医療と温泉を含めた事業でございましたか、湯楽里におきます温泉に入っの療、入浴と 湯治という意味でもとれるかなと思っております。医療でみましたときには例えば湯治あたりの部分もございまして、そこらへん一緒になってですね温泉と言いましたら湯楽里しかございませんで、そちらとタイアップしながら何か相乗効果が上げることができるということであれば、こちら辺も何かの組み合わせが必要かなという風に思っております。

以上、色々ご提案いただいたところでございますが、今、私としては2つほど遠坂議員からいただきました件については十分検討させていただければと思っております。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今、町長から事業別に、提案した分についてご意見いただきました。今後もですね、雇用促進の取り組みに検討させていただきたいと思っております。次に要旨2のですね誰もが住みたくなり、安心して住み続け、子育てしたくなる町づくりを推進することが重要とっておられるが町長の具体的な考えはについて伺います。過去、平成29年12月にですね住みたい町帰りたい町について一般質問を行っております。そ

の時の答弁としてふるさと納税の活用も検討ということでありました。現在町として取り組んでおられる事業はどのような事業があるのか伺います。

○企画観光課長（本山りか君） こちらもですね湯前町の総合計画に掲げる基本方針からご説明をさせていただきたいと思います。この基本方針につきましては、本町6つの基本方針を掲げて、それに基づきまして各種施策を実施しているところです。6つの施策を申し上げますと、まず一つ目、命を守る安心安全な町づくりということで防災消防、防疫、交通安全、防犯事業ですね、そういったことに取り組んでいるところでございます。2つ目ですが、次世代につなぐ持続可能な産業づくりということで、産業の振興を図っているところでございます。3つ目、ずっと住み続けられるやすらぎの住環境づくりということで、住環境整備にも取り組んでおります。4つ目、支えあいで心温まる福祉づくりということで、健康福祉の増進、こういった事業にも取り組んでおります。5つ目、地域をつなぐ人づくりということで教育、人材育成にも取り組んでおります。6つ目ですが最後に、みんなで描き育む町づくりということでございまして、行財政運営についても健全化を図っているところでございます。それを実施して誰もが住みたくなり、安心して住み続けられる町づくりを目指しているところでございます。

また、子育てしたくなる町づくりにつきましては妊娠、出産、子育て期間におきまして切れ目のない各種支援事業を実施しているところでございます。その一端をご紹介しますと、事業としましては出生祝い金、母子保健事業、病児・病後児保育、発達相談、子ども医療助成、学校給食費助成、1人親家庭医療費助成などを実施しているところでございます。

○3番（遠坂道太君） ただ今、現在の取り組みについて課長から答弁いただきました。湯前町におきましても移住定住、子育て、住環境等ですね支援事業に取り組んでおられます。その取り組んでこられた現状の、結果につきましてどのような結果で、今現状推移しているのかわかる範囲で結構ですのでお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今般ですね、町の振興計画策定審議会の方でもお諮りしましてその計画の進捗状況について検証いただいているところでございます。今会期中につきましては、議員の皆様からもですね、検証の結果についてのご意見をいただくところとしております。なかなかその基本目標を達成している部分とそうでない部分がございますので、そこの検証をしつつですね、今後の住み続けたい町に向けてのですね取り組みを引き続き行ってまいりたいと思っております。

○3番（遠坂道太君） 誰もが住みたくなり、安心して住み続け、子育てしたくなる町づくり等に関しての充実した支援策を採用されておられるということで理解したいと思います。中には早くから取り組んでおった方が良かった支援策もあるのではないかと思います。そこで、要旨2につきまして町長の具体的な考えをお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 基本は担当課長が答弁したとおりでございますけども、総合計画に掲げております6つの基本方針とこれに基づきます各種施策ということを実施しておるところでございます。私としましてはやはり住みたくなる、安心して住み続けるといのはやはり第1には災害のない又は災害に強い町づくりだろうと思っておるところでございます。その上に立ちまして、未来を担う子どもたちに充実した教育環境づくりという風に思っております。また、子育て世帯の経済負担も軽減することだという風に思っておりますし、また、この健康の町づくりを推進するとともに、もし病気、けがの場合、安心して医療機関に診察・受診ができる医療体制の確保も含まれるのではなからうかと思っております。また、加えまして結婚後間もない世帯がですね、町外に流出をしていくというパターンもございますので、この流出の防止。それから移住定住の受け皿、まさしく住宅施策でございますけども、それと子育て世代をソフト面で支えあう相談体制の確立、これらの物心両面での対策を講じながらですね、若い世代、子育て世代の方々がこの町で住み続けていただければという風に思っておるところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） ただいま町長に伺った訳ですが、帰りたい町、住みたい町と、また一回出て帰りたいなという、地元意識を持った若者が帰ってくるそういうような町づくりをですね、町長の考えを誰でも住みたくなり、安心して住み続け、子育てしたくなる町づくりに期待しまして、一つ、加速する人口減少への対応についての質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 一つ、加速する人口減少への対応について遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、加速する人口減少への対応についての関連質問を終わります。

次に一つ、B&G体育館の利用状況について、遠坂議員の質問を許します。

○3番（遠坂道太君） 次に質問事項2のB&G体育館の利用状況についての質問に移ります。

要旨1の現在の利用状況がどのようになっているのかについて伺います。B&G施設は全国でも優良な活動施設として表彰を受けられました。新型コロナウイルス感染症によりまして、今まで利用されておりました龍谷大学の柔道部の合宿が中止となっております。県内の企業、学校の合宿所として利用されてきました。そこで、現在の利用状況につきまして伺いたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） B&G体育館の利用状況につきまして、答弁させていただきます。

きます。令和2年1月以降は新型コロナの影響がっておりますので、平成29年度から令和元年度までの平均値、それから令和3年度の単年度実績の値でご説明いたします。また、海洋センター周辺の社会体育施設としまして、プール、町民グラウンド、テニスコート等がございますので、参考までに施設別に利用人数をご説明いたします。100人未満切り捨ての数値となります。まず、B&G体育館ですけれども平成29年度から令和元年度までの平均値年間で1万7,200人となっております。令和3年度が1万人と落ち込んでおります。続きまして、プールとなります。平成29年度から令和元年度までの平均値で9,400人、令和3年度が5,000人。続きまして町民グラウンドでございます。平成29年度からの平均値、6,700人、これが令和3年度になりますと、5,200人。最後となりますテニスコートですけれども平成29年度から令和元年度までの平均値、年間800人でございます。令和3年度はこちら増加しております、900人となっております。社会体育施設全体で平成29年度から令和元年度までの平均値3万4,200人、令和3年度は2万1,300人となります。新型コロナ前より40パーセント弱の利用数が減少しているということになります。なお、B&G海洋センター内にトレーニングルームがございますが、年間1,000人程度の利用者数となっております。こちらにつきましては、体育館利用者数の内数として算定しております。また、町民グラウンドのウォーキングロードこちらにつきましては、解放使用しておりますので、正確な利用者数は把握できておりませんが年間延べ4,000人程度の利用者数と推定しております。以上で利用状況の説明を終わります。

○3番（遠坂道太君） ただいま、課長の方から利用状況につきまして答弁いただきました。数字を見ますと非常に、コロナ関係で落ち込んでいるという状況でございます。早急にコロナの影響がなくなることが必要と思うわけでございます。そこで、利用向上に向けてですね、今後の取り組みについてどのように今後考えておられるのかそれにつきまして伺いたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） B&G体育館の利用向上についての取り組みということでございますけど、まずコロナ関連でございます。令和2年度は入館制限、休館ありました。令和3年度につきましてはwithコロナに移行したということで検温器とかアルコール消毒そういった物を準備しまして、一般利用ができていたという状況となっております。それで、施設の利用状況についてでございますが、まずこれまでの経過をお話しさせていただきますと、平成27年から28年度にB&G財団の助成事業を活用しまして、トレーニングルーム、トイレ等の大型リニューアル改修をしております。この時期に併せまして、財団の助成事業等活用しましたイベント等のソフト事業の拡充を図りまして、施設利用者数がですね、当時年間8,000人程度だったんですが、29年度、30年度につきましては1万8,000人と倍増以上ということで大幅に増加したところでございます。そ

れ以降、令和元年度がですね、後半から新型コロナの影響を受けまして、令和2年3年の平均値で体育館の利用が9,600人程度となっております。今後の利用向上に向けた取り組みということでございますけども、数点考えております。1点目が昨年度より取り組みを始めております、地域活性化企業人制度ですね、ルネサンスさんとの連携ですが、これと連動したスポーツ行事の開催、もう1点がスポーツ推進員さんの活動になりますが、ニュースポーツ体験事業等、B&G財団関係のソフト事業、4点目としましてトレーニングルームが非常に好評でございまして、こちらの活用の推進を図りたいと考えております。5点目が町民グラウンド、プール、ウォーキングロード、今年度整備を予定しております多目的コートですね、こういった周辺施設の活用と連動したスポーツ行事、こういった様々なスポーツイベント等展開しまして、町民の健康増進、交流人口の増加など多面的に施設使用を推進していきたいと考えております。以上です。

○3番（遠坂道太君） 利用向上に向けての課長からの答弁いただきましたけども、現状企業人の制度を使って、それと健康増進ということで、そういう食事面とか取り組んでいければ、もっともっと利活用することもできると思うわけでございます。今後ですね、利用向上につきましては、担当課として発案、アイデアを出して取り組んでいただければと思っております。数年前に町長にもお伺いしました、B&G体育館に柔道の畳を整備してはという話をしたんですが、回答として考えている施設があるので、その時に検討したいというような回答だったと思います。現在、災害時の緊急避難所にもなっております。そこで、今後の災害時の避難所として活用していくのであれば畳の整備、また、体育館のですね空調整備を考えてはどうでしょうか。全国的にも体育館に空調を整備しているのは、改善センターあたりが湯前にありますけど、球磨郡市にはあまりないような状態でございますので、そういった形も考え、空調整備を考えられたらどうでしょうか。必要な部分はですね、改修できるものは改修して、人を迎えることを考えていかなければ、そのままにしておいても人は寄ってはきません。そこで、やはりこういった施設等にですね、考えてられるのか町長の考えを聞きたいと思っております。

○総務課長（西村洋一君） 防災ということでございましたので、まず総務課の方からお答えさせていただきたいと思っております。湯前町の地域防災計画では保健センター、改善センター、小学校中学校の体育館またB&G海洋センターの体育館等を指定避難場所としていただいております。ただし、通常の豪雨災害や台風災害では保健センターまたは改善センターで対応しておるところでございます。改善センターにつきましては、先ほど議員申されたとおり、約1億円ほどかけてエアコンの設置もしておるところでございます。海洋センターを避難所として使うことで想定されるのは大地震、南海トラフとか人吉球磨南縁断層の地震ですが、B&G体育館は南縁断層の真上に位置しております。

して、また海洋センターは緊急消防援助隊の終結場所、町民グラウンドは自衛隊の宿营地となっておりますので、もしそのような大規模な災害があった場合は、避難所にはできないというところがございます。ですので、避難所だけで考えれば総合的に判断しなければいけないかなど、小学校中学校体育館もございますので、ここで最優先というところでは考えられないところがございます。また、あのように広い場所を全体をエアコンで冷やすということになりますと、かなりの金額もありますので、他の事業との兼ね合いもありますので、利用者の利便性向上というところもあわせて考えなければなりませんので、まず避難所として優先的に取り組むのは見当が必要かなと考えておるところでございます。

○3番（遠坂道太君） 私が考えておるのは、いかに利活用していくかという体育館の利用だと思っておりますよね。だから整備するものは整備して、そして来ていただく人には来ていただくという形をとっていかないと、移住定住の部分でも交流人口も減少していくというかたちになっていくのではないかと考えております。そこで、課長の方からは答弁いただきましたが、町長としての考えを伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今、総務課長が答弁したのがベースになるわけでございますけれども、やはり利用しやすい体育館とするのであれば、やはり夏場の暑い環境の中での室内競技とかまたは避難あたりにつきましては、空調の整備は必要かなという風には思っておるところでございます。今後、体育施設関係についてはですね、安全に施設を利用させていただき、これは湯前小学校の体育館、湯前中学校の体育館も併せたところでの体育施設とさせていただければと思っておるところでございますが、安全に施設を利用させていただき、利用者の使いやすい施設となるよう、長期的な視点の上でですね改修などの計画を進める必要があるのかなという風に思っております。ただ、お金の問題でございまして整備事業費に対しては大変高額な金額、先ほど1億円という言葉もでておりますが、高率の補助という風になっておりますのでその部分も含めながらですね、今後の対応を考えていけばという風に思っておるところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今、町長から体育館としての活用の方向付けについて伺ったわけでございます。やはり、今後ですね、この施設等、利用向上されていくようにですね、町長の考えておられることに関して期待します。期待しましてB&G体育館の利用状況についての質問を終わりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） これで、一つ、B&G体育館の利用状況についての遠坂議員の質問が終わりました。

これより関連質問を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで一つ、B&G体育館の利用状況につ

いての関連質問を終わります。

以上で遠坂議員の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） 以上で、本日予定した一般質問を終わります。

お諮りします。議案調査のため、明日9月8日の一日間を休会としたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月8日の一日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、一般質問の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は、9月9日午前10時に開きます。

議事は一般質問、報告、議案審議等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時52分

第 2 号

9 月 9 日 (金)

令和4年第7回湯前町議会定例会

[第2号]

令和4年9月9日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	報告第3号	ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について
日程第3	報告第4号	一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について
日程第4	議案第42号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第43号	湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第6	議案第44号	湯前町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局係長 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	長	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	介	教	育	長	浅	田		徹
保	健	長	高	木	堅	介	建	設	長	中	園	誠	二
企	画	長	本	山	り	か	農	林	長	稻	森	一	彦
会	計	者	高	橋		誠	振	興	兼				
							農	業	委				
							員	會	事				
							務	局					
							長						

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第7回湯前町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「一般質問」を行います。

本日の一般質問は、黒木議員を予定しております。

一つ、上水道の状況について、黒木議員の質問を許します。

○6番（黒木龍次君） 皆さんあらためまして、おはようございます。6番議員の黒木でございます。ただ今議長から許可をいただきましたので、一般質問を通告書により質問をさせていただきます。

それでは質問事項の1、上水道の状況について質問いたします。今回もコロナ感染拡大の中で、皆さまも十分気をつけていただいていると思いますが、湯前町の上水道は私たちが生活する中では大変重要なインフラと認識しております。8月の臨時議会で可決されておりますコロナウイルス感染症や、それに伴う物価高騰の影響を受けて、8月から11月分の水道代が一般用の基本料金4か月分免除されることは、湯前町民の皆様にとっても良い知らせであり、良い手当てと私は思っております。そして湯前町の水道水は大変うまい水だと認識をいたしております。現在コンビニなどで販売されている天然水があるかと思いますが、それに勝るとも劣らない良い天然水であり、他町村にも大変自慢できる上水道だと思っております。昔、国道219号線で崩落事故があったときに、迂回路に水道本管を敷設して対応されたことがありました。あのときは復旧するまでは給水活動があって、隣接村の水上から水を頂いて、関係地区に給水車によりまして、給水したことを、昨日のことのよう思い出されます。

さて、それでは質問に移らせていただきます。まず最初に質問要旨1の、現在までの本管工事について、お尋ねします。敷設替えは何年から始まったのか、また本管の総延長と現在までの敷設済の延長はどのくらい進んでいるのか伺います。

○建設水道課長（中園誠二君） お答えいたします。まず平成26年度に湯前町水道事業基本計画水ビジョンを策定し、経営状況を分析し、将来の水需要を予想しまして、今後20年間の経営計画を立てました。これにより平成28年度より老朽化した配水管本管を耐震管へ敷設替えする工事を始めております。ご質問の進捗状況ですが令和3年度までに、全体の本管延長約52キロメートルの内、24.1パーセントにあたる1万2,514メートルを耐震性があるポリエチレン管へ布設替えを完了しております。

○6番（黒木龍次君） 現在は24パーセント程度が布設済というふうなことでございました。本管交換事業は、補助事業で実施されていると思いますけれども、補助率と補助事業に該当するのはどのような管が該当するのかお尋ねします。

○建設水道課長（中園誠二君） 補助事業に該当します本管につきましては、40年を経過した水道管になります。

○建設水道課長（中園誠二君） 失礼しました。補助率につきましては3分の1の補助を頂いております。

○6番（黒木龍次君） 40年経過しないと補助事業に該当しないというふうなことで、補助率も3分の1あるということなんで、3分の1あれば大変助かるのかなというふうに思います。それでは現在40年経過していない管が、湯前町の水道管の中に存在するのかどうか、それについてもお伺いさせていただきます。

○建設水道課長（中園誠二君） 耐用年数40年を経過していない管が、町内に約60パーセントから70パーセントほど存在するようでございます。

○6番（黒木龍次君） 40年経過していないのが60パーセントから70パーセントあるということであれば、確かに20年計画で水ビジョンを組んでおられるわけですが、その20年の間には、この60パーセントから70パーセントというのは、要するに40年以上に該当するようになるというふうなことで理解してよろしいですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、議員が言われるとおり、そういうことになります。40年を経過する時期を見ながら今後の工事計画を立てているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 20年間の間には、そのように該当してくるというふうなことでございますので一安心というわけではございませんけど、それで該当していくなら工事ができるのかなあとというふうに思うところであります。それからこの先工事を進めていく中において、工事をしなくて済むような区間は湯前町の水道管に存在するのかどうか、それについてお聞かせください。

○建設水道課長（中園誠二君） お答えします。工事をしない管はございません。先ほども言いました約52キロメートル全線の布設替えを予定しております。

○6番（黒木龍次君） 全線を工事する予定だということですが、そしたら20年間でこの全線の工事を終えるというふうな計画であると理解してよろしいですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） 先ほどですね水ビジョンを策定し、20年間の経営計画を立てたと申しましたが、その後ですね、あとでも説明しますけれども、人権費の高騰とか、管財費の高騰で思うような計画が進まず、25年ほど期間を延ばして、全線を布設替えする予定でございます。

○6番（黒木龍次君） ということは20年ビジョンが25年に延びたという理解してよろしいですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） はい議員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○6番（黒木龍次君） 20年が25年に延びるということでございますので、許容範囲内なのかなと理解させていただきます。それから本管工事の場合、旧菅、古い管でございますが、埋め殺しになると思いますが、今後の工事と申しますか、いろいろな工事があると思いますが、その際に支障が出るということはないわけですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） 議員言われるとおり、今使用しております水道管については、埋め殺しというか、そのまま置くこととなります。といいますのも有害な鉛等を含んでいない塩ビ管でございます。さらにそれを取り出すにつきましては舗装面を切ることとなりますので、いろいろな支障が出てくると思いますが。今後の支障ですけど、ある程度下水道の工事も終わっておりますので、稀なケースで支障になる場合があるかもしれませんが、ほぼ支障はないものだと考えております。

○6番（黒木龍次君） 埋め殺しした場合でも支障がないということでございますので、塩ビ管なら腐れることもないと思っておりますので安心したところでございます。

では、次の、質問要旨2の、今後の工事計画について尋ねます。本管工事は今年の工事分を差し引くと、先ほど総延長が5万2,000メートル程度、それから敷設済が1万2,500メートル程度ということでご回答いただいておりますけれども、その分を差し引くと、あと3万7,000メートルくらい残ると思っておりますが、これを25年の計画の中でやるということであれば、今年みたいな約2キロメートルですかね、その工事をやっていくと、これは天文学的数字になると思うんですよ、それでこれから先、数字的に3万7,000メートルありますので、その工事の量というのは、どれくらいの重量になってくるのか、それをお聞かせください。

○建設水道課長（中園誠二君） 管路更新工事ですけど補助対象になる耐用年数40年を経過した菅から工事を計画しております。先ほど申したとおりになります。令和3年度までに、北部地区浅鹿野、古城の一部、南部地区野中田、田上、馬場、瀬戸口区の一部を完了しているところです。今後の工事計画ですが、令和4年度、5年度で上村、下村地区の一部の布設替えを行い、令和6年度に瀬戸口、辻地区、令和7年度に上村、植木区と南部地区周辺の整備を行います。令和8年度からは取水堰から浄水場につながる浄水管の改修および浄水場から配水池につながる送水管の改修を計画しています。その後北部地区や、低区配水区域であります町中心部へ進めていく計画でございます。先ほど言いましたように、当初計画では20年間の計画でございましたが、人件費や管財費の高騰もあり、計画より5年ほど期間が延び令和24年度には水道本管の耐震化への更新をすべて完了する予定でございます。

○6番（黒木龍次君） そうしますと今後は相当な量で工事を進めていくということになってくるんだろうなというふうに理解いたします。この事業はインフラ整備ですので、

あまり長い期間を要して整備するんじゃないかと、なるべく早い時期に、このインフラ整備をしていただきたいと思います。予算の都合もあるとは思いますが、なるべく早い時期に完了するように皆さんが努力して完工するように要望いたしておきます。

次に進ませていただきます。質問要旨の3、浄水場の新設工事について伺います。現在の浄水場は何年に設置されたものか、何年の耐用年数があるのかお尋ねいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 現在の浄水場ですが、昭和60年建設でございます。耐用年数は60年間でございます。

○6番（黒木龍次君） それと、これはさっき一緒にすれば良かったんですけども、グラウンドゴルフ場の上にあります配水池も浄水場と一緒に、昭和60年設置の耐用年数60年という理解してよろしいですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、議員言われます、グラウンドゴルフ場の上にあります高区配水池、低区配水池、2つございますけど、昭和61年建設でございます。耐用年数も浄水場と同じく60年間となっております。

○6番（黒木龍次君） 鉄筋コンクリート構造の建築物の場合は、耐用年数が47年というふうに、調べてみれば書いてあります。水道の場合は、それよりも寿命が長いということになるわけですが、それでは浄水場についてお伺いさせていただきます。現在設置されている浄水場は、昭和60年設置ということでございますけども、60年となりますと、更新はいつ頃予定されておりますか。

○建設水道課長（中園誠二君） 昭和60年建設でございますして、令和27年に更新時期を迎えることとなります。

○6番（黒木龍次君） 令和27年更新といたしますと、まだ今令和4年でございますんで、あと23年もあるということになりますけども、それこそ来年のことをここで申し上げても鬼が笑うという言葉がありますが、令和27年更新ということと言っても、今度はかえって鬼が呆れてしまうかもしれませぬけれども、現在給水されている水は、大変いい水ではないかなと思っていて、今後も使用していただきたい水源だと思っておりますし、水量についても湯前中に十分配水できる水量は確保できると思っておりますがいかがでしょうか。

○建設水道課長（中園誠二君） 現在の浄水場ですけど、水量も豊富であり、水質も安定しております。また渇水期には隣接する河川から取水することも可能な場所がございます。さらに標高も高く圧送などの必要もありません。最適な場所と考えております。

○6番（黒木龍次君） ただ今、建設水道課長から最適な場所だというお答えを頂いたわけですが、町民の皆さんの安心安全を考えると、現在の場所にこのシステムを継続することが大変重要ではないかと思っております。先のことは誰も分からないというのが本来の姿だと思っておりますけれども、十分検討をいただいて決定をしていただきたいと思います。

私は、現在ある近くが最善ではないかと思いますがいかがでしょう、町長にお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 現在の浄水場につきましては、先ほどから課長が答弁しております標高差といいますか、一番高い所にございますので、高区、それから低区については自然流下して、全部高区にまいますので、あとは自然に水が流れていくという形態でございますので、非常にランニングコストが安い状況に至っているということございますので、私も今の浄水場の位置が最適かというふうに思っているところでございます。なお先ほど黒木議員のほうから御質問ございましたけども、今後耐用年数については60年、それから令和27年の更新時期を迎えるというふうなお答えをさせていただいたところでございますが、この浄水場の部分の老朽化の度合等につきましては、前倒しというのも考えられるのかなというのも付けさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○6番（黒木龍次君） ただ今町長から、浄水場の更新については、前倒しもあり得るというふうなことで御回答を頂いたところでございますので、我々町民も安心して、水道水のことは心配いらぬのかなというふうに考えております。先のことですので、十分検討いただいて決定していただきますようお願いいたします。

続きまして、質問要旨4の企業債について伺います。浄水場、配水池等の工事、管工事も含めてですが、完了したあとですね、この企業債が全額でどのくらいになるのか、大体想像できる範囲で結構ですけれども、どのくらいになるか教えてください。

○建設水道課長（中園誠二君） 先ほど言いましたように令和24年度に本管の更新事業が完了する予定でございます。この頃には約8億円の企業債残高になる見込みでございます。

○6番（黒木龍次君） まだ可決はしておりませんが、今回の決算書から現在の確定額が、約3億3,000万円になると、それから5年据置のやつがございますので、今年から償還も始まるというふうになっております。そしてまた剰余金でございますけど、これも3億1,578万1,000円、大変多くの剰余金が生まれているということだと思います。これは優良水道事業だと思っているところでございます。しかし工事終了後には相当な企業債で、8億ということございますが、その際償還財源となるのは、どのような財源があるのか、またその財源として水道料が唯一の財源となると理解してよろしいのかお伺いします。

○建設水道課長（中園誠二君） 現在も企業債償還に充てるための資金を積み立てております。令和24年度の現金残高も約7億円になる見込みでございます。十分に償還できる資金を有する計画となっております。ということで水道料金の値上げ等も行わずに完了できる計画としております。

○6番（黒木龍次君） 24年度までに7億円程度ということになりますと、この差額が1億円ぐらいしかないということでございますけれども、あくまでも財源は水道使用料ということになるわけですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、議員言われるとおりの水道使用料になります。

○6番（黒木龍次君） 財源が水道使用料ということでございますけれども、終了時の令和24年度までには7億円償還財源があるということでございますけれども、この7億円に對しましては利息も付くと思っておりますけれども、利息は何パーセントぐらいのやつを利用されているのか、それをちょっと教えてください。

○建設水道課長（中園誠二君） 現在の金利ですけれど約0.5から1パーセントほどの金利になっております。以前は5パーセントほどございまして、非常に高い金利が付いていたんですが、現在低金利になっているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 確かに今は利息が低いやつもあると理解はしておりますけれども、私が昔、仕事に携わっていた頃には、6.5パーセントから。低いやつで6.2パーセントというふうな金利だったと理解しておりますけれども、現在はずいぶん安いんだなあ実感を感じております。この程度の利息ならば心配いらぬというふうに理解するところでございます。それともう一点お聞きしたいことがございますけれども、平成24年度から令和4年度までの間に、給水戸数が100件程度減少しております。その間の調定金額、収入金額等に、あまり影響が出ていないと、極端に増減の変動がないということでございますけれども、この要因はどういう要因があるのかお尋ねいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議員言われるとおりの、平成24年度と令和4年度の調定があまり変わらないということで、その間多少増減ございますが、確かに人口減に伴う給水戸数は減っていますが、大口の企業がございまして、それが2社ほどございますので、それで以前と変わらない調定ができているところでございます。

○6番（黒木龍次君） 戸数は100件程度減少しておりますけれども、大口の給水箇所があるというふうなことで、この大口の給水ができるような企業を、湯前にももっと多く誘致すれば、まだ多くの収入が得られるというふうに理解いたします。今後においても給水戸数はますます減少すると予想ができますので、安心して給水が受けることができるように最善の努力をお願いしておきます。先ほど、この給水戸数が減っても使用料は上げないというふうなことでしたので、これは償還が始まってもし上げないという解釈でよろしいわけですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、議員言われるとおりの、償還が始まって水道料金の増額は考えていないところでございます。

○町長（長谷和人君） 今建設水道課長のほうから、見直しというのは回答があったところでございますが、今後経営状況等の如何によりましては、値上げということもあり

得るかもしれないということも、ちょっと付け加えさせていただきたいというふうに思っています。

○6番（黒木龍次君） 町長のほうから、上げることもあり得るかもしれない、というふうな回答を頂いたところでございますけれども、球磨郡内の水道料金を鑑みましても、そんなに湯前町が高いとか安いとかいう料金ではないわけですし、大体平均ぐらいというふうに私は理解しております。それで今後もこの料金を維持していただいて、町民が安全な水を、安心して給水を受けられるよう最善の努力をお願いいたします。

最後になりますけれども、質問要旨5の、予備の水源調査についてお伺いします。新水源調査を数年前に実施されたことがあります。牧良の奥に水源があるとのことで調査結果が出ておりますけれども、その水源では標高が低くて、配水池まではモーターで揚水しなくてはならないというようなことで、水道料が高くなるのでないかという懸念から断念されましたけれども、今後においても調査はされるつもりかお伺いいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議員言われるとおり平成24年度に水質調査業務を実施しております。このときには聞き取り調査、文献調査を行い、7つの候補地をあげ、その後地表調査、これは地質分析や地質構造、周辺の湧水などを行いまして、水源の可能性が高い場所3ヶ所ほど選定しております。ただし先ほど申しましたとおり、現在の浄水場が問題なく稼働している状態でございます。現在この調査までにとどまっているところでございます。ただし水源につきましては、重要な問題だと認識しております。今後も継続して、何らかの水源の確保のための調査は必要かと考えております。

○6番（黒木龍次君） 今課長のほうから、新しい水源については必要性が出てくるのではないかという回答でございましたけれども、調査を実施する場合は、私は現在の水源地以上の標高の高い所から見つけ出さないと、また牧良くらいの標高だと電気を使って揚水しなくてはいけないということになりますので、なるべく高い標高の所から選定していただかなくてはいけないのかなというふうに理解をしております。新しい水源を調査する場合は、町長はどのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 先ほど課長のほうから、平成24年度の調査を行ったお話をさせていただいたところでございまして、今黒木議員のほうからお話があったように現在地が一番標高差がございまして最適地でございます。前回の平成24年度の際に、実は7ヶ所を調査したわけですが、その中の一つの中に、この折戸地区というのがございまして、この中で調査をしたわけですが、水量等があまりなかったということで、最終的には、この7つの候補の中から3つ絞り込みがなされております。1つが先ほどから出てきております牧良川沿いということで、ハナグリ神社のすぐ上の鍋内でしたか、そこが候補地として一番上がってきております。それから2番目が折戸地区、それから3番目が馬場地区ということで、3つの候補が上がったところでござい

ますが、牧良川のほうが一番最適地という結果が出たところでございます。ですので、先ほど言いましたように水量等が不足しているという状況もございますし、それから標高差からいきますと、ランニングコスト上では非常に優れている部分がございます。併せまして先ほど課長が言いましたように、この浄水場については現在のところ水量も豊富であると、それから水質も安定しているということと、隣接する河川、今取水口のほうは、上がって行きまして右側の谷から取水しているわけでございますけれども、早く言えば本谷ですね、こちらのほうも取水可能であるというふうな話も聞いておりますので、可能であればそちらのほうからも入れるというふうなこともあり得るかなというふうなことも今思っているところでございます。以上でございます。

○6番（黒木龍次君） そうしますと現在の水源が最適だというふうな理解をいたすところでございます。この水源を、大事に活用をしていただいて後世に引き継いで行くのも我々の責務かなというふうに思いますので、町長はじめ、皆さんも最善の努力を払っていただきまして湯前町民のために、現在の水源を長い期間使用できるようお願いいたします。これは生活のために大変重要な用水でございますので、ぜひ大事に活用していただきたいというふうに思います。

最後に町長にお尋ねします。町長の一期目はコロナ対策から始まり、現在も継続中でありまして、また2020年度の熊本水害では、大変な水害がございました。現在は災害復旧の対応といろいろ大変な3年半だったと思いますが、いかがだったでしょうか。町長の想いをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今お話がございましたように、令和の始まりとともに私任期のほうを拝命させていただきまして、来年の4月まで残りが8ヶ月という期間になっているところでございますので、ここはしっかりと最後まで舵取り役をさせていただければというふうに思っております。極めてたくさんの課題が残っているということも認識しておりますし、またこれまでの施策が十分浸透しているのか、そこらへんも非常に強く意識を持っているところでございます。それから私の施策自体がどれだけ浸透しているかというところも見定めなくてはいけない、掘り下げた施策も感じているというところでございます。新型コロナウイルスそして令和2年7月豪雨災害、これもしっかりと行っていけばというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○6番（黒木龍次君） そうしますとまだまだ問題が山積しているというふうな理解でよろしいかと思うわけでございますけれども、半年後のというか、7ヶ月、8ヶ月ありますかね、町長選挙に対しましては、先のことは、誰が出られるのか想像はできませんけれども、町長もおそらく課題が山積しているということであれば、再選の覚悟で臨まれると思いますので、町民の生活に寄り添った政策、また町民の幸せのための政策に精一杯取り組んでいただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（倉本 豊君） 一つ、上水道の状況について、黒木議員の一般質問が終わりました。これより関連質問を許します。

○7番（味岡 恭君） 黒木議員の一般質問に関しまして、関連質問をさせていただきます。浄水場の耐用年数も約20年あまりあると、また浄水場についても場所的、流量についても最適であると思うが、ただ心配なのが浄水場の管理等や、屋根がなく汚水の管理ができていないのではないかと思います。周囲にフェンスを張るとか、屋根をかけるとかいう考えはないのかお尋ねします。

○建設水道課長（中園誠二君） まず浄水場の屋根については必要ないという考えでございます。今浄水場の水源近くにございます災害場所におきまして、林野庁が砂防えん堤を設置しております。これによりまして取水口への汚濁水等、ごもく等の流入は防げるものと考えております。また令和2年7月豪雨で貯水池のほうに土砂が法面から危なく流れ込む災害が起きておりますが、これも町のほうで重力式擁壁を今年中に建設しまして、土砂流入を防ぐ施工を考えているところでございます。

○7番（味岡 恭君） 今他国から空から流入して、いろんな物体が飛んでくるかと思えます。それが雨水によって落下して飲料水のほうに関連していくというふうに考えますので、できれば屋根をかけて管理をするような考えでやっていただきたいと思えます。

○建設水道課長（中園誠二君） 屋根につきましては、光合成等ができないという理由で付けないそうでございます。水につきましても年に4回ほど砂の入れ替え、清掃等を行い、適正な水道水を確保しているところでございます。

○1番（吉田精二君） 工事内容について質問します。今までのVUVP管からPE管に変更すると思えますが、耐用年数は40年以上になると思えますが、延びるんでしょうか、質問します。

○建設水道課長（中園誠二君） 議員言われるとおり耐用年数については60年間となります。ただ実際には、性質上100年ほどはもつような管となるようでございます。

○1番（吉田精二君） あと一つ質問しますが旧水源地蓑谷ですかね、あった頃の铸铁管が中猪から中溝側線に向かってまだあると思えますが、現在は使われていないと思えますが、この管についても布設替を計画されておられるんでしょうか。質問します。

○建設水道課長（中園誠二君） 蓑谷の水源地は現在使用していません、今後の、今まで答弁しました工事計画については本管になりますので、その部分は含んでおりません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 先ほどの町長の回答の中で、経営状況が変われば値上げもあり得るということでしたが、どのように経営状況が変わった場合でしょうか。

○町長（長谷和人君） 例えば消費税がアップしたりとか、あるかどうか分かりませんが、例えでございます。加えまして経営状況というかたちで、給水人口が減ってまいりますので、先ほどの話の中で、いかに人口減少を抑えるかというようなことにもなるかと思えますし、大口が来てくれれば幸いですけれども、そこらへんの努力もしなければいけないと思うんですけど、そのようなことで、当初見ておりました財政シュミレーションが変わってきた場合については、当然そういうふうなことで値上げもあり得るといこともお伝えしたところでございます。以上でございます。

○5番（森山 宏君） 黒木議員がおっしゃった企業債ですね、これについて水道管管設部に関しては、8億円の残高があっても7億円ばかりあるけんということでしたけども、この企業債はタンクとか水源確保というときには、企業債は発生しないのでしょうか。いわく別会計ですよ、別会計の負債勘定のほうに、試算にもなってきますけど、改修したりするときその部分の費用というのは、負債は発生しないのでしょうか。企業債はそこで発生するんじゃないですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） 管もタンク等も同じ施設としての位置づけになります。もし改修することになれば企業債の対象になると思います。

○5番（森山 宏君） 今の再確認ですけれども、企業債が8億円とおっしゃったのは、黒木議員の質問の中いわく、菅の布設替ですよ、私が言っているのは施設のほうなんですよ貯水施設とか水源地とか、そっちのほうも8億円の中に企業債の中に見越してはしないでしょう、まだ期限がないので、あと20何年とおっしゃったので、結局そういうのを将来的に抱えなければならぬ負債というのを考えて、言われたように水道料金とかなんかに反映してくると思いますけども、菅設だけの考えだけの企業債の答えだったろうと思いますけども、新たにもっと大きな負債が発生するんじゃないかと思えますけども、どうでしょうかね。

○建設水道課長（中園誠二君） 先ほど言いました24年度には8億円ほどの企業債残高になると、これについては管工事のみの金額になります。この間に例えばタンクなり、そういった補修等が入れば、まだ増加するのかなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、一つ、上水道の状況についての関連質問を終わります。

以上で、黒木議員の質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時08分

-----○-----

日程第2 報告第3号 ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第2、報告第3号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第3号、ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第243条の3第2項の規定に基づき、関係書類を提出し報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） タブレットの2ページをお願いいたします。

第25期の事業報告でございます。

総括を読み上げさせていただきます。

2021年度は、まん延防止等重点措置が断続的に発出される中、弊社では、感染予防対策に万全を期し営業を行って参りました。経済社会活動も段階的ではありますが緩やかに持ち直すのではないかと期待もありましたが、コロナウイルスの感染拡大が経済へ大きく広範囲に影響をあたえ移動自粛、イベント等の中止、時短営業など集客が望めない状況にありました。

コロナ禍で大打撃を受けている状況でも観光業として連携事業を進め尚絅大学、湯前町との商品開発（骨かじりアレンジメニュー）では、郷土料理の新たなメニューがマスコミ等に取り上げられ県内外に情報を発信することで、観光への目的につながるのではないかとアフターコロナに向けた仕組みを構築しました。さらに、テイクアウト、通販などの新規事業にも取り組んで参りました。

また、旅行スタイルでは、自然と共に過ごすキャンプ場の新たな可能性に注目しコロナ禍の状況でも観光客に魅力あるキャンプ場を提供することで、旅行先の一つとして本町の自然・歴史・文化・食等が持つ楽しさを更に人々の心に届けることが出来るのではないかと期待もあります。

コロナ感染症の終息が見えない中、コロナ禍と人手不足の現状をどのように観光業として定着と強化を図り売上高を回復することができるのか、感染対策を行い安心、安全な施設として事業運営を行えるか重要な課題としての取組みでしたが、増収増益を達成することが出来ませんでした。

次のページをお願いいたします。

【湯楽里部門】でございます。時間の都合上、主なもののみ報告させていただきます。

4月20日	くまもと再発見の旅事業停止
5月16日	熊本県コロナまん延防止等重点措置発令
6月1日	人吉保健所より時短要請の協力依頼、6月13日まで
7月1日	湯前町のコロナ支援事業 おいしか券、くらし応援券、 宿泊支援事業開始
7月3日	くまもと再発見の旅事業再開
7月15日	熊本県感染防止対策認証制度に係る認証店に登録
7月27日	くまもと再発見の旅新規予約受入中止
8月3日	湯前町宿泊支援事業新規予約受入中止
8月8日	熊本県まん延防止等重点措置適用に係る事業者及び県 民へ要請 温泉の営業時間を通常より1時間短縮 9月30日まで実施
10月7日	尚綱大学との連携事業 骨かじりアレンジメニュー完 成試食会の開催
10月15日	くまもと再発見の旅事業再開
11月1日	尚綱大学アレンジメニュー5品をレストランで通常販 売を行う
1月1日	湯前町宿泊支援事業ゆのまえGOTOが始まる
1月21日	熊本県まん延防止等重点措置（1月21日～3月21日まで）
1月24日	くまもと再発見、ゆのまえGOTOトラベル事業全面停止

【グリーンパレス部門】

5月16日	熊本県まん延防止等重点措置発令
6月5日	人吉保健所へ食品営業届の提出。アイスクリーム等の 販売を開始する。
6月9日	公園で遊ぶおもちゃ等の販売を開始
6月21日	ゴーカート5台 くまモン、ゆっくんのデザインをラ ッピングする。
8月1日	RVパーク smart in湯前ネット予約開始（モニターツア ー）
9月1日	グリーンパレス事務所にパソコン1台導入
9月26日	グリーンパレス公式メールアドレス開設
1月16日	グリーンパレスキャンプ場利用者へのZOOMインタビュー

一実施

3月24日

グリーンパレス（芝広場）桜並木ライトアップ

【会議】 【研修】 5～6ページにわたりまして内容を掲載しております。

【職場体験・視察受入】等は記載のとおりでございます。

【総会】 【取締役会】についても記載のとおりでございます。

【助成金及び支援金】活用状況を報告いたします。

5月	雇用調整助成金
6月	湯前町継続雇用助成金
7月	高齢者継続雇用助成金
8月	湯前町/コロナ感染防止設備等補助金 湯前町/商工業経営持続化支援金
10月	特定求職者雇用開発助成金
11月	熊本県/営業時短要請協力金
2月	人吉球磨ブランド商品開発支援事業補助金
3月	熊本県観光連盟/コロナ感染症設備投資支援金 熊本県/営業時短要請協力金 湯前町/新しい生活対応商品開発補助金

【主な工事関係】につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお願いします。第25期貸借対照表。

資産の部、流動資産、現金から未収入金まで、合わせまして6,647万3,171円。

固定資産、有形固定資産、投資その他の資産、合わせまして2,450万4,047円。

資産の部合計9,097万7,218円。

右側、負債の部でございます。流動負債、買掛金から未払法人税等まで、合わせまして811万2,183円。固定負債3,000万円。

負債の部合計3,811万2,183円。

純資産の部、株主資本5,286万5,035円。資本金1億円。利益剰余金マイナス4,713万4,965円。利益準備金40万円。その他利益剰余金マイナス4,753万4,965円。うち繰越利益剰余金マイナス4,753万4,965円。うち当期純損失金額2,237万9,768円。

純資産の部合計5,286万5,035円。

負債・純資産の部合計9,097万7,218円となっております。

次のページをお願いします。第25期損益計算書です。

売上高、温泉売上からゲストハウス売上、合計①でございます。8,549万3,100円。

売上原価④でございます。1,037万3,144万。

販売費及び一般管理費1億2,074万3,941万。

営業利益マイナス 4,562 万 3,985 円。

⑭当期利益マイナス 2,237 万 9,768 円。

前期繰越利益マイナス 2,515 万 5,197 円。

当期未処分利益マイナス 4,753 万 4,965 円。

右下のほうを御覧ください。第 25 期利益処分。

当期未処分利益マイナス 4,753 万 4,965 円。配当金 0 円。利益準備金 0 円。

次期繰越利益マイナス 4,753 万 4,965 円。

実営業日数は 341 日です。

次のページをお願いします。第 25 期湯楽里各部門別利用者実績表を掲載しております。

次のページをお願いします。第 25 期ゆのまえグリーンパレス利用状況の明細を掲載しております。

次のページをお願いします。13 ページになります。令和 4 年度第 26 期事業計画。

【基本方針】

湯楽里は、湯前町唯一の宿泊観光施設です。毎年多くの観光客に訪れて頂き将来にわたって湯前町の観光の柱として観光事業に取り組んでいかなければなりません。新型コロナウイルスの収束が見えぬまま 2 年が過ぎアフターコロナを見据え取組みが必要です。

コロナ禍においては、観光トレンドが変化しておりマイクロツーリズム、ワーケーション、アウトドア等の関心が高まっており、今後の旅行スタイルの変化とニーズに応える施設でなければならないと考えます。

その為には、地域資源を活かした地域振興、雇用確保を最重要課題とし湯楽里が地域に根差した必要不可欠な施設であることを十分に発信していき、お客様に湯楽里・グリーンパレスへの利用促進を積極的に売り出すことが重要だと考えます。

コロナ感染症対策、人材補強は、事業を継続する上で、最大の責務です。また、湯楽里の良質な温泉と魅力ある施設、自然環境豊かな湯前町へ誘客促進を行うことで、来訪者の増大と町内への周遊性、滞在性の向上が観光消費額の拡大を図ることが出来ると思います。これまで以上に地域全体と連携し発信することを基本とし、魅力向上に努め従業員一体となり湯楽里ブランドを高め安心、安全な施設として本計画を推進して参ります。

各項目でございます。【温泉によるブランドづくり】 【食によるブランドづくり】

【観光事業】 【アウトドア・アクティビティ事業】 【施設管理について】 掲載がなされています。

なお、議案説明資料のフォルダの中に、経営の概況とキャッシュフローについて掲載をしておりますので御確認をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 以上で説明を終わります。質疑に入ります。発言を許します。

○2番（西 靖邦君） 13 ページから 15 ページの間に、経営健全化の取組に向けた事業計画が示されております。売上高の向上に関しては、外的要因であるアフターコロナにおける観光客の増加に頼ることなく、各部門において効果的な提案を行い、既存客への再利用を促すとともに、新規顧客への訴求力を高めていかれるかと思えます。目的を達成するためには、目標と手段を細かく決めていくことが重要となりますが、こちらはもう決められて実行されているんですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 以前ちょっと全協のほうでも御紹介させていただいたと思いますが、湯楽里におきましては中期経営計画なるものを策定しております。これが現在令和3年度から令和5年度までということで、今これを基に目標等を立てまして実証しているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 目標を立てられているということで、手段のほうも立てられているんですか。

○企画観光課長（本山りか君） こちらのほうに、その目標を達成するための事業を具体的に記載して実証されておられるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 総括のところ、増収増益を達成することができなかったということで、11 ページの部門別利用者状況を見ても、このレストランの売上というのが、やはり大きなマイナス要因になっているのではないかと考えております。引き続きコロナの影響が令和4年度も続いているわけですが、このレストラン売上の今の見通しというのがもし分かりましたらお知らせください。

○企画観光課長（本山りか君） レストランの売上向上策につきまして、いろいろ湯楽里の内部でも取締役会はじめ、職員一同です丸となって対応策を検討しているところでございます。令和3年度におきましては、テイクアウト品目を増やしたりとか、あとは先ほど御紹介いたしました尚綱大学と、いろんな商品開発事業、これにも手を挙げまして一応そういうところで新たな食の魅力の開発、そういったところに取り組んで実証されているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） その取組は承知しております。令和2年、令和3年とコロナの影響で、このレストランの売上が下がっていると思っております。現在も進行形でコロナの影響が続いているのではないかと懸念をしているところですが、これについては影響がないのでしょうか。それとも前年度同様影響を受けている最中なんのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） レストラン部門につきましてはコロナの影響が一番最大のものと認識しております。例えば先ほどの、もう、まん延防止とかそういった国の発令はおそらく今後はなされないものと思われませんが、ただし感染状況が拡大する、

その度に飲食は大打撃を受けている、そのような状況でございます。ただし令和2年度とか、以前のときに比べますと、若干お客様の感染対策の、自己防衛策とか、そういったところもございますので、その点については若干の回復が見られるところですが、飲食部門については、もうコロナの感染状況次第ということになります。

○4番（椎葉弘樹君） 今御答弁のとおり、令和2年、令和3年というのは、かなりコロナの影響を受けておりました、それぞれ各年度で3,000万円以上のマイナスということになっており、非常に厳しい状況、これは令和4年度も続くものと、今認識したところです。その中でコロナに強い部門がありまして、グリーンパレスの売上、特にキャンプ場とゴーカート、これが令和2年度に比べて伸びていると思われまして。そして事業計画を見ますと、アウトドア・アクティビティ事業の中に、体験型の公園として集客に努めるということが書かれています。そこでお尋ねしますが、この体験型の公園というのは、どのような事業を展開するお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） それにつきましては中期計画の中でも一応謳われているところがございます。既存のものもございまして、お出でいただきまして、パターゴルフ、それからゴーカート、草スキーですとか、そういったところも非常に人気がある部門でございまして、それに加えてグラウンドゴルフですとかそういったものは飲食部門との連携により、年代を問わずやっていけるところかと話し合いがなされているところがございます。また新たな体験事業につきましても、近年B&G等におきまして、サップですとかカヌー体験、そういったこともございますので、その体制の構築ですね、そういったところが急がれるところがございます。

○4番（椎葉弘樹君） この事業計画の内容を見ますと、集客に努めますとか、認知度向上に努めますということで、これ一見ソフト事業だけなのかなというふうに考えられるわけです。最後に町長にお伺いしますが、このキャンプ場の需要であったりですね、ゴーカートと周りのアウトドアの施設、そういったところを今後グリーンパレスの集客をめざすために、新たな取組とか、ハード事業等考えられておられるかについて、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員が先ほどからずっと質問をされているんですけど、私のほうもちょっと調べまして、このグリーンパレス関係については平成30年と比較して、売上で109パーセント、そして利用者数については110パーセントアップということでございまして、やはりこのコロナの影響によりまして、郊外型の体験型のキャンプ、ここらへんがやはり一世を風靡したのかなというふうに思っております。この傾向はたぶん当分続くんではなかろうか、逆に言えば期待していると、この分野について、レストラン部門は先ほどからおっしゃるように大変厳しい状況がもう少し続くんではなかろうかなというふうに思っております。今御質問がございました中の部分なんですけども、

今回予算もつけさせていただいているんですけども、キャンプ場関係につきましてもホームページのリニューアル関係もさせていただいておりますし、それから各種イベントも実は今回予算の中にさせていただきながら動かしていただいているところでございます。加えまして公園内の部分につきましても、この中期計画の中に上げているわけですが、新たなやっぱり施設の充実あたりも今後目指すべき必要があるのかなど、そのようなことも思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） お伺いします。おいしか券等がこれまでに発行されてきまして、町民の方に利用していただいていると思いますけれども、湯楽里に対してどれくらいおいしか券等が利用されたのか、そのへん集計されていましてお伺いさせていただきたいと思っております。

○企画観光課長（本山りか君） 集計はいたしておりますが、あいにくこの場には持ち合わせておりませんので、すぐ確認をさせます。しばらくお時間を頂けますでしょうか。

申し訳ございません。集計はできているところでございますが、公表につきましては、一企業様の情報となりますことから、この場での公表は差し控えさせていただければと思います。

○8番（金子光喜君） 要はせっかく町が企画して発行したおいしか券を、町民の方がどれくらい湯楽里を利用されるのに、それが理解できるのかなど思って質問したわけですけど、しっかり今後もこういうことができれば湯楽里の売上増にもつながるのかなど思いましたので質問させていただきました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 湯楽里の職員数についてお尋ねします。令和元年度が正社員 12 人、令和 2 年が 11 人、そして令和 3 年が 10 人ということで、別紙のほうの経営概要のほうに書いてありました。この正社員が年々一人ずつ減っているわけですが、湯楽里の適正な正社員というのは、大体何人位を想定されているのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 適正とはちょっと違うかもしれませんが、中期計画の中で一応令和 5 年度、最終年度の目標を 12 人と定めているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 経営計画のほうには確かに 12 人と書いてありまして、今もう現在ハローワークでも調理人等の募集もあっているようでございます。そして今回事業をやられた中に、球磨支援学校からの職場実習であったり、球磨中央高校から 3 名のインターンシップというのに、たぶん初めて取り組まれたんだと思いますが、その結果、雇用等につながる可能性があるのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） このインターンシップで、湯楽里の魅力、働く場の魅力というものをお伝えしまして、できるだけ湯楽里に就職をされる方が増えればいいか

なというところで実施をされておられることと思います。確かに近年、5年前くらいでしたか、人吉球磨管内の生徒さんが湯楽里に就職をなされた経過もございます。残念ながら辞められた経緯もございますが、今後もこういったインターンシップ事業、これは非常に大切な取組であると思います。引き続き実施をしていただいで、管内からもしくは町内の雇用を増進させていくということをお願いしたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 最後に町長にお尋ねします。やはり人材を確保するためには、例えば給与面を改定したりとか、あるいは外部人材を、地域おこし協力隊とか、そういったところから入れていくとか、そういったことをしないと人は増えないのかなと思っております。総合戦略とかを視野に入れました人材確保というのにも取り組む必要があるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員がおっしゃるとおりでございます、特に人材関係の確保につきましては、大変苦しんでいるところでございまして、現況も正社員1名足りないし、それから繁忙期につきましては、パートなり派遣の職員さんをお願いして、なんとか今やりくりをやっているわけでございます。併せまして給与面関係につきましても、経営状況が大変厳しいということで、一時金等につきましても、申し訳ないんですけども、厳しい状況の中ではあったんですけども、今回夏分については、昨年より少しだけですけども、気持ち上げさせていただきながら、経営を見ながらさせていただいているところでございます。新たな人材発掘ということでございますので、考えられることでは、今おっしゃったような協力隊なり、それから一時的に今回ジャイカの職員にも来ていただきまして、あそこのPR関係につきましてはの分析もさせていただいているということで、外部あたりからいろんな意見も頂いておりますので、そこらへんも今回きっかけづくりになっておりますので、新しい情報なり、力を入れながら対応していかなければならない、そういうふうにいるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 湯楽里の営業外収益の中に、指定管理料以外で1,000万円近くあるんじゃないかなと、この営業外収益というのが雇用調整助成金だったり、まん延防止法に伴う事業者さんへの下がったであろうということで、補助金がきたと思います。当然来場者も少なくなったので、そういう措置が取られたと思うんですけども、今から先はウィズコロナの関係で、こういう助成は出てこないと思うんですよ、復元するまでにかかる年月、もしも元に戻った場合、今季特にまだ経営改善は難しいんじゃないかなと、特に借入金が3,000万円も発生していますので、今後の見通しはどういうふうに考えられているのかお伺いします。

○町長（長谷和人君） 先ほどから答弁している内容とちょっと重複するかもしれませんが、今年度の計画につきましても大変厳しい状況であると、アフターコロナを見据え

たところでの徹底した感染対策、そして徹底した無駄、合理化を行うと共に、先ほどから言っております中期計画に従いまして施設の運用を行っていかうというふうに思っております。ただやっぱりこのアフターコロナと言いましても、どうしてもお客様の入りを読めないという部分が非常にございまして、この点が一番ダメージの大きいところかなというふうに思っております。営業に売り込んで行こうということで、そちらのほうも月一回ほどやっております審議会の中でもお話しているんですが、なかなかそれも外部のほうの営業もかけられないというふうな状況が続いておりますので、特に先ほどから出ております飲食関係、レストラン、ここらへんが一番やっぱりダメージが大きいものでございますから、ここらへんがなんとか回復して、大体収益自体が1億4,000万円ほどになりますと、大体トントンになりますのでそのくらいの収益が上がれば行けるわけですけど、今回8,500万円ぐらいしか収益が上がっていないということでございますので、大変厳しい状況が今年も続くんではないか、一生懸命令和4年度も努めているところでございますが、経営的には厳しい結果になるということも見据えながら今一生懸命頑張らせているところでございます。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第3号、「ゆのまえ湯楽里株式会社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 報告第4号 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について

○議長（倉本 豊君） 日程第3、報告第4号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第4号、一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について、提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人湯前町農業公社の経営状況を説明するため、地方自治法施行令第243条の3第2項の規定に基づき、関係書類を提出し報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について御報告いたします。

併せまして、タブレットに議案説明資料として、農業公社キャッシュフロー、令和4年度～令和6年度までの農業公社経営方針も掲載しております。

それでは、タブレットの（修正版）の2ページになります。

事業実施状況

第11期となる令和3年度は、除草や耕起による保全管理を行い、周辺農地に病害虫等による悪影響を及ぼすことのないように適切に管理を行いました。栗については、補助を受けて植え付けした分で不足するところに補植を行い、適正な本数にしました。また、アグリセンター敷地内の連棟ハウスでは地元産資源を活かした新たな取り組みを行いました。

1 令和3年度湯前町農業公社関係行事等

総会、理事会、監査、関係では、決算監査を6月1日に行い、通常総会を6月28日に行いました。理事会につきましては10回行い、7月15日にあさぎり町農業支援センターの視察研修を行っております。

次に3ページの農業生産実績になります。

2 農業生産実績につきましては、栗は未収穫期間となりますが、1万5,482平方メートルの除草等の管理作業、保全管理は、6,443平方メートルです。

次に、4ページの売上高などの実績になります。

(1) 売上高

①の売上高は45万4,587円で、②役務収益はありませんでした。

(2) 営業外収益

①補助奨励金は、果樹経営支援対策事業補助金等の66万6,874円でした。

4 農地の管理

農地の管理は、圃場条件が悪く耕作困難な農地については、周辺の農地に病害虫等による悪影響を及ぼすことがないように耕起や草払いなどを行い、適切に管理を行いました。

次に5ページです。

財産目録、これにつきましては、次のページの貸借対照表で御説明いたします。

6ページの貸借対照表です。

資産の部、流動資産としまして、現金から定期預金までの計が926万8,647円、

売上げ債権 計：28万544円、棚卸資産 計：6万113円、

その他流動資産 計：1,630円、流動資産の合計が960万9,304円、固定資産としまして、

有形固定資産 計：675万3,687円、投資等 計：25万1,458円、

固定資産の合計：700万5,136円、資産の部 合計：1,661万4,440円です。

次に、負債・純資産の部、流動負債としまして、前受金から未払法人税等の流動負債計：8万8,780円で、負債の部の合計：同額の8万8,780円です。

純資産の部、株主資本、資本金：9,000万円、利益剰余金がマイナス7,347万4,340円で、

株主資本計：1,652万5,660円となり、純資産の部の合計が同額の：1,652万5,660円、

負債・純資産の部 合計：1,661万4,440円です。

7ページをお願いします。

売上高の計が 45 万 4,587 円、売上原価の計が 314 万 7,503 円、売上総利益マイナス 269 万 2,916 円、販売費・一般管理費計が 212 万 1,643 円、営業利益マイナス 481 万 4,559 円、営業外収益の計が 186 万 7,866 円、営業外費用はなく、経常利益としまして、マイナス 294 万 6,693 円、当期の利益も同額のマイナス 294 万 6,693 円です。

次に 8 ページです。

第 12 期 令和 4 年度事業計画になります。

1. 基本計画

湯前町農業公社は、地域課題を克服し農林業を中核とした地域の維持と総合的な地域の活性化を図るため、「農地保全や町にある地域環境資源を次世代に継承する役割」並びに「町の生き残りのための産業を創出すること」を目的として平成 23 年度に設立し、現在 11 期が経過しました。

農業公社経営方針（令和 4 年度～令和 6 年度）として 3 年間の経営計画を作成しました。この経営方針に基づいた事業を展開していくことが湯前町の農業の発展につながると考えております。これらを実現していくためにも、まず初年度となる令和 4 年度が重要となってきます。

令和 4 年度は、湯前町が令和 3 年度に新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し購入した自走式草刈り機等を借り受け、草刈り作業を中心とした受託作業を開始します。より効率的に農業の生産性を上げることが出来る公益性の事業と捉えています。この他に農業公社で所有しているトラクターを使用しない際はリース事業として貸し出すことや、耕起作業や田植え作業の受託作業についても取り組んでいきます。今後は、人手不足に対応していくためにも作付け、管理、収穫等の各種農作業についても受託事業として実施しなければならないと考えています。受託作業事業や機械リース事業のほかにも、担い手の育成・支援、農政関係事務受託、農地の維持・保全活動や農地の集積・集約など、まだ農業公社では取り組めていませんが、これから先の取り組みを検討しなければならない公益性の事業となります。今はまだ運営状況や人員の確保など体制が整っていませんが、湯前町の農業を持続可能なものにするために必要な公益性のある事業に取り組んでいき、今後体制を整えながら「地域商社」的な展開を検討していきます。

また、農業公社の事務所を令和 4 年度から湯前町アグリセンター内に移動しています。公社所有のハウスや町の機械倉庫などが一体となり、より活動がしやすい場所へ変更しています。旧事務所につきましては、貸し出しを予定していますが、場合によっては売却も視野に入れ、有効活用できるようにしていきます。

9 ページをお願いします

2. 農地管理計画

現在、農業公社が農業経営基盤強化法に基づき賃貸借している農地は、表1のとおりです。栗を植栽している農地は育成管理を行い、その他の農地は畦畔の草払い等の管理のみとしますが、今後は状況に応じて農地の賃貸借や作付けにおいても検討していきます。

表1

作物名	面積 (㎡)
栗	15,482
保全管理	6,443

3. 事業計画

(1) 農作業受託事業

農業者の負担軽減や危険リスクの軽減等を目的に自走式草刈り機等を町が購入し、この機械等を公社で借り受け、畦畔の草刈りなどの受託作業を行います。湯前町から借り受けた機械は表2のとおりです。受託作業については農作業ヘルパー登録制度に登録いただいている人を公社の方でオペレータとして委託するようにしています。依頼があった作業についてはすべてオペレータ付きで行います。また、他にも耕起、代掻きや田植えといった水稻栽培に係る作業についてもすべてオペレータ付きでの受託作業とし、今後は、機械作業以外の各種農作業の支援として、作付け、管理、収穫等の農業ヘルパーとなる受託作業を検討していきます。なお、料金については湯前町農業公社農作業受託規則とし、その作業料金には次回機械更新するための資金の積み立ても含んでいます。

表2

機械名	台数
法面草刈機	3台
畦畔草刈機	3台
ラジコン式草刈機	2台
アーム式草刈機	1台
樹木粉碎機	1台

10 ページをお願いします。

(2) 農業機械等リース事業

農業公社が所有するトラクターを使用しない際にはリース事業として貸し出します。農業公社が所有するトラクターは表3のとおりです。また、料金については、湯前町

農業公社機械等貸出規則によります。

表 3

機械名	台数
トラクター 6 5 PS	1 台
トラクター 1 8 PS	1 台

(3) 地元産資源活用事業

この事業は、農業公社が所有する連棟ハウスを活用した冬季の事業で、令和2年度から企業との契約により開始しています。現在2年間取り組みを行ってきましたが多くの課題があり、その課題を解決しない限りは経営に影響を及ぼす可能性があります。今後は企業と協議を行いながら取り組みを検討していきます。

(4) ふるさと納税返礼品事業

農業公社では過去にも取り組んでいましたが、指定管理事業からの撤退等により休止した経緯があります。湯前町では令和2年度より水稻品種「ぴかまる」の試験栽培を行っており、令和3年度より「ぴかまる」をふるさと納税の返礼品として取り扱いを始め、農業公社で受発注の取り組みを行っております。令和3年度は6件とまだ実績は少ない状況になりますが、湯前町では「ぴかまる」の認知度を上げていくために、令和4年度では尚綱大学と連携して「ぴかまる」を題材にした商品開発等の事業に取り組まれます。農業公社としても湯前町との協力を努め、湯前町産の米を売っていける組織となることも見据える必要があります。

11 ページをお願いします。

4. 町からの補助金

令和4年度からは受託作業を中心とした計画としています。他町村で取り組まれている事例を参考にしながら実施しますが、他町村においても当初から順調な経営とはいかず、毎年の積み重ねで少しずつ右肩上がりになっているところです。これまでの農業公社の経緯を踏まえると、再始動するには相当な知恵、手間、経費等が必要となってきます。今はまだ運営状況や人員の確保など体制が整っていませんが、まずは受託作業や機械リース事業等から取り組み、湯前町の農業を持続可能なものにするために必要な公益性のある事業に取り組んでいくため、湯前町に農業公社が活動していくために必要な補助をお願いしています。湯前町からの補助金は農業公社事業を通じて地域へ再投資する認識とし、令和4年度については300万円の補助を予定しています。

5. 農業振興検討委員会からの答申による事業検討

令和2年度から農業振興検討委員会の中で協議を行い、意見書として答申がありました。その中で農業公社に対して、その他を含めて5項目について事業の検討を行う

ように意見があり、農業公社として、課題整理や検討事項等を 11 ページの中ほどから 13 ページにかけて記載しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前 11 時 57 分
再開 午後 1 時 00 分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり会議を続けます。

ただ今、日程第 3、報告第 4 号、一般社団法人湯前町農業公社の経営状況についての説明が終わったところでは、これより質疑に入ります。発言を許します。

○2 番（西 靖邦君） 4 ページの②の役務収益とは、サービスを提供することによる収益であると考えられるんですけども、公社の役務収益とはどのようなものを指すんですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度の場合ちょっとできておりませんが、過去には受託作業等に行っております。公社のほうがおペレーターとして収穫であったりとか、過去にはそういうときに役務収益のところへ上げていたものだというふうには思っております。

○5 番（森山 宏君） 同じく 4 ページの売上高 45 万 4,587 円上がっておりますが、売上というのは、どういったものなんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度につきましては、スギ花粉の事業を行っております。その事業と、あとは、ふるさと納税関係も行っておりますので、そのぶんで合計の 45 万 4,587 円というふうになっております。

○5 番（森山 宏君） 農業公社の管理しているぶんで、栗があると思ひますけど、俗に言う桃栗三年ですから、もうそれ以上経っていると思うんですけど、栗の収穫というのはないんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度におきましてはありませんでした。今年度からです。今年度から栗の収穫はしていきますので、来年度の決算書には、栗ぶんについても上がってくるというふうには思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2 番（西 靖邦君） 13 ページの(5)ですけども、農業公社の体制を整えるためにも人員の確保を優先し、と計画に盛り込まれていますが、他の求人に見劣りしない労働条件や給与体系を整備する必要もあるかと思ひます。これについてはどのようにお考えでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農業公社につきましては、就業規則のほうを作っております。そこで短期1年間とか、パート的なものとか、そういうところで就業規則のほうは整備をしているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 労働条件や給与体系は、今後整備されていくんですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほどの、そこで就業の時間帯とかも決めておりますし、あと給与体系につきましても、行政のほうの給与表を参考にして、給与表は作っているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 人員確保を優先するのであれば、やはり給与体系とか労働条件をちゃんと整備していただいて、求人を募集しないことには、やはり人はどこを見ていか分かりませんから、給与体系がどうなっているかとか、早めにそういうことは整備していただけたらと思います。

○1番（吉田精二君） 9ページの農作業受託事業のところですけど、今年から草刈機などが入って本稼働していると思いますが、現在のオペレーターさんの登録数、それから受託状況等について、分かる範囲でお願いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） オペレーターの登録ということで、現在14名の方が登録いただいているところでございます。作業の受託の状況でございますけれども、9月2日までの状況でございますけれども、現在合計で16件となっております。内訳といたしましては、草刈りが8件、これは個人からです。田植えが1件、樹木の粉碎が1件、あと町のほうからの依頼につきまして草刈り等が6件というふうになっているところでございます。

○2番（西 靖邦君） 今から伸びていく農業公社ですけども、そのへんの制度の周知のためのホームページの立ち上げ等は検討されていないのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 受託作業等を行いますということで、まだ回覧で回しただけでございます。当然ホームページの立ち上げ等は必要になってくるかと思っております。その点につきましても、今後の理事会の中でホームページを立ち上げていきたいと思いますというふうな話はしていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） この公社の件につきましては、今年、4年度から再スタートが始まったばかりでございます。この会議でいろいろと検証する段階ではまだないと思っておりますので、やはりこう今後伸ばす部分でありますので、それを踏まえたかたちで、各議員さんもこの公社に対しての考え方を持っていただければというふうに私は思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 10ページのふるさと納税返礼品の、ぴかまるの件ですけど、ぴ

かまるの特色あるお米ということで、売り出しておられるわけですけど、将来的には商品価値の一つの流れの中で、杵つき精米とつなげる計画というのは、現状あるのでしょうか、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 当然そういうところもあるものと、あるものというのは、杵つき精米所でございますけど、そこでの付加価値を付けていくべきだと、売り出していくべきだというふうには考えておりますけど、指定管理についても、募集等、近頃は行っておりませんが、そこらへんにつきましても募集をかけながら、ぴかまるだけではなくて、湯前の米ということで、ぴかまるをはじめ、湯前の米全体としての、そういう販売といいますか、拡大といいますかそのようなものも図っていかなければならないなというふうには思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 同じく10ページの地元産資源活用事業の中で、おそらく花粉の採集のことだと思いますが、その文章の中で、2行目ですかね、その課題を解決しない限りは経営に影響を及ぼす可能性があります。今後は企業と協議を行いながら取り組みを検討していきます。と書いてありますが、いろいろな障害があつてということですが、また今年度も継続して続けていくつもりかどうか、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） この事業につきましては、企業さんとの協定を結んでということになっております。その協定の中で、3年間というふうなことも謳っておりますので、4年度につきましても、実施していくところでございますけど、企業さんともリモートであったりとか、実際こっちに来ていただいたりとかいう指導等も頂いておりますので、その指導も受けながらというふうになりますけども、要は採算性ということもありますので、そこらへんも加味したところで、また今後の継続なりというのは考えていくというふうになろうかと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第4号、「一般社団法人湯前町農業公社の経営状況について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第42号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 42 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されまして、本町の職員及び非常勤職員の育児休業取得回数制限の緩和等の措置を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 御説明を申し上げます。

改正理由につきましては、育児を行う職員の、仕事と家庭の両立を容易にすることを目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数の制限を緩和し、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うため、条例の改正を行うものです。

上位法の改正に伴う改正となります。

改正内容につきましては、条文を用いた説明では何をどう改正したのか分かり辛い内容でございますので、タブレットの説明資料の中に総務省の資料を格納しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思っております。

この度の主な改正内容は、資料中段に太字で記してあります、育児休業の取得回数制限の緩和でございます。

右側の青色の矢印部分ですが、育児休業を現行では原則 1 回でありましたものを、原則 2 回まで取得可能とするものです。

また、只今ご説明いたしました原則 2 回までとなった育児休業に加えまして、左側の水色の矢印部分ですが、こちらも現行 1 回でありました出生後 8 週間以内の育児休業、通称産後パパ育休と呼ばれておりますが、こちらも 2 回まで取得可能とするものです。

また、パンフレットに記載がございませんが、非常勤職員で 1 歳以上の子を養育する職員の育児休業の取得要件を緩和するものです。

付則です。施行期日は、令和 4 年 10 月 1 日からとなります。

また、経過措置として、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 10 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。としています。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 5 議案第 43 号 湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、議案第 43 号、「湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 43 号、湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律に伴い、町村議会議員選挙及び町長選挙へ公費負担制度を導入することが可能になったことから、公正な選挙を実現するために、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため候補者の選挙運動費用の一部、自動車、ビラ、ポスターにつきまして公費で負担する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案書の 2 ページをご覧くださいと思います。本条例の第 2 条から第 5 条は選挙運動用自動車の使用について、第 6 条から第 8 条は選挙運動用ビラの作成について、第 9 条から第 11 条は選挙運動用ポスターの作成について、それぞれ公費負担の限度額や公費負担の方法を規定しております。第 12 条は委任に関する規定でございます。それでは本条例の内容について説明いたします。まず、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る共通の事項といたしまして、公費負担に適用を受けるためには必ず有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出ることが必要となります。また、公費負担の方法については、候補者と有償契約を締結した事業者から町に直接請求をいただき、町が事業者を支払うこととなります。次に公費負担の額は、限度額の範囲内で実費をお支払いするものでございます。また、公職選挙法の改正に伴い、町村議会議員選挙において、供託金制度が導入されることとなりますが、供託金が没収された場合は、公費負担の対象とはなりません。なお、本条例は公布の日から施行することとし、条例の施行の日以降その期日を告示される選挙について適用することとしております。それぞれの公費負担額等の詳細につきましては、

別紙の資料を用いて説明させていただきます。こちらは地方自治体が執行する選挙の選挙公営における公費負担の限度額について国が留意事項などの考え方を示したものを一部抜粋したものでございます。それでは、具体的に金額を示した中で、公費負担の内容をご説明いたします。まず、選挙運動用自動車ですけれども、一般運送契約、ハイヤー方式のものと個人契約方式の2種類に分かれることになります。ハイヤー方式とは、自動車、燃料及び運転手込みで自動車を借り切る契約方式をいいます。1日当たり64,500円を上限として、日数については告示の日から選挙期日の前日までの選挙運動期間が対象となります。条例では第2条から第3条に規定しております。なお、供託物が没収される候補者につきましては、公費負担しないということを第2条に規定しております。これにつきましては、全ての公費負担に共通することとなっております。次にレンタカー方式ですが、この方式で自動車借り上げ契約をした場合、車代としまして1日当たり16,100円、燃料代として7,700円×日数分、運転手代として1日当たり12,500円を上限に公費負担するものでございます。第4条から第5条に規定しております。次に選挙運動用ビラになります。作成単価につきましては、1枚当たり7円73銭、枚数は町議会議員選挙では1,600枚、町長選挙では5,000枚を上限に公費負担するものでございます。第6条から第8条にかけて規定しております。次に選挙運動用ポスターです。まず、ポスター作成枚数ですが、本町のポスター掲示板の数、30となっております。次に作成単価も国の基準どおり積算しますと1枚当たりの上限が11,083円となります。第9条から第11条に規定しております。自動車、ビラ、ポスターに共通しているものですが、公費負担額の請求につきましては、それぞれ候補者が行うものではなく、契約を結んだ事業者が選挙管理委員会に請求する方式となっております。以上、議案第43号「湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、「湯前町議会議員及び湯前町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 6 議案第 44 号 湯前町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 44 号、「湯前町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 44 号、湯前町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、説明を申し上げます。

熊本県内において部落差別事象が引き続き発生しており、熊本県と全市町村が連携し、あらゆる差別の解消の推進に一体的に取り組むため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第 44 号「湯前町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

今回の改正は、熊本県内において、今もなお、部落差別事象が発生している状況があります。令和 3 年度には、県北地域において 10 件の発生があつているところでございます。こういう状況に鑑みまして熊本県と全市町村が連携し、あらゆる差別の解消の推進に一体的に取り組むため、条例の一部を改正するものでございます。

3 ページの新旧対照表により、御説明いたします。

第 1 条の目的につきまして、現行、「この条例は、すべての町民の人権が真に尊重され、平和で明るい町づくりに寄与することを目的とする。」としておりますが、改正（案）では、「この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別をはじめ、障害、性別による差別等あらゆる差別をなくし、人権を守るための町民の責務及び町の施策等において必要な事項を定めることにより人権擁護の意識を高め、もって平和で明るい地域社会の実現の実現に寄与することを目的とする。」に改めるものでございます。

第 4 条の「町の施策の推進」につきましては、第 2 項に、「国、県、関係団体との連携を図り、国が実施する実態調査等に協力する」という規定を追加するものです。

また、第 5 条に「相談体制の充実」として、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、あらゆる差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るという規定を設けるものでございます。

なお令和 4 年 4 月 1 日現在、熊本県内の 16 市町村において改正済みでありまして、県の取りまとめによりますと。令和 4 年度中には県内 42 市町村で改正済みとなる見込みで

ございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号、「湯前町人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

ここで、お諮りします。議案調査のため、明日 9 月 10 日から 9 月 11 日までの 2 日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日 9 月 10 日から 9 月 11 日までの 2 日間を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、9 月 12 日午前 10 時に開きます。

議事は、補正予算、決算認定等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後 1 時 2 9 分

第 3 号

9 月 1 2 日 (月)

令和4年第7回湯前町議会定例会

[第3号]

令和4年9月12日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	議案第45号	令和4年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について
日程第2	議案第46号	令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第3	議案第47号	令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第4	議案第48号	令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第5	認定第1号	令和3年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖邦
3番 遠坂 道太	4番 椎葉 弘樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局係長 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	長	北	崎	真	教	育	課	浅	田	誠	徹
保	健	長	高	木	堅	建	設	水	中	園	一	二
企	画	長	本	山	り	農	林	振	稻	森		彦
会	計	者	高	橋	誠	興	課	長				
	管					兼	農	業				
	理					農	業	委				
	者					員	會	事				
						務	局	長				

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第7回湯前町議会定例会、第6日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第45号 令和4年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第45号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

議案第45号、令和4年度湯前町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算ににつきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,146万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,734万4,000円とするものでございます。また併せまして、地方債の補正もお願いするところでございます。

主な補正につきましては、牧良川関連の災害復旧工事の内容変更に伴う増額と、オミクロン株対応のワクチン接種に関する費用等を新たに計上するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（西村洋一君） それでは、議案書の事項別明細書の歳出から御説明いたします。

14ページをお願いします。

款1 議会費は、当初予算において、会計年度任用職員の共済費につきまして、令和4年10月から一般職員と同じく市町村共済組合に加入する法律の改正がありまして、そのように予算計上しておりましたが、その後、年金についてはこれまでどおり日本年金機構を通して厚生年金に継続して加入しなければならないことが判明しましたので、予算の組み替えを行うものです。

この改正は、本年10月からということでございましたので、影響はなかったところでございます。

なお、その他の課に所属します会計年度任用職員も同じでございますので、以降の説明は省略させていただきます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12 委託料7万6,000円は、職員数の増加により職員健康診断委託料の増額です。

節18 負担金補助及び交付金1万1,000円は、公務災害補償基金負担金の令和3年度の負担金確定による不足額の増額です。

目 7 交通安全対策費、節 14 工事請負費 20 万円は、交通指導員の皆様とカーブミラーの点検を行いまして、修繕が必要な箇所が新たに発見されたことによる不足額の増額です。

目 11 電算情報管理費は国補助金の変更による財源構成です。

目 13 諸費、節 18 負担金補助及び交付金 30 万 2,000 円は、教育課に所属します地域おこし協力隊 2 名が、学芸員の資格取得にチャレンジしたいという希望がありましたので、その研修費を計上しました。

なお、費用は地域おこし協力隊が行う事業として、特別交付税の対象となります。

15 ページを御覧ください。

目 15 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に、対象世帯を 50 世帯と見込み、1 世帯当たり 10 万の総額 500 万円と口座振込手数料 6,000 円を計上しました。

なお、この給付金は国の事業となりますので、財源は全額国負担となります。

項 2 徴税费、目 1 税務総務費、節 12 委託料 44 万 3,000 円は、地方税共通システムのシステム改修費を計上しました。この改修で納付書に QR コード等を印字することにより、全国の金融機関で使用できるようになるなど、住民の利便性向上に寄与するものでございます。

節 22 償還金利子及び割引料 75 万円は、住民の方が償却資産の修正申告されたことに伴う還付金等の増額です。

目 2 賦課徴収費、節 10 需用費 13 万 5,000 円は、軽自動車税や固定資産税等の納付書がシステム改修により様式が変更となったために、テスト用として税の種類ごとに 400 枚を印刷するものです。

なお、テストで使用しなかった分はどうなるのかという御心配があるかもしれませんが、システム運用開始後、正式に使用可能でございます。また、この財源は全額国負担となります。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 12 委託料 711 万 7,000 円は、令和 5 年度から全国標準化される、戸籍情報システムの改修でございます。これまで戸籍に関する証明書は本籍のある自治体でのみで取得可能でしたが、このシステムが運用されますと、マイナンバーと連動して本籍地以外でも取得することができるようになります。

なお、財源は全額国負担となります。

節 17 備品購入費 46 万 7,000 円は、令和 5 年 3 月からマイナンバーカードを所持している方は、マイナポータル上でパスポートの電子申請ができるようになります。そのためパソコンとバーコードリーダー、ウイルスバスター等の購入費を計上しました。

また、窓口でパスポートを交付する際に、パスポートの IC 部分を読み込むパスポー

トリーダーが故障しておりますので、機材関係一式を購入するものでございます。

なお、財源として権限移譲交付金 39 万 7,000 円が交付されます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 老人福祉費、節 22 償還金利子及び割引料 2 万 8,000 円は、熊本県介護保険低所得者対策事業補助金の令和 3 年度実績に伴う返還金を計上しました。

節 27 繰出金 36 万 1,000 円は、低所得者軽減保険料の令和 3 年度精算に伴う繰出金を計上しました。

目 5 後期高齢者医療費、節 12 委託料 48 万 5,000 円は、集団検診の受診者が多かったことから、今後行われます歯科検診においても、増加を見込んで増額しました。

16 ページを御覧ください。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 3 職員手当等 27 万 6,000 円は、業務が複雑多岐に及び仕事量が増加しておりますので、従事する職員の時間外勤務手当を増額しました。

節 18 負担金補助及び交付金に、保育環境改善等事業補助金として 106 万 4,000 円を計上しました。新型コロナウイルス感染症対策を強化するため湯前保育園に補助するものです。なお、財源は、2つの事業に分かれておりまして、病児保育事業が県の間接補助事業で国・県 3 分の 1、町 3 分の 1、事業者 3 分の 1 となります。また、感染拡大防止対策が、県 2 分の 1、町 2 分の 1 となります。

次に、上段の保育所等整備補助金として 404 万 2,000 円を計上しました。防犯対策を整備するため慈光こども園に補助するものです。門やフェンス等の外構の整備が行われる予定です。

なお、財源は、国の保育所等整備交付金を活用し、国 2 分の 1、町 4 分の 1、事業者 4 分の 1 となります。

次に、下段の保育所等整備補助金として 52 万 7,000 円を計上しました。新型コロナウイルス感染症対策として、トイレや調理場の非接触型蛇口の設置に要する経費として、湯前保育園、慈光こども園に補助するものです。

なお、財源は、保育所等整備交付金を活用し、国 2 分の 1、町 4 分の 1、事業者 4 分の 1 となります。

次に、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金として 138 万 3,000 円を計上しました。新型コロナウイルス感染への対応等に取り組んでいる保育士等の処遇を 3 パーセント引き上げるものです。

なお、財源は全額国負担で、湯前保育所・慈光こども園に補助します。

次に、節 22 償還金利子及び割引料に 984 万 5,000 円を計上しました。説明欄に記載がございます各事業の、令和 3 年実績精算に伴う返還金を、それぞれ計上しました。

17 ページを御覧ください。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 19 扶助費 32 万 8,000 円を計上しました。

不妊治療助成金 19 万 2,000 円は、少子化対策総合交付金対象となる人工授精分について、一般的な費用の 3 割自己負担分を助成するものです。

なお、財源は、県 4 分の 3、町 4 分の 1 となります。

次に、妊婦検診費用助成金 12 万円は、県外での里帰り出産に伴う検診費用を助成するものです。

次に、新生児聴覚検査費用助成金 1 万 6,000 円は、県外の里帰り出産に伴う新生児聴覚検査費用を助成するものです。

目 2 予防費、節 12 委託料 363 万 6,000 円は、説明欄の検診について、受診者の増加が見込まれることから増額しました。

目 4 新型コロナワクチン接種事業費に 1,874 万 8,000 円を計上しました。オミクロン株対応ワクチンの接種に関する費用となるもので、財源は、全額国の負担となります。

18 ページを御覧ください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費、節 18 負担金補助及び交付金 24 万円は、農業再生協議会の水田台帳データを国のシステムに移行するための費用を補助するものです。

なお、財源は全額国負担となります。

目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金 8 万 6,000 円は、鳥獣被害防止策事業補助金の申請が 1 件ございましたので、不足する金額を増額しました。

19 ページを御覧ください。

項 2 林業費、目 1 林業振興費、節 18 負担金補助及び交付金、上から林業・木材産業振興施設等整備事業補助金△1,752 万 4,000 円は、当初町経由の補助金と理解し予算計上しておりましたが、この度事業者へ直接交付されることが判明しましたので減額しました。

次に、球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金 40 万円は、新たに 2 件の申請がありましたので、不足する金額を増額しました。

次に、全員協議会でも説明しました協栄木材が実施されますコンテナ苗育苗施設整備事業への補助金として、国の補助対象金額の 6 パーセント程度、210 万円を計上いたしました。

この施設は、苗不足の解消や新たな雇用の創出など、林業の活性化に広く寄与するものと考えております。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費、節 3 職員手当等に会計年度任用職員の期末手当 21 万 5,000 円を計上しました。

款7土木費、項3河川費、目1河川総務費、節12委託料20万円は、県河川管理委託料の希望市町村の減少により、県委託金の増額によるものです。

財源は全額県負担となります。

項4都市計画費、目1公共下水道費、節27繰出金13万3,000円は、下水道特別会計への繰出しです。

20ページをご覧ください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節17備品購入費242万9,000円は、小学校の教員用タブレット8台と電子黒板2台、ウェブ会議用カメラ等を購入する費用です。財源は、県の総合交付金と国の臨時交付金の状況により調整して充当することとしております。町の負担が少なくなるよう工夫したいと考えております。

節21補償補填及び賠償金に小学校修学旅行のキャンセル料83万7,000円を計上しました。コロナの影響により、中止の可能性に備えて計上したところでございます。

財源は、県の総合交付金を充てる予定であります。

項3中学校費、目1学校管理費、節17備品購入費51万3,000円は、中学校の教室を仕切る移動式の大型パーテーションを購入する費用です。

節21補償補填及び賠償金に中学校修学旅行のキャンセル料200万円を計上しました。コロナの影響により、中止の可能性に備えて計上したところでございます。

財源は、県の総合交付金を充てる予定であります。

項4社会教育費、目3文化財保護費は、節12委託料から節14工事請負費に620万円の予算を組み替え、御大師堂周辺整備工事の防災設備工事費の不足分に充てることとしております。

目4美術館費、節7報償費30万円、節8特別旅費15万円は、まんがフェスタにおいて頂く漫画家の先生方の人数が増えたことによる増額でございます。漫画家の先生方をお呼びすることは非常に難しいことではありますが、これまで築き上げてきたネットワークにより実現をいたしました。

21ページを御覧ください。

節10需用費70万円は、まんが美術館2階の改修費でございます。

節13使用料及び賃借料6万5,000円は地域おこし協力隊が使用しておりますパソコンリース料を、当初誤って計上しておりましたので修正の増額でございます。誠に申し訳ございませんでした。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節3職員手当等9万1,000円は、新たに開催が決定いたしました奥球磨駅伝競走大会従事する職員の、時間外勤務手当等を計上しました。

節7報償費6万4,000円は、中学校の部活動が令和5年度より、先生による土曜日・

日曜日の指導ができなくなることに伴い、対応を協議するための検討委員会を開催するため、委員の謝金を計上しました。

款 10 災害復旧費、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費、節 14 工事請負費 2,250 万円、下段の目 2 道路橋りょう災害復旧費、節 14 工事請負費 7,070 万円は、令和 2 年 7 月豪雨災害に伴う牧良線・牧良川・笹の平橋の災害復旧事業において、8 月 25 日の議会全員協議会で説明いたしましたとおり、単費を追加して工事内容の変更を行うものです。

財源は、緊急自然災害防止対策事業債を活用する予定です。

次に、歳入の説明です。11 ページをお願いします。

歳出で説明した分を除いて説明いたします。

款 12 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 1 民生費負担金、節 1 児童福祉費負担金は、令和 3 年度の保育所入所児童の保護者負担金 1 件分を計上しました。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務費補助金に、デジタル基盤改革支援補助金マイナス 39 万 6,000 円となっておりますが、当初予算で計上しておりました内の申請管理システムの構築が不要になりまして、その後、補正予算でお願いしました IPAmj 明朝フォント変換表作成の費用の補助が決定しましたので、その差額を減額補正しました。

節 4 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 20 万円は、第 2 回交付申請にかかる補正予算の計上です。

令和 3 年度実績報告後、年度末にお生まれになられた新生児 2 人分を国から補助されるものです。

12 ページを御覧ください。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、節 1 総務費補助金の上段、結婚チャレンジ補助金マイナス 10 万円は、歳出で説明いたしました少子化対策総合交付金に予算の 1 本化を行うため減額するものです。

目 5 教育費県補助金、節 1 教育費補助金 74 万 8,000 円は、小学校わくわく学習支援員 1 人の配置に伴う県からの交付でございます。

款 16 財産収入、項 2 財産売払収入、目 3 物品売払収入 1 万 2,000 円は、老朽化し不要となりました鉄製のキャビネット等を廃棄しました際の、引き取り業者からの代金でございます。

以前は逆に処分量を支払っておりましたが、現在は買い取っていただける状況にあるということでございます。

款 18 繰入金、項 2 特別会計繰入金、目 5 介護保険特別会計繰入金は、令和 3 年度実績に伴います一般会計への返還金となります。

13 ページを御覧ください。

款 19 繰越金、今回の補正予算の財源として 700 万 5,000 円を計上しました。

款 20 雑収入、項 4 雑入、目 1 雑入、節 1 過年度収入 35 万 8,000 円は、令和 3 年度実績に伴います低所得者保険料軽減負担金の国庫分、県費分の追加交付金でございます。

節 2 予防接種等追徴金 12 万 5,000 円は、町外の方が新型コロナウイルスワクチンを本町で接種された場合の他自治体からの徴収金でございます。

節 3 雑入 47 万 6,000 円は、病児・病後児保育事業の過誤による再算定による精算返還金でございます。

項 5 受託事業収入、目 1 民生費受託事業収入、節 1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入 75 万 7,000 円は、増額が見込まれることにより計上しました。

款 21 町債、項 1 町債、目 3 土木費、節 3 緊急自然災害防止対策事業債 1 億 4,300 万円は、歳出で説明しました災害復旧事業の財源として、また当初予定していた公共土木施設災害復旧債も、緊急自然災害防止対策事業債で一本化して借り入れるものでございます。

8 ページを御覧ください。

第 2 表 地方債の補正で「変更」です。緊急自然災害防止対策事業の起債限度額を変更するものです。今回の補正により、限度額は 2 億 30 万円となります。

また、公共土木施設災害復旧事業の起債限度額を変更するものです。今回の補正により、限度額は 9,710 万円となります。

よって、町債の合計は、9 億 4,190 万円となります。

22 ページから、給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） 12 ページの款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 2 民生費県補助金、節 5 児童福祉費補助金の少子化対策総合交付金 43 万 2,000 円ですけども、これは、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行う交付金だと思いますが、歳出の 16 ページの目 1 児童福祉総務費の節区分のどこに当てはまるんですかね。

○保健福祉課長（高木堅介君） この少子化対策総合交付金につきましては、事業メニューが、本町が申請しておりますのが 5 事業あります。結婚チャレンジ事業、一般不妊治療費助成事業（人工授精分）、早産予防対策事業、市町村創意工夫事業、市町村事務費ということになります。今申し上げました 5 つの事業に割り振って充当しております。結婚チャレンジ事業は企画調整費に 7 万 5,000 円、一般不妊治療、早産予防対策事業についてが保健衛生総務費、それから市町村創意工夫事業、市町村事務費につきましては児童福祉総務費ということで、目で 3 つですかね、そちらに分けて充当してありますの

で、ちょっと予算書上では分かりにくいようになっております。以上です。

○2番（西 靖邦君） 本当に分かりにくいです。もう少し分かりやすくしてもらったらいいと思いましたが。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） おはようございます。私のほうから15ページですね、徴税費のほうですけれども、償還金利子及び割引料75万円ですけれども、総務課長の説明では、住民の方が減価償却の控除を誤っていたということですが、75万円といいますと課税標準額で5,000万円ぐらいになるとと思いますが、その詳細について説明をお願いします。

○税務町民課長（北崎真介君） これは償却資産の修正申告によるものでございます。これは、熊本県から、実は対象事業者がありまして、住民の方ではなく事業者でございます。申し訳ございません。熊本県からの対象事業者への調査書類の中に、法令上といいますか、地方税法の第349条の3の第3項の課税表示の特例という項目があります。そちらのほうで特定の事業者に対する補助金による機械装置の取得にかかる歩合、固定資産税の3年間の軽減措置があったということなんですけれども、それに気づかずにそれまで申告されていたということで、県の指摘によって事業者の方が遡って修正申告をされてきたということでございます。実際令和元年度の取得で、令和2年度から課税しております。実際の金額でございますけれども、大きく3つの機械装置を取得されておりまして、グラップル、そういった機械装置、3つで1,760万、4,174万、2,052万と、合計で7,987万6,800円という高額な機械装置の取得でございました。そういったところで2分の1の軽減で、こういった金額になるということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 17ページの予防費の委託料、総合健診委託料についてお尋ねします。令和3年度は1,112万円程度の決算でした。令和4年度予算は1,250万円ぐらいの予算が組んでありました。今回補正が320万円程度組まれています。増加になる理由をお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 予防費のこの委託料につきましては、総合健診委託料ほか全部共通しますが、まず当初予算の見込みにおきまして、令和元年度、令和2年度、令和3年度の平均から算出して当初予算を組んでおりました。今回、令和4年度集団検診、人間ドック、勧めてございますが、今年度が見込みよりもかなり受診率が高くなっています、今回の増額補となっております。

○7番（味岡 恭君） その増額の、受診者の増員は、どのへんに理由があるのか、分かりませんか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほど申しました3年間、元年度から3年度までの平均としておりましたので、2年度、3年度が新型コロナの流行で健診控えがあったとい

うことで、ウイズコロナということで今年度は健診が多くなっていることと考察しております。

○7番（味岡 恭君） 令和3年度が住民の何パーセントが受診、令和4年度が何パーセントの見込みと、大体分かりませんか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和3年度の受診率につきましては決算のほうで資料を準備しておりますが、今持ち合わせておりません。4年度につきましても手元にございませんで、後ほど答えさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 14ページ総務管理費の諸費、負担金補助及び交付金30万2,000円につきまして、お尋ねします。先ほど課長から教育課の地域おこし協力隊の学芸員習得のための2名分の経費ということで伺ったわけですが、研修を受けられて学芸員の資格を取られた後の取り扱いについては、どのように考えておられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） なかなか本音を申し上げにくい御質問でございますが、当然湯前町に愛着を持っていただいて定住促進につながればいいと思っておりますが、これはもう個人の自由でございますので、そこはもう希望する。実際通っていただければ、町の事業にも大いに役立ちますし、その先のことは別の話としまして、湯前町の文化財の振興に大きく寄与するものと考えております。

○3番（遠坂道太君） 総務課長が言われましたように、私もそのような考えでございましたので、ぜひともやはりこういった考え方で、受けられるという方については、やはり後押しをしながら町の振興の方に図っていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 16ページの目1の児童福祉総務費、節18、保育所等整備補助金404万2,000円ですけど、先ほど門とフェンスの整備とお聞きしたんですけど、その他の防犯整備はどのようなことをされるんでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） この防犯対策整備事業についてですが、慈光こども園におきまして、西側から南側にかけて、延長が139.5メートルの既存の鉄製フェンスがございます。高さが70センチメートルということでございまして、これでは防犯効果もないということもありますので、高さが1.5メートルにしまして、既存フェンスのやり替えと、門扉も、既存門扉の撤去と置き換えということでございます。その他はありません。以上の整備でございます。事前の説明が不足しておりまして、申し訳ございませんでした。

○5番（森山 宏君） 19ページの商工費の中に、共済費があります。総務課長がおっしゃったようにすべて社会保険に移行する。全部同額、同額なんですよね、どこの課も、

商工費に限っては、金額に差があつとですけども、これはどうしてでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 本件につきましては、8月の臨時会におきまして、会計年度任用職員の雇用させていただく人数を増やしたところですが、その際に、商工費に関してだけ、その措置が間に合わなくて、ちょっと調整の加減が2回にわたって行っておりますことから、ほかの課の取扱と異なっているところでございます。

○5番（森山 宏君） 続いて24ページ、会計年度任用職員が補正前と補正後と35人と人数が変わっていないんですが、支払金額が300万円を超えていますけど、人数が変わらないのに300万円増えた理由というのは、どこにあるんでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時39分
再開 午前10時40分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（西村洋一君） 申し訳ございませんでした。17ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。中ほどですけども目4新型コロナワクチン接種事業費の報酬200万4,000円を計上しております。人数は35人となっておりますが、これは今まで雇用しておりました会計年度任用職員さんを継続して雇用となりますので、人数の異動はなく金額が増えるということでございます。

○5番（森山 宏君） 勤務期間延長で、報酬200万4,000円ですか、300万円ちょっとになると、すいませんこの期間というのはどのくらいの契約で、どのくらいの期間延長になったわけでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） コロナワクチン接種事業の会計年度任用職員ですが、現在実施しておりますワクチン接種が9月30日までとなっておりますので、当初が4月から9月までの6ヵ月間となります。今回の補正につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種ということで10月から3月までの6ヵ月間でございます。

○5番（森山 宏君） 課長、半年延びたというのは分かつとですけど、すいません一人とは考えられないので人数、詳細が分かりましたらお願いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 内訳は看護師1名、一般職事務1名でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 21ページの中学校部活動の社会体育移行検討委員会について、教育課長にお尋ねします。委員会を設置しますと委員の報酬が発生します。予算計上前に条例制定が必要かと思っておりますけれども、課長の見解をお聞かせください。

○教育課長（浅田 徹君） 中学校部活動の地域移行検討委員会ということですが、今

回この検討委員会につきましては、特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例、これに基づく組織ではなく、任意の検討委員会として設置をしたいと考えております。予算につきましては、謝金というかたちで計上させていただいたところがございます。

○9番（山下 力君） 町長にお尋ねいたしますけれども、いわゆる地方自治法の138条の4の3項で、普通地方公共団体は法律条例の定めるところにより委員会等を設置することができるかとあります。また地方自治法203条、報酬のところですが、委員会の委員ほかに対し、報酬を支給しなければならないとあります。それと参考まで、先日答申いただきました農業振興課検討委員会は、予算計上前に条例制定をされております。今回も、私は条例のほうが先に制定するべきというふうに考えておりますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回補正をお願いしているぶんにつきましては、5年から6年、7年にかけて約3年間で、部活動が地域移行に関して、検討がなされるというところの期間になっているということで、今回補正をお願いしたところでございます。今回、この中に入らせていただきますメンバー関係につきましては、部活動関係の保護者代表、または総合スポーツクラブの運営委員会、それから中学校長が委嘱外の部活動の指導者というふうなかたちで形態をとっておるところでございますので、まず任意的に今の課題等がどれだけあるかということで、今年度残り半年間におきまして、その中で現状あたりを把握するというところから始めようということで、今回は、今山下議員がおっしゃるようなかたちで、報酬、費用弁償につきましては、さらにこれに加わりまして、今度は次項の話になってくるのかなと思っておりますので、その時点では、今おっしゃるようなところも検討していかなければいけないのかなというふうには思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 町長、今の内情をお聞かせいただきましたけれども、私が指摘したのは地方自治法の138条の4の3項、203条、これに対しての見解をお聞かせください。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時47分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃっている部分につきましては、先ほど言いましたように、任意的に今回は組織をさせていただいて、今の課題等を含めたところでの内容を

検討していこうということですので、執行機関の附属機関と、今おっしゃっている 138 条の件にしましても執行機関の附属機関としての委員などというふうなかたちになっているようにございますので、今回については、それにならないということで、解釈していいのかなというふうに思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 今回の改革はですね、いわゆる学校教育の大改革なんですよ、そして令和5年から3か年間、移行期間を置いて、部活動を民間とか地域に移行する制度改正なんですよ、ですから今回の4回の会合だけでは、当然、話が詰まるころまでは行かないと思うんですよ、今後も継続してこの話は続けていく必要があると思うんですよ、ですから当初しっかりと法律に則った条例制定をして、そしてしっかりと報酬を払って、この委員会は町長の諮問になるんですよ、こういうことを意見出してくれという検討委員会だと思いますので、ぜひ条例制定をしていただきたいというふうに思います。

○町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございまして、私もそのことは十分、大改革でございまして。これまで行って教育関係については、ほとんど学校の中での動きだったんですが、これが社会的な体育になってしまうと、いろんな問題がそこがございます。今おっしゃっているとおりでございまして、受け皿の対策、それから指導員、運動施設、大会の在り方、費用負担、大変重要なポイントでございまして、今先ほどから申し上げている部分については、その以前の部分で、うちが半年間で現状の部分で、まずはどうなっているのかということだけを分析させてくれということでございますので、その先にはおっしゃっているような内容も、やはりお話しとして私は聞きたいと思っておりますのでございまして。そこは十分理解したうえで、検討させていただきたいと思っております。

○9番（山下 力君） 今回の予算計上はですね、いわゆる謝金なんですよ、いわゆる報償金の一部の謝金ですよ、今回そういう意見を求める委員会は、報償費ではないと思うんですよ、報酬ですよ、支払するんだったら、ですから町長、そういう内情の、今までの協議の結果で今答弁されていると思いますけれども、一回原点に戻って条例制定するのが執行部の私は役割だと思います。ぜひ条例制定をしていただきたい。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時21分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 大変失礼いたしました。ちょっと私のほうも舌足らずの部分がございますので、その部分についてはお詫び申し上げるところでございますが、今回立ち

上げさせていただきます委員会によりまして、大体11月下旬あたりにはその結論を得まして、そして本格的には12月議会に、予定でございますが、今回は審議会を立ち上げさせて、それには先ほどから山下議員から御質問がございますけども、条例のほうに位置づけさせていただきますまして本格的に協議を開始させていただこうかと、ただ文科省関係につきましても、まだ今ぶら下がり状態でございまして、情報が得ていないという部分がございますので、先ほどの答弁になったところでございました。大変失礼いたしました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 20ページの特別旅費15万円が計上されております。湯前町職員の旅費に関する条例がありますけれども、特別旅費がいわゆる記述がないんですよね、今回の15万円のいわゆる法的、条例的根拠をお聞かせください。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時24分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（西村洋一君） 失礼いたしました。特別旅費につきましては、私どもが参考にさせていただいております地方公共団体の歳入歳出科目の解説のところ、特定の事務事業のための旅行する場合に支出するものということで、今回の場合は漫画フェスタのときの旅費というところで解釈して、このように計上したところです。特定の事務事業のための旅費というところで認識をしているところでございます。

○9番（山下 力君） 今の説明では、いわゆる一般職を含めて湯前町職員が特別な事情で特別な事務を出張する場合に使う旅費というふうな説明だと思うんですよ、今回はうちから出張ではなくて、向こうから来る旅費でしょう、それが当てはまるか当てはまらないかはどうですか。それと、いわゆる旅費条例に謳っていないんですから、旅費条例に、今後も特別旅費というのは出てくると思うんですよ、過去何回かあったんですから、旅費条例の改正も視野に今後検討していただければと思います。

○総務課長（西村洋一君） 本町の場合の運用としまして、職員の旅費は普通旅費、職員以外の方の、事業に対する旅費を特別旅費としておりました。今山下議員御指摘の内容につきましても、内容を精査させていただきますまして整理をしたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 21ページの災害復旧費の中で、内容は牧良川ブロック面積の増となっております。どのくらいの面積の増になったのか、また道路災害復旧工事7,070

万円の事業費になっておりますが、道路の経路の変更となっております。災害復旧工事は元の形に戻すというのが原則だというふうに私も聞いておりますが、道路経路の変更になった理由を伺いたいと思います。また今後架橋の工事はどのくらいを見込んでおられるのか、それについて伺います。

○建設水道課長（中園誠二君） 道路と河川の線状といいますか、流れを変えることにつきましては、議員言われるとおり災害復旧工事は原形復旧が原則なんですけど、そのまま復旧したところ鋭角に曲がっている河川なものですから、再度災害が起きる可能性があります。ということで担当のほうで国・県と協議をいたしまして河川の線形ごと変えて、それに応じまして道の線状も変える。その関係でブロック積等の延長が伸びたものでございます。

○3番（遠坂道太君） 一応理由につきましては分かりましたので、住民の方もそこにおられるわけですが、その先の上のほうにも災害復旧工事があるようでございます。やはり今後、早急に工事に取り組んでいただき、上部のほうの工事も早めに済ませるようなかたちに取り組んでいただければと思います。

○9番（山下 力君） 3番議員の関連ですけど、いわゆる令和2年で災害を起こして、今、民家の前の工事の説明がありましたけど、その先、いわゆる分岐点の橋梁工事と宮ノ谷と牧良の林道の復旧工事があります。課長の想定で、考えでいいですから、その災害復旧にかかる期間、あと何年位かかると思われますか。

○建設水道課長（中園誠二君） 現在取り組んでいる災害復旧事業ですけど、基本的には令和5年末までとなっております。実際令和6年3月31日までですが、ちょっと、すべてが終わるのは難しいのかなと、目標として令和6年3月31日を予定しております。

○町長（長谷和人君） 申し訳ございません。今建設水道課長が申しましたのは目標の部分ではなくて、現状、災害復旧事業、いわゆる繰越、事故繰越を入れたところでの部分がその部分だということでございますので、たぶん山下議員がおっしゃっているのは、その奥の町道と林道がいつまでに災害復旧工事が終わるのかといのを示せというふうなことだったんだろうと思いますが、もう一度答弁させてください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 町道の、今建設水道課長が答弁した奥のほうに3路線の林道の災害復旧を抱えております。この3路線につきましては本年度詳細設計を行うようにしております。一部につきましては、先ほども話がありました町道牧良線の進捗状況にもよりますけれども、宮ノ谷線の一部については令和4年度に発注をしたいと考えております。ただ延長も長うございますので、この3路線につきましては、本格的には来年度からの工事の発注を行いたいと思っております。現状災害復旧の入札等につきましても厳しい状態が続いております。繰越等考えますれば、令和8年度から10年度までかかるといふふうなように思っております。この林道の山側につきましては県のほ

うで行っていただく治山関係のほうも6ヶ所程度ありますので、先ほど言いました8年度から10年度までには治山関係も含めてかかるのではないかなというふうな見解を持っております。

○9番（山下 力君） 8から10年度までかかるということですが、いわゆる牧良の林道、登って行きますと町有林が大きな面積があります。そこで町有林の間伐とか、主伐、これが林道災害がなかったら出せるのが、出せないという状況なんですよ、その間伐、主伐等について何か考えがあればお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 牧良地区につきましては、本来ならば災害がなかったら令和2年度から順次間伐等を行う計画でございました。一部の林道災害のほうは完了すれば令和5年度から順次間伐のほうは入っていききたいというふうには考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます、これで討論を終わります。

これから、議案第45号、「令和4年度湯前町一般会計補正予算（第6号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第46号 令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） について

○議長（倉本 豊君） 日程第2、議案第46号、「令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第46号、令和4年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ69万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,319万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 議案第 46 号、令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。

8 ページの事項別明細書、歳出からお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料の 19 万 8,000 円につきましては、令和 4 年度から始まりました未就学児均等割の 5 割軽減ですが、その項目等を追加し負担金に係る交付申請システムに対応させるための改修費として 16 万 5,000 円、また、国民健康保険法施行規則の改正によるもので、限度額適用認定証等の性別欄の削除、非表示に係る改修に 3 万 3,000 円を計上しました。

何れも、全額、特別調整交付金の対象となります。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 3 一般被保険者療養費につきましては、4 月から腰椎や膝関節などの高額な補装具の請求が度重なり、この半年で、当初予算を消化してしまうおそれがあるため、過去の状況や令和 3 年度実績を参考に、今後必要な額として推計しました 50 万円を計上しました。県からの普通交付金にて手当されます。

また、被保険者の年齢、性別、症状、請求された補装具に特別な特性ですとか、偏りは見られませんでした。今後も、実際にその増減に著しい変化がありましたら、調整して補正をお願いしたいと思います。

続きまして、歳入を説明します。

7 ページを御覧ください。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 普通交付金に、先ほど歳出の款 2 保険給付費で説明しました額と同額の 50 万円を計上しました。

また、同じく節 2 特別交付金にも、歳出の款 1 総務費で御説明しましたシステム改修に係る 19 万 8,000 円を同額計上しました。

歳入歳出それぞれ 69 万 8,000 円を追加した補正予算となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号、「令和 4 年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 47 号 令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 3、議案第 47 号、「令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 47 号、令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 160 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 5,386 万円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（中園誠二君） 議案第 47 号、令和 4 年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明いたします。8 ページをお願いいたします。

款 2 下水道維持管理費、項 1 維持管理費、目 1 公共下水道維持管理費につきましては、合計で 160 万円を計上しました。

節 14 工事請負費につきましては、令和 4 年度におきまして、公共樹設置予定箇所が 4 件ほど見込まれることから、見積書を徴収し、不足分 100 万円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、当初予算として、3 件分 60 万円を計上しておりましたが、今後、新築住宅建設が 3 件ほど見込まれることから、下水道接続補助金として、20 万円の 3 件分 60 万円を計上しました。

次に歳入になります。7 ページをお願いいたします。

先ほど、歳出で説明いたしました、工事請負費の財源としまして、款 2 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金として、13 万 3,000 円を計上しました。後で説明いたします、款 3 繰越金とともに、合計 100 万円となり、同額を工事請負費の財源とするものです。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金、節 1 基金繰入金として、60 万円を計上しました。下水道接続補助金、20 万円の 3 件分となります。

款 3 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金として、前年度繰越金 86 万 7,000 円を計上しました。

以上、簡単ですが、湯前町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わります。
よろしくお願いたします。

○議長(倉本 豊君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○7番(味岡 恭君) 今説明がございましたが、下水道の接続率は今どれくらいになっているのかお尋ねします。

○建設水道課長(中園誠二君) 83パーセントほどになります。

○7番(味岡 恭君) それと先日から話が出ておりました、人頭制というんですか、今料金制度が、流量計算でという話があったんですが、そういう計画も今後進めていけるのかお尋ねします。

○建設水道課長(中園誠二君) 下水道会計ですけど、公営企業会計への移行を予定しております。それに合わせまして、令和6年度から開始を考えているところでございます。

○7番(味岡 恭君) 令和6年度から流量での請求ということで考えてよろしいでしょうか

○建設水道課長(中園誠二君) はい、その予定で計画を進めているところでございます。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長(倉本 豊君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、「令和4年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉本 豊君) 起立全員。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第48号 令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○議長(倉本 豊君) 日程第4、議案第48号、「令和4年度湯前町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 48 号、令和 4 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,970 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 7,944 万円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 議案第 48 号、令和 4 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

今回の補正は、主に令和 3 年度の介護給付費、地域支援事業費等の実績確定に伴う国・県・町一般会計及び支払基金等の負担割合に基づく精算を計上しました。

事項別明細書、歳出から御説明いたします。8 ページを御覧ください。

款 1 総務費、項 3 介護認定審査会費、目 1 認定調査等費および款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、共済費について会計年度任用職員の厚生年金保険料を市町村共済組合負担金から社会保険料へ組み替え分を計上しました。

款 4 基金積立金は、令和 3 年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績の確定に伴い、負担割合により精算し追加交付金などを含めた実質収支を計算し、704 万 9,701 円の余剰金が生じたので介護保険給付基金積立金を計上しました。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金は、令和 3 年度中に還付手続きがなされなかったため、還付金不足分を追加計上しました。

目 2 償還金及び項 2 繰出金、目 1 一般会計繰出金は、令和 3 年度の介護給付及び地域支援事業費の実績確定に基づき、国・県・支払基金・町一般会計に対する負担金・交付金の返還金を計上しました。

次に歳入について御説明いたします。7 ページをお願いします。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 介護給付費負担金は、令和 3 年度介護給付費の実績確定に伴う追加交付分を計上しました。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 低所得者保険料軽減繰入金は、令和 3 年度低所得者保険料軽減負担金精算に伴う繰入金を計上しました。

款 8 繰越金は、前年度繰越金を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号、「令和 4 年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

日程第 5 認定第 1 号 令和 3 年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

日程第 5、認定第 1 号、「令和 3 年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とします。

本件の審議方法について、お諮りします。

本件につきましては、最初に歳出から、款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、最初に歳出から款ごとに説明・質疑をした後、続いて歳入全般・実質収支に関する調書・財産に関する調書・附属書類を一括して審議し、最後に総括・補足質疑をすることにします。

では、令和 3 年度湯前町一般会計歳入歳出決算書、歳出、款 1 議会費の説明を求めます。

○議会事務局長（赤池昌信君） それでは、議会費の説明をいたします。ページは 63 から 66 ページをご覧ください。

款 1 議会費、予算現額 6,607 万 4,000 円に対し、支出済額は 6,539 万 8,499 円、執行率は 99.0%でございます。議会費が一般会計の歳出に占める割合は 1.6%、前年度の決算と比較して 51 万 1,940 円の減となりました。減の主な要因は、議員共済給付費負担金の減と新型コロナウイルスの影響により、各種協議会活動が中止となり、その負担金の支出が減ったことによるものです。

それでは、節の順によりご説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、議会費の主要な部分を占めます人件費関係であります。議員10名、事務局一般職2名及び、会計年度任用職員1名の経費を支出しております。

節8旅費は、104万8,280円を支出しました。

議員会議出席に伴う費用弁償及び出張に伴う費用弁償が主なものです。

節9交際費は、4万9,600円と、例年を下回る支出となっております。

新型コロナウイルスの影響で、各種団体の総会が書面決議となるなど、負担金及び御樽等の支出が少なかったためであります。

節10需用費のうち印刷製本費は年4回の議会だより及び、本会議の会議録印刷代として76万4,446円支出しました。

65ページ、66ページをお開きください。節12委託料では、会議録をマイクロ撮影し電子化して残すための費用として、126万5,000円を支出しました。令和3年度は昭和10年代分を行っております。また、本会議の一般質問の様子をユーチューブによるライブ配信及び録画配信を行う委託料として88万3,300円を支出しました。

最後に、節18負担金補助及び交付金につきましては、県及び郡町村議会議長会負担金など、総額52万4,000円を支出しております。

以上で款1議会費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款1議会費の質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、款1議会費の質疑を終わります。

次に、款2総務費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 款2総務費を御説明申し上げます。

総務費につきましては、7億4,616万4,212円を支出しています。

歳出全体に占める構成比は、18.6パーセントになります。

前年度と比較して、2億2,738万円の減となっております。減の主な原因は、令和2年度は定額給付金事業分で、約3億8,000万円程度あったからでございます。

以下、目ごとに説明を申し上げます。

目1一般管理費は、2億2,809万9,709円を支出しました。

令和2年度と比較しまして、560万円の増となっております。

節1報酬は、固定資産評価審査委員等の報酬、会計年度任用職員報酬を支出し、節2給料において、町長及び副町長、並びに総務課職員の給料等を支出しました。

節3職員手当等は、特別職期末手当、及び総務課職員等の人件費に係る扶養手当など各種手当を支出しました。また総務課職員の期末手当、退職手当負担金が主なものとな

っております。

68 ページです。

節 7 報償費 3 万 6,800 円は、区長会の会議開催の日当分です。コロナの影響により 4 月に 1 回のみ開催でありましたので、不用額が発生したものでございます。

節 8 旅費 86 万 8,448 円は、令和 2 年度と同様に、コロナの影響により、町長と職員の出張が少なかったことから普通旅費の不用額が発生しました。

節 10 需用費、消耗品 449 万 6,470 円は、庁舎内で使用します事務用品をはじめ、プリンター関係の消耗品、新型コロナウイルスの感染予防の消毒液などを購入しております。

節 11 役務費 233 万 587 円は、議員の皆様も御使用の会議用タブレット端末 33 台の通信費を支出しております。

節 12 委託料 2,623 万 6,270 円は、職員が通常業務に使用しています電算運用関係の機器保守料等を支出しています。

産業医委託料 33 万円は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、労働者の健康管理を行う産業医を選任する必要がございますので、公立多良木病院に委託しております。

70 ページをお願いします。

節 13 使用料及び賃借料 3,175 万 2,215 円は、電算運用関係の機器リース料、議員の皆様がタブレットにてお使いの文書共有システムなどのソフトライセンス使用料等を支出しています。

節 14 工事請負費 29 万 7,000 円は、コロナの影響で大幅に増加しました Web 会議に参加するための環境整備工事を行いました。

72 ページをお願いします。

節 17 備品購入費 390 万 820 円は、会計室で伝票を読み込みます OCR 機器、Web 会議用の機材等の購入が主なものでございます。

節 18 負担金補助及び交付金 477 万 8,895 円は、町村会負担金、職員共同採用試験負担金、個人番号制度中間サーバー整備負担金等の支出が主なものです。

目 2 文書広報費は、422 万 5,716 円を支出しました。

主なものとしまして、節 10 需用費の法規の追録代、広報紙・旬報の印刷製本に要した経費を支出しております。

72 から 74 ページです。

目 3 財政管理費は、1 億 2,416 万 800 円、節 12 委託料において「統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料」と「固定資産台帳管理システム保守業務委託料」を支出しております。

節 24 積立金、1 億 1,923 万 4,940 円は、財政調整基金の国債運用益分と利子分で 99 万 8,993 円、そして減債基金積立金に利子分と合わせて 1,820 万 3,118 円、ふるさと創

生基金積立金に通常利子分 1 万 5,392 円、公共施設等整備基金積立金に利子分と合わせて 2,001 万 7,437 円、ふるさと応援基金積立金に 2,000 万円、情報通信関連事業整備基金を新たに設け 6,000 万円を、それぞれ積み立てしております。

目 4 会計管理費は、15 万 6,433 円を支出しました。会計管理事務に要する経費を支出しております。

目 5 財産管理費は、3,318 万 5,164 円を支出しました。主な支出は、会計年度任用職員の町長車運転手報酬、そして委員の費用弁償、また、役場庁舎と旧南部保育所電気料など光熱水費と修繕料など維持管理費用、町有建物災害保険料及び自動車損害保険料、公用車のリース料等を支出しております。

節 14 工事請負費、888 万 8,901 円は、旧小川邸および旧々南部保育所の解体工事、福祉センター屋外通路改修工事、庁舎自動ドアの鍵取替工事を行いました。

節 17 備品購入費 143 万 3,850 円は、新型コロナウイルス対策用として、防災備蓄倉庫にコロナ用の備品や消耗品を収納するための収納ラック 18 台などを購入しました。

目 5 財産管理費、繰越明許分 489 万 5,000 円は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、役場本庁舎正面玄関、会計室前、炊事場横、議会事務局側の扉 4 か所を、非接触型とするため自動ドア工事を行ったものです。

○農林振興課長（稲森一彦君） 目 6 公有林管理費につきましては、5,830 万 787 円を支出しました。

町有林の維持管理に要する経費が主なものです。

節 11 役務費につきましては、町有林の森林保険加入掛金として、森林災害保険料 310 万 8,936 円を支出しました。

節 12 委託料の町有林造成事業委託料につきましては、3,115 万 8,820 円を支出し、下刈り 13.54 ヘクタールの施業のほか、作業道補修 5 路線、間伐 36.78 ヘクタールなどを行いました。

J T の森造成事業委託料につきましては、507 万 4,300 円を支出し、下刈 20.89 ヘクタールの施業を行いました。

くれないの森造成事業委託料につきましては、74 万 2,500 円を支出し、再造林、獣害防止のためのツリーシェルター 0.24 ヘクタールの施業を行いました。

J R 九州商事の森造成事業委託料につきましては、1,013 万 7,594 円を支出し、地拵え 0.28 ヘクタール、再造林 4.0 ヘクタール、防護柵 1,762 メートル、下刈り 3.97 ヘクタールの施業を行いました。

公有林管理委託料につきましては、249 万 7,000 円を支出し、町有林の巡視、境界管理、林道・作業道補修等を上球磨森林組合へ委託を行いました。

林道台帳整備及び森林解析委託料につきましては、346 万 5,839 円を支出し、林道台帳関

係は現況平面図4路線分を作成し、森林解析関係では、既存の航空写真データ、レーザー計測成果を用いて町内全域の三次元データの作成を行いました。

節13 使用料及び賃借料は、森林GIS及び林地台帳の管理システムの利用料として46万2,000円、積算等システム使用料として16万5,000円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により例年どおりの森林保全活動はできませんでしたが、一部は規模を縮小した活動や各企業との関係強化につとめ、また、町有林の伐採計画等の検討も行い、実績に応じ、112万2,095円を支出しました。

○総務課長（西村洋一君） 目7交通安全対策費は、868万7,950円を支出しました。主なものは、交通指導員の報酬等の活動経費、街路灯・防犯灯の電気代、街路灯・交通安全施設の修繕等が主なものでございます。

節7 報償費296万9,400円は、交通指導員報償費ですが、コロナの影響により出勤回数が少なかったため、不用額が生じました。

節14 工事請負費、交通安全施設設置工事66万円は、町道桜町線の白線とカーブミラーの設置工事を行いました。

なお、街路灯が故障した際、基盤の修繕が必要な場合は、随時、LED型照明に交換を行っているところです。

目8 防災諸費は、2,833万6,398円を支出しました。

令和2年度と比較して、2,400万円程度増加しておりますが、これは、B&G財団より、災害対応用のホイールローダー1台、軽トラック2台などの機材等の導入費992万8,960円、機械を格納する防災倉庫の建築1,046万6,324円、また機材の知識と技術を習得するための特別教育等委託料87万5,980円などが支援されたためでございます。

また、油圧ショベル1台、スライドダンプ1台などは現物支給を受けております。

そのほか、節10 需用費、消耗品費78万841円は、災害発生時の住民の避難確認用「無事ですシール」4,000枚、備蓄用の食料品などを購入しました。

また、B&G防災拠点事業用分では、防災活動用の寝具30組、パーテーション15枚などを購入しました。

節17 備品購入費の中の災害時備蓄用備品購入費382万7,560円は、災害時の避難者用の携帯電話の充電などの電源を確保するための防災タワー2基、避難所に避難される方はご高齢の方が多いことから折り畳みベッド80台、設置が簡単なポップアップパーテーション25張、通信手段確保のためハイブリッドIPトランシーバー2基などを購入しております。

節18 負担金補助及び交付金では、県防災行政無線運営負担金、防災情報ネットワーク負担金をそれぞれ支出しております。

なお、防災諸費の主要なものの財源は、球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金を活用しております。

○企画観光課長（本山りか君） 81 ページを御覧ください。

目 9 企画調整費は、8,512 万 7,869 円を支出しました。企画振興係の職員および地域おこし協力隊の人件費のほか、計画策定、ふるさと納税、移住定住促進事業、公共交通に係る経費が主なものです。

84 ページをお開きください。

節 1 報酬では、振興計画策定審議会委員報酬 15 万 5,400 円を支出しました。令和 3 年度は、総合計画と総合戦略の検証および過疎地域持続的発展計画の策定についての御審議をいただきました。委員に係る費用としては、このほか節 8 旅費で費用弁償も支出しました。

同じく、節 1 報酬では、移住定住促進事業に従事いただく地域おこし協力隊 1 名を 2 月から任用したため、2 か月分の報酬を支出しました。このほか協力隊に係る経費は、節 4 共済費で社会保険料、節 11 役務費で携帯電話利用料、車両保険料を、節 13 使用料および賃借料で車両、パソコンのリース料を、節 18 備品購入費でパソコン購入費等を支出しました。

節 10 需用費で町勢要覧印刷製本費 11 万 9,900 円を支出しました。これは、町勢要覧を 6 年ぶりに改訂し 100 部印刷した費用となります。今回は、総務課広報担当および企画振興係において企画や紙面構成を行い、印刷のみを業者に委託しました。そのため、今後はそのデータを活用し自前で随時修正ができることとなり、経費節減ができることとなりました。

節 7 報償費では、ふるさと納税返礼品代 891 万 6,446 円を支出しました。ふるさと納税に係る費用としては、このほか節 11 役務費でポータル決済手数料、通信運搬費を、節 13 委託料でポータルサイト業務委託料などを支出しました。なお、本年度の寄付は、2,025 件の 3,295 万円となりました。また、企業版ふるさと納税も初めて寄付をいただき、3 社から 250 万円をいただきました。

同じく節 7 報償費では、若者会議講師謝金 10 万円を支出しました。若者会議は令和 3 年度の新規事業として、町内の若者がまちづくりに関して語り合う場を創出し、その中で見出した施策などを町長へ提案していただくことで若者のまちづくり参画を促すことを目的として開催したものです。県内で地域を巻き込んでまちづくりを推進していらっしゃる実践者を講師として招聘し事例を学んでいただきました。

86 ページをお開きください。

節 18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨地域管内で連携して取り組む公共交通活性化事業に係る負担金及び補助金を支出しました。令和 2 年 7 月豪雨で被災したくま川鉄

道の災害復旧に係る本町負担金として、くま川鉄道再生協議会負担金の運営費分、人件費分、災害復旧費分を合わせて 891 万 2,888 円支出しました。このほか、くま川鉄道に対しては通常の経営安定化補助金 872 万 7,000 円、コロナの影響に係る経営支援金 36 万 4,000 円も別途支出して経営持続化への支援を行いました。

移住定住促進のため、ふるさと寄付金を活用して住宅リフォーム補助事業と空き家リフォーム等補助事業を実施しました。住宅リフォーム事業には 114 件の申込みがあり抽選により 12 件を採択し 330 万 2,000 円を支出しました。空き家リフォーム等補助事業には 2 件の申込みがあり 2 件を採択し、その内訳は、改修 1 件、家財道具処分 1 件で合計 52 万 2,000 円を支出しました。

88 ページをお願いいたします。

目 10 地域活性化事業費は、64 万 9,617 円を支出しました。

なお、例年実施していた漫画フェスタはコロナ感染症拡大の影響により、令和 2 年度に続き中止となりましたが、令和 3 年 11 月 28 日にくま川鉄道部分運行再開記念イベントが開催されたため、実行委員会への補助金 38 万 4,997 円を支出しました。町内各団体や保育園生、小中学生、保護者の方々などにも御参加いただき、町民挙げて部分運行再開をお祝いしました。なお、このイベントは県の補助事業を活用したため、町補助額は総事業費の 3 分の 1 程度となりました。以上で終わります。

○総務課長（西村洋一君） 目 11 情報通信管理費は、2,345 万 1,187 円を支出しました。全世帯への光ケーブルと I P 告知放送端末等の維持管理費、そしてインターネット接続サービスを含む情報通信システムの運用経費、地域情報化推進にかかるソフト事業に要した経費が主なものでございます。

節 12 委託料、光伝送路保守委託料 66 万円は、町内全域の光ケーブル幹線系の点検を実施いたしました。また、情報センター機器保守委託料 356 万 4,000 円ほか、I P 告知端末機器保守委託料、ブロードバンド機器保守委託料等を支出しました。

90 ページをお願いします。

節 13 使用料及び賃借料は、ブロードバンド回線接続使用料 468 万 6,000 円ほか、N T T と九州電力の光伝送路電柱共架料 244 万 9,139 円等を支出しました。

節 14 工事請負費 118 万 8,000 円は、新築・改築世帯等への I P 告知放送端末設置 17 世帯を行いました。

節 17 備品購入費 286 万 7,700 円は、I P 告知放送端末機器 30 台等の購入をいたしております。経年劣化等による故障が多発しているところでございます。

目 12 諸費は、1,202 万 8,209 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金で、人吉球磨広域行政組合運営費負担金 903 万円等の負担金を支出しております。また、職員研修費は、148 万 5,587 円を支出しました。受講研修

数延べ 57 件、受講職員数延べ 171 人でありました。

92 ページを御覧ください。

目 13 災害復旧管理費は、1,011 万 8,910 円を支出いたしました。

令和 2 年 7 月豪雨災害により被災した河川・道路・農地・農業用施設の災害復旧のための専属事務を行うために、令和 2 年度から目を新設して予算を計上し執行しているもので、農林振興課と建設水道課にそれぞれ災害復旧係を設け職員を配置いたしているものでございます。

節 1 報酬から節 8 旅費については会計年度任用職員の雇用における経費を支出いたしました。

節 13 使用料及び賃借料は、プレハブ事務所のリース料、公用車リース料、その他職員パソコンリース料等を支出いたしました。

○税務町民課長（北崎真介君） 目 14 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費は、5,454 万 8,000 円を支出しました。

給付金給付に要する経費として、節 3 職員手当等に時間外勤務手当等及び、93 ページになります節 10 需用費の消耗品費、節 11 役務費の通信費、振込手数料の他、節 12 委託料では、給付金システム改修業務委託料 138 万 6,000 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金では、非課税世帯一世帯当たり 10 万円の 524 世帯分の給付金 5,240 万円を支出しました。

738 万円の不用額ですが、当初では非課税世帯の可能性のある方すべてを集計し、総額で予算計上しておりましたが、それには一部の未申告者の方や、他町村に課税関係が不明な扶養者がいらっしゃる方々など、いわゆる、対象となる可能性のある方、全てを含んでおります。

また、家計急変世帯の想定数 10 世帯を足しておりますので、順次、申請から確認作業が進む中で、精査を行っているところでしたが、確定申告の時期にも差し掛かり、県への給付金の変更申請や補正予算への更正減額の計上が間に合わなかった事によるものでございます。御理解頂ければと思います。

続きまして、項 2 徴税費からです。項 2 徴税費につきましては、4,029 万 3,586 円を支出しました。7 万 2,796 円の増となっております。

目 1 税務総務費につきましては、3,970 万 4,217 円を支出しました。

職員 5 名と、確定申告時の会計年度任用職員 1 名の人件費及び物件費などのほか、経常的経費が主なものです。

節 12 委託料につきましては、新築、増築家屋 25 棟分の家屋評価業務委託料 78 万 2,980 円を支出しました。

95 ページを御覧下さい。

令和5年1月から開始の軽自動車税関係手続の電子化に伴うオンライン申請のデータの取り込みや、システムからの納付確認情報の提供機能の追加などを行う、軽自動車税システム改修業務委託料54万1,200円を支出しました。

節13 使用料及び賃借料では、各システムの使用料及び利用料、リース料など、233万6,264円を支出しました。令和2年度まで支出していた登記済通知書入力支援システム利用料、共通納税システムASP利用料は、総務費に統合されましたので、50万3,896円の減となりました。

節18 負担金補助及び交付金では、軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金3万9,780円を支出しました。令和2年度は10月から開始でしたが、令和3年度におきましては4月当初から1年間通した負担金となっております。

目2 賦課徴収費につきましては、税の賦課及び徴収に要する費用として、58万9,369円を支出しました。主なものとしまして、節10 需用費の消耗品費は、事務用消耗品、申告関連書籍等に6万4,695円を、また、印刷製本費としまして、税目毎の納税通知書及び納付書のほか、督促状や口座振替済通知書のメールシーラー等の印刷費として、50万8,765円を支出しました。

その他、97から98ページになります。上の方になります、節11 役務費、預貯金口座調査手数料として、調査139件、明細書151件分、合わせて7,909円を支出しました。

項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費については、2,588万4,462円を支出しました。71万4,490円の増となりました。

増の主な要因は、令和2年度は8月からだった会計年度任用職員の雇用期間が、令和3年度は4月から一年間になったことによるものです。

戸籍及び住民基本台帳事務職員2名分、会計年度任用職員1名分の人件費および物件費など、経常的経費が主なものです。

99ページからになります。

節12 委託料では、住基ネットワークシステム機器保守料が再リースのため、令和2年度と比較して102万9,600円下がっております一方、戸籍情報システム改修業務委託料として、203万5,000円を支出しました。これは戸籍事務への番号制度導入に伴い、副本等情報の全権送信のための文字コード変換機能の整備、作業が必要となったため、改修を行ったものです。

また、繰越明許費の211万2,000円は、3月の定例会にて御可決頂いた住民記録システム改修業務委託料で十分な業務スケジュールが取れないおそれがあったため、繰越したものです。全額国庫補助に変わりはありません。

節13 使用料及び賃借料では、戸籍総合システム及び住基ネットワークシステムに係る機器のリース料として、コピー使用料等と合わせて360万5,507円を支出しました。令

和2年度まで支出しておりました住基ネット連携システムASP利用料は、税務総務費の利用料と同様に、令和3年度より総務費に統一されて、無くなっております。

節18負担金補助及び交付金においては、個人番号カード等関連事務負担金123万2,000円を支出しました。41万8,000円の減となりました。2年度の交付数が389枚であったのが、3年度は697枚と増加はしましたが、それとは関連なく、市町村の人口比で案分する国交付金の総額が545億9,000万円から411億5,000万円あまりに大幅に減額したことによるものです。

○総務課長（西村洋一君） 項4選挙費は、275万3,215円を支出しました。

目1選挙管理委員会費は、主に選挙管理委員会の活動経費で、委員の報酬費用弁償等、13万1,070円を支出しております。

目3衆議院議員選挙費は、262万2,145円を支出しました。

令和3年10月31日執行されたものです。選挙事務に要した選挙管理委員会委員報酬、費用弁償、そして、期日前投票と選挙日当日まで必要であった経費を支出いたしました。

102ページをお願いします。

項5統計調査費は、47万585円を支出しました。

目1統計調査総務費は、市町村民所得推計負担金、県統計協会負担金を支出しております。

目2指定統計費は、44万9,185円を支出しています。国から委託されている「経済センサス」の、調査指導員と調査員の報酬、消耗品費などに要した経費を支出しました。以上です。

○監査書記（赤池昌信君） 103ページ、104ページをお開きください。項6監査委員費を説明いたします。監査委員費としまして、79万615円を支出しております。令和3年度と比較して、15万9,191円の増となります。増の主な要因は、監査委員1名が熊本市に転居され、熊本市から本町にきていただくことになったため、費用弁償が増となったものです。

監査委員費の主なものとしまして、定期監査、決算審査、例月現金出納検査等にかかる委員の報酬及び費用弁償並びに委員の研修等出張に伴います費用弁償、郡町村監査委員連絡協議会負担金などを支出しております。

以上で、款2総務費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから款2総務費の質疑を行います。ページは65ページから104ページです。

○2番（西 靖邦君） 78ページですけども、節11役務費で、森林災害保険料310万8,936円支出されていますが、令和2年の災害において、その保険金というのは入ってきたんでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） すいません。細かい数字まで調べておりませんが令和2年分についてもいくらかは入ってきております。

○2番（西 靖邦君） 大体どのくらいか分かりませんか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 申し訳ございません。先ほど若干入ってきていると説明しましたが、現在令和2年から4年、2年間で調査ということで、全体的な調査をしております。先ほどの答弁間違っておりまして、この調査によりまして今後入ってくるということになります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 74ページの基金積立金についてです。財政調整基金積立金が99万8,993円上がっております。一方、財政に関する調書を見ますと、これに1億円加算したかたちで上がってきております。これはどちらが正しいのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 地方自治法233条の2の規定による基金繰入で、一般会計に編入せずに、基金に積めることになっておりますので、そのぶんの1億円を追加して一覧表には載っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） その地方自治法に基づくぶんの積立については、この74ページには上がってこないということでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） はい、一般会計を通さずできるとなっておりますので、決算書には出てこないところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 84ページのふるさと納税関連について、お尋ねします。現在職員のチームによって取り組まれていると思いますが、令和3年度職員体制は何名で御対応されてますでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 専任でやっている者が1名、兼任が1名でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 現在も2名体制、そして令和3年度も、専任と兼任の2名体制ということになっていると思います。平成30年度以降は大体3,000万円前後の寄附金を頂いているところだと思ひまして、競争が激化していく中で、この3,000万円を何とかキープしている。これは職員さんの御尽力によるものだと思っております。ただ2名体制で、この3,000万円を横ばいで維持していくところには限界があるのか、それともいやまだ改善の余地があるのかについてお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） 体制の強化は令和2年度から行っていただきまして、専任職員を配置していただいたところでございます。またポータルサイトも数を増やした、それから品数も相当に増やしております。事業者数も増えているというところで、足りない部分というの、今のところ検証を行っております。この体制では、もう少しやれると私は考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 町長にお尋ねしますが、担当2名で今後もずっとやっていくお考えなのか、それとももう少しマンパワーを増やす。例えば観光物産協会とか関連の事業体もちょっと予備軍のような感じで加えて、総合的に取り組んでいけるのか、そのあたりのお考えについてお尋ねします。

○町長（長谷和人君） ここ3年間、今おっしゃるように3,000万円をちょっとキープしているような状況なので、私としてももう少しはっぱをかけて増やすようにということは、実は言っているところでございまして、今担当課長が答弁したんですけども、数も増やししながら、サイトも増やしたんですけども、いかんせんほかの自治体、例えば一つ、お肉の話をさせていただくんですけども、どうしても大きい自治体のパイに行ってしまうと、お肉のほうも確保できていないというふうな個別の課題等もございまして。それと、大変言いにくい話なんですけども、各事業体様にもお願いしに行って、サイトに入っただけじゃないかと、そんなこともお願いしているんですが、なかなか私たちが思っているような目論見が、実はできていないというところがございまして、一つの例として観光物産協会の話も出たんですけども、そこらへんもかみ合わせながら、もう少し何とかできないかということも実は今思いながらやっていたところでございまして、もう少し強化をさせたいと思っているところでございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 70ページの職員採用について、町長にお尋ねいたします。最近では出生数の減少、人口流出の増加で民間も、こういった自治体も人材確保に苦労されていると、課題だと思っております。そこで湯前町として、いわゆる今まで通りの県下一斉の採用試験に乗っかって採用していくのか、町長に独自の考えがあれば、今後のことについてお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 職員採用関係につきまして、コロナ禍というところで、いわゆる公務員離れというのが、実は現象として起きているのではないかなというふうに思っております。それでその年度の職員の数、採用する計画の数によっても応募してくる数が増えたり、減ったりというふうなところも、今おっしゃっている一斉にやった場合についてはそういう現象が出てきております。加えまして今コロナ禍でございまして、すから、統一的に例えば、どこかの場所に一定に集まって今やっている共同試験は、ないわけでもございまして、それぞれの町村で同じ日で今やっているような状況でございまして。それと一次試験でどうしても職員を確保できなかった場合につきましては、うちの場合は、すぐ、一次試験で採用枠がとれなかった場合は、期間を置かずに、年内の内に採用試験を設けたりということで、そこは早くに手を打てということはやってきたんですけど、いかんせん今山下議員がおっしゃるようなアイデアというのがちょっと申し訳ないわけでもございまして、浮かび出てこないわけでもございまして、それと一つには、本町の場

合につきましては、昨年議会のほうにもお示しさせていただきました、職員採用数を増やして、定員を72ですか、今あと一人足りないわけでございますけども、枠をちょっと増やさせていただきながら、今助成の需要額が増えておりますので、そこらへんも工夫はさせていただいたところですけども、なかなか厳しい現状があるということだけをちょっとお伝えさせていただけないかと思っております。

○9番（山下 力君） これは報道ですので、自分の考えではございませんけども、今行われている、いわゆる教養試験等を廃止する動きが出ていると、そして代わりに導入が進んでいるのが民間企業が広く採用する適性検査という試験をやると、この適性検査がどういう試験か私は分かりません。総務課長、この適性検査、民間が導入している。どういう試験なのか分かっていたらお聞かせください。

○総務課長（西村洋一君） 適性検査につきましては、確認はしていないところではございますが、本町でも私ごとになります、社会人枠の採用とかそういったところも運用されておりますので、試験によらないそのような採用なのかと想像はしておるところでございます。議員の皆様もそういった場合には、御協力をお願いしたいと考えております。

○9番（山下 力君） 町長先ほどの説明で、県下一斉が、町独自でコロナの関係で、独自でやっているけども同日試験をやっていると、それでは町独自の考えを通そうと思っても、できないんですね、ですから先ほど言った企業を取り入れている適性検査を含めて、ちょっといろいろ考えていただいて、4月早々に来年度の採用試験をすると、まだいろいろ来年度就職する人が今からという時に、町独自の試験を決行して人材を確保すると、これも一つの方法ではないかと思っておりますので、県下一斉の教養試験、学科試験をどうするか、民間の適性検査の勉強をして、そういったいろいろ検討していただければと思っておりますけれども、最後に町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今頂きましたアイデアですね、ちょっと私も調べさせていただきたいと思っております。それと今4月というお話があったんですけど、来年の定年退職、もしくは依願退職あたりもございますものですから、それを調べる期間が前半4、5、6、7月ぐらいまで行きますものですから、どうしても夏時分ぐらいの試験になってしまうというのも少し御理解いただければと思っております。とにかく今おっしゃったぶんについては、私も調べさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○9番（山下 力君） 74 ページの減債基金積立金、これは湯前町にとっては、減債基金を積み立てるのは、あんまりなかったですね、R3年度は1,600何十何十万円か積立がなされています。これには町長の考えがあったのかお聞かせください。

○総務課長（西村洋一君） 令和2年度に交付されました分につきまして、令和3年度の部分が含まれて交付されておりましたので、そのぶんを積んだというところがございます。

ます。

○町長（長谷和人君） 申し訳ございません。令和3年度におきまして、議員も分かってらっしゃると思いますが、地方交付税が増えて、その中で臨財債ですね、本町の場合は特別に臨財債を借りることが可能で、このぶんが国から多めにきまして、その利子分が交付税で入りましたものですから、それを今回は積みさせていただいているところがございますので、その同額を積んだということで御理解していただければと思っております。

○9番（山下 力君） 湯前町の借金が、令和3年度で約28億円ありますよね、そのために蓄えるのはよく理解するんですよ、今の説明を聞きますと、国から余計にやるから減債基金に積み立てろというふうに理解してよろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いましたように臨財債でございますので、目的のある交付税でございますので、これを利子分に積み立てなさいというものでございますので、自動的にここに入れたということでございます。申し訳ございません。それではございません。大変失礼しました。

○9番（山下 力君） 次に80ページの防災関係ですね、これで公益財団法人の、俗にいうB&G財団から油圧ショベル、スライドダンプ、中型トラック等の機材を配備というか、整備していただきました。その配備された機材は、自分が考えるところ災害時というよりも、災害後の復旧に活躍する機械ではないかというふうに自分は思っております。しかし災害がなかった場合、年間通して保管倉庫に格納しているのか、それとも何か利用することを考えて、その機械、トラック含めて利用するのか、そここのところの考えをお聞かせください。

○総務課長（西村洋一君） B&G財団のほうからも災害ばかりではなく、さまざまに活用して下さいという申し出がありましたので、しかしながらすべてのことに使えるというとまた目的と離れますので、公的な事業には積極的に使っていきたいと考えております。

○9番（山下 力君） これもやはり公有扱いの機械、車だと思うんですよ、今課長が言われたとおりに何でもかんでもじゃなくて、活用規則か使用規則か、なんかそういうのを作っていただいて、それを根拠に使うというようなこともしていただければと思いますけども、どうでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） はい規則はすでに設けておりますので、それに則ってやりたいと思います。

○3番（遠坂道太君） 100ページの戸籍住民基本台帳費の中の、18負担金補助及び交付金の個人番号カード等関連事務負担金について伺います。令和3年度のマイナンバーカードの登録数はどのくらいだったのでしょうか。

○税務町民課長（北崎真介君） 令和3年度では交付数が697枚になります。令和4年1月1日現在の人口が3,703名で、全体で1,753枚交付済でございます。そこで47.3パーセントの交付率ということでございます。3年度だけで申しますと先ほど言いましたように697枚でございます。

○3番（遠坂道太君） 北崎課長もう少し聞こえるようお願いいたします。令和3年度で697枚、現在までの進捗で1,753枚、47.3パーセントということでございますけど、これは国の交付税に関係するのか、それについて伺います。

○総務課長（西村洋一君） 報道ではそのような報道もなされていますが、まだ細かくそういったところの説明はないところでございます。

○3番（遠坂道太君） 今後のことだということで理解しますが、マイナンバーカードの登録数を増やす方策として、現在は、若い世代の方々は出向いて登録をされているような状況ですけども、高齢者の方への取組に対する方向というのはどのように考えておられるのか、それについてお尋ねいたします。

○税務町民課長（北崎真介君） 今のところ役場に足を運んでいただける方とか、スマホとかパソコンで申請できるような人だけはできるんですけど、確かに寝たきりの方とか、施設に入ってらっしゃる方というのは、一つの懸案事項ではございます。事業所巡りとかそういったものは、県の事業を通してやっておりますし、議員の皆さん御存知のとおり、昨日も放送しまして、午前中だけで50人ほどの申請がっております。老人の方につきましては、今検討事項で、どうにかもうちょっと申請がなされるように考えているところでございます。

○3番（遠坂道太君） 高齢者の方に対するマイナンバーカードの登録数を増やすことが、私も一つの課題だと思っておりますので、やはり足を運ぶとか、そういった巡回方式も検討していくべきじゃないのかというふうに思いますが、それにつきましてお伺いします。

○税務町民課長（北崎真介君） 家庭訪問とか、時間と人が許せば検討したいと思っております。今のところワクチン接種とかそういったときにも、県の事業とか、それがかなわないときは職員が出向いて接種会場で勧誘を行っております。

よろしく申し上げます。

○3番（遠坂道太君） 今課長からも答弁がありましたように、今後ある程度まで件数が増えるように頑張っていただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款2総務費の質疑を終わります。
ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午後 2 時 0 5 分

再開 午後 2 時 1 7 分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

款 3 民生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款 3 民生費を御説明いたします。103 ページをお願いします。民生費は、合計 9 億 7,666 万 7,454 円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、24.4 パーセントになります。令和 2 年度と比較して、9,056 万 2,928 円の増となりました。

増の主な要因は、特別養護老人ホーム福寿荘の改修事業に対する補助金、コロナ禍における子育て家庭の生活支援として実施した「子育て世帯への臨時特別給付金」などの増であります。

以下、目ごとに御説明いたします。

項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、3 億 3,978 万 5,450 円を支出しました。

主な支出の内容は、担当職員の人件費、福祉関係団体などへの補助金及び負担金、障害者総合支援法などに基づく各種扶助費、国民健康保険特別会計への繰出金など、経常的かつ義務的経費が主なものです。

104 ページから 106 を御覧ください。節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費は、職員 8 名分の人件費を支出しました。

節 12 委託料は、地域活動支援センター事業委託料 370 万円など合計 481 万 7,735 円を支出しました。

106 ページを御覧ください。節 18 負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金 2,225 万円のほか、民生委員協議会、シルバー人材センターなど、地域福祉活動などを行う法人及び団体などへの補助金や負担金、高齢者等移動支援助成金、合計 3,499 万 7,579 円を支出しました。高齢者等移動支援事業につきましては、申請者 396 人に対し利用券を交付し、助成実績は 658 万 8,500 円となりました。

108 ページから 110 ページの節 19 扶助費は、国の障害者総合支援法に基づく障害者介護給付・訓練等給付費扶助費 1 億 5,398 万 729 円、障害児通所事業扶助費 3,052 万 5,749 円など各種障害者支援に係る扶助費など合計 2 億 93 万 4,939 円を支出しました。

節 22 償還金利子及び割引料は、障害者自立支援の各事業の国県負担金の令和 2 年度分精算に伴う返還金を支出しました。

節 27 繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金を支出しました。

次に、目 2 老人福祉費は 2 億 172 万 995 円を支出しました。

高齢者への福祉サービスの推進及びいきがい活動などに関する経費で、高齢者への適切なサービスの調整、高齢者生活福祉センター指定管理料、老人クラブ活動などへの各種補助金、特別養護老人ホーム福寿荘の改修事業に対する補助金、老人ホーム入所措置費、敬老祝金及び介護保険特別会計繰出金などが主なものです。

節7 報償費の敬老祝金は、令和3年度から一人当たり支給額を6,000円に変更し、支給要件に該当する80歳以上の高齢者637人に対し、総額382万2,000円を支出しました。

112ページを御覧ください。

節12 委託料は、高齢者生活福祉センター指定管理料など896万6,500円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金は、地区老人クラブ補助金99万6,000円、介護予防拠点活動補助金70万8,000円などのほか、特別養護老人ホーム福寿荘の改修事業に対する支援として、プライバシー保護のための改修、看取り環境の整備及び家族面会室の整備に対し、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,434万円、及び空調工事、照明工事、断熱工事に対し、湯前町介護基盤緊急整備特別対策事業として、地域福祉基金を活用した補助金2,260万円を支出しました。

節19 扶助費の老人福祉施設入所措置費は、養護老人ホーム2施設、11名分の入所措置費で2,064万4,127円を支出しました。

114ページを御覧ください。

節27 繰出金は、介護保険特別会計繰出金1億2,609万7,980円を支出しました。

目3 社会福祉施設費は、老人憩の家の雨漏り修理などの修繕費を支出しました。

○税務町民課長（北崎真介君） 目4 国民年金費については、48万4,881円を支出しました。国民年金への加入、免除、各種申請等の窓口業務及び国民年金制度の広報・啓発等にかかる経費になります。

節12 委託料に、税制改正に伴う令和3年度対応分の国民年金機構への提供データ修正等及び年金生活者支援給付金システム改修に加えて適用関係届書作成仕様書等の変更に伴う国民年金システム改修費として、年金システム改修委託料41万5,800円を支出しました。

本町における令和3年度末の国民年金加入者は392人となっており、加入率は31.61パーセントになっています。これは対象年齢を20歳以上60歳以下の人口1,240人に対する割合となっています。

目5 後期高齢者医療費については、9,477万8,146円を支出しました。

節12 委託料に、熊本県後期高齢者医療広域連合の受託事業として、後期高齢者医療対象者に対する、健康診査委託料、234名分、196万5,621円支出しました。後期高齢者の健診受診率は、24.4パーセントになりました。

なお、入院者等（81名）を除きますと、受診率は26.7パーセントになります。

節18負担金補助及び交付金については、広域連合一般会計事務費負担金として106万6,000円、広域連合特別会計事務費負担金として279万円、療養給付費負担金として、町の負担割合12分の1相当額の、6,478万8,605円を支出しました。この、療養給付費負担金の確定は、例年、翌年の10月頃となり、その際、過不足が生じた際には、返還、若しくは、追加負担となります。

節27繰出金については、後期高齢者医療保険会計事務費分として53万7,000円、基盤安定繰出金として2,297万698円を後期特別会計へ繰出しました。13万2,392円、0.6パーセントの微減となりました。

世帯の所得状況に応じた保険料軽減の段階的見直しが令和2年度において終了し、令和3年度から本則通りとなりましたが、見直しの段階が小さかったことが影響していると思っております。

○保健福祉課長（高木堅介君） 116ページを御覧ください。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、8,953万1,610円を支出しました。主な支出の内容は、地域子育て支援拠点事業委託料、放課後児童健全育成事業補助金や病児保育事業補助金など、子育て支援、児童の健全育成を図るための環境づくりに要する経費でございます。

節7報償費の出生祝金は、出生児一人につき15万円、18世帯に対し270万円を交付しました。

節12委託料は、地域子育て支援拠点事業委託料1,175万8,000円、一時預かり事業委託料753万1,300円などを支出しました。

116ページから118ページにかけて、節18負担金補助及び交付金は、放課後児童健全育成事業費補助金、2,841万9,000円、学童クラブに対する補助金でございます。病児保育事業補助金806万3,000円、放課後児童クラブ支援事業補助金693万3,000円のほか、各種保育事業や従事する職員の処遇改善に対する支援補助金など、総額6,438万7,840円支出しました。

令和3年度の新規事業では、コロナ克服・新時代開拓のための国の経済対策事業として保育士や学童クラブ支援員の賃金改善を図るため、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金89万1,325円、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金23万1,000円を支出しました。令和4年2月、3月分の支出になります。

なお、補助対象事業者、社会福祉法人慈光明徳会で実施された令和2年度分の放課後児童健全育成事業、放課後児童支援員等処遇改善等事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び延長保育事業に対する補助金、合計785万5,000円を過年度分として支出しました。

次に、目2児童措置費は、1億9,642万2,440円を支出しました。こども園・保育園の運営補助金及び児童手当などが主なものです。

節18負担金補助及び交付金は、慈光こども園、湯前保育園の運営費補助金、本町の乳幼児が町外保育所へ入所している広域入所運営負担金など合計1億5,196万2,440円を支出しました。

120ページの節19扶助費は、子育て支援のための児童手当4,446万円を支出しました。

目3母子福祉費は、35万7,229円を支出しました。

節19扶助費のひとり親家庭等医療助成金は、33万4,129円を支出しました。

目4及び目5は、新型コロナウイルス流行に伴う国の経済対策の一環で、子育て家庭への生活支援対策として二つの給付金給付事業を実施しました。

目4子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業費は、0歳から18歳までの子どもを養育する、ひとり親世帯以外の住民税非課税世帯へ、子ども一人当たり5万円の給付金175万円など、249万3,374円を支出しました。給付対象は16世帯、子ども35人です。

次に、122ページにかけて、目5子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は、0歳から18歳までの子どもを養育する世帯に対し、子ども一人当たり10万円の給付金4,930万円など、5,065万129円を支出しました。給付対象は、237世帯、子ども493人です。

項3災害救助費、目1災害救助費は、節22償還金利子および割引料で令和2年度災害救助費負担金返還金27万3,900円を支出しました。

以上で、款3民生費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款3民生費の質疑を行います。

○3番（遠坂道太君） 118ページの児童措置費の負担金補助及び交付金の広域入所運営費負担金の967万6,550円につきまして伺います。2年度分につきましては、1,083万5,990円となっておりますが、何名の方が、どこの町村に入所されているのか伺います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 本町の広域入所利用につきましては、7人になりまして、多良木町の2つの保育園、あさぎり町が1つの保育園、人吉市が1つのこども園でございます。

○3番（遠坂道太君） 年々出生率も子どもの数も減っているような状況でしょうかね、そのへんお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保育所の入所につきましては、令和2年度が町内と広域合わせたところで149人から、令和3年度末が141人ということで、少しずつ減っている状況でございます。

○3番（遠坂道太君） 親御さんにすれば、やはり仕事の関係上もありますので、そのへんで活用されていると思いますけれども、できればやはり町内の園を御利用いただけ

るような方向で、お願いしたいと考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 108ページの高齢者等移動支援助成金について伺います。令和3年度が658万円ということで、ここ数年は大体600万円から700万円で推移をしているところです。くま川鉄道沿線で見ましたときに、本町だけが乗合タクシーではなくて、タクシー助成券ということで、一般財源からの支出の割合というのは、ほかの町村に比べれば高いほうだと認識しております。一般質問において、本当に困っておられる町民の方へ、タクシー利用券を追加で支給する考えがないかと提言したところ、答弁としては、可能であれば見直しも行っていきたいということでした。そこでお尋ねしますが、本当に困っている方の調査というのはされたのでしょうか、それともまだこれは継続課題でしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 6月の補正におきまして、公共交通のお困りの方々のアンケート調査を実施する予算を措置していただいております。9月の区長会におきまして、区長様への依頼もお願いしつつ、住民の方へアンケート調査の御協力をお願いして、その実態の把握を行いたいと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） 110ページの敬老祝金382万円についてお尋ねします。これは令和3年度に1万円から6,000円に下げられた経緯があります。この減額以降、支給対象者からの意見というのは、何か把握されていますでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 令和3年度から1万円を6,000円にということで、そこも地区担当職員が対象の方に配布をしております。今年度もほとんどが配布に回っているところでございます。1万円から6,000円になったの意見というところは、苦情といえますか、そういうことは聞いておりません。

○4番（椎葉弘樹君） 私が確認した、まだ若干数なんですけども、中には元に戻してほしいという御意見や、年齢ごとで支給額を見直してもらえないだろうかという声があります。ただし高齢者の方の中のどれくらいの割合の方が、そう思っておられるのか、そこは私も分からないところです。本事業は敬老祝金というのは、15年目を迎えておりますので、そろそろ敬老祝金そのものの検証等も必要ではないかと思っております。毎年度80歳以上の方へ一定額を支給するという今のやり方、このあたりの事業評価というのが必要ではないでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 3年度から6,000円に変更した際にも、議員からの話があったように、区切りの年にですとか、所属課で一応シミュレーションをしたりはしております。議員おっしゃられたとおり、このことにつきましては、今後いろんなことを含めまして、検討していきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 108ページの、ゆのまえちょこっとボランティア「ささえあい」運営補助金について、お伺いさせていただきます。運営補助金として2万円というのがどれくらい使われているのか分かりませんが、実際の利用とかそのへんは何件くらいありますでしょうか、金額のほうも、ちょこっとですのでお伺いします。

○保健福祉課長（高木堅介君） ちょこっとボランティアにつきましては、令和2年度に設立ということでございます。利用会員登録が50名、協力会員が31名ということになってございます。令和3年度中の利用状況ですが、件数でいきますとトータルで550件、利用者実人数で150人、協力会員の実人数が103人という状況でございます。

○8番（金子光喜君） 利用者の方も年々増えてきている流れがあるのであれば、もう少し、いわゆるマッチングであるとか、周知活動であるとか、そこにも力を入れていく必要があるのかなと思います。せっかくボランティアの方がされるのであれば、いわゆるボランティアをされるときのユニフォームとか、そのへんも手当してやれば、割と認知されやすくなるのかなと思いますので、そのへんも御検討いただければと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） ちょこっとボランティアでは役員会等もございまして、町が直接そこに、担当職員が入ってございますけど、この運営補助金と、あと社協の共同募金の配分金等も財源の一部になっていきますので、そのあたりで検討するように話をしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 116ページの出生祝金270万円について、お尋ねします。これは町長就任当時から、肝いりの事業として取り組まれている事業でして、本年度18件ということで、去年よりは多い実績ができたところでは。そこで令和元年から令和3年度において、この支給された世帯、この世帯がしっかりと定住できているかについて、お尋ねします。

○保健福祉課長（高木堅介君） 今のところは、支給要件が5年以上居住することというのでもございまして、対象の方皆さんそのまま町内に残っておられます。実績を見ますと元年度から2年度にもらわれた方が、第2子、第3子で受けられた方もございます。

○4番（椎葉弘樹君） 昨年も質疑したんですが、課題は中学、高校と上がっていくときに、転出される方もおられるということで、昨年提案したのが、段階的なお祝いも兼ねて、支給が、15万円を分けてできないかということで、町長の答弁としては今後の検討課題だということで確認しているところです。この検討状況についてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 保健福祉課としまして、出生祝金で一つのところで、そのあとの節目、節目というところは検討しておりません。

○4番（椎葉弘樹君） この本祝金の目的の中に、子育て世帯の増加、人口減少対策と

ということが含まれておりまして、総合戦略に関連する部分があります。ということは、この方々が生まれてから、学生、そして就職するにあたっての持続的な支援というのが必要ではないかということで、前回提案をさせていただいたところです。町長に最後にお尋ねしますが、まずこの本事業の、これまで3年間を振り返ったときに、成果と申しますか、検証と、今後出生時だけお祝いをすればいいのか、あるいは段階的に切れ目のない支援というのをやっていくのか、そのあたりの検討というのはどのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） この出生祝金を制度化させていただきました目的はですね、今目的の部分は確かにそうでございますし、要は政策誘導という大きなものではなくて、地域社会が、そういうふうにしてお子さまがお生まれになったのでお祝いしたいというその気持ちを表したかったわけでございます。決して、それによって15万円を目当てにお子さまを産むとか、生活をされるとか、私はないと思っておりますので、そこは私はお祝い気持ちというのをまず、その条例の目的はそれでありまして、私としてはまずそれと思っております。加えまして、去年のお話を今されているわけですが、ほかの町村も見てくれというふうな指示もしておりますが、まだそこまで行っていないというところでございます。今3年が過ぎたわけでございますけれども、今のところコロナ禍でございますもんですから、始めた頃は役場に来ていただきましてお祝いをしていたんですが、今各家庭のほうに参りまして、お祝いを今差し上げているところでございます。その中でやはり一番喜んでいただけるのは、一生懸命子育てをして、頑張っていたくという言葉が発していただいているということでございまして、私としては、この制度につきましては、始めてまだ3年でございますので、私としては今相対でお話させていただいて非常に喜んでいただいている。いろんなことに使いたい、もしくはこの子のために積み立てたいとか、そういう言葉も頂いておりますので、もう少しここは制度のほうの広がりといいますか、そこらへんが一番目的と私思っておりますし、それからさっき課長が答弁したんですけれども、本町におきましては、第2、第3、今回は4人目の方が、たぶんお二方いらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、多子世帯が非常に増えてきているという部分も、私としては回ってみてそこらへんも感じたところでございますので、今答弁しているように私としては制度はこのまま、もう少しちょっと制度を利用させていただければというふうには思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） 目的に総合戦略に沿った部分を書いてあって、子育て世帯の増加と湯前町の人口減少対策の一助にするということで、町長の言うところも確かに分かります。お祝いの部分ですね、ただ本町は総合戦略にも取り組んでおりますので、それを踏まえたところでの事業の検証というのも当然必要になってくるかと思っております。そのあたりの検証をやられるかどうかといったところの確認なんですけど、これはや

はりいったん節目、節目で検証しながらもうちょっと進めていきたいとか、そういったところをお示しされればいいかと思うんですが、やりっぱなしで何もせずに行くというのは、あまりよろしくないのかなと思います。このあたりはやはり検証していく必要があるんじゃないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 失礼いたしました。総合戦略の中の計画の中に入っているということも申し上げなければいけませんでしたが、ちょっと私が答弁不足でございました。当然でございまして、検証させながら、ただ先ほど言いましたように、目標が例えば20人にしていて、それを目当てに子どもを産むとか、育てるとかというのは、私はないんじゃないか、その中で生まれた子どもをお祝いして、その中の生活費なんなりで充てていただく、そういう意味もあるんだということを、ちょっと私が先ほど申し上げたところでございました。検証はさせていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款3 民生費の質疑を終わります。

款4 衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） それでは、款4 衛生費を御説明申し上げます。

121 ページからとなります。

衛生費は、1億7,551万7,303円を支出しました。

歳出全体に占める構成比は、4.4パーセント、令和2年度と比較して、340万3,430円の減となりました。

以下、目ごとに御説明いたします。

項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は5,041万7,661円を支出しました。主な支出の内容は、担当職員1名分の人件費、各種健康診査及び歯科検診の医師報酬、保健センターの維持管理費、公立多良木病院企業団負担金及び子ども医療費助成金などです。

124 ページを御覧ください。

節10 需用費は、各種歯科保健事業用消耗品や新型コロナウイルス感染防止対策にかかる消耗品などのほか、保健センターの光熱水費など243万3,049円を支出しました。

節12 委託料は、妊婦健康診査委託料180万8,720円のほか、保健センターの維持管理にかかる委託料など307万6,297円を支出しました。

126 ページを御覧ください。

節18 負担金補助及び交付金は、公立多良木病院企業団負担金1,906万1,000円など、合計2,005万4,360円を支出しました。

節19 扶助費は、子ども医療費助成金1,250万161円など、合計1,232万681円を支出しました。

128 ページを御覧ください。

目 2 予防費は、各種検診や予防接種など、予防対策に係る経費として、3,148 万 20 円を支出しました。

節 12 委託料は、健診機関による総合健診委託料 1,112 万 989 円各種予防接種委託料 970 万 2,261 円のほか、改善センターで実施した集団健診の際の基本健診や各種がん検診等委託料など、合計 3,070 万 7,651 円を支出しました。

なお、各健診項目ごとの受診状況につきましては、決算書付属書類の主要な施策の成果 240 ページ、241 ページに記載しております。

130 ページを御覧ください。

節 18 負担金補助及び交付金は、インフルエンザワクチン接種補助金及び、おたふくかぜワクチン予防接種補助金を合計 31 万 8,750 円支出しました。

目 3 環境衛生費については、760 万 6,168 円を支出しました。本町の環境の保全及び衛生管理などに要する経費です。

節 10 需用費は、家屋消毒用の薬剤代など 27 万 1,668 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合負担金（斎場分）416 万 2,000 円、合併処理浄化槽設置補助金 310 万 9,000 円など、合計 728 万 1,000 円を支出しました。

なお、令和 3 年度の合併処理浄化槽設置補助金は、5 人槽 5 基分の実績です。

目 4 新型コロナワクチン接種事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる経費として 2,853 万 5,030 円を支出しました。

節 1 報酬は、会計年度任用職員 3 名分の報酬など 453 万 2,137 円を支出しました。

節 3 職員手当等は、会計年度任用職員期末手当及び職員の時間外勤務手当を 250 万 3,242 円支出しました。

132 ページにかけて、節 7 報償費は、集団接種の際の、町内医院の医師及び看護師の報償費等、合計 386 万 7,180 円を支出しました。

節 12 委託料は、集団接種の際の公立多良木病院企業団の医師及び看護師派遣に伴う委託料及び医療機関における個別接種委託料 688 万 4,821 円、集団接種会場の運営スタッフにかかるワクチン接種運営業務委託料 313 万 3,152 円など、合計 1,255 万 2,223 円を支出しました。

節 17 備品購入費は、停電時のワクチン保管用超低温冷凍庫の電源確保のための非常用モバイル蓄電システム購入費 136 万 1,800 円を支出しました。

次に、項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費は、4,295 万 6,424 円を支出しました。

節 12 委託料は、町内のごみ収集所の収集運搬、町リサイクルステーションの清掃管理及びリサイクルステーションの資源ごみの運搬等の業務委託料として、689 万 7,000 円を

支出しました。

134 ページにかけて、節 18 負担金補助及び交付金では、人吉球磨クリーンプラザ等の管理運営に係る負担金 3,600 万 6,000 円を支出しました。

また、家庭ごみの減量推進のため、生ごみ処理容器 7 基分と分解処理器 2 台分の補助金として 5 万 3,424 円を支出しました。

目 2 し尿処理費は、家庭から収集されるし尿の最終処理施設である汚泥再処理センターの維持管理などに係る負担金 1,452 万 2,000 円を支出しました。

以上で、款 4 衛生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時 0 1 分

再開 午後 3 時 1 3 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 午前中の補正予算のところ御質問がありました総合検診のことについて、簡単に補足説明を申し上げます。令和 3 年度ですが、まず町で実施する集団検診、総合検診以外に、職場ですとか、かかりつけの医院とかで受けられる方が約 60 パーセントございます。それ以外で、町の総合検診の受診率が約 25 パーセントでございます。令和 4 年度の見込みで出しましたところ、約 27 パーセントになるということで、人数が 30 名ほど増額になるかなということで補正予算を組んだところでございます。補正の内訳につきましては、総合検診の受診機関が 3 機関ございまして、単価が一番高くなっている日赤のところ積み上げをしておりますので、300 万円を超えている補正額というのは、若干多めの補正額となっているところでございます
以上です。

○議長（倉本 豊君） ただ今、款 4 衛生費の説明が終わったところです。これから質疑を行います。

○3 番（遠坂道太君） 132 ページの清掃費の、塵芥処理費ですけども、負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金で、ごみ処理で 3,600 万 6,000 円について伺います。元年から実績を見ますと、3 年前ですね、年々ごみの処理は増えているような状況です。その中でも燃えるごみが極端に増えているところでございますが、その中で家庭ごみが一つの問題ではなかろうかと、私は考えているところでございますが、町として、生ごみを減らすために、生ごみ処理器につきまして取り組んでおられる、3 年度においては 7 基のコンポスト、分解処理器については 2 台が出ているということでございますけれども、この生ごみに対する町民の方への周知の徹底がうまくいっていないのではな

いかというふうに私は懸念しているところがございます。今後、生ごみを減少させるための施策等を考えておられるのか、それにつきましてお尋ねいたします。

○保健福祉課長（高木堅介君） ごみについては、負担金が構成10市町村の総額から、ごみの重さによって大体決まってきます。以前の質問でもありましたが、ごみは重さでカウントしますので、毎月のように、ごみ情報というのを広報、旬報でも出しております。その中でずっと力を入れているのが、3切る運動をしましょうということで、食材を使い切る、食材を残さず食べ切る、もし残ったら十分に水を切るという3切る運動ですね、そこで重量を減らすということを、周知はしてございます。今後も3切る運動のPRと、先ほど言いました生ごみ処理器、分解処理器の購入補助がございますので、こちらも引き続き住民の方に周知をしていきたいと考えております。

○3番（遠坂道太君） 執行部のほうは、そういうふうに努力をされておられると思います。何十年か前はコンポストが流行って、家庭菜園での利活用が結構多かったと思いますが、現在そういうことに取り組んでいかれる方がだいぶ少なくなってきているというふうに私は思っているわけがございます。だからこそ今後、水切りの状態をうまくしていくことこそ重量を減らしますので、やはり分解処理器の普及を図っていくということを今後取り組んでいかれるという方向がどうだろうかと思いますが、そのへんにつきましてどう思われますか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 先ほども申しましたように、補助金がございますので、そこを利用してもらうことに力を入れていきたいと思っております。そう申しましても分解処理器は、コンポストの数千円に對しまして、数万単位になりますので、そこは難しいと思っておりますが、器種もさまざまな種類がございますので、住民の方にもいろいろ見ていただいて、ぜひそちらの購入補助の利用を推進したいと考えます。

○3番（遠坂道太君） 一応課長の考え方は分かりましたけれども、隣町の多良木町、そしてあさぎり町あたりは、自家の堆肥センターを持ちながら、特にあさぎりの場合は第三セクターで、福岡の業者が入って取り組んでいうという状態でございますけれども、湯前町としてはこういう方向性は考えておられないとは思いますが、町長として、生ごみに対する考え方、減らす方向づけの考え方として、どのように考えておられるか、それについてお尋ねいたします。

○町長（長谷和人君） 今課長が答弁しましたように、広報湯前のごみ情報のコーナーとか、旬報、それから併せまして町内放送、電子掲示板等でも、ごみの減量化あたりの周知をやりたいというふうに思っております。やはり町民の皆さま方の意識づけといたしますか、当然今遠坂議員がおっしゃっているような、生ごみ処理器等のハード整備の部分も必要かと思っておりますけれども、もう少し町民の皆さまに御協力を頂きながら、ごみの減量化を図っていかねばならないというふうに思っております。それから今、多良

木とあさぎりでございましたか、堆肥センターというお話もございましたけれども、なかなかこの部分については厳しい部分、運営等もございますので、そこらへんについては考えていないところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長の考え方、伺いました。一応今後、そういうふうな取組の方向で頑張っていかれることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 128ページの予防接種委託料について、お尋ねします。ここは令和3年度から複数あった予防接種項目があると思うんですが、例えば子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン等々、10種類ほどあったと思いますが、それを一つにまとめて予防接種委託料として計上されております。この予防接種委託料が、当初予算では1,268万円で、3月の補正で89万円減額をされておりますので、差額は1,179万4,000円になるのかなと思ったんですが、この決算書を見ると970万円だったので、この相違が、今分からなければ、後ほどでも結構ですので御確認いただけないでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） 申し訳ございません。ただ今そこまでの詳しい資料は持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○4番（椎葉弘樹君） これと併せて244ページのほうにも、主な事業費明細の予防接種のところは、1,016万円ということで上げてありますので、これも併せて確認をお願いできればと思います。あと今後、この予防接種委託料が一つにまとまったことで、それぞれの予防接種項目の実績がちよっと見えなくなったなという思いがあります。今後、令和4年度以降でよろしいので、この個別の予防接種の実績等も報告いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長（高木堅介君） この予防接種委託料につきましては、事務の簡略化、委託料支払の際の、一つ一つの項目をバラバラにしていたものを、まとめてさせていただきました。実績につきましては、きちんと集計しまして、お示ししたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款4衛生費の質疑を終わります。

ここでお諮りします。議案調査及び委員会調査のため、明日9月13日から9月14日までの2日間を、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月13日から9月14日までの2日間を休会とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま、認定第1号、令和3年度湯前町一般会計決算の認定についての審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませ

んか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9月15日午前10時に開きます。

議事は、決算認定等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時25分

第 4 号

9 月 1 5 日 (木)

令和4年第7回湯前町議会定例会

[第4号]

令和4年9月15日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 認定第 1号 令和3年度湯前町一般会計決算の認定について

2. 応招議員

1番	吉田	精二	2番	西	靖邦
3番	遠坂	道太	4番	椎葉	弘樹
5番	森山	宏	6番	黒木	龍次
7番	味岡	恭	8番	金子	光喜
9番	山下	力	10番	倉本	豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池昌信 議会事務局係長 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	人	総	務	課	西	村	洋	一
税	務	課	北	崎	介	教	育	課	浅	田	誠	徹
保	健	課	高	木	介	建	設	水	中	園	一	二
企	画	課	本	山	り	農	林	振	稻	森		彦
会	計	者	高	橋	か	興	課	兼				
					誠	農	業	委				
						員	會	事				
						務	局	長				

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第7回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和3年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、認定第1号、「令和3年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月12日の議事を続けます。

ただいま、歳出、款4衛生費の質疑が終了したところです。

款5農林水産業費の説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） おはようございます。款5農林水産業費につきまして御説明いたします。133ページから148ページまでとなります。

予算現額4億1,654万6,000円に対し3億3,394万4,778円を支出しております。歳出合計に占める割合は8.3パーセント、執行率は80.2パーセントとなります。

項1農業費では、2億7,403万4,993円を支出し、3,966万円を繰越明許費とし、3,694万5,000円を事故繰越しとしています。

項・目ごとに説明いたします。

項1農業費、目1農業委員会費につきましては2,392万6,212円を支出しました。農業委員8名、農地利用最適化推進委員7名の報酬、費用弁償、会計年度任用職員の報酬、事務局職員の給料等の人件費が主なものです。

節1報酬で、最適化推進活動実績に応じた報酬については、活動実績に応じて交付される国からの最適化交付金を財源として453万3,622円を委員ごとの活動実績に応じ交付しました。

次のページになります。

節12委託料は、農地地図システム保守点検委託料など85万8,000円を支出し、節13使用料及び賃借料は、農政業務支援システムリース料など144万4,632円を支出しました。

節17備品購入費は、農地パトロール、農地利用調査等におけるタブレット購入で、全国農業会議所が一括して全国の農業委員会にタブレットを配布するものですが、手配に時間を要するため、年度内完了が困難なため16万円を4年度へ繰越しました。

節18負担金補助及び交付金は、球磨郡市農業委員会協議会等負担金として、9万1,100円を支出しました。

次に、目2農業総務費につきましては4,669万5,443円を支出しました。

会計年度任用職員報酬、農林振興課職員の人件費が主なものです。

次のページになります。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては 142 万 5,204 円を支出しました。

県野菜振興協会、くま農業活性化協議会、熊本県花き協会に負担金を支出しました。湯前町農業再生協議会では、経営所得安定対策推進事務の他、新規就農者等の就農状況確認・相談会や辻地区の農地集積加速化事業で営農改善組合設立、農地集積の取り組み等を行い、協議会の実績により 117 万 7,500 を支出しました。

また、新嘗祭献穀事業負担金は、令和 3 年度は球磨管内が担当地区とされ、錦町において管内の市町村、JA からの負担金により開催され、事業実績により 11 万 2,704 円を支出しました。

次に、目 3 農業振興費につきましては 1 億 1,200 万 2,969 円を支出しました。

節 1 報酬は、農業振興検討委員会の委員報酬 21 万 2,600 円を支出しました。この検討委員会は、令和 2 年 7 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策等の影響もあり令和元年度から検討会を重ね、令和 3 年度末をもって、湯前町農業振興プランに係る意見書として答申が行われました。

節 12 委託料 20 万円と次のページになりますが、節 15 原材料費 4 万 6,160 円は、農家 4 戸、約 1 ヘクタールにおいて水稻の新品種「ぴかまる」の試験栽培に取り組みました。

節 17 備品購入費は、新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金事業を活用し、農業経営継続支援対策として、田植機、ウングハロー購入に 399 万 8,559 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては 1 億 161 万 2,529 円を支出しました。

主なものとして、農業用廃プラスチック類処理対策補助金は、園芸用等の廃プラスチック 23.7 トンの処理費の 3 分の 1、51 万 9,941 円を補助しました。

中山間地域等直接支払交付金につきましては、26 集落、383 ヘクタール分、国、県、町、合わせまして 3,134 万 8,632 円を補助しました。

鳥獣被害防止対策協議会補助金は、農作物被害調査等の報酬、費用弁償、防護柵補修用資材購入等に 42 万 6,184 円を実績に応じ補助しました。

環境保全型農業直接支払交付金は、環境保全効果の高い農業生産活動に取り組む販売農家 4 組織 21 戸、46 ヘクタール分、国、県、町、合わせまして 529 万 8,000 円を補助しました。

農業次世代人材投資事業補助金は、就農直後の経営確立を支援する国からの補助金で、夫婦で就農された方が 225 万円、令和 2 年度に新規就農された方 1 名に 75 万円、合計 300 万円を補助しました。

多面的機能支払交付金は、農業用施設管理を行う農地維持支払、農村環境の向上活動、また、農業用施の長寿化活動に、国、県、町、合わせまして 2,998 万 5,056 円を補助し

ました。

町の単独補助事業である、農業機械・施設等導入補助金は、ロールベアラ、トラクター、コンバイン等、計8名の方に1,486万5,000円を補助しました。

農業後継者等支援補助金は町単独補助として後継者の6名の方に672万円を補助しました。

湯前版中山間地域直接支払補助金は5集落に対し326万826円を補助しました。

農耕車資格取得補助事業は、町の単独補助事業で3件の農家に4万5,890円を補助しました。

有害鳥獣捕獲補助金は、シカ387頭、イノシシ165頭、さる6頭、カラス38羽、アナグマ67頭の捕獲に対し576万円を補助しました。

熊本県農業制度資金利子等補給助成金は、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の利用に伴う利子補給と保証料を助成するもので15万1,000円を助成しました。

節20貸付金500万円は、球磨地域農業協同組合へ預託金として支出しました。利用状況は、新規の利用はありませんでした。

農業振興費の繰越明許は、2,224万997円を支出しました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、農業経営を継続支援するための機械管理倉庫を整備する事業として、節12委託料で工事監理委託料31万9,000円、次のページの節14工事請負費で1,567万5,097円を支出しました。また、節17備品購入費では、自走式草刈り機、ラジコン式草刈り機、アーム式草刈り機等の購入に607万900円を支出しました。なお、不用額101万9,100円は入札残になります。

節18負担金補助及び交付金の農業・食品産業強化対策事業補助金は、JAくまのお茶工場改修事業にあたり17万6,000円を補助しました。

次に、目4畜産業費につきましては1,263万9,399円を支出しました。

節7報償費は、子牛品評会等の賞品代としまして21万7,700円を支出しました。

節14工事請負費は、アグリセンター：旧畜産センターの一部を農業公社事務所とするための改修と屋根の改修を行い682万円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金につきましては547万9,059円を支出しました。

主なものは、酪農ヘルパー制度補助金69万2,450円は、酪農組合4分の1、町4分の1の負担割合で5戸の酪農家が利用されました。

畜産奨励補助金は321万7,000円を支出しました。内訳として、繁殖素牛の購入補助に7頭分68万円、乳用素牛の購入補助に3頭分に54万円、肥育素牛購入補助に26頭分188万1,000円、また連合品評会等の出陳補助金に11万6,000円を補助しました。

地域未来投資促進事業補助金は、球磨酪農協同組合が新たにドリンクヨーグルト製造施設整備するにあたり151万6,000円を補助しました。

次に、目5農地費につきましては1,454万7,654円を支出しました。

次のページをお願いします。

節10需用費の修繕料は、農地、農道、用排水路の修繕に196万485円を支出しました。

節12委託料は、深田2地区排水路改修工事測量設計業務委託料は、改修事業に係る350メートル分の測量設計として682万円を支出しました。

また、明許繰越費の350万円は、潮ため池ハザードマップ作成業務委託になり、新型コロナウイルス感染症対策により、ワークショップ等が開催できずに年度内完了が困難なため4年度へ繰越しました。

節14工事請負費は、深田2地区排水路改修工事になり、入札の不調・不落により年度内完了が困難なため3,600万円を4年度へ繰越しました。

節15原材料費は、農地の排水柵、用水調節器、水路への転落防止のための安全施設設置資材等の支給に38万3,900円を支出しました。

節18負担金補助及び交付金は490万7,500円を支出しました。

県土地改良事業団体連合会特別賦課金41万円と県営農村地域防災減災事業負担金は、菘谷ため池整備事業に伴う負担金として448万8,000円を支出しました。

農地費の繰越明許は、3,938万8,197円を支出しました。

植木地区用水路改修工事として2,358万8,197円を支出し、植木2地区用水路改修工事380万円と深田地区排水路改修工事1,200万円は、それぞれ前払金として支出し、資材の入手困難なため3,694万5,000円を4年度へ繰越としました。

以上です。

○教育課長（浅田 徹君） 目6農村環境改善センター管理費になります。

農村環境改善センター管理費につきましては、259万4,122円を支出しております。令和2年度と比較し、1億1,805万円余りの減となっております。

支出額につきましては改善センターの光熱水費、修繕料等の維持管理の経常的経費が主なものとなりますが、令和2年度に農村環境改善センター改修事業1億1,728万円余りの事業を実施しており、令和2年度と比較し、大幅な減となりました。

目6農村環境改善センター管理費の説明は以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 145ページから146ページにかけての目7干害対策費につきましては、支出はありませんでした。

次に、項2林業費、目1林業振興費につきましては425万708円を支出しました。

節12委託料は、森林環境譲与税を財源に、森林経営管理法に基づく森林経営意向調査委託料99万1,100円を支出し、民有林内路網補修業務委託料は作業道4路線の路面洗堀等の補修に79万9,700円を支出し、鳥獣防護柵補修業務委託料は防護柵全体の被災の調査と525メートルの補修に106万180円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、各種協議会負担金の他、球磨スギ・ヒノキ需要進事業補助金は、5 棟分 120 万円を支出しました。

節 24 積立金は、令和 3 年度の森林環境譲与税は 605 万 7,000 円が交付され、公有管理費で林道台帳及び森林分析、先ほど説明した節 12 委託料の森林経営意向調査等に全額支出しており、基金利子のみの 98 円を積み立てました。

林業振興費の繰越明許は 5,565 万 9,077 円を支出しました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、住宅着工戸数等の減少により影響を受けている工務店等の事業継続や停滞している木材を地元で活用するため、庁舎内等の公共施設の木質化を図ることで支援するとしたもので、節 12 委託料で、工事監理委託料に 28 万 6,000 円、節 14 工事請負費で 1,787 万 3,077 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、林業事業者が実施した丸太の熱処理施設 2 基の整備に対し国庫補助金 3,750 万円を支出しました。

以上で、款 5 農林水産業費の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（倉本 豊君） これから、款 5 農林水産業費の質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） 134 ページですけれども、節 1 報酬、最適化推進活動実績に応じた報酬 453 万 3,622 円ですが、これは最高、最低の報酬はどのようになっているんですかね、それとまた、その報酬に見合った実績の内容とは、どのような内容になっているんですか。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） この事業につきましては、農地最適化推進委員、農業委員の必須業務となっております。ここでいいますと活動実績に応じた交付金ということで、対象となる、してもらわなければいけない活動としまして、人・農地プランに関わる活動ということで、令和 3 年度におきましては、実質化された人・農地プラン作成のために、各地区に出向いて行って話し合いを行っております。その中で農業委員さん等におきましては進行役とか、コーディネーター役になっていただいております。これにつきましては、延べ 85 日となっております。担い手への農地集積、集約の推進活動ということで、これにつきましては、農地の貸し借りにつきまして、契約が終了するところにつきましては、再設定の促進を行っていただいております。また新たな担い手への農地斡旋というふうなことも実施していただいております。遊休農地の発生防止、解消活動ということで、農地パトロールの実施と、あと農地パトロールにおきまして、遊休農地の利用のその後の意向調査につきましては、実際に土地の所有者の所に出向いて行って調査を行っていただく場合もございました。あと非農地判定ということで、調査等も行っていただいております。それと成果に応じた交付金ということで、これは担い手の集積、集約化ということになっております。農地の貸し借りの期限が消える、約 40 ヘクタールでございましたけれども、これについては利用権の再設定等ができたこと、

これは活動の成果ということになります。こういうふうなことで、この実績に応じて、これにつきましては、国のほうに、こういう活動をしました日数を報告申し上げまして、それに応じた交付金ということで、今回の報酬額というふうになっているところがございます。

○2番（西 靖邦君） 実績に見合った報酬と思うんですけども、その中で各一人一人報酬額が違うと思うんですけども、最高の方は、どのくらいの報酬か、最低の方は、どのくらいの報酬か、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） 最高の方が39万2,914円、最低の方が21万1,569円というふうになっております。これにつきましては、先ほど申しました人・農地プランの話し合いにつきまして、数回出て来られている方もおられますし、1回だけという方もおられます。あと再設定関係につきましても担当地区を分けておりますので、その地区内での、その件数に応じた活動ということになっております。こういう差が出てくるのかなと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 西議員の関連になりますけれども、今担当課長から説明を頂きまして、現在、町内の各集落におきましては、集落戦略等に取り組んでおられるというふうには思っております。これは本年度内に町長に提出するということになっております。そこでですね、集落戦略は皆さん御存知のとおり、事前に準備した農地一筆ごとが分かる地図を活用し、荒廃農地や、その隣の農地を選定、また、将来受け手が決まっていな農地を特定するということでございます。そういったことを踏まえたかたちで、今年是这样いふうな結果になっておりますが、今後12月から予算編成になってきます。その中でいろいろと取り組んでいかれると思いますけれども、人・農地プランを活用して、農業後継者、担い手に対する施策等は考えていかれると思います。今後どのような施策等に取り組んでいかれるのか、それを伺いたいと思います。

○農業委員会事務局長（稲森一彦君） 現在、町単独の補助事業等がございます。それにつきましては令和4年度が見直しということになっておりますので、これについても今年度今から着手をして、見直しを行っていきたいというふうに思っております。支援といいますか、特に新規就農者の方もおられます。先ほどの農業委員さんの活動の中でも、新規就農者への相談事業等にもあたるといことにもなっておりますので、そういう相談にもあたらなければならないということになっておりますので、報告会のときは、地区の農業委員さんが出向いていただいて、その相談会の中で、いろいろな相談に乗ってもらおうかなと、新規就農者の方につきましても、農地の経営の規模拡大をされている方もおりますので、それについては農業委員さんを通じての拡大であったり、斡旋などに努めていただければなというふうに思っております。

○3番（遠坂道太君） 今課長から今後の課としての施策とかの考え方を説明頂きまして、そこで町長としての考え方として、どういうふうに考えておられるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 人・農地プランが各集落ごとに出て参りまして、その結果一番の部分がやはり先ほど課長が答弁しておりますように、担い手農家、後継者がやっぱりいないという現状が出てきております。加えまして、その担い手の役割をする農家が、今組織されております、各農家でやられているような受託農家ですか、加えて農業公社という言葉が、実は出て参っております。そこらへんは強化すべき部分の一部ではないかなというふうに思っております。その担い手関係につきましても、担い手不足ということでございますので、地域内で担い手を確保する、その部分が非常に不足しておりますので、やはり外から担い手を持ってくる要素も一つあるのかなというふうにも思っておりますので、そのぶんも今課のほうに、そういうふうな話もさせていただいておりますし、ちょっとそこらへんも調査をしてくれという話もしているところでございます。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 今町長のほうから答弁頂きましたけども、これ10年後あたりを目安にしていけますと、ほとんど後継者が残らない、いない、担い手がないという地区も出てくるんじゃないかというふうに思います。今後やはり人・農地プランをとっていただき、含めたかたちで対応していただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 138ページの農業総務費の負担金補助及び交付金について、お尋ねしたいと思います。令和3年度の予算には稚魚放流代として10万円程度予算を組んでありました。今回決算書を見ますと上がってきておりません。なぜ今回は補助金がなかったのか、今後そうなるのかをお尋ねしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） この補助金につきましては、毎年球磨川漁協さんのほうから、ヤマメの放流ということで、それをやることに対しての補助金ということで、例年10万円を予算化しておりました。令和3年度につきましては、令和2年の豪雨災害により、河川の整備とか、現場に入って行けない箇所が多いということで、令和3年度につきましては、この放流事業がされておられません。ただ令和4年度につきましては、例年通りの放流がされているところで、まだ令和4年度の決算書には例年通りの10万円ということで決算を上げるようになると思っております。

○7番（味岡 恭君） 確認ですが、令和4年度から引き続き継続していくということでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい令和4年度は実施されておりますので、令和4年度以降も継続されていかれるものと思っております。

○5番（森山 宏君） 140ページの農耕車資格取得補助金、これが先ほど課長のほうから3名の結果の報告がありましたけども、この内訳としましては、大特車、けん引というのが、農耕車に限ると思いますけれども、内訳が分かりましたら、教えてください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 大特の方が2名、けん引の方が1名というふうになっております。

○5番（森山 宏君） 大特が2名、けん引が1名、これは従来のトラクターの大型以外は小型特殊でよかったという認識があり、トラクターの場合非けん引車、ロータリーの部分、ロータリーの幅が170センチメートルを超えたぶんは大型特殊免許が要るということで、おととしくらいから取らなければならないということで、急増したと思います。本町においては、あくまでも農大の研修を受ける際の補助ということに終始されており、ほとんどの方は、一般大特、農耕車に限らない大特で対応されたと思います。本町におきまして、結局、昔のトラクターなので乗っていいということで、もしもの場合、これ道路交通法違反なので、無免許運転という処罰を受けます。このときに、しまったでは済まないの、みんな取得に向けて励まれたと思います。このときに取らなければいけないと思った需要といますか、それを把握されて、あまりにも大特においては2人ということで少なく、今乗っておられる方は、全部有資格者なのか、その把握はどうなっているのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） この農大での資格の取得の講習会、これについては抽選というふうになっております。県内全部からの抽選となっているかと思えます。またその中で漏れた方は、ほかにJAが主催する講習会がございまして、それに応募された方も過去には対象としたということで、できる限り受講が決まった方につきましては、農林振興課としては、ほぼ全部補助をしているというふうにはなろうかと思えます。あと資格の現在の保有者といますか、そこについては、こちらでは把握していないというところがございます。

○5番（森山 宏君） この道路交通法を知らなかった人が、私も含め大多数でしたので、ロータリーが170センチメートル以上、160なので入らないと思っている人がおられたですけども、ロータリーの軸受部分、進行幅じゃなくて、後ろ付けているロータリー部分の全幅170センチメートルを超えたら、有資格対象というふうになっていたの、これ全部県立農大で申込みして、当たった人はいいんですけど、当たらなかった人は、本民間で取るしかないんですよ、その時に前から言っていますように、民間で取る時に補助、当たるのが4、5人しかないんですよ、ですので民間でされるときにも補助をしていただけないだろうかと、確かにJAも民間です。でもJAと自治体というのは、なんか托生になっているのかなという感じを受け、JAは一企業ですので公共性はありません、ですのでJAのする講習に関してはする。一般の公認の教習所に対しては補助

対象じゃないというのは、やっぱり私自身はおかしいと思うし、ほかの自治体では一律1万円とかいうふうに補助をやっていると伺っております。というのは有資格者を増やすのではなく、無資格者を減らすというふうな取組をされておりますし、課長おっしゃったように大特がないとけん引は取れません、ですのでそこも踏まえたところでやっつかないか、今まで従事されている方が、無資格者になった場合、検挙された場合、ものすごくかわいそうだな、運が悪いでは済まされないような気がしますので、一般のにも持っていくように、ぜひお願いします。抽選もれだけが対象というのはちょっと、人数的にも2人しか大特取っていないので、それでは当然湯前町内の農耕車の保有から考えると少ないなと思いますので、その点も引き続きよろしくお願いします。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○農林振興課長（稻森一彦君） この免許取得の補助金につきましては、予算的には農業費の予算としておりまして、農耕車に限るというふうにしております。議員おっしゃられたのは一般の教習所でもということになってくるかと理解しておりますが、これにつきましては、令和4年度につきまして町の単独農業補助金の見直しをするようにしております。ただ一般のものにつきましては、例えば農業以外の方についても補助する対象となるようになってきますので、その点につきましても、農業費であるのか、または農業以外のほかの予算科目のところであるのかというふうなことになるので、この点につきましては、今後の検討課題とさせていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 140ページの農業機械・施設導入支援補助金1,486万円8名分について、お尋ねします。これは総合計画の実施計画で、最初500万円だったのが、約3倍の補助を令和3年度は行ったということで、当初予算のときにも町長に、その点をお伺いしまして、町長としては、事業費補助を、この補助についてしっかりと支援していきたいと方針を示されたところでした。そこで確認なんですけども、事業費補助3倍ぐらいの補助をつけたということで、基本的に農林商工業の事業費補助については、当初考えていた予算よりも大きくなって、積極的に支援をしていく、全般的に支援をしていくという考えでよろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回の農業関係の振興補助金関係につきましては、ただ単に機械導入なり施設の補助するのではなくて、申し訳ないんですけど、一定以上の成果、目

的としてさせていただくのが条件としてさせていただいているところでございますので、結局それによって、いわゆる皆さま方の税金を当用させていただいているものですから、ハードルを上げさせていただいております。その代わり私としては持続的な農林業の継続と、地元の農林業が主体でございますので、やはりそこは希望があれば、その採択条件に合えば、私としては、今回令和4年度で、新しく制度を見直す時期にも入っておりますけれども、その点については、十分今答弁しているようなかたちでさせていただければと思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） ということは、その事業費補助の内容を見ながら、町長が、これは上乘せが必要だといったものについては、しっかりと支援をしていくということで、全ての事業費補助が対象ではないということによろしいですね。

あと農業機械・施設導入支援実施要項を見ますと、これは面積の拡大要件というのがあります。これは事業実施の翌年度から起算して3年目で実績報告をするようになっております。この事業は平成29年度から始まっておりますので、29年の実施については、令和2年に実績報告、平成30年度については、令和3年度に実績報告がなされていると思います。そこでその実績の状況について、お尋ねしたいと思います。ちなみに水稻、麦等の栽培については、作付面積1ヘクタール以上ということで、その他の機械については0.5ヘクタール以上が増加となっておりますので、それがどのくらい増えているのか実績について、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 面積要件につきましては、令和2年度の改正からとなっております。この実績につきましては、今手元にはございませんけど、3年後ではなくて、毎年、3年後を見てどれだけ農地を拡大していただいておりますかという確認はとっているところでございます。資料につきましては、後からよろしいでしょうか。

○4番（椎葉弘樹君） その実績が、やはりそぐわない方とか、営農を中止した方とかいう方は補助金の全額、あるいは一部を返還することになっていると思います。これまでの平成29年からの実績として、途中で返還の対象となった方はいらっしゃるのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今まで農業機械関係について返還になった方はおられません。ただ別に町の単独補助金関係を受けられた方については、指導要領というのを別に設けております。その中で改善等を行ってくださいとか、というようなことで、ワークショップ置くようなことで、指導等が多くなりまして、それでも当初計画を立てられたことに、目標が達成しない場合であれば返還を求めていくということになるかと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） この補助金は平成29年度からですので、補助金の3年周期で考

えたときに、今ツースサイクルの令和4年度で最後になります。この補助金というのは、今後継続していく考えなのか、それともいったん減額をするのか、廃止にするのかとか、そのへんの見直しが出てくると思いますが、そこで町長にお尋ねします。この事業というのは、補助金の見直し方針によりますと、減額あるいは廃止の検討の時期に来ていますので、町長としてはこれを継続したいと考えていますでしょうか、それとも減額したいのか、それとも廃止にしたいのか、その方針について、お伺いします。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員申し訳ありません。私になりまして新制度が始まりましたのが2年度でございまして、その前の29年度は関係ございませんで申し訳ございませぬ、誤解のないようによろしく願いいたします。加えまして今御質問されておりますけども、3年ごとに見直しが入って参りますので、そこは先ほど答弁しましたように、私としては持続可能な主産業の農業でございまして、この部分についてはやはり優先順位の高い位置に、私はこの補助金はあると思っておりますので、一部制度の見直しはあるかもしれませんが、ここは申し訳ございませぬが、額が上がるとか下がるかというのは、今年度ちょっと行っただうえで対応していきたい、ここはしかし先ほどから答弁しているように積極的にここはやりたいという分野の一つでございまして。

○4番（椎葉弘樹君） 私誤解しているわけではなくて、この補助事業が始まったのが平成29年からですので、そこから数えると令和4年度で6年目ということで、補助金を出してからの3年周期で言うと6年目ということになっていると思います。そこはちょっと誤解のないように逆に言いたいところです。

総合計画の実施計画、これを見ますと、この予算が令和4年度から500万円に減額されております。町長は積極的に出したいという割には、総合計画の実施計画では、500万円に減額になっておりますが、このあたりはどのようにお考えですか。

○町長（長谷和人君） 毎年度調査をさせていただきまして、その中から農家の方が、要望をされると、その中で先ほど椎葉議員がおっしゃったような、ハードルを上げておりますので、その採択に合うか、合わないかという部分もございまして、結果的にそういうふうに金額になったということで理解していただければということでございませぬ。

○4番（椎葉弘樹君） この補助金令和2年度が6名、令和3年度が8名ということで、非常に需要のある補助金だと認識しております。町長が積極的に継続したいということであれば、ぜひ令和4年度の1,000万円程度はしっかりと予算をつけていくということが必要になってくるかと思っております。また補助金の見直しの方針に従うのであれば、いったんこれは立ち止まるということもありますので、しっかりとそのあたりは検討をしていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 146ページの林業費の林業振興費の委託料、森林経営意向調査委託料99万1,100円につきまして伺います。民有林の森林所有者に対しての調査だと私は思っているところですが、どのような内容の調査が行われたのか、伺いたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） この調査につきましては、制度に則ったということでございます。調査項目につきましては、15項目ほどだったと思います。山林の所有は自分の名義であるか、それとも先代の名義であるか。その名義について自分のものとして知っていた。知らなかった。現在も整備、管理等をしているか。していないか。今後、自分の所有の山林として、以降自分として山の経営に入っていくのか。それとも経営を森林組合などに委託するのか。それとも別のところに委託するのか。そういうふうなことがこの調査内容になっております。

○3番（遠坂道太君） 課長のほうから15項目ほどの調査項目があったということですが、現に今後の管理の問題で、管理の依頼とか、そして自分でできなかつたら管理をお願いするとか、山を手放したい、売却したいという希望もあったのではなかろうかと私は推測するところですが、今後この調査をされたことによって、どのようなかたちの持って行き方を考えておられるのか、それにつきましてお伺いしたいと思います。

○農林振興課長（稲森一彦君） この調査につきましては、令和3年度、4年度、2か年で行おうとしているところでございます。令和3年度につきましては、アンケート調査の回収率で言いますと40パーセントはなかったというところがございます。ただ今後は令和3年度、令和4年度、まだ未回収の方につきましては、来年度、再調査をしなければいけないのかなと思っておりますけれども、ここで自分では経営できないから、経営を町村に委ねるといったところにつきましては、今後は町と森林組合とによって協議を行いまして、今度は森林組合のほうで、いろいろ間伐にあたりとかなりますけれども、その財源につきましては、森林環境譲与税を利用できるというふうになっておりますので、今後は森林環境譲与税の用途の中で、そういう間伐であったりとか山の整備等の予算化を考えていくというふうなことになると思います。

○3番（遠坂道太君） 今課長のほうから内容につきまして詳しく御説明頂きました。今現状災害等もあって、民有林に入って行けないところもありますよね、そういう件につきましても、今後このような取組の中で、森林環境譲与税をうまく使いながら、そういう民有林の整備をしながら取り組んでいければというふうに思っているところがございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、休憩のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。発言を許します。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど椎葉議員から御質問がありました農業機械の導入後の実施状況につきまして、令和2年度分につきましては6名の方に補助を行っております。この6名の方の内、令和3年度におきまして2名の方が目標を達成しておられるという状況です。残りの方につきましては、今年度が最終となりますので、それに向けての、調査は毎年しておりますけれども、残りの方も調査を行いながら、そしてまたその目標が達成できないようであれば、先ほど申しました指導要領もございますので、まずそこで指導をしていく、目標達成の見通しであったりとか、そういうようなことを聞きながら達成していただけるように努めていただくようにしていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 138ページの水稻の試験栽培について、お伺いさせていただきます。ぴかまるの試験栽培を行われ始めまして、もう2、3年ですかね経過しておりますけれども、この試験栽培については次のステップとしまして、どのように普及されていくのかなということをお伺いさせていただきます。町の生産者のほうに、いつ頃になったら生産についての普及の計画がありましたらお伺いさせていただきます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 令和4年度で試験栽培を始めて3年目を迎えたところでございます。この途中、途中につきましては、県のほうからも入っていただいて状況調査等を行っております。県の方ともお話をしておりますけれども、来年度に向けては、名称はちょっとおきまして、協議会を作ろうかという話をしております。3年目を迎えましたので、それまでのデータを踏まえまして、栽培の指標を作りたいと思っております。このぴかまるにつきましては、種子、種籾の入手が困難というのもございますので、人吉球磨管内で確か1箇所だったと思います。そこから種籾を確保することになっておりますので、そこにつきましても来年度、種籾をどれくらい確保できるのかということも協議しながら、来年度に向けましては、協議会も含めまして、今後具体的に検討していきたいと思っております。とにかくぴかまるについては、栽培面積は増やしていきたいなというふうなことは思っているところでございます。

○8番（金子光喜君） 将来普及させていくのであれば、種籾のことを心配している状況ではないと思います。そこをしっかりクリアして、町内の農家の方に栽培していただくような流れを作っていくことが、まず第一だと思います。将来町として、どうかたちでこのぴかまるの栽培、また販売、普及に関わっていく計画があるのかということもお尋ねさせていただきたいと思っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほども申しましたが、協議会を来年度に向けて設立

したいという考えがございます。ぴかまるについては、ほかの米と比べて冷えてもおいしいということも言われております。昨年度につきましては、実際に試食をしておきの検定会にも出品させていただきました。これにつきましては、全部で7品中2つが湯前町からのぴかまるということで、そこでも総合で1番目と3番目という成績をおさめております。こういうことを踏まえながら協議会の中でも今後増やしていく、令和4年度につきましても尚綱大学さんとも販売関係についてもふるさと納税のほうでのPR動画を作成するようにしております。そしてまた商品開発ということでも尚綱大学さんとの連携もございますので、これを機に来年度に向けて協議会を立ち上げながら大きく広めていければなと思っております。

○8番（金子光喜君） 協議会のようなかたちで進行していくという御答弁でございましたけれども、要は町の農家の方が頑張ってお米がブランド化されて、湯前町のお米として付加価値で売られていくというのが一番いい流れだと思っております。今後町が関わったかたちで販売戦略をしていくのであれば、言われたような返礼品でありますとか、食味コンクールでありますとか、いろんなかたちで農家の努力を促していくような対策というのが必要かと思っております。隣の町では食味コンクールを積極的にやられておられたりとか、その農家さんを表彰して頑張ってもらうような流れを作っていたような状況ですが、湯前町にも潜在的な力のある農家さんは、たくさんおられると思っておりますので、そのへんを掘り起こしていく流れをしっかりと町のほうで作っていただければと思っております。農家がしっかりと喜んでいただけるような施策を希望するところです。

○9番（山下 力君） 町長は先ほど農業公社、担い手不足等で、農業公社で受託を考えたという答弁がありました。私も全くそのとおりで思っております。言葉を変えますと農業就農者の高齢化、そして後継者不足等々で、もう近い将来、3年、5年で廃業される農家が出てくると思うんですよ、そのための受け皿として、やはり公社が一番適所かなと思っております。そこでそういう気持ちでしたら、そういう町の農業を一つ解決するため、少し大規模な資金を投入して、既存の受託農家がされている50町、60町ぐらいまでの規模を公社で請け合うというぐらいの腹構えで、公社で受託に対する事業を展開していただければと、もう先送りする課題ではないと思っておりますので、即取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、町長のもう一步踏み込んだ見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しましたのは、人・農地プランの中で、各集落におきまして、先ほど言いましたように既存の受託農家、そして農業公社というのが、将来の担い手の候補というのが、ほとんどその中に出てきましたものですから、その発言をしたところでございました。今山下議員がおっしゃるように農業公社におきましては、

今年4月からリスタートを始めたところでございまして、前も答弁させていただいているところでございますが、ようやくリスタートをしたわけでございますが、その実公社の職員というのが実態的に2人ぐらいしかいないというふうな現状がございまして、ちょっと私も力不足のところがあるわけでございますが、事務局長体制とか、そういう部分もまだ足りない部分がございますし、まずは体制、組織の強化というのが一番そこに入ってこようかなと思っておりますので、今頂きました御意見につきましても、私は積極的にこの農業公社を前に進めたい、担い手の組織の1つだと思っておりますので、そこは議会の皆さま方にも今後どうなるかちょっと私にも分かりませんが、そこらへんも踏まえたところで御意見を伺いながら、そこはしっかりと前を向いてやっていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 148ページの節14工事請負費、役場庁舎壁面等木質化工事とありますが、この不用額が57万6,923円となっておりますが、この理由としては過大見積だったのか、または施工面積が減ったのか、いろいろあるかと思いますが、そのへんの理由をお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 当初予算で、予算に不足が生じないようにということで、多めに予算を組んでおりました。そして施工状況と申しますか、必要なものにつきましては、変更で増額をしておまして、当初予算において、予算に不足が生じないようにということで多くみておまして、実際の施工状況によつての予算残ということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（黒木龍次君） 私は鳥獣害防護柵について、お尋ねします。先の一般質問で金子議員から質問がありましたけど、イノシシの害、シカの害によって、何も作物が作付できないということがあったわけですけど、山の際のところは国・県の補助で防護柵は付けてあるわけですが、要するにその地区内、防護柵を付けた中に、やはりまだ山林とかがあると思うんですよ、そういうところにまた防護柵を付けることは可能ですか、どうですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 中山間直接支払、多面的のほうでも、現在設置してある内側と申しますか、里側には、そちらのほうの事業を活用して設置するのは可能となっております。中山間とか多面的に取り組まれていないところにつきましては、町の単独補助事業を設けておりますので、そちらのほうを活用できるというところでございます。

○6番（黒木龍次君） 要するに後は個人でしなければならないと、中山間で取り組んでいるところは中山間で取り組んでいく可能性はあるわけですけども、先ほど申された

ように、要するに補助事業があるから、それを活用して付ける方は付けてくれということですが、町が主体となって、そういうところに防護柵を作るということはできないわけですかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現在、浜川地区から辻地区まで、町のほうで補助事業を活用して設置した事業となっております。この事業につきましては、まだ現在のネットの耐用年数の期間中だったと思います。もしそのような事業を活用して町のほうでするようなことがございましたら、それまでと現在の被害の比較をしながら、そういう理由をつけながら、現在被害が大きくなっていますということであれば、町のほうでその補助事業を活用しての再設置というのはできるのかなと思います。それにつきましてはまだ今後の検討でもありますし、今までの鳥獣害の被害の状況、そういったことも整備しながら、できるものであれば補助事業も活用することも可能かなと思っております。

○6番（黒木龍次君） ぜひそういう前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思いません。そうしないと農家の方も作物を作って全然とれないということが生じてくれば、死活問題ですので、そういうことも考えて前向きに対応していただきたいと思いません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款5農林水産業費の質疑を終わります。

次に、款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課長（本山りか君） 148 ページを御覧ください。

款1商工費は、1億4,073万3,822円を支出しました。一般会計歳出全体における割合は3.5パーセント、予算現額に対する執行率は95.1パーセントでした。

項1商工費、目1商工総務費につきましては、1,192万8,963円を支出しました。商工観光系の職員2名分の人件費です。

目2商工振興費は、7,645万7,387円を支出しました。

交流センター湯〜とぴあ及び湯前駅レールウイングの指定管理料、商工会補助金、小規模事業者持続化補助金、商工会預託金などのほか、コロナ感染症拡大に伴う事業者支援事業に係る経費が主なものです。

令和2年2月に発生しましたコロナ感染症拡大の影響を受けられた商工業者への支援策として令和3年度も商工業者持続化支援金をはじめ、感染防止設備等導入補助金、雇用維持奨励金、新しい生活様式対応商品開発補助金、販売促進支援事業補助金、もっとおいしか券、くらし応援券、営業時間短縮要請協力金の各種事業を実施しました。事業実施にあたり各費目にて必要経費を支出しました。事業詳細は、主要な施策の成果にまとめておりますので御確認をお願いいたします。なお、財源として国の地方創生臨時交付金や県の総合交付金を活用しました。

150 ページをお願いします。

節 14 工事請負費で、湯前駅レールウイングモニュメント屋根改修工事費 74 万 8,000 円を支出しました。西側モニュメントの屋根部分の木材が経年劣化により腐食したため、利用者の安全確保のため木材部分を撤去したものです。

節 18 負担金補助及び交付金では、コロナ関係補助事業のほか、小規模事業者持続化補助金として 59 万 8,000 円を支出しました。6 名からの申請に対し 6 名の事業採択を行って販路開拓や持続的経営の取り組みを支援しました。また、令和 3 年度に新たに創設した事業承継サポート事業補助金 240 万円を支出しました。2 名の商工業者からの申請に対し、2 名の事業採択を行って商工会との連携のもと、担い手育成と産業技術の承継に寄与することができました。

152 ページをお願いします。

商工会預託金は、熊本県信用組合多良木支店様に 500 万円を預託しました。近年の利用状況を勘案し、商工会との意見交換のうえ、令和 3 年度は前年度予算を半減して運用を行いました。

目 2 商工振興費の繰越明許分につきましては、1,526 万 7,331 円を支出しました。これは、令和 2 年度から繰り越した、湯前駅レールウイング・湯前まんが図書館改修工事に係る費用およびコロナ対策商工業者経営持続化支援金となります。

湯前駅レールウイング・湯前まんが図書館改修工事では、コロナ対策として空間整備を行いました。まんが図書館の密を避けるため、デッキにテント、机、いすなどを配置し、そこで漫画本を読んでもいただけるような空間の整備を行いました。委託料と工事請負費合わせて 1,046 万 5,331 円を支出しました。

コロナ対策商工業者経営持続化支援金 480 万 2,000 円は令和 3 年 1 月から 3 月分の売り上げ減少額に対し支援金を交付したものです。

目 3 観光費につきましては、3,708 万 141 円を支出しました。

本町の観光拠点施設でありますグリーンパレスの指定管理料のほか、観光施設整備や観光振興のための事業に係る経費が主なものです。

節 1 報酬、節 4 共済費は、観光振興事業に携わっていただいた地域おこし協力隊 1 名の人件費を支出しました。協力隊の費用はこのほか、節 9 旅費、節 10 消耗品費、燃料費、節 14 使用料及び賃借料等において協力隊活動に係る費用を支出しました。なお、協力隊に係る人件費及び活動費用は特別交付税で措置されています。

154 ページをお願いします。

節 12 委託料で、湯楽里高圧設備改修工事設計業務委託料 203 万 5,000 円を支出しました。湯楽里の高圧設備が耐用年数を経過しているため、工事設計を行ったものです。この委託料には、財源として入湯税 38 万 6,400 円を充当しました。

節 14 工事請負費は、無人車中泊サービス提供施設整備工事費 434 万 600 円を支出しました。これは、コロナ禍における新しい旅の形や働き方に対応した事業で、駅前公園広場とグリーンパレスの駐車場に車中泊スペースと Wi-Fi 環境、電気供給スペースを整備したもので、それぞれ 2 台ずつの計 4 台の車中泊ができるようになりました。

節 18 負担金補助及び交付金は、県観光連盟負担金のほか、広域連携による各観光協議会の負担金を支出し、観光振興を図りました。

同じく、負担金補助及び交付金で、宿泊施設支援金 209 万 9,150 円を支出しました。

これは、コロナ感染症拡大の影響を受け旅行需要が落ち込む中、町内宿泊施設の経営持続化を図るため、宿泊施設利用に対し 1 人 1 泊当たり 3,000 円を上限として予算の範囲内で支援金を交付したものです。対象期間は、当初 7 月から 9 月までとしていましたが、まん延防止等重点措置発令により予算残が見込まれたため、対象期間を延長しました。結果、10 月までの期間において延べ 702 人の利用に対し支援を行いました。ゆのまえ GOTO トラベル事業支援金は、100 万 6,223 円を支出しました。これは、コロナ感染症拡大の影響を受け低迷している宿泊需要の喚起と町外からの誘客による町全体の活性化を目的として、宿泊費助成と町内飲食店等で利用できるクーポン券の発行を行ったものです。対象期間を令和 4 年 1 月と 2 月として実施しましたが、事業開始後 13 日目に県内のコロナ警戒レベルが引き上げられ、熊本県の宿泊事業が停止されたため、この事業も停止を余儀なくされました。13 日間で延べ 211 名に対し宿泊助成を行い、クーポン券は町内 10 店舗での利用がありました。

以上で款 6 商工費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款 6 商工費の質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） 152 ページですけども、節 18 負担金補助及び交付金において、新しい生活様式対応商品開発補助金 144 万円ですが、この補助金の相手先というのは、どのようになっているんですか。それとまた対応商品開発というのは、どのような商品を目指しておられるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、事業者様はそれぞれでございまして、例えば製造業の方ですとか、飲食業、サービス業、小売店ですね、こういったところも申請をなさっているところです。内容につきましては、やはり業種に沿いましたいろんな食品関係の開発でございましたり、あとは小売店でございましたら、そこで販売促進のための商品開発、そういったところも行っておられるところでございます。

○2 番（西 靖邦君） ということは商品というのは、サービス業も含まれているんですか。

○企画観光課長（本山りか君） 失礼いたしました。言い間違えでした。サービス業はございません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） 154ページの横谷トイレの清掃管理委託料が58万円程度支出されております。内容をお尋ねしたいんですが、少し高いのかなと思いつつ見たものですから、委託内容を説明をお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） これはですね合併浄化槽を設置しておりますことから、その保守点検費、それから定期の清掃費、それから水質分析の検査費、これら等を合わせまして、その金額の執行となっております。

○7番（味岡 恭君） 合併浄化槽の委託料はどのくらいになりますか。

○企画観光課長（本山りか君） 合併浄化槽の委託料そのものが、この金額でございます。

○7番（味岡 恭君） 58万円全部が合併浄化槽の委託料なんですか。ほかの掃除する方、ほかの管理の方もおられると思いますが、そのへんはどうなっているのかお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） それにつきましては、この予算のほうには計上しておりませんで、ちょっとグリーンパレスの職員さんにこの部分についてはお願いしておりました。

○7番（味岡 恭君） では総合の委託料というのは金額が増えるのでしょうか。その金額をはっきり出してもらうわけにはいかないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 町の予算で支出しているのが、そこに計上している金額でございます。内訳としまして、先ほど申しましたとおり、合併浄化槽の維持管理に係る業務委託料としまして、内訳が3つございます。保守点検費ですね、技術管理ですとか、消毒剤の補給、こういったものが年間8回、定期清掃費ですね、こちらが清掃ですとか、汚泥引き抜き、こういったことが年間4回でございます。それから水質分析の検査費、これが年間2回ということで、トータルそれらを合わせまして、その決算額となっているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 150ページの湯前駅レールウイング指定管理料について、お尋ねします。これは主要な施策の成果にも書いてありますとおり、指定管理料を支出して、施設の効率的な管理や、民間活力による効果的な活用を図ったということで、まさにここに書いてあるとおりでと思っておりますが、これは平成30年から課題となっているレールウイングの奥のスペースについて、令和3年度はこの活用をできたのか、もしくは活用する予定はあったのかについて、お尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） そちらにつきましては予定等もなく、活用もできていない状況です。したがって、町長の命を受けまして、町内の関係部署におきまして

検討を行いました。または地域おこし協力隊さん、新たに着任された方々の御意見も踏まえて、町長のほうにいったん通しましたものの、その中での活用策というのは、これまでのソフト事業を継続的にやっていく、これで対応していくというような答申をしましたが、町長のほうからももう少し踏み込んだ検討をということで、再度宿題を頂いているような状況です。従いましてその奥の部分につきまして、まだ具体的な予定等、これという明確な活用策、これを見いだせていない状況でございます。

○4番（椎葉弘樹君） 町長は未来を創造したまちづくりを今進められているところです。このレールウイングの奥の活用についても、未来を創造したビジョンを描いたまちづくりというのが必要になってくるかと思うんですが、町長これいつまでにレールウイングの奥の方向性を示すお考えでしょうか。これ実は平成30年度からもう指摘をしており、令和元年度町長就任時も一般質問で確認をしておりますので、そろそろ未来を創造していただけないかと思うところなんです。いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 奥のほうということでございますけれども、多良木側のほうで、レールウイングが小さく狭くなっている部分でございますものですから、なかなかそこらへんの活用というのが難しい部分がございます。真ん中ほどぐらいまでは、昨年度何回かイベント等も実施していただいておりますし、それから指定を行っていただいております業者のほうからも利活用をいただいているところです。併せまして令和7年度に、今椎葉議員がおっしゃるように、くま川鉄道も全面復旧する予定となっておりますので、それを受けて、私も、さっき担当課長が答弁しておりますように、あそこの利活用策についてもちょっと考えてくれということだったんですが、もう少しパワーが足りないということで、もう一回検討してくれというふうな話をしているところでございます。併せまして、あそこのハード整備も必要なのかなと思っております。併せまして、いつまでというふうに言われても、ちょっと私もあれなんです、ハード整備もやらなければならない、そこらへんも踏まえながらここはやらなければならないのかなと、申し訳ございません。いつまでということは私も期限がございますので、それ以降については、ちょっと慎重な答弁をさせていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○4番（椎葉弘樹君） これは令和元年の6月の一般質問、町長が就任したときの一般質問で、このレールウイング未使用部分については、再開発が必要と、今おっしゃられたとおりなんですけども、さらに魅力アップしていきたいと言われておりますので、それからだいぶ年数も経っております。パワー不足のところもあるかもしれませんが、ここについては、やはりもういろんなお知恵を頂きながら早めに方向性を示していただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁しましたように、令和7年度がくま川鉄道の全線開

通でございますので、やはりルールウイングばかりではございませんが、駅前関係まんが図書館、漫画美術館、そこらへんも表裏一体となって、やはりそこらへんについても十分策を講じることが必要かなと思っておりますので、改めてそこは、私も先ほど言いましたように、期限がございますので、十分そこらへんも踏まえながら今後の活用策が考えられるのではなかろうかと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 150ページの商工費の商工振興費、負担金補助及び交付金で、湯前町事業承継サポート事業補助金 240万円について伺います。2件の申請があり、商工会との連携しながら、商工業の担い手育成と産業技術の承継に寄与することができたということでございますが、今後承継する人材がおられる見通しはあるのか、それについて伺います。

○企画観光課長（本山りか君） 令和3年度におきましても、もうすでに2名の方からの申請を受けています。また採択をさせていただいております。またその以降につきましても商工会さまからの情報を頂いております、1、2名程度お名前があがっている方々がいらっしゃいますので、ここ3年間では、おそらく6名から7名、そこらあたりの実績が出るのではないかと考えております。

○3番（遠坂道太君） 本当に素晴らしい今後期待される意見でございます。特に商工会関係は厳しい、コロナ禍の中で商売をやっておられるわけですから、やはりこういったかたちの中で、後継者ができあがることを期待しまして、終わりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○7番（味岡 恭君） もう一度質問いたします。150ページの新型コロナウイルス感染症対策商工業者経営持続化支援金について、お尋ねします。今回支援を商工業者にしたわけですが、湯前町内でどのくらい業者を今回支援されておられるのかをお尋ねいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 今トータルで44事業者からの申請を受け付けております。

○7番（味岡 恭君） 受給資格が44社あったのか、それとも50社あって、その内の44社なのか、そのへんお尋ねします。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては申請要件がございますので、その申請要件を満たされた方が申請をされ、それで不採択となったものはございません。申請時点でその審査を行いますので、ということでございます。なお先ほどの44事業者につきましてなんです、詳しく申し上げますと、例えば町外に店舗を持っておられる方、こういった方々も含むところの44社というところで御理解をいただければと思います。

○7番（味岡 恭君） コロナも今後まだまだ続くと思います。今後も事業者もまだまだ

だ厳しい時期があると思います。町も商工業者を支援するためにも、今後もなるだけ考えて、支援をしていただきたいと思います。

○5番（森山 宏君） 150ページの委託料の中に、湯前駅レールウイング指定管理料があります。レールウイングのトイレのところだったですかね、そこにマッピングを行っていくとかいう事業がありました。その前のときには、年に2回ぐらいしかできなかったという実績があったように思いますけれども、こういう事業とか、マルシェを開催するとかいう事業は、この中には入っていないんでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） この指定管理料の中には、もうほとんどが施設管理の管理料ということでございまして、例えば指定管理者の方が、あそこでイベント等を行われる事業、これにつきましては、ほとんどが自主事業ということで、その事業に対する補助的なものは、この管理料には含んでいないところです。

○5番（森山 宏君） ちょっと違うかもしれないですけども、便所の外壁といいますか、マッピングをやっていくというふうな、そういうところの事業があったと思いますけれども、それはもう立消えしているんですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 立消えはしていないところでございまして、何せこのコロナ禍におきまして、イベントの実施の制約がございまして、令和3年度につきましては、なかなかその活用ができなかったというような状況をご報告させていただきます。

○5番（森山 宏君） というのは非接触とは思いますが、その事業は行えなく、支出はなかったということで理解します。続きまして14の工事請負費、レールウイングのモニュメントの撤去工事ですね、これ工事請負費になってはいますが、これ一括委託ですか、それとも入札、普通入札において100パーセントの入札というのはないんですよ、予算が100で入札金額が100というのは、特殊事情以外はないと思うんですけど、これ工事請負じゃなくて、委託だったんですかね。

○企画観光課長（本山りか君） これにつきましては、入札方式ではございまして、随意契約方式での契約を行っているところでございまして、従いまして委託料的なものではございません。

○5番（森山 宏君） 課長、確認ですけども委託とか随意契約というのは分かりますけれども、残っていますよね、躯体が、コンクリートの躯体が残っていますけれども、屋根だけの撤去を業者が申し出たのか、そしてあそこをフラットにしてほしいとか検討をなされたのかお答えください。というのが、あれはそのまま改札口が残っているように思いますけれども、検討の中身を教えてください。

○企画観光課長（本山りか君） あちらの建物の中には、備品等も一部入っております、また電気系統の配電盤とか、そういうところもございまして、そのままあれ

を崩すという選択はなかったところです。実際、倉庫のほうも手狭になっておりまして、そちらも活用するという方向性で、上の老朽化した木材部分、これを撤去したということになります。

○5番（森山 宏君） 再度確認ですけれどもRCで造った部分は腐食しないので、屋根の部分だけの撤去を70万円かけてやっただと、そして倉庫が手狭になっているのでということでしたけれども、レールウイングの手前のところに倉庫は新たに同じ地面の高さで造っておられます。そしてRCの内部は電気系統があって、そのままにしておりますということですが、将来的な活用法も含んでのことでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 将来的かと申しますとちょっと臨時的なことも実際ですね、そういった考えでの工事を行っているところです。木材の部分が、この工事の理由としても説明しましたが、老朽化によりまして緊急的に安全性確保のため必要でございました。つきましては、その今おっしゃいますRCの部分ですね、そちらをその時点で着手しますと、また相当な経費がかかる。ただし安全性確保のためには緊急を要するというので、そういった木材部分だけの撤去ということになったということでございます。

○5番（森山 宏君） 木材部分だけの撤去という理由は分かりました。ただそのRC部分のところが、電気系統とかあるので、そのまま残しております。だからそれを将来的に有効活用とかいう考えがあるんでしょうか、さっき町長が答弁されたように、奥のほうのデルタゾーンですか、あそこの障壁にもなっておりますので、なんかそっこのほうに向けて電気設備を残しておくという考えなんですか。お伺いします。

○企画観光課長（本山りか君） 令和3年度におきましては、繰り返してございますが、そういった臨時的な対応をさせていただいたところがございますので、先ほどからの答弁のとおり、今後、三角の部分、そちらの活用法と、今議員が御指摘の構造物、これも含め合わせどういったことが一番今後の活用策として適切かということを検討して、早めにそれらのことを皆様に御提案できるように検討を行って参りたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 商工費の観光費のグリーンパレスの指定管理料について、伺います。宿泊施設においてはいろんな取組事業等されていたわけですが、グリーンパレスにおきましては、コロナ禍の中、野外活動の宿泊の高まりや、過去最高の売上となったようでございます。全国的にもキャンプ等を楽しむ人が増えたからではないでしょうか。今後もキャンプ志向は続くと思われまいます。そこでキャンプ場の拡大をする考えはあるのか、またペットと泊まれるコテージ等の計画を考えてみてはどうかと伺います。これは町長のほうにお伺いします。

○町長（長谷和人君） キャンプ関係につきましては、コロナ禍によりまして、事業報

告の中でもお示しをしているところがございますが、今後もこの傾向については、続くんではなかろうかなと予測をしているところがございます。今おっしゃるように本年度一応キャンプ場につきまして、ホームページを新しくリニューアルしようということで今進めております。それから今のキャンプ場の、おっしゃっているのは拡張またはリフォームと申しますか、そこらへんもあるのかなと思っておりますけれども、そこらへんも私も実は必要性も感じておりますし、それからトイレ等もう少し水洗化、きれいにすべきかなあと思っているところがございます。それから最後のペットが泊まれるとかお話があったところがございますが、そこもどうしてもペットの場合につきましては、ほかのお客様からクレームがあるというお話も聞いておりますので、そこらへんも建てるようであれば、例えばゲストハウスみたいな位置づけの中で建設をしたらどうかなあと、そんなことも以前から思っておりましたので、今後のそこらへんについては課題の一つかなということだけで、ちょっと答弁させていただきたいと思っております。以上でございます。

○3番（遠坂道太君） 町長からも、今後はやはりキャンプは、面々いろんなかたちのキャンプのやり方というのが増えてくると思っております。そしてペットと泊まれることにつきましては、今後やはりよそにないようなかたちの捉え方の検討していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） これで款6商工費の質疑を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○議長（倉本 豊君） ただ今、款6商工費の質疑が終わったところです。

次に、款7土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（中園誠二君） 款7土木費につきまして御説明いたします。153ページから162ページまでとなります。

款7土木費の予算現額4億4,230万2,000円に対し、2億9,039万4,237円を支出しております。歳出合計に占める割合は、7.2パーセント、執行率は、65.7パーセントとなります。

また、繰越明許費としまして、社会資本整備総合交付金事業・道路メンテナンス事業

及び、交通安全対策事業によるもので、項2道路橋りょう費、目1道路維持費におきまして、4,881万3,000円を。項5住宅費、目1住宅管理費におきまして、9,880万円の、合計1億4,761万3,000円を翌年度へ繰り越しています。

以下、目ごとに御説明します。155、156ページになります。

項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、4,809万2,866円を支出しています。建設水道課職員の人件費のほか、経常的経費が主な支出になります。

節18負担金補助及び交付金につきましては、各種期成会等の負担金を支出しています。

また、国県事業負担金として、570万円を支出しています。県道幸野染田線改良事業に伴います負担金で、事業費3,800万円の15パーセントとなっております。

また、耐震改修等補助金として1件100万円を支出しました。

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、戸建て木造住宅の建替えに対して補助したものです。

157、158ページになります。同じく、節18負担金補助及び交付金におきまして、ブロック塀等耐震化支援事業補助金として、80万円を支出しております。建築基準法により、一定の高さ以上のブロック塀は、「改修」または「撤去」することになっており、改修の申請がありました4件に対し補助金を支出しています。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、1億4,739万2,760円を支出しています。町道の維持管理に要する経費及び道路や歩道等の整備、橋梁の補修に要する経費が主なものです。

節12委託料につきましては、道路維持管理業務委託料として、133万1,945円を支出しました。また、橋梁点検業務委託料として、770万2,311円を支出しております。これは5年に1度の点検が義務化されており、令和3年度におきましては、35橋の点検を実施しました。また、橋梁補修詳細設計業務委託料として、336万2,580円を支出しておりますが、これは竹の谷橋の工事に伴う詳細設計費となっております。なお、下牧良橋補修に伴う橋梁補修設計費として、541万3,000円を翌年度に繰り越しております。

節14工事請負費で、町道舗装修繕工事としまして、町道向田上辻線、町道植木二本柿線。町道松原上車線の前払分として、合計3路線、3,812万597円を支出しました。なお、工事請負費についても、舗装復旧工事並びに橋梁補修工事分として、3,820万円を翌年度に繰り越しております。

併せまして、節16公有財産購入費として、150万円を、節21補償補填及び賠償金の370万円を翌年度に繰り越しております。ともに、町道新村線歩道整備工事に伴う経費となります。

次に、繰越明許として、節12委託料として、町道新村線歩道整備工事に伴います、用地測量業務委託及び、建物調査業務委託料として、合計884万9,063円を支出しました。

159、160 ページになります。

節 14 工事請負費において、町道舗装復旧工事として、町道 4 路線 5 工区分、7,138 万 9,926 円を支出しました。また、橋梁補修工事として、瀬戸口橋、梅木橋の補修工事を行い、合計 1,097 万 933 円を支出しました。

項 3 河川費、目 1 河川総務費につきましては、937 万 405 円を支出しました。町内の河川の維持管理に要する経費、各種協議会等の負担金を支出しております。

節 12 委託料につきましては、県委託事業分の河川管理委託料として、65 万円を支出しました。また、河川敷内支障木伐採委託料として、49 万 9,400 円を支出しました。これは、増水等により、河川内にあります立木に、流出物がからんだり、立木自体が流され、下流域において二次災害の原因にならないよう、伐採したものです。

また、浅巻谷川改修工事に伴う測量設計業務委託料として、753 万 5,000 円を支出しました。令和 4 年度におきましては、用地測量と用地買収まで行う計画であります。

項 4 都市計画費、目 1 公共下水道費につきましては、一般会計から下水道特別会計への繰出金として、7,880 万 2,000 円を支出しました。

次に、項 5 住宅費、目 1 住宅管理費につきましては、673 万 6,206 円を支出しました。町営住宅の維持管理が主な内容となっております。

節 1 報酬及び節 8 旅費の費用弁償におきまして、住宅選考委員会開催に伴う経費を支出いたしました。住宅の募集にあたりましては、入居申し込み者が複数いる場合に、住宅の困窮度について選考委員会の意見を聞くことになっており、令和 3 年度におきましては、3 回の選考委員会を開催しております。

161、162 ページになります。

節 10 需用費の修繕料として、359 万 9,590 円を支出しています。修繕内容としては、町営住宅の外装・内装・共用施設などさまざまですが、令和 3 年度におきましては、温水器や換気扇、排水などの設備に係る修繕が多く見られました。

節 12 委託料、節 14 工事請負費におきまして、繰越明許費としまして、社会資本整備総合交付金事業による、地域優良賃貸住宅整備事業分として、合計 9,880 万円を翌年度へ繰り越しました。

以上で 款 7 土木費の説明を終わります。 よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから、款 7 土木費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9 番（山下 力君） 住宅政策について町長にお尋ねいたします。宅地分譲地を整備する考えはないかという質疑です。湯前町は役場の南側、今副町長がお住まいになっている周辺に、宅地分譲地として平成 16 年か 17 年ごろ、約 65 アールの土地に 13 区画を整備いたしました。それで売り出したところ 11 区画が売れまして、残った 2 区画につ

きましては、住宅を建設して今町営住宅として利用している現状があります。そこで町には旧町営住宅、上牧原、元町、森重、一部の住宅地にはまだ数軒おられますけれども、そして旧旧南部保育所跡地等々の空き地があります。その空き地を宅地の嵩上げ、あるいは外構工事、あるいは下水道整備等を施工して、宅地分譲地として整備する考えがないか町長の考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 宅地分譲に関します御質問でございますけども、以前もたぶん私その件についてはお答えした場面があったのではなかろうかなと思っているところでございますが、今後やはり若者が、民間が、この湯前町にはアパートを建設されるといえますか、そういうものがございませぬので、やはり若者が町外に行かないような施策を講じる必要があるということで、定住策の一つとして私は分譲住宅を建設すべきというふうには思っているところでございます。候補地についても今山下議員がおっしゃったような、森重、牧原でございますか、候補地があるわけでございますので、そこらへんは今後の分譲住宅の施策を講じる場合については、優良な候補地ではなかろうかなと思っておりますんで、今後、そこらへんについては、私も考えられるということで、答弁をさせていただければと思っているところでございます。以上でございます。

○9番（山下 力君） 平成30年の10月、経済建設常任委員会で建設課の資料として、今後の住宅政策、その中にいわゆる今後は、宅地分譲を検討する必要があるという文言も入っておりますので、そういったところを整備することによって人口減少対策、あるいは空き地対策等になりますので、ぜひ前向きに事業を進めていただきたいと期待をしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（遠坂道太君） 162ページの土木費の住宅費、住宅管理費、工事請負費の繰越明許費8,800万円について、伺います。令和3年度は町営住宅の新たな施策として、中堅所得者世帯の定住を図るため、地域優良賃貸住宅、6棟6戸を計画されております。駅前団地の整備に着手され、業務委託および工事については、令和4年度に繰越となっておりますが、若者向け住宅、そして中堅所得者向け住宅の建設となりましたが、そこで高齢者向け住宅の考えはあるのか、それにつきまして、お伺いしたいと思います。

○建設水道課長（中園誠二君） 議員言われますとおり、今駅前団地整備ということで、将来的に6棟の住宅を建設しております。高齢者向け住宅については、現座のところ計画はないところでございます。

○3番（遠坂道太君） 別のところで考えはあるんですか。ないということですかね。

○建設水道課長（中園誠二君） はい、現在のところ計画はございません。

○3番（遠坂道太君） これは一つは駅前と、中里の若者向け住宅で、一つの駅前開発のかたちとして考えていいのではないかと思います。やはり高齢者のほうも、一つは長

屋方式の目が届く範囲での住宅方式として捉えてもいいのではないかと思います、それにつきまして、お伺いします。

○建設水道課長（中園誠二君） 例えば、福祉センターの居住スペースも満室にならない状態でございます。理由としましては、地元にいたいとか、いろんな理由があると思えますけれども、高齢者向け住宅につきましては、先ほど言いましたように、現在計画はございませんが、今後何かございましたら協議は進めていくべきかなあとは思います。

○3番（遠坂道太君） 今現状高齢者のおられる住宅を確認しますと、一番多いのが高見住宅じゃなかろうかと私は確認したわけでございますけれども、やはり今から新たにバリアフリーとかそういったかたちでの、年寄りの方の移住定住の考え方についても、考えていくべきであると思っているところでございますが、町長それにつきまして、何か御意見等ありますでしょうか。

○町長（長谷和人君） 高齢者向けの住宅ということでございましたけども、今固有名詞で高見住宅ということで、段差解消とかそういうのも含めたところでの御提案だったのかなあと推測したところですけども、現在保健福祉課のほうで対応しております介護関係で、そういうふうな個人住宅なり、リフォームの部分もございます。加えまして新しく、先ほど長屋という言葉もちょっと聞こえてきたんですけども、そのぶんにつきましては、先ほど言っていますように、高齢者福祉センターにそういう独居老人ホームが10室ございますし、それからサービス付高齢者住宅、これは民間がやってらっしゃるところがございまして、介護制度との絡みもございまして、ここらへんはどこまでどう、ちょっと御質問を受けましていきなりでございましたので、私はどう答えていいかわからないんですけども、勉強不足でございますので、現状、確かに課長が答弁しているように計画はないところでございますけども、優しいまちづくりというところであれば、いったんリフォームとかそういうのが考えられるようであれば、改めて検討をさせていただきたいと思えますが、現在のところそういう新築関係については、今計画はないということで、答えをさせていただきたいと思えます。

○3番（遠坂道太君） 現在そういう考えはないということでございますけども、今後いろんなことを勉強された中で、検討をされてからの考えをまた打ち出していただければと思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款7土木費の質疑を終わります。

次に、款8消防費の説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 款8消防費について説明申し上げます。

消防費は、1億3,299万8,771円を支出しました。歳出全体に占める構成比は、3.3パー

セントになります。

目1 常備消防費は、8,636万5,455円を支出しました。

上球磨消防組合負担金 8,597万9,000円、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金 38万6,455円を支出しています。

目2 非常備消防費は、1,746万8,917円を支出しました。

消防団員の報酬、訓練手当、各部維持管理補助金並びに団員の退職報奨金掛金等の経常的経費を支出しています。

節7 報償費は、出初式放水競技等賞金代、消防団退職者永年勤続報奨金を支出しました。

節8 旅費、訓練手当は、コロナの影響により各種訓練ができなかったものによるものと、上球磨消防団連合等の各種会議や研修ができなかったことによる不用額が生じました。

164 ページをお願いします。

目3 消防施設費は、2,916万4,399円を支出しています。

節10 需用費、修繕料 85万2,947円は、各消防積載車の車検などに伴う修繕、詰所の修繕が主なものでございます。また、被服購入費 99万7,634円は、新入団員用及び老朽化したハッピ及び活動服の購入が主なものです。

節14 工事請負費 1,397万7,002円は、4 防火水槽 2 基を、田上区と上里 3 区に設置したものでございます。

節17 備品購入費、消防団用備品購入費は、エアージャッキ、低水位ストレーナーなどを購入しました。また軽積載車購入費 345万4,000円、小型動力ポンプ購入費 191万4,000円は、第3分団2部（上・中猪区）の設備更新を行ったものです。財源には水力発電立地交付金を充当したものです。

166 ページをお願いします。

節21 補償補填及び賠償金は、上水道敷設替に伴い、田上地区と馬場山之口地区の消火栓を更新したため、その工事負担金を水道事業会計に 520万8,500円を支出しております。

目4 水防費については、支出はありません。

以上で説明終わります。

○議長（倉本 豊君） これから款8 消防費の質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番（山下 力君） 消防団員の報酬の支払について、お尋ねいたします。今年の5月ぐらいの熊日新聞に、消防団員へ直接報酬支払をしている自治体は、全国で7割に止まっているという記事がありました。そこで総務省消防庁はR3年の4月、団員の年額

報酬、あるいは出勤報酬を直接支払うよう自治体に通知をしております。そこで湯前町はどのような支払をしているのか、現状をお聞かせください。

○総務課長（西村洋一君） 本町の場合も、かたचित的には御本人に支払ったようには処理しておりますが、御本人からの委任状により各部の口座のほうにお支払いしているというところがございます。

○9番（山下 力君） 先ほど言った記事の中に、金子代議士が総務大臣在籍中のコメントとして、報酬の主旨から逸脱していると、いわゆる是正せよというコメントがなされておりますので、いずれまた令和3年4月よりも強い通知が来るのではないかと思いますので、ぜひ直接団員に支払うよう検討をいただきたいと思います。それに伴いまして、各部の維持費はどうするかなどいろいろ課題があると思います。そこは消防団員の使命として、住民の財産、身体、生命を守る大きな役割がありますので、それは住民が消防団の役割は分かっておりますので、今までよりも町の支出が増えても、いわゆる各部の維持費等にまわすお金を、また別枠で予算化することが解決につながるのではないかと思いますので、そういった今の指摘に対して町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今回の見直しによって、そういうふうな通達が来たということで私も承知しておったんですが、今度検討をしてやり直すとなった場合は、私ちょっと確認していないので申し訳ありませんけども、今回の報酬の支払関係につきましては、たぶんこの上球磨の消防団関係につきましては、同様の考えで消防団は動いたんじゃないかと私は思っているところがございます。ちょっと確認していないので申し訳ございませんが、たぶんそうだったと思います。今御指摘がございましたので、そこらへんは、そちらのほうの動きを見ながら対応していきたいと思ひますし、それから団員不足というところもございませぬので、そこらへんも待遇面はさらに、やはり改善すべきかなあというところもございませぬので、そこらへんもちょっと視野に入れたところで、対応をさせていただければと思ひっているところがございます。

○9番（山下 力君） いわゆる直接支払は時代の流れだと思ひますよ、国からの通知ですから。それはもう実施していただいて、先ほど言ったように、各部の維持費等が不足する場合は、町でみてやると、いわゆる消防団の使命というか、業務は、そういった崇高な精神のもとに行われておりますので、ぜひ改善をしていただきたいと思ひます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 164ページの需用費の中で、被服購入費というのが上がっております。この被服購入費というのは新入団員に充てる部分、それと不具合が生じている団員の方の交換部分だと思ひます。この被服購入費というのは、全部に機能別団員も含めて、4月の第一日曜日ですかね、辞令交付式のときにすべて行きわたっているのでしょうか。第一にそれを伺ひます。

○総務課長（西村洋一君） 新入団員については、入退団式のときにお渡しをしております。全員に渡しているところでございます。古くなったぶんにつきましては、その都度町で在庫しているところもありますので、申し出があったときに対応しているところでございます。

○5番（森山 宏君） その際本町の場合は、ハッピーになっていますよね、というのがこのハッピーというのが、柔道着も一緒なんですけど、ものすごく高額になって、維持していくのも大変だろうと思います。まず注文してもすぐには来ないのが現状だと思いますけども、この被服費というのは、ハッピーのことなんですか。それと活動作業服というのが存在していますけど、そこまで含んだところの被服費でしょうか。

○総務課長（西村洋一君） ただ今の質問につきましては、説明の際も申し上げましたとおり、ハッピーと活動服、それと靴、そういったところまで含まれております。

○5番（森山 宏君） もう一点確認させてください。消防用のヘルメットがあると思います。このヘルメットというのは、耐用年数がちょっと消防の場合記憶がないんですが、普通の作業用のヘルメットというのは、耐用年数があり、また落下とかがあったら、即交換というふうになっております。このヘルメットは耐用年数に応じて交換というふうを考えておられるのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 耐用年数につきましては、まだヘルメットを一つずつ管理して交換等を行っていないところでございます。各部のほうから古くなったので交換お願いしますという申し出に対応しているところでございます。

○5番（森山 宏君） このヘルメットの耐用年数というのは、俗にいう労基法で決まっておりますので、飛来、落下とかいろんな用途に対して耐用年数というのは決まっています。古くなったからではなく、今日おろしたのが、今日ダメになったということもありますので、購入年度で何個というのが分かっていたら、必然的に耐用年数が超えたら、順次、まだよかとぼってんなあといっても、交換していかんばんのが労基法上では定められております。それに脱法するようなことはない方がいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） ヘルメットの労基法が、消防団に適用されるのかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款8消防費の質疑を終わります。

続いて、款9教育費の説明を求めます。

○教育課長（浅田 徹君） 款9教育費について御説明いたします。

165 ページから 198 ページになります。

教育費につきましては、予算現額 5 億 4,324 万 4,000 円に対し、4 億 6,395 万 8,493 円を支出しました。

また、年度内完了が困難であるため、項 4 社会教育費、目 3 文化財保護費において、下里御大師堂保存修理事業など合計 7,035 万 1,000 円を繰越しております。そのため、執行率は 85.4 パーセント、歳出総額に占める割合は、11.6 パーセントとなります。

歳出合計は、令和 2 年度より 9,462 万 611 円の増となりました。その主な要因は、湯前小学校外部改修工事、下里御大師堂保存修理工事、偉人漫画制作事業、新型コロナ対策での事業分などになります。

それでは項ごとに主な決算の説明をします。ページ 165～166 です。

項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費につきましては、教育委員の会議等の報酬、費用弁償など教育委員会運営に要する経費が主なもので、48 万 9,296 円を支出しました。

目 2 事務局費につきましては、3,710 万 8,585 円を支出しました。

ページは 167 ページからとなります。

事務局費は、教育長及び事務局職員の人件費並びに学校 I C T 支援委託料、英語指導助手（A L T）委託料と、各種団体への負担金や補助金が主なものです。令和 3 年度より小中学生夢創出事業、高等学校等通学費補助、小中学校の修学旅行補助並びに入学祝金事業を実施しております。

167～168 ページにかけてです。節 12 委託料に、外国語指導助手委託料として、509 万 5,200 円を支出しました。

令和 3 年度は、アメリカ合衆国からヴァネック・ブライアン先生を派遣頂いており、小中学校をはじめ保育園や生涯学習の方も含め、皆さんに親しまれ、安定した指導をされております。

169～170 ページになりますが、節 18 負担金補助及び交付金において、小中学生を対象とした英語検定の補助を行い、小中学校英語検定料補助金 11 万 1,200 円を支出しました。児童・生徒の延べ受験者 24 名のうち、16 名が合格しております。高等学校等通学費補助金では実人数 49 名に 159 万 9,300 円を支出しております。

目 3 学校施設整備費では、節 14 工事請負費において、湯前小学校外部改修工事として 9,874 万 3,177 円を支出しました。これにより、小学校校舎も今後 40 年間耐用年数が伸びる計算となります。

また、新型コロナ対策事業としまして、中学校放送室改修工事 338 万 9,306 円を支出しております。併せまして学校施設整備費（繰越明許）におきましては、令和 2 年度からの繰越にて、中学校体育館トイレ改修事業としまして委託料と工事請負費 1,511 万 3,371 円を支出しました。

項 2 小学校費につきましては、小学校の維持管理に要する経常的経費が主なものでご

ございますが、令和3年度につきましては、6,236万7,372円を支出しました。令和2年度より1,575万684円の増となります。令和2年度からの繰越事業となりました新型コロナウイルス対策地方創生臨時交付金を財源とした学習者用タブレット等の備品購入、換気扇やトイレ照明、水道水栓のコロナ対策修繕料が増加の要因となります。

目1 学校管理費につきましては、3,799万4,287円を支出しております。令和2年度と比較して639万5,887円の減となります。減の主な要因は、令和2年度の校務システム更新費用、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業の減少分となります。

節1 報酬で児童の検診に伴います学校医報酬、薬剤師報酬並びに、特別教育支援員などの会計年度任用職員の報酬として、1,516万7,223円を支出しました。

次のページ、171ページからになります。

節12 委託料の修学旅行バス運行委託料34万1,400円は、新型コロナウイルス対策としまして、令和2年度に引き続き修学旅行時のバスの台数を増やしたものととなります。

ページ173から174ページをお開きください。

節17 備品購入費備考欄の図書費ですが、59万9,720円を支出しております。中学校も同様となりますが、ふるさと納税寄付金を財源としまして、例年50万円程度であった学校図書館の図書購入費を10万円程度増額し図書を活用した学習の増進を図っております。

目1 学校管理費の繰越明許は、新型コロナウイルス対策事業の繰越分となりまして、節10 需要費においては、校舎内の換気扇修繕、水道水栓修繕校内LANポイントの増設などを実施し、節17 備品購入費においては、学習用タブレット135台、電子黒板等のICT機器を導入しております。

ここで決算議案書の修正をお願いしたく存じます。ページ174ページの小学校費、目1 学校管理費の繰越明許、節12 委託料の備考欄におきまして、校内研修委託料消耗品費との記載になっておりますが、正しくは校内研修委託料となり、消耗品費の文字4文字を削除させていただきたいと存じます。修正をお願いしますこと大変申し訳ありませんでした。

引き続き小学校費の説明となります。

目2 教育振興費につきましては、246万2,176円を支出しました。令和2年度とほぼ同額の支出となっております。節19 扶助費が主な支出となっており、学用品、給食費などの特別支援学級、準要保護児童への補助などで228万2,800円を支出しました。

ページ175から176となります。

項3 中学校費につきましては、5,995万7,627円を支出しました。

令和2年度より1,779万2,835円の増となります。対前年としまして、繰越明許の新型コロナウイルス対策事業1,400万円余りが増加の要因となります。

中学校費は、中学校の維持管理に要する経常的経費が主なものになります。

目1 学校管理費につきましては、4,472万3,192円を支出しました。

節1 報酬で、生徒の検診に伴います学校医報酬、薬剤師報酬及び会計年度任用職員報酬として、1,146万618円を支出しました。

節10 需用費の消耗品費では、教科書改訂に伴う指導書・教材費の購入400万円余りが対前年で増加をしております。

ページ177から178をお開きください。

節13 使用料及び賃借料では、学習環境の整備としまして、教職員用パソコンや電子黒板用パソコン等のリース料が主なものになります。合計で、964万6,995円を支出しました。

節17 備品購入費では、443万1,612円を支出しました。

図書費として、285冊の図書を購入し、59万6,930円の支出をしております。また、ICT関係備品購入費では、令和2年度に引き続き新型コロナ対策臨時交付金を活用しまして、学習者用タブレット60台を導入し325万6,550円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金では、部活動補助金として、陸上部、野球部、ソフトテニス部、柔道部、吹奏楽部の、大会参加料、消耗品代など、52万円を支出しました。

ページ179から180をお開きください。

目1 学校管理費の繰越明許では、令和2年度からの新型コロナ対策事業としまして1,406万1,280円を支出しました。

校舎トイレの室内照明の人感センサー型への修繕、水道水栓修繕、校内LANのアクセスポイント増設などの修繕料338万6,940円、備品購入費ではタブレットで使用する学習支援ソフトウェア、タブレットの充電保管庫、ICT関連周辺機器購入で1,010万7,840円を支出しております。

目2 教育振興費につきましては、117万3,155円を支出しました。

これは、小学校と同様で、節19 扶助費が主なものでございます。

項4 社会教育費につきましては、1億2,353万357円を支出しました。

令和2年度と比較しまして5,241万2,461円の増となります。

増の主な理由としましては、城泉寺トイレ等整備事業と繰越明許予算の下里御大師堂保存修理事業によるものです。

目1 社会教育総務費につきましては、2,535万4,502円を支出しました。

これは、社会教育係の人件費、生涯学習奨励費、各種団体への補助金等でございます。また、令和3年度はB&G財団助成事業の那須良輔偉人漫画制作事業を実施しております。

181ページから182ページをお開きください。

節7 報償費の中で生涯学習奨励費として 103 万 3,600 円を支出しました。生涯学習では 13 教室を開講し、学習者延べ 128 人、出席者では教室開催 223 回年間延べ 1,396 名が受講されました。生きがいを見だし、心豊かな人生となるための学習活動を積極的に行い、仲間作りと自己能力の開発を図るため開講したところです。

また、補助事業を活用し、地域学校協働活動の推進を図る事業の一環として、生徒の学習力向上を目指した、地域未来塾を開講しました。協働活動推進員、未来塾講師謝金等で 53 万 3,600 円を支出しました。

また、B & G 財団の助成事業を活用しまして那須良輔偉人漫画の制作に取り組みまして節 12 委託料で漫画制作業務委託料 399 万 3,000 円を支出しております。那須良輔先生の人生を描いた 105 ページに渡る漫画と資料を掲載し、小中学生などへの配布や湯前まんが美術館のHPに全編無料掲載を行い、教育普及と情報発信等に活用しております。

節 18 負担金補助および交付金では、活動が再開しつつある婦人会や青年団、青少年育成会議、文化協会等へ補助金を交付し、100 万 7,650 円を支出しております。

目 2 公民館費につきましては、1,063 万 7,983 円を支出しております。これは、中央公民館の維持管理費並びに公民分館長委託料、各地区公民館活動に対する補助が主なものでございます。

節 7 報償費では、分館花づくり奨励費として、九つの公民分館に 8 万 9,602 円を支出し、分館の環境美化と親睦を図りました。

ページ 185 から 186 をお願いします。

節 12 委託料においては、町内 26 分館の公民分館長に支払う委託料として、93 万 800 円を支出しました。

節 18 負担金補助及び交付金におきましては、26 分館に分館活動費としまして、194 万 2,910 円を支出し、分館施設整備補助金として 2 分館に分館改修費として 2 分の 1 を補助し、24 万 5,190 円を支出しました。

目 3 文化財保護費につきましては、1,642 万 138 円を支出しました。これは、文化財保護委員の報酬及び費用弁償、国、県、町の指定文化財の維持管理に要する経常的経費、令和 3 年度は城泉寺阿弥陀堂駐車場にてトイレ整備等を実施しております。

節 12 委託料において、文化財管理等委託料として、212 万 4,750 円を支出しました。これは、文化財施設に関する除草や、支障木撤去に伴う費用となります。ページは 187、188 ページになります。節 12 委託料の続きとしまして、ふるさと納税寄付金を財源とした事業で浅鹿野棒踊りを対象とした民俗文化財記録作成委託料 20 万円、城泉寺トイレ等整備工事監理業務委託料として 96 万 8,000 円を支出しました。下里御大師堂保存修理工事設計監理業務委託料は埋蔵文化財調査業務 15 万 2,832 円を除き、1,187 万 5,000 円を

令和4年度へ繰越としております。

節14 工事請負費では、城泉寺トイレ等整備工事として1,259万8,842円を支出しております。委託料と同じく下里御大師堂保存修理工事費として、5,720万1,000円を令和4年度に全額繰越としております。

節18 負担金補助及び交付金においては、本町に存在する無形、有形の文化財の維持管理、継承をして頂いております団体補助として民俗文化財保存継承補助金、20万6,000円を含む、各種補助・負担金で、合計42万6,318円を支出しております。令和3年度に制定しました湯前町文化財振興補助事業を活用して下里区が取り組まれております熊本県指定文化財の木造弘法大師座像修理につきましては修理期間が長く年度内完了が困難なため補助金127万5,000円を令和4年度に繰越としております。

目3 文化財保護費の繰越明許は、下里御大師堂保存修理事業となります。第1期分工事としまして、基礎部分と堂宇本体の小屋組みまでを完了し、設計監理委託料、工事請負費合わせまして5,228万6,732円を支出しております。

ページ189から190ページをお開きください。

目4 美術館費については、1,583万9,002円を支出しました。

これは、まんが美術館に要します会計年度任用職員の報酬と、漫画コンクールに要します経費、絵画等借りに伴う経費が主となりますが、令和2年度と比較し、658万9,092円の増となっております。

那須良輔作品資料のデジタルアーカイブの外注費、美術館での特別展開催費用、新型コロナ対策として美術館展示室等に導入しました空気清浄機の費用などが増の要因となります。

節1 報酬で、令和4年3月より1名の地域おこし協力隊が着任し報酬1月分を支出しております。

節7 報償費の、まんがコンクール入賞賞金等として、94万円を支出しております。令和3年度の風刺まんがコンクールでは、全国各地から544点の応募があり、令和2年度と比較し148点少ない応募となりました。

応募作品の特徴として、前年につづき「コロナウイルス」「東京オリンピック」「海洋プラスチックごみ」「猛暑」や「災害」などをテーマに扱った作品が多くみられました。

節11 役務費におきましては、那須良輔原画作品のデジタル資料化手数料として99万円を支出しております。まんが美術館が所有する機器でスキャンができないA3サイズを上回る206点の作品を電子画像化したもので、文化庁所管の文化芸術振興費補助金を事業財源としております。また、運搬費47万4,558円は特別展で借用しました作家こうの史代先生の原画作品100点余りの美術品輸送費、京都国際MANGAミュージアムより借用しました展示資材等の運搬費が主なものとなります。

節 12 委託料の、まんが美術館運営支援業務委託料 179 万 250 円は令和 3 年度中に学芸員職が退職したため、学芸員補資格所有者を確保している事業者へ業務委託を行い、美術館関係業務全般の支援、那須作品のデジタルアーカイブ化業務などを委託したものです。

令和 3 年度末までに那須原画作品約 7,000 点中、2,700 点余りの電子化が進んでおります。

節 13 使用料及び賃借料では絵画等借上料 132 万円が主な支出となります。京都国際 MANGA ミュージアムからの巡回展示の特別展として 10 月 1 日から 12 月 19 日までの 2.5 か月間の特別展を開催し 72 日間の期間中 388 名の観覧がっております。

また、この特別展の事業財源としましては、公益財団法人熊本県市町村振興協会より市町村振興事業補助金として 50 万 5,000 円を活用しております。

ページ 191 から 192 をお開きください

節 17 備品購入費では、新型コロナ対策としまして美術館用の可搬式空気清浄機 15 台を購入し 268 万 986 円を支出しました。

美術館費の繰越明許では、新型コロナ対策としまして、正面玄関部分に自動ドアを設置し、299 万 2,000 円を支出しております。

項 5 保健体育費につきましては、5,950 万 285 円を支出しました。前年度に対し、376 万 7,349 円の増となりました。

増の主な要因は、令和 3 年度より取り組みをはじめました地域活性化起業人事業の負担金によるものです。

目 1 保健体育総務費につきましては、1,482 万 9,695 円を支出しました。

これは、社会体育係の人件費のほか、スポーツ推進委員の報酬費用弁償、各種スポーツ大会経費、各種団体への補助が主なものでございます。

令和 3 年度は、新型コロナウイルスの影響から、球技大会、町民体育祭などの町主催行事、郡民体育祭も多くの種目で開催が中止となっております。また、上球磨地域で計画をしておりました第 1 回奥球磨駅伝競走大会、第 9 回奥球磨ロードレース大会も次年度以降へ延期となっております。社会体育事業としましては、第 50 回町内駅伝大会、第 69 回球磨一周駅伝大会はコロナ対策を実施したうえで開催がなされております。

節 2 給料から、節 4 共済費までは、職員の人件費になります。

節 7 報償費ではスポーツ推進員 11 名の謝金 42 万 8,000 円が主なもので、定例会議を開催しております。

ページ 193 から 194 をお開きください

節 18 負担金補助及び交付金において、毎年、公認奥球磨ロードレース大会負担金を支出しており、令和 3 年度につきましても、当初予算として、360 万円を計上しております。

たが、新型コロナウイルスの影響により、大会延期が決定されましたので、支出は事務費、資材費等の3万1,825円となっております。また、同じく大会延期となりましたが奥球磨駅伝大会負担金（事務費・資材費分）として、17万5,770円を支出しました。全国スポーツ大会等出場奨励金は、県大会以上に出場した、学生を含む地元の方々の奨励のために創設されました。令和3年度におきましては、全国高校総体、九州中学校陸上大会のほか、軟式野球、トランポリン、空手大会に対しまして延べ選手13名と1団体に、合計、27万6,331円を支出しました。

目2 体育施設費につきましては、1,762万2,159円を支出しました。

これは、海洋センター事務員の報酬、センター管理人賃金等の人件費の他、体育館、プール、グラウンド等の社会体育施設の維持管理に要した経費であります。また、令和3年6月に株式会社ルネサンスと協定を締結し『健康の町づくり』を目的としまして地域活性化起業人制度を活用した取り組みをはじめしております。令和3年7月より大森起業人を派遣いただき、生涯スポーツ振興の支援、高齢者健康教室の運営支援、小学校総合運動クラブやB&G 関連事業の支援といった事業を行っているところです。

節1 報酬から節8 旅費まではB&G海洋センターの窓口業務を主体としました会計年度任用職員1名分の人件費となります。

ページ195から196をお開きください。

節12 委託料において、B&G海洋センタープール監視業務委託料として、173万1,400円を支出しました。また、夜間、休日の管理業務のため、センター管理人委託料として、264万4,376円を支出しました。

節18 負担金補助及び交付金に地域活性化起業人負担金として531万3,060円を支出しました。なお、地域活性化起業人事業の財源制度としましては、起業人に要する経費560万円に対し10分の10の率、起業人発案事業100万円までに対しては50パーセントの率で特別交付税措置がなされる制度となっております。

令和3年度は新型コロナの影響で体育行事の中止が相次ぎましたが、各種運動教室や公民分館でのいきいき運動クラブ活動、介護予防事業等で起業人活動を実施いただいているところです。

目3 給食費につきましては、2,704万8,431円を支出しております。

これは、学校給食センター調理業務委託料及び施設の維持管理に要する経費が主なものです。

節1 報酬と、節8 旅費については、給食運営委員の報酬・費用弁償を支出しております。

また、節10 需用費、並びに、節11 役務費については、給食センター運営のための、経常的経費を支出しています。

ページ 197 から 198 ページをお開きください。

節 12 委託料では、学校給食センター調理業務委託料、1,577 万 4,000 円を支出しました。平成 29 年度から業者委託体制へ変更し、丸 5 年が経過しましたが、安定した業務を行って頂いているところです。

節 18 負担金補助及び交付金において、学校給食費補助金として、318 万 6,940 円を支出しております。

令和 2 年度から、給食費の 3 分の 1 を補助する制度が始まったことによる支出となり、子育て世代の負担軽減に貢献しております。

また、令和 3 年度の給食回数は、小学校 188 回、中学校が 185 回実施しており残食量も非常に少ない状況を維持しております。これからも安全・安心でおいしい給食を提供して参りたいと考えております。

以上をもちまして、款 9 教育費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 2 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただ今、款 9 教育費の説明が終わったところです。

これから、款 9 教育費の質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） ルネサンスから地域活性化起業人として来ていただいているんですけども、任期があと 2 年残っているんですかね、起業人が去られたあとの対応というのは、誰かが引き継いでやっていくのかそのへん分かりませんが、どのような考えをお持ちですか。

○教育課長（浅田 徹君） 地域活性化起業人、事業期間 3 年間となっております、昨年 7 月から着任いただいております、いわゆる地域の方での後継者育成といいますか、そういったものは当然考えております。先日も会議がありましたが、スポーツ推進委員さんとか、あるいは今公民分館で、いきいき 100 歳体操の支援等も行っておられますけども、地域の方々に引き継ぐようなことを今後やっていくということで、計画をされております。

○2 番（西 靖邦君） 体育館等で起業人の方がいろいろ催しもやっておられますけども、そのへんはなくなるわけですか。指導者がいなくなったら。

○教育課長（浅田 徹君） 担当課としましては、継続できる事業は継続したいと思っております。基本的には大森さんの個人的なスキルを用いた教室というのは、3 年間が

期限となっているところでございます。それをどう引き継ぐか、どう次に繋げていくか、そういったことが課題になってこようかと考えております。

○2番（西 靖邦君） ということは、引き継いでいくことは考えているわけですね、せっかくB&Gの体育館でやられている教室とか、即なくなったら意味がないですよ、続けていかないと。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 198ページの給食費で、衛生害虫駆除及び除菌業務委託料ですが、これ前はオゾン発生器のリース料と上がっていたものですかね。

○教育課長（浅田 徹君） 手元の資料で確認できませんので、お調べしてから回答させていただきますと思います。申し訳ございません。

○4番（椎葉弘樹君） 182ページの節7偉人マンガ検討委員会等有識者謝金について、お尋ねします。今現状7万円ここで決算で上げられています。これは当初予算で存目1,000円、6月補正で51万9,000円、ここまでで52万円なんですけど、3月の補正で40万円減額補正されています。そうすると私の計算上は12万円になるんですが、これ7万円ではよろしいのでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 偉人マンガの制作検討委員会は開催しておりまして、大学の先生とかNPO法人の方とか、人吉のどうぎゃんの編集長の方とか、さまざまに御参画いただいておりますけれども、コロナということで会議回数は少なくなっております。決算額としましては、この7万円が事業費となります。

○4番（椎葉弘樹君） 7万円がいいということなんですけど、6月補正で51万9,000円、何度も言いますが3月補正で40万円減額していますと、ちょっと計算が合わない思ったものですから確認しているところです。

○教育課長（浅田 徹君） 補正予算で50万円程度増額したときの見積が課題であったかと思えます。会議回数が半数以上減ったというのもございますけども、最終的に不用額としまして3月補正で余った予算を、減額補正したところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そうしますと3月補正時点では、まだ報酬は支払われていなくて、3月補正の40万円減額したあとに、この謝金が確定して7万円ということになったんですか、私の計算では12万円になっているものですから。これがなんで7万円になったのかの確認でございます。

○教育課長（浅田 徹君） ちょっとお調べしますので、お時間頂いてよろしいでしょうか。

○4番（椎葉弘樹君） その下に節8で旅費があります。当初予算からここには、決算書にはないんですが、偉人マンガ制作にかかる旅費、それと地学協、地域未来塾講師旅費、そして3番目に漫画授業講師旅費、この3つが当初から上げられていたわけですが、

この決算書を見ますとありませんということで、これは特別旅費とか普通旅費のほうに入ってしまったのか、それとも執行されなかったのか、そのあたりの内容について、お伺いします。

○教育課長（浅田 徹君） 地学協分につきましては、まず旅費の中の費用弁償1名分みてあります。議員がおっしゃったやつは、特別旅費の中に含んでいるものと考えます。ちょっと調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○4番（椎葉弘樹君） そもそも当初予算から予算項目として上がっていた項目が、ここでないということは、我々は未執行だったのかなあとというふうに判断してしまいますが、おそらく執行されているんだと思います。そういったところをやはり特別旅費と普通旅費と、当初予算から上がっていた旅費、そのへんの関連性が分かる資料をお示しいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） 先ほどの質問で、まずマンガ制作検討委員会の謝金が、最終補正後に支払われたのかと質問がありましたけども、これは会議ごとに支払いをしております。今御質問のやつは、予算の執行整理簿というのがあります、いわゆる特別旅費の内訳書になりますが、こちらのほうで偉人マンガ制作委員の旅費、それから地域学校協働活動に伴う旅費、そういったものをまとめておりますので、説明欄を特別旅費のひとくくりにした表示となったため見えていないということだと思います。執行整理簿の写しにつきましては、お見せすることは可能かとは思いますが、もしくは内訳書を作れということでしたら作成はできます。

○4番（椎葉弘樹君） この特別旅費にしても、載っていない2つの旅費、偉人マンガ制作と、漫画授業講師旅費、これらの関連性というのは、丸めてしまわれますと、我々は予算の確認ができませんので、まず丸めてもらっては困るなというのが一つ、それとぜひ特別旅費の関連で、金額をどういうふうに調整されているかを御提示いただきたいということ、そして最初に質問した有識者謝金7万円、これも補正予算をした後の金額との整合性、ここについてお示しいただきたいと思えます。

○教育課長（浅田 徹君） 取りまとめて資料を作成しますので、お時間を頂きたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） 198ページの給食費補助金について、お伺いさせていただきます。給食のグレードアップということで最初始められたと思えますけれども、実際、食材の高騰というのが今年になりまして、かなりになってきまして、非常に厳しい状況に近づいているのかなと感じております。去年のぶんは、これくらいでいいのかなと思えますけれども、引き続き続けられる考えであるのかをお伺いさせていただきたいと思えます。

○教育課長（浅田 徹君） まず令和2年度から行っております給食費補助、3分の1

の補助率ですけれども、これは時限の要項ではございませんので継続するものと考えております。食材費高騰につきましては、令和4年度に入ってからのお話で、現在臨時交付金を活用しまして30万円程度、御承認頂いておりますけれども、まだ今後の見通し、ちょっと分かりませんので、今後の対応等はまた世の中の変動に合わせて検討したいと考えます。

○8番（金子光喜君） さまざまな対応で、給食費の値上げということにつなげないような施策をされていると思います。今後どういふかたちで食材の高騰というのが、変化していくのかは分かりませんが、上げないような方向というのを、しっかり検討いただいて、保護者の費用負担というのを抑えていただきたいというのが願いです。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（吉田精二君） 194ページですかね、体育施設費の需用費の不用額が65万円ほど出ております。特に弓道場の件なんですけれども、現場を見てもらいましたように、非常に陥没というか、根太が下がってたりします。早く直してくれという要望も出ていたと思いますが、年度内に修繕はできなかったものか、質問いたします。

○教育課長（浅田 徹君） 体育施設費の需用費におきまして、65万2,000円が不用額となっておりますが、主に修繕料の未執行分でございます。まず修繕料を年度末まで、おおきな修繕が突然発生することに備えまして、予算を個々、残留する傾向がございます。結果3月までにマンパワー不足もございますけれども、執行できなかった部分もあるかと思っております。これは監査の際にも御指摘頂いた部分で、当然反省もしておりますが、必要な修繕というのはたくさんありまして、予算をつけていただいた以上は執行して残額が発生しないようにしたいと思っております。続いて弓道場の修理ですけれども、どのように修理をするか、いわゆるどこまでやるか、内装のみで終わるのか、耐震改修までやるのか、建て替えまでやるのか、まだ修理方針も決まっておらずで、修繕が必要なことは認識はしておりますけれども、なかなか御要望にはお応えできていない状況に、今あるかと思っております。以上です。

○1番（吉田精二君） 御大師周辺、全体計画の中で動くような説明も前あったわけですが、工事の関係で、ほかの整備について1年延びたような話をしております。現在の状況として、道場を使用できるような状態にはありませんので、また現場を見ていただいて、今後の対策を御検討いただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○教育課長（浅田 徹君） まず御大師堂周辺整備につきましては、基本計画を平成28年度に策定しておりますが、その中には事業計画としましては弓道場の建替え、これも検討したところです。当時を振り返りますと弓道の方々と意見交換の場を設けて、建て替えするにしても、ちょっと規模の問題で、最終的な答えが出なかったのが当時の結論であったかと思っております。その中で御大師堂周辺整備につきましては、国土交通省所管の

街なみ環境整備事業、補助率2分の1という補助事業で実施しておりますけども、弓道場は対象とならないということもありまして、今のところ弓道場の建替え、あるいは改修につきましては、計画にないという状態です。ただし先ほど申しましたとおり、現状で使用していただくためには当然修繕が必要というふうには考えております。以上です。

○議長（倉本 豊君） ちょっと休憩させてください。

-----○-----

休憩 午後2時28分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○8番（金子光喜君） 190ページのまんがコンクールの入賞賞金等ということで、お尋ねさせていただきます。課長の説明の中に、私の聞き間違いかもしれませんが、148点応募が少なかったという話だったと思いますけども、少なかったということは、昨年来ほとんど国民全体が巣籠ということで、家におられる時間が長かったのかなということで、応募者数は増えるだろうという想定だったんですが、少なかったということは残念であります。そこで謝金のほうが、特選ですかね、確か一番高いのが50万円だったと思います。そのことが実際、時代の流れによって、その50万円の魅力が薄れてきたのかなということで感じているところです。先生方たちと選考委員会とかされる中で、50万円の最高賞金が本当に妥当なのかという議論はなかったのか、お伺いさせていただきます。

○教育課長（浅田 徹君） 風刺漫画大賞、コンクールですけども、件数の件でいきますと令和2年度が600数十件ありまして、過去、平成4年から開始して以来、3番目の応募作品となりました。これは金子議員おっしゃるようにコロナの巣籠が影響したものと感じます。3年度はそれより減ったわけですけど、ここにつきましては当然詳しい分析はできておりません。それから賞金のほうですけど、最高が50万円、次が10万円、あと図書券等となります。こちらにつきましては、予算査定の際にも見直しの時期が来ているということで、町長からも指示を受けているところですけども、じゃあ具体的にいくらに設定するのか、どういう方向性でやるのかというのは、今決定しておりませんので、令和4年度予算も前年同様というような賞金体系になっております。

○8番（金子光喜君） この漫画コンクールというのは、皆さん御承知だと思いますけれども、湯前町の目玉の一つだと思います。なるべくたくさんの方に応募してもらいたいし、日本全国からすばらしい作品が集まってくればいいなあという願いの中で、作られたコンクールだと思いますので、できますればそのへんの金額の検討というのをしっかり進めていただければと思います。高ければいいというものではないかもしれませんが、創作意欲をかきたてるような金額ができればほしいのかなと感じておりますので、

この答弁は町長にお願いします。

○町長（長谷和人君） まんがを始めて、ちょうど30年でございます、特に今年度の募集のところを実は気にしていたところでした、今の質問でございました。それで、賞金を目当てにという方もいらっしゃるだろうし、それからその年のいろんな風刺によりまして、そこらへんの状況も踏まえたところで、なかなか応募される皆さま方の難易度というのも一つあるのかなと思っております。加えまして、学校ですね、小学校、中学校、高校あたりも、もう少し呼びかける必要があるのかなとちょっと思っているところでございます。おっしゃっている今賞金のお話でございますけれども、始まりましたのが、当時は100万円から始まっておりまして、現在約半分に減ってしまっているということもございます。その点は先ほど金子議員がおっしゃったようなかたちで、来ていただきます審査の先生方ともそこらへんも話をしながら、どういうことで魅力が発信できるのか、そこらへんもちょっと深掘りしなければいけないのかなと、今私も思ったところでございますので、ここはちょっと持ち帰らせていただければと思っているところでございます。

○8番（金子光喜君） ここは扱うことで、いわゆる報道にも取り上げてもらえるだろうし、町の方向性としてしっかり力を入れていくことで、アピールするうえでも必要なことかなと思っておりますので、慎重な検討を望みます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○議長（倉本 豊君） 先ほどの答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時35分

再開 午後2時40分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（浅田 徹君） 先ほどの森山議員の質問で、オゾン発生装置の質問がありましたけれども、2年前にリース期間が終了ということで、オゾンによる除菌等は、現在行っていないということでございました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、款9教育費の質疑を終わります。

続いて、款10災害復旧費の説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 款10災害復旧費につきまして御説明いたします。197ページから206ページまでとなります。

予算現額12億4,458万3,000円に対し4億1,684万2,993円を支出しております。歳

出合計に占める割合は、10.4パーセント、執行率は33.5パーセントとなります。

なお、災害復旧費では、5億9,970万5,000円を繰越明許費とし、9,539万8,000円を事故繰越しとしています。

項1農林水産施設災害復旧費では、1億9,871万円を明許繰越とし、5,060万円を事故繰越しとしています。

項・目ごとに御説明します。

項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費につきまして、節14工事請負費で、令和2年7月豪雨による2箇所の農地災害復旧工事に551万70円を支出し、1箇所の農地災害復旧工事箇所は、年度内完了が困難なため2,837万円を4年度へ繰越しました。

次のページをお願いします。

農地災害復旧費の明許繰越は、節14工事請負費で令和2年7月豪雨による12箇所の災害復旧費に2,351万3,042円を支出しました。

次に、目2農業用施設災害復旧費は5,015万6,426円を支出しました。

節10需用費は、令和2年度の7月豪雨によるもので修繕ができていなかった農道、用水路、排水路等の修繕料として198万2,300円を支出しました。

節12委託料は、令和3年度に発生した2箇所の農業用施設災害復旧工事測量設計業務委託として98万1,200円を支出し、蓑谷地区家屋事前調査業務委託料は、蓑谷ため池災害復旧事業における土砂浚渫工事に起因する運搬時の振動等により損害が生じるおそれのある建物について、配置、現況等の事前調査のため110万6,325円を支出しました。

登記委託料は、仁原地区土捨て場用地の登記委託料として2万9,700円を支出しました。

仮設ポンプ管理業務委託料は、令和2年7月豪雨による牧良地区の被災した用水路において仮設としてポンプの設置と管理業務に127万7,145円を支出しました。

繰越明許費680万円は古城地区土捨て場測量設計業務になり、調査に時間を要し年度内完了が困難なため4年度へ繰越しました。

節14工事請負費は、令和2年7月豪雨による6箇所の災害復旧工事と2箇所の災害復旧工事の前払として4,397万1,315円を支出し、3箇所の農業用施設災害復旧工事箇所は、年度内完了が困難なため1億5,544万円を4年度へ繰越しました。

節16公有財産購入費は、仁原地区土捨て場用地購入費として80万8,441円を支出しました。

農業用災害復旧費の繰越明許は、991万1,030円を支出しました。

節12委託料は、山ノ口土捨て場測量設計業務委託に733万8,161円を支出しました。

節14工事請負費は1箇所の災害復旧費に257万3,142円を支出しました。

不用額782万6,858円は、入札不調によるもので、令和4年に改めて予算化し工事については契約を締結しております。

次のページをお願いします。

目3 林業用施設災害復旧費は、節14 工事請負費で緊急自然災害防止対策事業債による2箇所の工事に前払として290万円を支出し、年度内完了が困難なため810万円を4年度へ繰越しました。

林業用災害復旧費の繰越明許は、節14 工事請負費で、永岡地区治山災害復旧工事に938万1,145円を支出し、国庫補助事業による2路線の林道災害復旧工事のうち契約ができた1箇所については、年度内完了が困難なため5,060万円を4年度へ事故繰越としました。

不用額1億451万8,855円は、入札不調によるものです。なお、令和4年に改めて予算化し一部工事については契約を締結しております。

以上です。

○建設水道長（中園誠二君） 引き続き御説明いたします。

項2 公共土木施設災害復旧費につきましては、3億1,547万1,007円を支出していません。

また、繰越明許費としまして、工事請負費4億99万5,000円を、また事故繰り越しとして、同じく工事請負費4,479万8,000円を、令和4年度へ繰り越しています。

令和2年7月豪雨により公共土木施設においても甚大な被害が発生し、河川においては災害復旧事業として取り組む箇所が、4河川10本、道路においては6路線20本、橋梁が3か所となっており、令和4年8月末時点で、河川8か所、道路7か所の工事が完了しています。残りの災害箇所においても早い復旧に向けて計画的に取り組んでいるところです。

目1 河川災害復旧費につきましては、節10 需用費の修繕料として、応急的な修繕料として、4河川6か所分として、319万4,709円を支出しました。河川内の土砂撤去、流木・倒木撤去などが主なものになります。

節14 工事請負費につきましては、蓑谷川災害復旧工事費及び、牧良川災害復旧工事の前払い金と、203・204ページになりますが、蓑谷ため池災害復旧工事の前払い金として、合計1億351万1,995円を支出しました。なお、繰越明許費として、牧良川災害復旧工事など、4工区合計、6,360万円を翌年度に繰り越しました。

同じく、目1 河川災害復旧費の繰越明許分として、3,351万5,322円を支出しました。節12 委託料として、2河川の測量設計業務委託料として、849万6,002円を、節14 工事請負費として、夜狩内川応急工事及び、大谷川災害復旧工事として、合計2,501万9,320円を支出しました。

なお、竹の谷川災害復旧工事費、3,003万円につきましては、事故繰越として翌年度へ繰り越しました。

目2道路橋りょう災害復旧費につきましては、節10需用費の修繕料として、河川災害復旧費同様に、応急的な修繕として、町道3路線4か所分として、102万5,530円を支出しました。流出した体積土砂撤去や、路面修繕となります。

節14工事請負費においては、町道牧良線橋梁災害復旧工事費として、1,610万4,211円を支出しました。

なお、町道牧良線、町道猪鹿倉横谷線の7工区合計、3億3,739万5,000円を翌年度へ繰り越しました。

同じく、目2道路橋りょう災害復旧費の繰越明許分として、1億5,802万4,556円を支出しました。

205・206ページになります。

節12委託料につきましては、町道3路線の災害復旧に伴う測量設計業務委託料など、合計1億1,350万6,706円を支出しました。

節14工事請負費につきましては、町道6路線の災害復旧工事費として、合計4,446万9,850円を支出しました。

なお、町道猪鹿倉横谷線災害復旧工事第3工区の事業費、1,476万8,000円につきましては、事故繰越として翌年度へ繰り越しました。

節16公有財産購入費は、町道永岡線法面災害復旧工事に係る土地売買として、地目山林の合計面積240平方メートル分の購入費、合計4万8,000円を支出しました。

以上で、公共土木施設災害復旧費の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（西 靖邦君） 202ページの河川災害復旧費の需用費、修繕料319万4,709円上がってますけども、先ほど撤去ということでしたけども、修繕料という表現のしかたでいいんですかね、撤去なのに修繕料というのはおかしいような感じがしますが。

○建設水道長（中園誠二君） 先ほど言いましたように、土砂撤去とか流木撤去、倒木撤去、それ以外にも底張りの修繕とかもやっておりますが、修繕の一部と捉えまして、この項目から支出しているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで款10災害復旧費の質疑を終わります。

お諮りします。款11公債費から款13予備費までを、一括して審議したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認め、一括審議とします。

款 11 から款 13 までの説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 206 ページをお願いします。

款 11 公債費を御説明申し上げます。

令和 3 年度は、2 億 6,681 万 7,280 円を支出いたしております。

歳出全体に占める構成比は 6.7 パーセントになります。金額としましては、令和 2 年度とほぼ同水準となりました。

目 1 元金 2 億 5,844 万 3,228 円、目 2 利子 837 万 4,052 円を支出しました。

267、268 ページを御覧ください。

令和 3 年度末の差引現在高は、合計 28 億 7,780 万 9,000 円となっています。

地方債現在高の状況で、区分の内、令和 3 年度末の差引現在高 E の覧でございますが、区分「6 過疎対策事業債」が、11 億 7,758 万 3,000 円、「11 臨時財政対策債」が、10 億 524 万 6,000 円となっています。

戻って、206 ページをお願いします。

款 12 諸支出金、款 13 予備費につきましては、支出はありませんでした。以上で歳出のすべての説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから款 11 から款 13 までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明を求めます。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 5 7 分

再開 午後 3 時 1 1 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

これから、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類を一括して説明を求めます。

○総務課長（西村洋一君） 歳入について御説明申し上げます。15、16 ページをお願いします。

款 1 町税は、収入済額 2 億 6,362 万 9,939 円で、歳入全体に占める構成比は、5.9 パーセントになります。

前年度と比較して 221 万 5,612 円の減少、ほぼ前年並みでございます。

減収したのは固定資産税でありました。

17、18 ページをお願いします。

款 2 地方譲与税は、収入済額が 3,293 万 7,000 円であり、ほぼ前年と同額でございます。

なお、森林環境譲与税 605 万 7,000 円となっております。

19、20 ページをお願いします。

款 3 利子割交付金は、県民税利子割額を原資としており、13 万 3,000 円を収入しています。

款 4 配当割交付金は、県民税の株式などの配当割額を原資としており、60 万 2,000 円を収入しています。

款 5 株式等譲渡所得割交付金は、上場株式等の譲渡による所得に係る県民税の所得割額を原資としており、120 万 1,000 円を収入しています。

款 6 法人事業税交付金は、道府県が、法人事業税の収入額に 7.7 パーセント、令和 3 年度は 3.4 パーセントですが、それを乗じて得た額を、市町村に対し、従業員数で案分して交付されるもので 163 万 1,000 円を収入しております。

21、22 ページをお願いします。

款 7 地方消費税交付金は、地方消費税を原資としており、消費動向が反映されるところでございまして、8,723 万 3,000 円を収入しています。

款 8 環境性能割交付金は、税制改正大綱により「自動車所得税」が「環境性能割」という税に変わったもので、普通自動車に該当する部分になります。193 万 5,000 円を収入してございます。

款 9 地方特例交付金は、304 万 5,000 円を収入しています。

23・24 ページを御覧ください。

款 10 地方交付税は、18 億 9,459 万円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、42.1 パーセントで、令和 2 年度と比較しますと、1 億 3,122 万 2,000 円の増となっております。

普通交付税 17 億 1,028 万 1,000 円は、令和 2 年度と比較しますと 1 億 9,684 万 9,000 円の増でございます。

特別交付税 1 億 8,430 万 9,000 円は、令和 2 年度と比較しますと 9,372 万 6,000 円の減でございます。特別交付税は市町村合併や災害など特別の財政需要がある自治体に対して交付されるものです。

款 11 交通安全対策特別交付金は、交付がありませんでした。

款 12 分担金及び負担金は、978 万 8,034 円を収入しています。深田 2 地区排水路改修事業、繰越明許分で植木地区用水路改修事業、深田地区排水路改修事業、農地災害復旧事業のそれぞれの受益者分担金を収入しております。

負担金は、児童福祉負担金をはじめ、ゆのまえ保育園入所児童保護者負担金、老人福祉負担金、障害者福祉費負担金をそれぞれ収入しております。

25、26 ページを御覧下さい。

款 13 使用料及び手数料は、5,314 万 2,711 円を収入しています。

項 1 使用料は、目 1 総務使用料、インターネット使用料は、2,133 万 3,155 円を収入しております。

目 4 土木使用料の住宅使用料は、2,727 万 1,390 円を収入しております。現年度の収入未済額が 59 万 6,200 円、過年度分の収入未済額も合わせますと、422 万 9,770 円でございます。職員のほうも徴収には日々努力しております、継続して徴収に努めてまいります。

27、28 ページを御覧下さい。

項 2 手数料、257 万 1,800 円は、目 1 総務手数料の戸籍住民印鑑証明手数料等、目 4 教育手数料の美術館の美術館観覧料 8 万 4,800 円が主なものです。令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により美術館観覧料は少額になりました。

款 14 国庫支出金は、9 億 4,986 万 1,985 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、21.1 パーセント、令和 2 年度と比較して、7,019 万 239 円の減となっています。特別定額給付金給付事業費補助金の減が主な要因です。

まず、項 1 国庫負担金の 4 億 6,316 万 5,958 円を見ていただきますと、主なものは、目 1 民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付交付金、障害者自立支援給付費、障害児通所事業費の国庫負担金、児童手当国庫負担金など、それぞれ収入しております。

29、30 ページを御覧下さい。

目 2 衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として 1,918 万 2,845 円収入しました。

目 3 土木費国庫負担金、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金は、令和 2 年 7 月豪雨災害復旧分で、1 億 1,111 万 6,000 円、繰越明許分で 1 億 3,139 万 2,000 円を収入しました。

項 2 国庫補助金の 4 億 8,477 万 9,961 円を見ていただきますと、31、32 ページをお願いします。目 1 総務費国庫補助金では、非課税世帯に対する臨時特別交付金 5,240 万円ほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,979 万 2,000 円などを収入しております。

目 2 民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金 2,236 万 4,000 円、33、34 ページをお願いします。新型コロナ関係で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 5,186 万 3,000 円を収入しております。

目3衛生費国庫補助金は、感染症予防事業費国庫補助金1,274万6,000円、健康管理システム改修事業費補助金136万6,000円、合併処理浄化槽設置補助金55万4,000円等を、それぞれ収入しております。

目4土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金5,255万円、繰越明許分2,525万円を収入しております。

目5教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金3,030万円、文化芸術振興費補助金273万円、35、36ページをお願いします。繰越明許分642万5,000円を収入しました。

目6消防費国庫補助金は、548万6,000円を収入しました。

項3委託金、191万6,066円は、目1総務費委託金で自衛隊募集事務委託金、目2民生費委託金で、国民年金事務委託金など収入しております。

款15県支出金は、4億4,877万6,875円を収入しています。歳入全体に占める構成比は10パーセントです。令和2年度と比較して1億3,155万5,833円の増となっています。

項1県負担金の1億1,600万3,055円を御覧いただきますと、主なものは、目1民生費県負担金では、子どものための教育・保育給付費県費負担金3,280万6,455円ほか、37、38ページをお願いします。熊本県自立支援医療費負担金、などの障害者福祉費負担金、そして、国保保険基盤安定制度負担金、後期高齢者保険基盤安定拠出金などをそれぞれ収入しております。

項2県補助金の3億2,175万73円を見ていただきますと、主なものは、水防資機材の購入や避難所の整備等に充てました、球磨川水系・減災ソフト対策補助金374万3,000円、城泉寺トイレ整備に充てました、水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金1,000万円、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金954万2,000円を収入しております。

目2民生費県補助金は、節ごとに、社会福祉費補助金、老人福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金、児童福祉費補助金、障害者福祉費補助金を、それぞれ収入しております。

41、42ページをお願いします。

目3衛生費県補助金は、乳幼児医療費補助金52万4,000円、合併浄化槽設置補助金58万1,000円などを収入しております。

目4農林水産業費県補助金、1億4,372万8,193円をみていただきますと、節1農業費補助金で、中山間地域等直接支払交付金2,351万172円ほか、環境保全型農業直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、43・44ページを御覧ください。多面的機能支払交付金2,248万8,792円、豪雨災害での災害復旧事業費補助金4,869万9,000円を収入しております。また、繰越明許分では、農地耕作条件改善事業補助金1,878万8,700円ほか、林業・木材産業振興施設整備事業補助金3,750万円などを収入しております。

45、46 ページにかけてですが、

項3 委託金の 1,102 万 3,747 円ですが、権限移譲事務市町村交付金、県税徴収事務費委託金、戸籍住民基本台帳費委託金、統計調査費委託金、衆議院議員選挙費の県委託金を収入しました。

また、農地中間管理事業業務委託金 205 万 2,514 円を収入しております。

款 16 財産収入は、4,043 万 8,703 円を収入しております。

主なものは、47、48 ページを御覧下さい。目2 利子及び配当金の各種基金の利子を収入し、そして上球磨森林組合配当金 131 万 1,681 円、球磨プレカット配当金 79 万円をいただいております。

項2 財産売払収入、目3 生産物売払収入ですが、木竹売払収入で 3,623 万 5,574 円を収入しました。

49、50 ページを御覧下さい。

款 17 寄附金は、3,623 万 5,574 円を収入しております。令和2年度と比較して、340 万 2,616 円の減となっています。ふるさと納税も自治体間の競争が激化しておりまして、現在、返礼品のアイテム数や窓口となるポータルサイトを増やすなど、対応を急いでいるところです。

款 18 繰入金は、3,389 万 4,545 円を収入しております。

主な増の要因は、福寿荘改修のための補助金の財源として、地域福祉基金 2,260 万円を繰り入れたためでございます。

目7 ふるさと応援基金繰入金の 936 万 1,000 円は、住宅リフォーム・空き家リフォーム補助金等への財源充当を行って活用させていただいたものでございます。

款 19 繰越金は、繰越明許費分を合わせて前年度繰越金は、2 億 9,670 万 8,272 円でございます。歳入全体に占める構成比は、6.6 パーセントです。

53、54 ページをお願いします。

款 20 諸収入は、8,327 万 5,840 円を収入しています。歳入全体に占める構成比は、1.8 パーセントです。令和2年度と比較しまして、2,477 万 3,730 円の増となっております。

項4 雑入は、6,945 万 9,428 円です。

55、56 ページをお願いします。

目4 雑入、節1 過年度収入は、令和2年度児童手当交付金追加精算交付金 35 万 9,333 円など、以下、精算実績に基づく交付金及び負担金をそれぞれ収入しております。

57、58 ページをお願いします。

節2 予防接種等徴収金は、各種検診負担金などの実施に伴う受診者の負担金を収入しております。

節3 雑入の 5,042 万 5,892 円については、B&G防災拠点事業機材配備支援金 1,928

万 802 円、市町村振興交付金 355 万 4,606 円ほか、J T の森造成事業助成金、J R 九州商事の森造成事業助成金、くれないの森造成事業助成金、くま川鉄道再生協議会への職員派遣に伴う他町村負担金などがございます。

59、60 ページを御覧下さい

款 20 町債は、2 億 6,382 万 6,000 円を借入れました。歳入全体に占める構成比は、5.9 パーセントです。令和 3 年度の借り入れは、臨時財政対策債 道路整備債、緊急自然災害防止対策事業債、教育施設整備債、文化財施設整備債、公共土木施設災害復旧債、農林施設災害復旧債です。

以上、歳入の総合計が 45 億 313 万 4,904 円となっております。

続きまして、209 ページを御覧いただきたいと思います。

実質収支に関する調書を記載しております。歳入総額から歳出総額を差引きました差引額が、4 億 9,368 万 7,062 円となっております。

このうち翌年度へ繰越すべき財源の繰越明許費繰越額が 1 億 4,293 万 2,000 円となっております。

これにより、実質収支額が 3 億 5,075 万 5,062 円となりました。

ただし、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額として、1 億円を、財政調整基金に積み立てを行いましたので、繰越金としての額は、差し引き 2 億 5,075 万 5,062 円となります。

それから次のページからですが、財産に関する調書としまして公有財産の状況을載せています。

210 ページは総括表、212 ページから町有林山林の状況、有価証券の状況、出資による権利、それから出資金内訳、出損金内訳等をつけています。

214 ページに物品の自動車の状況を載せています。また、215 ページに基金の状況を載せているところです。

それから 216 ページ以降については、付属書類としまして、主な主要施策の成果を添付しています。内容については、省略をさせていただきたいと思います。

それから 261 ページ以降は参考資料として収入の状況、支出の状況、地方債現在高の状況等の資料を添付しているところです。御参考にしていただきたいと思います。

以上で、歳入全般の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） 28 ページの美術館観覧料について、お尋ねします。令和 2 年度で券売機を導入されております。これによって町内、町外の利用状況も分かるようになってのではないのでしょうか、もしお手持ちで、町内、町外の利用状況が分かりましたら、お知らせいただきたいと思います。

○教育課長（浅田 徹君） 券売機での集計ではございませんけども、令和4年度になりまして、入館者のアンケート調査を行っているところでございます。まだ数百名の回答でございますけども、町内の入館者というのは3パーセント程度にとどまっております。人吉球磨管内が約17パーセント、残る80パーセントが、熊本県内が40パーセント、熊本県外が40パーセント、そういった構成比率になっております。おそらくそれに近い数字になろうかと思っております。

○4番（椎葉弘樹君） この券売機をみたときに、町内、町外、それぞれ300円と書いてあったんですね、町内の利用は、今おっしゃるとおりかなり低いということにして、ただ町内と町外の料金も一緒だったという事実があります。これは平成4年度以降、特別展の料金は変更されていない状況だと認識しております。令和元年の9月の決算審議の際に、この観覧料の更新、改定をされてはどうかという提案をしまして、そのときは町長の答弁として、十分協議、精査したいということでした。そこで町長、教育長のほうに、お伺いしますが、この観覧料の見直しというのは、協議、精査されたのでしょうか。お尋ねします。

○教育長（中村富人君） 現在、まんが美術館の活用計画というのができていて、御存知かと思えます。それが令和3年度でハード面では、なかなか進まない部分がございます。ソフト面については、本年度新たな計画を立てているところでございます。その中で、過去30年間のデータによりまして、いろんなさまざまなデータから考察をして提言をした、そういうような資料を作っておりますが、その中の、いわゆる特別展については、提言の中に、観覧料が30年間見直しがされておりました。条例の中に、位置づけてあるんですが、そこら付近が見直しできておりませんでしたので、そのことについて、今後条例を見直すというふうに、今後の展望の中に記しているところでございます。そういうことで近々、条例等見直して、また議会のほうにお諮りすべきというふうに今考えているところでございます。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 15、16ページですけども、歳入の町税、歳入における最も有力な財源だと思いますが、歳入未済額が944万2,120円生じております。今後とも継続的に滞納整理の強化など歳入確保に向けた取組を実施していただき、期限までに納税した住民との間の不公平を生じることがないように、今後また努力していただきたいと思えます。

○税務町民課長（北崎真介君） 令和3年度はなかなか厳しい数字ではございました。令和2年度があまりにも良すぎまして、令和元年度の水準までは、令和3年度はできたところではございます。今後ともコロナ禍でなかなか住民の方と接することが難しいケースもございますけど、今後とも努力していきたいと思えます。

○4番（椎葉弘樹君） 52 ページの基金の繰入金について、お尋ねします。地域福祉基金繰入金が 2,260 万円、そしてふるさと応援基金が 936 万 1,000 円上がっております。215 ページの基金の繰出をみたときに、この金額の相違があるんですけども、この相違というのは、これはどちらかをみればよろしいでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時 4 2 分

再開 午後 3 時 4 3 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） もう一つ、土地開発基金繰入金というのがあって、これは今回繰入がないんですが、令和 3 年 9 月の町長答弁では、土木工事等において、次年度以降の工事の進捗を早めるため先行取得が必要ということで、基金を残してきたということでありました。この土木工事で先行取得土地というのはあるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 土地開発基金の目的というのが、今おっしゃった部分でございまして、今道路改良工事あたりで予算を上げていますけれども、例えば、新村線がございまして、それから全協の中で、ちょっとお示しをさせていただいたんですけども、国道 219 号に伴います用地交渉がうまくいっていない部分もございまして、そこらへんも可能でございましたら、この土地開発基金を利用させていただけないかというふうなお話をさせていただいているところでございまして、先行取得というかたちで、こちらのほうを、基金を利用させていただければと思っているところでございます。

○4番（椎葉弘樹君） そもそもこの土地開発基金というのは、土地の値上がりしている時代に創設した基金でありまして、すでに熊本県や人吉市など、多くの自治体で廃止をしてきている。これは時代の流れで土地の価格が下落してきているので、先行して取得する必要はないということで、廃止をされたということが示されていまして。本町においても、この基金にずっと残していく意義があるのか、といったところが、当初の目的、設置した目的からちょっと違ってきているのではないかなあということも、毎年度、平成 27 年度以降ずっと言い続けてきているんですが、本町はやっぱりこの土地開発基金というのは、ずっと今後残していくんでしょうか。そうであれば、やっぱり計画的な積立等も、今回 0 円だったんですけど、そういうのも必要であれば、積立も必要ではないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 額が今 6,000 万円でございますかね、ちょっと私今開けてないんで申し訳ないんですけど、その場合に実態が確かでないという部分がございますの

で、そこらへんの金額あたりは、いくらか見直す必要があると思うんですけど、私先ほどこちょっと言ったように、国道 219 号関係については、予算関係、相手方もございましたので、こちらを利用させていただきますということで、土地開発基金で購入したのち、補正予算か当初予算で組み替えて、一般会計の土木費の用地交渉に充てていただくというスキームで思っておりましたので、額については、いくらか 6,000 万円というのは確かに大きい部分があると思いますので、この部分については見直しもあってもいいのかなというふうに思っているところでございます。なお、ちょっと他の自治体みておりませんので、私のほうも可能でございましたら、この部分いくらか私は残させていただけないかと、先行あたりが、突然とそのようなあたりが参ってくるかと、もう一つ今思い出したんですけど、これも全協でお願いしていたところでございますが、まんが美術館の横の土地の部分がございましたので、場合によっては、ここを使わせていただきたいというふうなお話もさせていただいたというところでございますので、ここはちょっと見直しの部分も含めて、私としては、今一度ちょっと検討させていただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑を終わります。

ここで、お諮りします。ただいま、認定第 1 号、「令和 3 年度湯前町一般会計決算の認定について」の審議の途中ですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、9月16日午前10時に開きます。

議事は、決算認定等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後3時48分

第 5 号

9 月 1 6 日 (金)

令和4年第7回湯前町議会定例会

[第5号]

令和4年9月16日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	認定第 1号	令和3年度湯前町一般会計決算の認定について
日程第 2	認定第 2号	令和3年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 3	認定第 3号	令和3年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 4	認定第 4号	令和3年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について
日程第 5	認定第 5号	令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
日程第 6	認定第 6号	令和3年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第 7	報告第 5号	令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 8	議案第49号	物品売買契約の締結について
日程第 9	議案第50号	工事請負契約の締結について
日程第10	議案第51号	工事請負契約の変更について
日程第11	議案第52号	工事請負契約の変更について
日程第12	議案第53号	令和4年度湯前町一般会計補正予算(第7号)について
日程第13	同意第 3号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第14	同意第 4号	湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第15		湯前町選挙管理委員の選挙について
日程第16		湯前町選挙管理委員補充員の選挙について
日程第17		委員会報告(総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会)
日程第18		議員派遣について
日程第19		総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第20		企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第21		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二
3番 遠坂 道太
5番 森山 宏
7番 味岡 恭
9番 山下 力

2番 西 靖 邦
4番 椎 葉 弘 樹
6番 黒 木 龍 次
8番 金 子 光 喜
10番 倉 本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 赤池 昌信 議会事務局長 勘米良 康隆

7. 説明のため出席した者

町 教 育 会 計 管 理 者 教 育 課 長 建 設 水 道 課 長 農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	長 谷 和 人 中 村 富 誠 高 橋 徹 二 園 誠 一 稲 森 一 彦	副 町 長 総 務 課 長 税 務 町 民 課 長 保 健 福 祉 課 長 企 画 観 光 課 長 情 報 統 計 係 長	町 長 富 安 智 詞 西 村 洋 一 北 崎 真 介 高 木 堅 介 本 山 り か 佐 藤 大
---	---------------------------------------	---	---

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和4年第7回湯前町議会定例会、第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和3年度湯前町一般会計決算の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、認定第1号、「令和3年度湯前町一般会計決算の認定について」を議題とし、9月15日の議事を続けます。

ただいま、歳入全般、実質収支に関する調書、財産に関する調書、附属書類の質疑が終了したところであります。

これから本件について総括および補足質疑を行います。

○保健福祉課長（高木堅介君） 椎葉議員から御質問がございました歳出、款4衛生費の中の予防費の委託料、予防接種委託料についてです。お手元に内訳をお配りしておりますので併せて御覧ください。

予防接種委託料が17種類のワクチン等で、合計が970万2,261円となっております。その次、お配りしております2に予防接種補助金の内訳を書いております。合計31万8,750円、それから予防接種に係るその他の経費ということで、需用費、役務費等で14万2,556円。この3つの合計を下に書いておりますが、1,016万3,567円。この合計が主要な施策の成果244ページに書いてございます予防接種事業費になるところでございます。令和4年度決算書では、このあたりも前年度比較と事業費明細の表示も分かりやすい表現にしたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

○企画観光課長（本山りか君） ページ150ページをお願いいたします。こちらの観光費でございますが、節14工事請負費に湯前駅レールウイングモニュメント屋根改修工事につきまして記載があらうかと思っております。この点に関してまして先日の森山議員から頂きました御質問に対しまして、議員の御質問の主旨とは違う答弁をいたしておりました。改めて答弁させていただきます。御質問は、この予算減額と支出済額が同額になっているのはなぜかという御質問だったかと思っております。これにつきましては契約額が当初予算額より少なく済みましたので、令和4年3月議会におきまして契約額に応じた更正減額を行ったため、予算額と支出済額が同額となっているものでございます。大変失礼をいたしました。

○総務課長（西村洋一君） 164ページを御覧いただきたいと思っております。

目3消防施設費の節10需要費のところ、森山議員から消防団のヘルメットの使用期

限について御質問があったところですが、確認しましたところ法律で使用期限を定めているところはございませんでした。ただし耐用年数はありますので、耐用年数につきましては、その商品によって違いますので、統一した耐用年数はございませんでした。当然耐用年数でいきますとメーカーで在庫していたところも、作ったところからの耐用年数ですので、それを守っていればもうすでに来た時には耐用年数が過ぎている場合もございますので、これにつきましては、毎月、消防団、点検をされておりますのでひびが入ったり、明らかにFRP製だったりプラスチック製だったりしますので、悪いやつは町のほうに言っていただきまして交換をして事故がないようにしたいと思いますので、確かに消防団のほう見受けしておりますと、何十年も使っておられる方もおられますので、そういったところは交換を促して事故のないように努めたいと思います。

御質問ありがとうございました。

○教育課長（浅田 徹君） 昨日の椎葉議員の質疑に対する答弁をさせていただきます。決算書議案のページ182ページをお願いします。

款9教育費、項4社会教育費、目1社会教育費の節7報償費及び節8旅費についてであります。

主に那須偉人漫画制作事業についてのお話をさせていただきます。まず節7報償費ですけれども、那須偉人漫画検討委員会等有識者謝金、これにつきましては7万円が決算額になっております。会議回数が3回、有識者が2名×1万円の6万円。偉人漫画完成発表会時に有識者1名参加いただきましたので×1万円。合わせまして7万円となります。

議員御質疑のとおり令和3年6月補正予算で検討委員会等有識者謝金としまして51万9,000円を補正増額いたしまして、令和4年3月に不用額といたしまして40万円を減額しております。予算額が12万円の中で、7万円の執行となります。執行残が5万円ございますが決算書の報償費不用額総額35万1,320円の内数となります。

併せまして3月末に40万円を減額したわけでございますが、昨日の答弁では当初見積が課題であったとお答えしたところでございますけれども、内容修正をさせていただきます、実はこの偉人漫画につきましては、著名まんが家6名の方が、那須良輔先生へのコメントを執筆いただいているところです。この分の謝金が先生方の御厚意により要らないということで、不用となったものでありましたので、減額することができたという次第でございます。大変失礼いたしました。

つづきまして節8の旅費でございますが、特別旅費の決算額21万9,904円という決算額になります。その内訳としましては、地域学校協働活動事業が4万560円。偉人漫画制作に関する特別旅費が16万7,908円。小中学校で実施しておりますまんが授業の講師旅費が1万1,436円。合計しますと21万9,904円になります。

決算書におきまして、節内の予算説明名称をまとめて表示しておりますので、議員御

指摘のとおり個別の事業費が分かりにくいものとなっているかと思えます。

先日の山下議員の御質問の特別旅費の取り扱い、予算書・決算書での備考欄表示につきましては、今後改善しまして対応させていただきたいと考えております。

大変失礼いたしました。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 歳入の3ページから6ページなんですけども、14の国庫支出金、15の県支出金において、合計7億5,043万9,140円予算に計上したとおり確保できていませんが、これは過大見積であったのではないのでしょうか。またその原因と理由をお聞かせ願います。またその補助金確保のための努力が十分に払われたのでしょうか。よろしく願います。

○総務課長（西村洋一君） そもそも予算というのは見積額でございます。国と県に関しては私たちの想像のおよぶところではございませんので、あくまでも前年度、これまでの流れを見越して予算を立てております。またこれに関します予算は、当然要望してはまいります、制度ができたものについてはそれに当てはまる金額できますので、私どもが要望しに行くのは、その先の将来の将来のこのような課題がありますので願いますというような要望に行きますので、要望に行き、今ある補助金がつくとか、そういうものではありませんので、努力をしなかったからつかなかったという表現は、ちょっと違うのではないかと思います。この制度に則って事業費が確定して、それを要望していきますので、その差額はそのようなところだと思います。御答弁になったかどうか分かりませんが、事業費にも連動してきますので、その差額は、これだけください、これで事業しますというわけではありませんので、事業費が固まって、それに対する国の補助金だったり、県の補助金だったりしますので、その差額はそのようなところと御理解いただければと思います。

○2番（西 靖邦君） 予算は予算ですけども、ちょっと開きが7億5,000万円だったら大きいような気がしますよね、まあ2、3億円とか、レベルが昨年度、令和2年度の予算を参考にされたと思いますけど、ちょっと7億5,000万円というのは大きいような気がしますけど。

○総務課長（西村洋一君） 金額が大きく変わった部分は、繰越事業分とかも上がっておりますので、その分の差額もあったところがございます。

○2番（西 靖邦君） 7億5,000万円の差額があるんですけども、補助金の減少に伴う事業規模の調整は適正にされたのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどの答弁に付け加えますと、繰り越した財源の補助金はまだ入っておりませんので、その分の差額がとりあえずあるということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（椎葉弘樹君） 令和3年度決算認定における総括質疑をさせていただきます。令和3年度決算審議をとおしまして、いくつか未来創造ができていないものがあると感じたところです。令和3年度末時点におきましては、例えば農業公社であったり、まんのまちづくり、グリーンパレス、特にアウトドアですね、レールウイング、これは質疑であったのは、奥のスペースの活用とか、あと、ぴかまるをどうしていこうとか、弓道場の質疑もあったところで、そういったところのビジョンや構想というのが示されていないのかなと思います。未来創造によるビジョンや構想を示さないと、目先の事業であったり、点での事業になってしまいがちになります。事業費補助を出し続けることにもつながってしまいます。私が総合計画とか総合戦略で反対した理由というの、一つにこの部分があったところです。町長にお尋ねします。町長は令和3年度までの決算を振り返りまして、未来を創造したまちづくり、うまく今進んでいるとお考えでしょうか。令和2年7月豪雨やコロナの対応もあったため、なかなか進めていないところもあるかと思いますが、そのあたりの答弁を頂きたいと思います。

○町長（長谷和人君） 令和3年度の総括ということだろうと思うんですけども、今椎葉議員がおっしゃったように第6次の総合計画がスタートした年でもございました。それでまず6つでございましたか、柱がございまして、その中でまず1つ目が、命を守る安心安全のまちづくりということでございまして、今おっしゃったような災害復旧対策事業、これ繰越事業も含めまして最重要で最優先の事業として捉えまして、事業を進めてきたところでございました。併せまして災害時の初動体制ということでB&G財団からも補助を頂きまして、重機等の配備もしていただいたところでございました。それから次世代につなぐ持続可能な産業づくりということで、農林商工業の振興、それから観光振興も併せて実施させていただいておりますし、農業振興の特に、担い手の育成関係につきましては、国の農業次世代の投資事業なり、それから町の単独の農業後継者への支援事業なり、それから生産基盤では用水路、排水路の改修工事も実施させていただいているところでございます。それ以外の各種農業施策も講じたところでございます。それから商工業関係につきましても新たに商工業の事業の承継事業というかたちで、創設をさせていただいたところでございます。それからくま川鉄道でございますが、ようやく11月28日から部分運行を開始したところでございまして、この時は本町で出発式も行わせていただいたということでございます。R7年度全線復旧に向けて、住民の皆さまと共に機運上昇を図っていかねばならないと思っているところでございます。それから3つ目でございますけども、ずっと住み続けられる安らぎの住環境づくりということで、生活道路の改良、舗装等もさせていただいているところでございますし、上水道の整備も引き続きさせていただいているところでございます。それから住宅対策とい

うことで、移住定住の受け皿ということで、そちらのほうも整備を進めさせていただいております。それからささえ愛で心温まる福祉づくりということで、多岐にわたります町民の皆さまに対しましての生活実態に困窮されている状況をいくらかでも軽減するというので、福祉分野におきまして、職員体制を整備したところでございます。それから働く世代がスポーツ離れということでございましたので、昨日も質問があつておりますけれども、地域活性化起業人交流プログラムを利用させていただきまして、健康寿命の延伸等も行わせていただいたところでございます。それから地域をつなぐ人づくりでは、未来を担う子どもたちに充実した教育環境が展開できるということで、教育環境もさせていただいております。特にハード事業におきましては小学校の校舎外部改修もさせていただいたところでございます。それからくま川鉄道の復旧の願いを込めまして、くま川鉄道の定期券購入の一部助成もさせていただいておりますし、ふるさと寄附金の財源を活用しまして、小中学校の入学時のお祝い、それから修学旅行費の補助、それから給食費の一部補助などもさせていただいているところでございます。それから湯前まんが美術館に収蔵されております町の重宝、宝でございます那須良輔氏の作品や関連資料を整理保管しておりました、眠っていた昭和の時代の貴重な作品を現代によみがえらせるということで、これもB&G事業を活用させていただきながら、「風を描くひと」ということで、那須良輔物語を作成させていただいております。それから文化庁のアーカイブ事業もさせていただいたところでございます。それから、みんなで描き育むまちづくりでは、光ファイバーを利用した通信事業が、整備後10年以上を経過しているということで、こちらのほうにつきましても本年度、本格的に事業に着手するわけでございますが、無線電波を利用しました防災ラジオなり、光ネットの整備をするということで、方針を決めたということでございます。このように今御指摘がありましたそこらへんの課題というのはまだ残っておりますが、着実に事業のほうは進めてきているというふうに思っているところでございます。課題もまだ残っているということも認識しておるところでございます。ちょっと長くなってしまったところでございますが、以上で答弁のほうを終わらせていただきます。引き続きよろしくお願いたします。

○4番（椎葉弘樹君） 確かに今御答弁いただいた部分については、しっかりと事業実施ができており、評価するところですよ。私が先ほど質疑したのは、できていない部分のまだ課題もあるといったところで示したところですよ。町長はまだ1期目ということで、課題については、まだ種まき状態かもしれませんが、ただやっぱり時代の流れというのは今早くて、人口減少も加速的に進んでおりますので、やっぱりスピード感を持った構想というのはすぐ作れると思いますので、予算は立てられなくても、こういうことをやってみたいというのを町民の皆様にお知らせしながら引き続き事業の展開をしていただきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君） 88ページの委託料の中の非常用自家発電機保守点検委託料40万5,900円上がっております。これは絶対電源を切らしてはいけないサーバーの部分のことかなというふうには考えるんですが、発電機というふうになっているものですから、普通サーバーは蓄電池といいますかバッテリーのようなやつで、停電時はそっちのほうにすぐ非常用電源切り替わる方式を各自治体はとっておられるのか、そういうサーバーを持ち込んでおられる企業も、無停電装置というのを納入されていると思いますけれども、湯前は発電機、発電機というのは停電になってからエンジンかけてするのが発電機なんですよ、ですから無停電装置ではないので、これが保守点検であれば、何で保守点検というのは、自分で保守するだけの点検もありますし、法令で決められる法令自主点検というのもあります。これだけに40万5,900円かけて、総務課というのは確かに発電機ようけい持っておられると思います。役場にもありますし、各防災拠点で20いくつも発電機をやっておられ、各消防にも発電機は全部あります。こういう点検の総括の部分でおっしゃっておられるのか、この内容を説明願います。

○総務課長（西村洋一君） お答えします。町の電算システム、情報化システムのサーバーのところの電源、お見込みのとおりでございます。これにつきましては発電機を2つ用意しておりまして、1つは御指摘のと通りのサーバー室の中で、すぐ電気を送ることができる発電機ですね、それが準備しております。それはおおむねこの施設もそうですが、短時間の発電機、俊敏性というか、停電が起きたときに、すぐ発電ができるものがサーバー室の中で対応しております。もう一つの発電機は庁舎外で、それは短時間ですので、電気が切れたときに、その後また自動で切り替わる発電機が庁舎外で整備しております。これにつきましては、1年に1回の法定の点検代になります。この点検するところも当然どこでもできるわけではありませんので、この金額につきましては、ほかのところのホームページとか、決算の状況をみましたが、うちのは逆に安いのかなと思って確認をしたところでございますが、当然見積を取って正当な金額を出しているところでございます。以上です。

○5番（森山 宏君） ちょっと私も固まっていますので、半分ぐらい理解したんですけども、今課長がおっしゃったのは、結局非常用の瞬時にできる発電機じゃなくて蓄電池のことじゃないんですか、停電時に10分とか20分ぐらいは持ちますよと、発電するんじゃないかとバッテリーのような感じで、蓄電されたぶんをそのまま使う、あとから屋外でとおっしゃるのが普通考えるガソリンを入れて発電する発電機のことかなと、大きいやつでしたらディーゼルになりますけども、本町にはそういう大きい発電機はないので、たぶん小型の非常用の発電機のことかなと、この発電機が法定で保守点検しなければいけないことは知らなかったんですけども、もしもそれをするんだったら莫大な発電

機が、総務課が管理している部分だけでもあると思います。防災拠点になっている発電機は、その対象にならないのか、消防でも使ってはならないですけども、ほとんど出初め式のときに点検するようなものかなと、それで済まされるだけかなと。

○議長（倉本 豊君） 森山議員、もう少し簡潔に言ってもらわないと、逆に意味が分からなくなる。

○総務課長（西村洋一君） 御指摘のとおり、蓄電器と発電機のシステムになります。蓄電器の点検がメインでやっているところでございます。議員御指摘の自主防災システムのそういった発電機のところは、この点検料には入っておりませんので、サーバーだけの蓄電器、発電機の点検というところになります。

○5番（森山 宏君） 確認ですけども蓄電池の部分ですね、この部分の点検代、俗にいうガソリンの非常用発電機、この部分の点検は入っていないということですよ。

○情報統計係長（佐藤 大君） 今の御質問にお答えします。まずサーバー室にあるのが無停電電源装置でUPSというものです。これについては二次発電を行うまでに電気がストップしますとサーバー類がダウンし、正常なシャットダウンができない状況になります。それを防ぐ際に、停電が起こった際にそのまま引き続き電源供給するための蓄電池といわれるものです。こちらは10分間持ちます。その間に屋外にあります20キロワットのディーゼル、約200リットル軽油を入れますけれども、こちらが24時間稼働しますので、これが続いて立ち上がります。そうするとUPSのほうから、10分以内に立ち上がりますので、屋外の発電機から電気が供給されサーバー室の電源が保たれるという仕組みになっております。この2つの保守、メンテの費用が記載のとおり決算額ということになり、佐賀県の専門業者がこちらに来ていただいて点検のほうをいただいているという状況でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 歳出の13、14ですけども、歳出合計の不用額が、2億1,507万9,158円となっております。これは節約により生じたものとか、事業規模の縮小や中止によるもの、予算そのものが過大見積によるものと、いろんなことが考えられます。予算は100パーセント執行されたからよいというものではありませんが、不用額の妥当性は、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 不用額2億1,000万円となっておりますが、実際は1億4,000万円くらい繰り越していますので、実質の繰越は6,000万円程度となります。ですので率に直せば1パーセント程度ですので、繰越額としては妥当、全体に直せばそのようなことになると思います。

○2番（西 靖邦君） 繰越額があるわけですね、6,000万円くらい。

○7番（味岡 恭君） 質問いたします。決算の全体の中に、各部署から出てきている

のが需用費というのが、各課から精算されております。その需用費の中に、私個人では需用費は電気料金や水道費、それからガス費というようなのが需用費という考えでおります。しかし修繕料というのが上がってきております。大きいのでは200万円、300万円超えるところもありますし、上がっていないところは0円もあります。この修繕料というのは、どういう意味での修繕料なのか、内容を説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） 修繕費と申しますのは、工事まで至らない、各課が管理しております施設とか、器具、備品の修繕等、そういったところの修繕ということになります。

○7番（味岡 恭君） しかし金額があまりにも大きすぎるものですから、またあとで全体として聞きますけど、金額が大きすぎると、それとまた小学校の消耗品費が220万円あまり、中学校が670万円あまり消耗品費が上がってきております。そのへんの明細もお尋ねしたいと思います。

○総務課長（西村洋一君） 金額が大きいのは、一つの修繕で200万円とかではなく、施設とか備品を多く管理している課のところは、5万円だったり、10万円だったりの積み重ね、当然修繕と工事の微妙なところはあるかもしれませんが、修繕も車を多く管理しているところであれば車検代とか、そういったところもありますので、その金額の大小は個別の課で違うところがございます。

○7番（味岡 恭君） 土木の住宅課だったですかね、先ほど中園さんのほうから説明がありました。そのへんは大体意味が分かりました。しかし何百万円だと決済しているだけで内容が全く分かりません。説明のときにそういう補足説明をすとか、大きいのがあれば備考欄に、また別の管理費で上げるとか、いろんな方法があるのかなと思います。これではちょっと私たち見ても内容がまったく分かりません。できれば分かるように工夫をしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育課長（浅田 徹君） ただ今の味岡議員からの御質問の中で、中学校費の消耗品費が小学校と比較しますと400万円ほど多いということでありました。こちらにつきましては理由がありまして、中学校におきましては教科書改訂がっております。これに伴います指導書、教材費の購入、このぶんで対前年比よりも400万円ほど増加しているところがございます。

○総務課長（西村洋一君） 修繕につきましても数がかなりありますので、この決算書の中に、すべてを書き込むというのは、無理がちょっと生じると思いますので、次の説明のときからは各課長、主だった大きい金額の説明を入れたいと考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

○7番（味岡 恭君） 今教育課長が話がありましたように、教科書の訂正がいろいろするときでも、おそらくかなりの金額だと思います。そのへんを説明してもらわないと、

こういうふうに使いましたということをはっきり説明してもらわないと、金額を見て消耗品費では、ちょっと私たちも考えつきません。大きい金額だけでもいいですから説明をしていただきたいと、それか別旨に個別に上げて、こういうふう使っていますということ上げてほしいと思います。

○総務課長（西村洋一君） はい、そのようにしたいと思いますが、まず予算のところで大きいところは御説明すると思いますので、その点についても御理解いただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（黒木龍次君） 私はちょっと予算の流用についてお伺いさせていただきます。今回の一般会計の決算書の中で、流用が5件くらいあっております。ですから出し入れがございますので10件というふうなことになるわけでございますけれども、予算流用というのは会計上認められたことですので、あまりやかましく言えないのが実情だと思いますけれども、総務課長としてどういう見解をお持ちか、まずそれをお聞かせください。

○総務課長（西村洋一君） 議員おっしゃるとおり、流用は認められている行為というか、処理でございますので、これについては致し方ないところもあるかもしれませんが、このようなことがないように、予算のときに厳しく中身を確認するとか対応ができないというところがございますので、しかしながらあまりそこを厳しくやってしまうと、じゃあ流用がないように多めに組もうかとか、そういったことにもつながってきますので、そのへんはバランスを見ながら対応していきたいと思います。極力ないようにしたいと思います。

○6番（黒木龍次君） 確かに総務課長がお答えになったとおり、認められた行為ですので、これあんまりやかましくは言えませんが、しかしですね新年度予算を立ててから審議してから、4月から3月までの間、臨時会、定例会合わせて8回か9回程度開催されていると思いますので、不足を生じた場合は、臨機応変にそのあたりで、補正で対応していただくのが懸命な姿ではないかというふうに思っております。

それから消防費の中で、負担金補助及び交付金の中で、県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金というのが、4万1,455円流用して支出がされております。これ年度当初において負担金というのは大体確定しているんじゃないんですかね。

○総務課長（西村洋一君） これにつきましては年度の実績に応じて最終的に請求がきますので、そのぶんが不足したということでございます。

○6番（黒木龍次君） それはぎりぎりになってから通知があって、それによって対応したから流用したということでございますけれども、今後はなるべくこういう流用が発生しないように、補正なんかで対応していただくのが懸命な方法ではないかなというふうに思いますので、今後は配慮をしていただいて、なるべく流用がないように対応して

いただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（金子光喜君） ページ87の情報通信管理費についてお尋ねします。いわゆるWi-Fiについてです。庁舎内のWi-Fiが本町の場合、非常に弱い状況です。先日町のお知らせにもありましたが、新しいブロードバンドの工事が始まりましたという報告がありまして、光環境も変わってくるのかなと思います。情報通信の進んだ現在ですので、町民の方もなかなか庁舎内でのWi-Fiの弱さについては感じておられるのかなと思いますけれども、私たちが使わせていただいているタブレットもWi-Fiが通じないということで、通信事業者さんとの中で契約されているわけですけど、そのへん今後Wi-Fi環境の強化とか計画されているのであればお伺いしたいと思います。ぜひそういうかたちにしたもらったほうがいいのかと思いますけれども。

○総務課長（西村洋一君） 現在インターネット民営化の工事を行っていますが、それに伴いまして協議を行っているところでございます。なおこれまでににつきましては財政厳しい本町でございまして、職員の環境は、住民をファースト、職員のは最後というところで遠慮しておったところもあると想像しているところでございます。しかしながら議員御指摘のとおり、庁舎内のWi-Fi環境とかはもう必須というか、どこの庁舎もやっておりますので、ちょっと早めの検討を行いまして実施したいと考えております。

○8番（金子光喜君） 今後改善の方向で動いていただけるものということで、考えさせてください。それともう1点お伺いさせていただきますけれども、先日新聞報道でありましたけれども、消防車両の無車検での運行というのが発覚しまして、陳謝されているような状況でありました。以前一般質問でも消防車両の管理についてお伺いしたんですけども、なかなか漏れてしまう経緯があるかと思います。そのへん本町の場合は大丈夫なのかということをお聞きすることと、併せて本町所有しております車両の車検の管理状況についてもお伺いさせてください。

○総務課長（西村洋一君） 現在担当が1年間の計画というか、全分団、部の車検の時期を記した一覧表を作っておりますので、そこで管理をしておりますので現時点では漏れるようなことがないというところで状態でございます。

○2番（西 靖邦君） 264ページ、265ページをお願いします。支出の状況2. 物件費、5億2,462万3,000円で、前年度が4億7,249万8,000円です。5,222万5,000円、11.1パーセント増額しておりますが、節減の措置が的確に立てられ十分努力されていることかと思えます。増加した主な経費はどのような項目において、どのような理由があるのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） これはすべての中の会計を確認しないとちょっと分かりませんので、確認させていただきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（西 靖邦君） 216 ページから 260 ページ、主な施策の成果（一般会計）ですけれども、予算執行の実績、データと施策の成果説明書が提出されております。令和3年度における施策の実現を目指して措置された予算執行によって、住民のために成し遂げた効果が一番あったのは、どのような施策だったのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 住民の皆さまに対する効果と申しますと、その受けられた方の感覚でもだいぶ違うところがあると思いますので、なかなかお答えできませんが、これは私的な私個人の感想ですが、一番はやはりコロナでお困りの方々に対する補助、そういったところが一番大きかったのではないかと思います。私が4月から総務課長を拝命いたしまして、町外の会議等に参加した際、町外の方から、事業者の方から湯前町はよかですね、いろんな住民に対する補助が多いように思います。その湯前町のところをほかの町にも今言いよつとですたいという、お褒めの言葉も頂きましたので、一番はやはりコロナ対策は住民に寄り添ったコロナ対策ができたのではないかと実感した瞬間でございました。他町村ではハード事業とかに費やされているところもあったり、いろんな課題があってやっておられますので、本町の場合は住民の皆さまに直結するような補助を、コロナでは行ったと自負しておりますので、その点が一番かなと思います。

○2番（西 靖邦君） 課長言われたとおりに、コロナ対策の効果はすごくあったと思います。湯前町においては。そのほかの効果というのはコロナ対策の効果ぐらいしか考えられないのですかね。

○町長（長谷和人君） 今一番目ということでございましたんですけども、先ほど私、椎葉議員のほうへもお答えしたところでございますが、やはり令和2年7月豪雨災害から災害復旧事業、最優先、最事業ということでさせていただきまして、そしてB&G財団の部分を使いまして重機の配備をしたということで、町民の皆さま方の安心安全という部分については、いくらかでもそこに貢献したんじゃないかなというふうに思っております。加えまして農業関係、林業関係につきましても生産基盤あたりの部分の事業も行いながら、そしてまた子どもたちの学習の場に対しても、いくらかなりの補助も上げさせていただきまして制度のほうも充実を今させて動かしていただいているという部分もあるところでございますので、椎葉議員の先ほどおっしゃった課題点も残っているところでございますが、幸福度を上げるようなかたちで今一生懸命に頑張っているというところでございます。

○総務課長（西村洋一君） 先ほどの西議員の物件費の増えた理由について、お答えしたいと思います。これについてもコロナ関係で、ゆのまえくらし応援券とコロナの感染防止対策の備品等を、かなり多額で購入しております。また非接触型の備品とか、そういったところの購入とかありますので、そのぶんが物件費が増えたというところで御理

解いただきたいと思います。また旅費関係につきましても、3年度ちょっと動きも出てきましたので、そのぶんも増えたり、総合的なところで増えているところでございます。以上でございます。

○2番（西 靖邦君）　ということはもう全般ですね、需用費とか役務費とか備品購入費とか、そのへん全般にわたって増えたということですかね。

○総務課長（西村洋一君）　はいそのとおりでございます。

○議長（倉本 豊君）　ほかにありませんか。

○5番（森山 宏君）　すいませんまた再度確認なんですけど、164ページの消防の備品購入費、私が以前から申し上げている消火栓の立上げ、エルボーっていいですかね、これの接続機ですよ、消火栓ボックスに入れてくれと言っているやつです。これも備品購入費の中には入っているのでしょうか。

○総務課長（西村洋一君）　この件については、議員再三申し上げておられましたので、消防団の幹部会のほうにも当然おつなぎしてあるところでございます。その中で、その採用については見送られたというところが事実でございます。

○5番（森山 宏君）　以前から言っているように消火栓に行くのは、近隣の住民の方なんですよ、消防は積載車の中に、その立上げはちゃんとあります。ただし消防が来る前に近隣の住民の方が消火栓をつないで、自分でしてくれなつとですよ、そういう事例が私が知っている地区でありました。逆にそこがあまりにも深いので、ようしなはったなあという感じで、それを取る時にもおうじょうしたので、消防団員の方は、それを持っておられるのでいいんですけど、消防ポンプが行く前にするのが地元の近隣の方が消火栓につないで消火栓ボックスからしてくんなつとですよ、ですからそこをずっと言っているんですけど聞くのは消防団じゃなくて、せめて自主防災とか区長さんなりに聞かれて、できれば担当部署も言っている確認ですね、ボックスを開けて確認して、ああこれ深かよなという確認なんかもしていただき、できたら実際やってないんだったら、それをせめて点検だけでも区長さんをお願いするとかして、消防をお願いするんじゃなくて住民目線での点検をしていただくようにお願いします。

○総務課長（西村洋一君）　はい、今一度検討させていただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君）　ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君）　ないようですので、以上ですべての質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、認定第1号、「令和3年度湯前町一般会計決算の認定について」を採決し

ます。この採決は、起立によって行います。認定第1号、令和3年度湯前町一般会計決算の認定について、認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長(倉本 豊君) 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

ここで、議長席を副議長と交替するため休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

-----○-----

○副議長(金子光喜君) 議長席を交替しました。会議を続けます。

-----○-----

日程第2 認定第2号 令和3年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について

○副議長(金子光喜君) 日程第2、認定第2号、「令和3年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○税務町民課長(北崎真介君) 皆様改めましておはようございます。認定第2号、令和3年度湯前町国民健康保険特別会計決算について説明いたします。

国民健康保険は、平成30年度から、国民健康保険法の一部改正により、県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、町は、資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っています。今後も、県と連携しながら、安定した運営となるよう努めてまいります。

本町国保の加入状況は、年度末時点で世帯数573世帯、被保険者数907人です。人口に占める割合は24.8パーセントとなっています。近年の被用者保険の適用緩和や後期高齢者医療保険制度への移行などの影響により、減少傾向にあります。

かかる医療費については、令和2年度より一人当たり4万5,052円増加の41万6,965円となりました。10年前の平成23年度34万1,220円と比べますと、7万5,745円ほど増加しています。加入者数は、年々減少傾向にありますが、かかる医療費については、平成27、28年度の水準と同等となっている状態です。

団塊の世代といわれる方々が後期高齢者医療に移行され始めておりますが、それにつれ、被保険者数が減少しております。そのため、少数の加入者の方でも、大きな病気になると、医療費が大きく振れる可能性もありますので、今後も加入者への適正な受診、早期発見につながる健診の受診を推進していきたいと思っております。

では、決算書の19ページ、20ページをお願いします。

事項別明細書の歳出から説明致します。

款 1 総務費については、支出済額 1,161 万 9,283 円となりました。職員の人件費、賦課徴収、国保運営協議会にかかる経費など、事務的経費への支出が主なものになります。

目 1 一般管理費、節 12 委託料については、令和 2 年度税制改正に伴う国保システム改修委託料 105 万 6,000 円を支出しました。

これは、税制改正による個人所得課税の見直しに伴い限度額認定証の適用区分の判定処理の改修で、更に国民健康保険税の賦課計算における基準総所得金額算出に用いる基礎控除額の算出方法の見直しも含んでおります。

節 18 負担金補助及び交付金には、オンライン資格確認等運営負担金 2 万 400 円を支出しました。令和 2 年度は 3 月から開始となり、一月分の負担でしたが、令和 3 年度は一年分となります。

21 ページ、22 ページになります。

款 2 保険給付費については、支出済額 3 億 425 万 1,371 円を支出しました。

項 1 療養諸費については、医療機関等へ入院や外来、調剤等に係る費用の支払いに充てるもので、個人負担分を除いた額、2 億 6,573 万 2,497 円を支出しました。前年度比 2,348 万 7,943 円、9.7 パーセントの増となりました。医科、歯科、調剤、療養費全部の分野で増加しています。

1 人あたりに換算しますと、28 万 1,496 円となり、前年度比 2 万 8,631 円、11.32 パーセントの増となっています。

23、24 ページになります。

項 2 高額療養費については、支出済額 3,717 万 8,244 円となりました。前年度比 499 万 564 円、15.5 パーセントの増となっています。令和 2 年度と比較して、延べ件数 71 件の増があり、その中には、新規の方、重症化はしておらず長期化した方もいらっしゃいますが、1 件の高額な手術、治療があり、突発的な上昇が大きな要因と考えております。

項 3 出産育児諸費については、25、26 ページをご覧ください。

出産育児一時金 3 名分、126 万円を支出しました。

参考ですが、令和 3 年度の本町の出生者数は、17 名となっています。

項 4 葬祭諸費については、8 万円支出しました。3 年度中に亡くなられた方が 93 名おられました中で、国保対象者 4 名分を支出しました。

項 5 移送費については、支出はありませんでした。

款 3 国民健康保険事業費納付金については、歳入にあります保険給付費等交付金の交付に要する費用等に充てるために、県に納付するものです。県が、市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分し、決定することになっています。支出済額 1 億 1,514 万 2,393 円となりました。

内訳としては、

項1 医療給付費分 7,873万9,722円、27から8ページになりますが、
項2 後期高齢者支援金等分 2,640万8,366円、
項3 介護納付金分 999万4,305円となりました。

款5 保健事業費については、907万9,257円となりました。

項1 特定健康診査等事業費については、40歳から74歳までの方を対象とする特定健康診査に関する経費として、458万1,261円を支出しました。

本年度においては、対象者709名のうち396名が受診され、その実施率は55.9パーセントになりました。昨年度に比べ、3.0パーセント増加しました。国の目標値60パーセントとなっておりますので、本年度では4.1パーセントの増が必要であった事になります。

例年5月に実施しております集団検診では、総合検診を含めがん検診と特定検診を一体的に進めながら、同時に歯周疾患検診の体制も整え、実施しました。

29ページ、30ページをお開けください。

項2 保健事業費については、449万7,996円を支出しました。

目1 保健衛生普及費、節12 委託料に、国保保健指導事業委託料として342万7,325円を支出しました。令和元年度から引き続き実施しているもので、全額、国の特別交付金対象となっております。特定検診の未受診者へ、人工知能を活用して、過去の健診や病院等の受診状況や履歴を分析し、令和3年度受診分の計3回の受診勧奨通知を行いました。新型コロナウイルスの影響が大きく、実施率は微増に留まりましたが、今後も受診増につながるような取り組みを進めていきたいと思っております。

次に、款6 基金積立金については、

31ページ、32ページをお開きください。国民健康保険給付基金の定期利息分となる5,063円を支出し、基金に積立てました。

基金残高は、年度末現在で、1億182万8,732円となりました。

款7 諸支出金については、目1 一般被保険者保険税還付金6名分24万5,700円を支出しました。社会保険事務所の指導と思われませんが、社保離脱による国保資格取得を事業所が遡って取り消したため、その期間相当分として、1名分12万3,400円、同じく社会保険への遡及加入により、それからの国保資格が喪失となった期間対応分1名分8,300円、また、所得の更正をされた4名分11万4,000円をそれぞれ還付しました。

目4 国庫支出金返還金では、令和2年度災害等臨時特例補助金が確定したため、超過して交付されていた分の返還金として、9万7,000円を支出しました。

また、目5 一般被保険者還付加算金は、目1の一般被保険者保険税還付金に対応して、2,200円を支出しました。

目7 県支出金返還金では、33、4ページになります。

令和2年度保険給付費等交付金が確定しましたので、超過交付分32万6,000円を返還しました。

歳出の総額は、予算現額4億4,816万7,000円に対し、支出済額4億4,076万8,267円となり、執行率98.3パーセントとなりました。前年度比では、2,112万2,839円、5.03パーセントの増となりました。

続きまして、歳入の説明を致します。事項別明細書の9～10ページをご覧ください。款1国民健康保険税については、調定額1億708万2,223円に対し、収入済額8,756万7,348円、徴収率は、現年課税・滞納繰越分を合わせて81.78パーセントとなり、前年度比で1.04パーセント上昇しました。

調定額は、前年度比216万7,576円、2.07パーセントの増、収入済額は、前年度比285万6,674円、3.37パーセントの増となりました。増の主な要因は、被保険者数の減にも関わらず、所得の増によるものです。

転出後、転居を繰り返され、還付が出来なかった例が、1件ありますが、現在処理は済んでおります。

収入未済額は、1,951万4,875円となっており、前年度より5万8,843円の減となりました。令和2年度は新型コロナウイルス関連の交付金等の影響もあり、所得がある程度維持され、収納状況が良好でした。令和3年度も多少の影響もあり、ほぼ横ばいとなり、心配された反動はございませんでした。今後も減少させていけますよう、徴収業務を進めてまいりたいと思います。

款2使用料及び手数料につきましては、
目1督促手数料、節1督促手数料として3万3,500円を収入しました。

11ページをご覧ください。

款4県支出金については、収入済額3億2,264万7,833円となりました。

項1県補助金、目1保険給付費等交付金、節1普通交付金では、3億117万1,883円を受け入れました。

これは、町が医療機関等へ国保連合会を經由して支払う医療費等を含む療養の給付費等に要する費用や国保事業に要する費用を、全額県が負担することになっているため、交付されるものです。

節2特別交付金では、2,147万6,000円を受け入れました。

これは、市町村の事情によって交付されるもので、国保税の収納率や特定検診の受診率や特定保健指導の実施率の向上など点数化されたものを基に配分され、また、特定検診や保険事業に要した経費を含めて交付されたものです。

款5財産収入については、節1、目1利子及び配当金に、国民健康保険給付基金積立金の利子5,063円を収入しました。

次に、款6繰入金については、収入済額4,212万9,860円、前年度比215万1,805円、4.86パーセントの減となりました。13ページをご覧ください。

保険基盤安定繰入金等、保険税軽減分、事務費などの国保会計の負担軽減の目的のもので、国、県、町の負担による一般会計からの法定内での繰入となっております。

款7繰越金については、項1繰越金、目1前年度繰越金、節1前年度繰越金に3,541万7,871円を受け入れました。前年度比747万6,481円、26.8パーセントの増となりました。

款8諸収入については、収入済額101万2,048円となりました。
内訳は、15ページになります。

項1延滞金及び過料に、一般被保険者の延滞金分として28万7,000円、項2預金利子に、普通預金利子として394円を収入しました。

項4雑入では、17ページになります。

目5一般被保険者返納金は、収入済額3件分で4万7,159円となりました。この返納金は、他の被用者保険等に加入して国保の資格を喪失していたにもかかわらず、その後も、国保で受診していたことにより発生した3名分の医療費4万5,689円、及び不適切な医療費の請求1名分1,470円となる国保負担分を返納されたものになります。

目7雑入に、令和2年度において、概算で支払っていましたが2月診療分の医療給付費の清算金として、67万7,495円を受け入れました。

歳入合計は、調定額5億832万8,448円に対し、収入済額4億8,881万3,573円となりました。収入済額、前年度比で3,375万274円、7.42パーセントの増となりました。

35ページをお願いします。実質収支に関する調書になります。

表中、3.歳入歳出差引額、5.実質収支額ともに、4,804万5,306円となり、令和4年度へ繰越しました。

続きまして36ページ、財産に関する調書の4基金については、令和3年度末現在で、1億182万8,732円を保有しています。

次に「国民健康保険事業の状況」として、37ページから39ページにかけて、付属書類を添付しております。参考にご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくごお願い致します。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号、「令和3年度湯前町国民健康保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第3号 令和3年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について

○副議長（金子光喜君） 日程第3、認定第3号、「令和3年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○建設水道課長（中園誠二君） 認定第3号、令和3年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について御説明いたします。

9ページ、10ページをお願いします。

款1下水道事業費につきましては、予算現額2,264万3,000円に対し、支出済額 2,256万8,708円となりました。

目1下水道事業費につきましては、人件費、物件費及び整備・管理に要する経費が主なものです。

節18負担金補助及び交付金は、球磨川上流流域下水道促進協議会負担金13万480円をはじめ、その他各種協議会負担金となります。

節26公課費につきましては、消費税として、令和2年度確定申告分662万円を支出しました。

令和2年度会計による消費税支払い額は146万3,800円であり、令和3年度での支払いが高額となっていますが、例年は中間納付により、翌年度納めるべき消費税を現年度予算にて予納しておりますが、令和2年度においては7月豪雨の影響により、税務署の指導により、納期限が延長され中間納付が発生しなかったことによるものです。例年支払う額は、400万円ほどで安定しているところでございます。

款2下水道維持管理費につきましては、予算現額4,267万6,000円に対して、4,247万7,889円を支出しました。

11、12ページを御覧下さい。

目1公共下水道維持管理費につきましては、公共下水道の維持管理に要する経費を支出しています。

節12委託料では、マンホールポンプ11ヵ所分の保守管理委託料130万1,520円を支

出しています。

節 18 負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流浄化センターへの維持管理分としまして、流域下水道維持管理負担金 3,663 万 556 円を支出しています。

また、下水道接続補助金は、新築新設 3 件分と、合併浄化槽からの切り替え 1 件分、66 万円を支出しています。

款 3 基金積立金につきましては、下水道事業基金積立金利子 4,891 円を積立てました。基金の現在高は、9,770 万 5,654 円になります。

13、14 ページをお願いします。

款 4 公債費につきましては、8,677 万 4,490 円を支出しました。

目 1 元金で、下水道事業債の償還元金 7,440 万 9,376 円。目 2 利子としまして、下水道事業債利子 1,236 万 5,114 円を支出しています。

款 5 予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に歳入について御説明いたします。5、6 ページを御覧ください。

款 1 使用料及び手数料は、5,780 万 9,210 円の収入となりました。

項 1 使用料、目 1 下水道使用料、節 1 現年度分につきましては、調定額 5,809 万 5,730 円に対し、収入済額 5,766 万 3,990 円となりました。徴収率は 99.3 パーセントです。なお、収入未済額は 43 万 1,740 円となります。

節 2 過年度分につきましては、収入済額 10 万 6,320 円で、収入未済額は、132 万 6,903 円となっています。徴収率は 7.4 パーセントです。

項 2 手数料、目 1 下水道手数料、節 1 事務手数料は、指定工事店登録 1 件分、1 万円を収入しました。

節 2 督促手数料として、2 万 8,900 円を収入しております。

款 2 繰入金につきましては、節 1 一般会計繰入金としまして、7,880 万 2,000 円を収入しております。

項 2 基金繰入金につきましては、66 万円を収入しています。

これにつきましては、接続補助金のための基金取崩し分となります。

なお、款 2 繰入金におきまして、補正予算計上により、合計 1,153 万 1,000 円の減となっております。これにつきましては、当初、公営企業会計移行業務委託の財源を、一般会計と基金繰入から充当する予定でしたが、移行業務に係る費用を起債借り入れを行うことが可能であり、財源の校正を行ったものです。

款 3 繰越金につきましては、前年度からの繰越金 461 万 7,651 円となります。

7、8 ページになります。

款 4 諸収入につきましては、雑入としまして、預金利子 177 円を収入しております。

款 5 町債につきましては、公営企業会計適用債として、1,100 万円収入しました。

先ほど御説明いたしました、款2繰入金の補正減額分となります。

款6財産収入につきましては、節1利子及び配当金としまして、下水道基金の積立金
利子4,891円を収入しております。

歳入合計は、1億5,289万3,929円になります。

次に、15ページをお願いします。

実質収支に関する調書につきましては、歳入総額から歳出総額の差引額が106万7,951
円、実質収支額が、同額の、106万7,951円となります。

16ページは、財産に関する調書を、17ページからは、附表としまして、公共下水道事業
内容、18ページに下水道建設事業負担区分表、19ページに地方債現在高の状況、20ペー
ジに償還計画表を添付しています。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第3号、「令和3年度湯前町下水道事業特別会計決算の認定について」
を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しまし
た。

-----○-----

日程第4 認定第4号 令和3年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について

○副議長（金子光喜君） 日程第4、認定第4号、「令和3年度湯前町介護保険特別会
計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○保健福祉課長（高木堅介君） 認定第4号、令和3年度湯前町介護保険特別会計決算
について、御説明いたします。

まず、令和3年度末時点における第1号被保険者数は、1,631人、そのうち要介護要支
援認定者数が287人、認定率は、17.6パーセントという状況となりました。

また、認定者287人のうち、介護サービス受給者は281人で介護給付費は、6億15万1,686
円、受給者一人当たり給付費は213万5,771円となりました。

令和4年度補正予算（第2号）において御説明いたしました。令和3年度の介護給付費および地域支援事業費の実績確定により、令和3年度の介護財政は、704万9,701円の黒字となり、介護給付基金に積み立てることができました。

また、今後も介護予防事業を推進しながら、健全な介護保険事業の財政運営に努めてまいります。

それでは、歳出から御説明いたします。

歳出総額は、予算現額6億8,609万2,000円に対し、6億6,606万2,975円を支出しました。令和2年度と比較して、225万1,008円の増であります。

増の主な要因は、保険給付費の増であります。

事項別明細書、21ページ、22ページを御覧ください。

款1総務費につきましては、2,626万1,859円を支出しました。

以下、主なものを項または目ごとに御説明いたします。

項1総務管理費、目1一般管理費は、介護保険係2名の人件費のほか制度改正に伴うシステム対応委託料など、1,551万8,716円を支出しました。

24ページを御覧ください。項2徴収費、目1賦課徴収費は、65歳以上の第1号被保険者の保険料賦課徴収にかかる経費として19万2,158円を支出しました。

項3介護認定審査会費、目1認定審査会等費は、介護認定調査員及び事務員報酬、節11役務費の主治医意見書作成手数料、節18負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会負担金など、介護認定調査にかかる経費、1,045万4,785円を支出しました。

26ページを御覧ください。項4運営協議会費、目1運営協議会費は、本町の介護保険事業の運営に関する事項を審議していただく、湯前町介護保険運営協議会にかかる経費として9万6,200円を支出しました。

款2保険給付費は、6億15万1,686円を支出しました。令和2年度と比較して、1,125万3,094円の増となります。

増の主な要因は、短期入所生活介護サービス、老人保健施設サービスの利用者増であります。

項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費は、要介護認定の方が利用された介護サービス費用のうち、利用者負担分を控除した原則9割、所得段階に応じて8割または7割を給付するものであり、5億3,810万2,088円を支出しました。

介護サービス区分ごとの給付費では、在宅の被保険者に対する居宅介護サービス給付費が令和2年度と比較して約1,000万円増の2億2,290万5,807円を支出しました。

増の主な要因は、訪問介護や訪問看護、通所介護、短期入所生活介護の利用増であります。特に短期入所生活介護、ショートステイの利用が大幅な増となりました。

また、施設介護サービス給付費は、令和2年度と比較して約410万円増の2億5,586万

5,720円を支出しました。

増の主な要因は、シルバーエイトなどの介護老人保健施設の利用増であります。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス等諸費は、要支援認定の方が利用された介護予防サービス費用のうち、利用者負担分を控除した原則9割、所得段階に応じて8割または7割を給付するものであり、1,083万1,355円を支出しました。令和2年度とほぼ同額の支出となりました。

介護予防サービス区分ごとの給付費では、在宅の被保険者に対する介護予防サービス給付費が令和2年度と比較して約60万円減の875万2,790円を支出しました。

主な給付費の内訳は、介護予防通所リハビリテーションや訪問看護、福祉用具レンタルの利用などにかかる給付費であり、令和2年度は訪問看護および有料老人ホームの利用は増となりましたが、訪問リハビリや短期入所生活介護などの利用は減となりました。

28ページを御覧ください。

項3 その他諸費、目1 審査支払手数料は、介護サービス事業所からの介護給付費請求に係る審査支払手数料を年間8,118件分、57万8,804円支出しました。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス等費は、要介護または要支援認定の方が一月に支払われた利用者負担について、一定の上限額を超えた場合、その超過分を申請により払い戻す高額介護サービス等費1,381万1,982円、および介護保険と医療保険の年間の自己負担額を合算し、一定の限度額を超えた場合、その超過分を申請により払い戻す高額医療合算サービス費148万7,387円を支出しました。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税世帯等の低所得の方が施設サービスや短期入所サービスを利用する際に、食費と居住費負担に限度額が設けられており、その限度額を超える部分を補足給付するもので、3,534万70円を支出しました。施設介護サービスと連動するものであり、令和2年度と比較して約240万円の減となりました。

款3 財政安定化基金拠出金は、支出がありませんでした。

款4 地域支援事業費は、2,915万1,854円を支出しました。令和2年度とほぼ同額の支出となりました。地域支援事業は、高齢者の介護予防を図るとともに、要支援・要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援体制の構築などを一体的に推進するものです。

30ページを御覧ください。

項1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目1 介護予防・日常生活支援サービス事業費は、「介護予防・日常生活支援総合事業」通称「総合事業」と呼ばれる事業にかか

る経費で、運動機能や認知機能など 25 項目の基本チェックリストにより総合事業対象者と判断された方を対象に、介護予防のための訪問型サービス、通所型サービスを提供するものであり、836 万 9,294 円を支出しました。令和 2 年度と比較して約 250 万円の減となりました。減の主な要因は、会計年度任用職員人件費の減であります。

節 18 負担金補助および交付金は、総合事業対象者などのホームヘルプサービス利用にかかる、第 1 号訪問事業負担金およびデイサービスの利用にかかる第 1 号通所事業負担金を、合計 805 万 2,399 円支出しました。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費は、総合事業対象者のケアプラン作成にかかる経費、介護予防ケアマネジメント委託料 155 万 3,290 円を支出しました。

32 ページにかけて、

項 2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者と、その支援のための活動に関わる人を対象に、高齢者の状態把握や介護予防活動の普及・啓発、介護予防運動教室の実施、地域における介護予防活動の支援などに係る経費 68 万 5,480 円を支出しました。

項 3 包括的支援事業・任意事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料や家族介護支援事業にかかる経費など 1,849 万 1,565 円を支出しました。

令和 2 年度と比較して、約 260 万円の増となりました。増の主な要因は、人員体制強化に伴う上球磨地域包括支援センター事業委託料の増です。

目 1 包括的支援事業費は、上球磨地域包括支援センター事業委託料 686 万 7,567 円を支出しました。

上球磨地域包括支援センターでは、令和 3 年度からリハビリテーション専門職として理学療法士を新たに 1 名配置し、先に説明しました総合事業における訪問型サービスを中心に通所型サービスにおける運動指導などに取り組み、介護予防の体制強化を図ることができました。

目 3 任意事業費、節 19 扶助費は、家族介護用品支給事業 62 万 5,643 円を支出しました。

令和 3 年度は、支給要件に該当する対象者 16 名に対し、紙おむつなどを支給し経済的負担の軽減を図りました。

目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的に実施する事業であります。上球磨地域包括支援センターへの委託に加え、球磨圏域全体での取り組みについて人吉球磨 10 市町村共同で医師会にも委託し、委託料および負担金を、合計 164 万 4,289 円支出しました。

34 ページを御覧ください。

目 5 生活支援体制整備事業費は、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進などを目的とし、生活支援コーディネーターの配置や地域資源の開発等を行う事業として、湯前町社会福祉協議会に生活支援コーディネーター業務委託料 631 万 3,000 円を支出しました。

目 6 認知症総合支援事業費は、認知症の早期診断・早期対応や認知症ケアの向上等の体制整備を図ることを目的とし、認知症に関する相談対応や複数の専門職で構成する認知症初期集中支援チームによる支援などを行う事業として、上球磨地域包括支援センターへの委託料など、合計 156 万 2,550 円を支出しました。

目 7 地域ケア会議推進事業費は、地域の多様な関係者による検討の場を通じて、多職種連携・協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築や地域課題の把握などを推進する事業として、上球磨地域包括支援センターへの委託料 145 万 1,342 円を支出しました。

款 5 基金積立金は、介護給付費と地域支援事業費にかかる令和 2 年度実質収支による余剰金 393 万 8,790 円と、基金利子 1,225 円の合計 394 万 15 円を積み立てました。

36 ページを御覧ください。

款 6 諸支出金は、令和 2 年度の介護給付費および地域支援事業費について、実績に基づく精算のため、国・県・支払基金及び一般会計への返還金を支出しました。

款 7 予備費は、支出がありませんでした。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入総額は、予算額 6 億 8,609 万円に対し、6 億 9,043 万 1,648 円を収入しました。令和 2 年度と比較して、1,171 万 3,745 円の増であります。

増の主な要因は、介護給付費の増に伴う介護給付費財政調整交付金、支払基金交付金の増であります。それでは、主なものについて御説明いたします。

事項別明細書、9、10 ページを御覧ください。

款 1 保険料は、調定額 1 億 376 万 3,094 円に対し、収入済額 1 億 282 万 9,562 円、徴収率 99.1 パーセントとなりました。

また、収入未済額は、令和 2 年度と比較して 10 万 9,698 円増の 93 万 3,532 円となりました。

現年度分の特別徴収保険料は徴収率 100 パーセント、普通保険料は徴収率 94.4 パーセント、収入未済額は、37 万 4,220 円となりました。

滞納繰越分については、徴収率 28 パーセント、収入未済額は、59 万 3,192 円となりました。

款 2 使用料及び手数料は、督促手数料を収入しました。

款 3 国庫支出金は、1 億 8,457 万 1,150 円を収入しました。

項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、1億442万1,885円を収入しました。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金は、6,575万6,000円を収入しました。

12 ページを御覧ください。

目2 および目3 は、地域支援事業交付金を収入しました。

目4 保険者機能強化推進交付金および目6 介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みと介護予防や健康づくり等に資する取り組みに対し、それぞれの評価指標の達成状況に応じた交付金を収入しました。

款4 支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料の社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1億6,674万4,620円を収入しました。

14 ページを御覧ください。

款5 県支出金は、介護給付費負担金及び地域支援事業交付金9,516万935円を収入しました。

16 ページを御覧ください。

款7 繰入金金は、項1 一般会計繰入金1億2,609万7,980円を収入しました。

18 ページを御覧ください。

款8 繰越金は、前年度繰越金1,490万5,936円を収入しました。

款9 諸収入は、延滞金など11万4,840円を収入しました。

37 ページを御覧ください。実質収支に関する調書です。

歳入総額6億9,043万1,648円、歳出総額6億6,606万2,975円、歳入差引額2,436万8,673円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はなしで、実質収支額は、2,436万8,673円となりました。

38 ページは、財産に関する調書です。

介護保険給付基金は、令和3年度末現在高が2,678万53円であります。

なお、令和2年度決算書における財産に関する調書の記載に誤りがありました。

令和2年度決算における「決算年度現在高」は、令和3年度決算における「前年度末現在高」の2,319万1,419円でありました。基金台帳との確認が不十分でありました。誠に申し訳ございません。

41 ページから44 ページにかけては、介護保険事業状況を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第4号、「令和3年度湯前町介護保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○副議長（金子光喜君） 休憩を終わり、会議を開きます。

-----○-----

日程第5 認定第5号 令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

○副議長（金子光喜君） 日程第5、認定第5号、「令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○税務町民課長（北崎真介君） 認定第5号、令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算について御説明いたします。

湯前町の後期高齢者医療保険対象者は3月末現在、955人で、総人口に占める割合は、26.1パーセントとなります。この制度が始まった平成20年度当時は、20.8パーセントでしたので、5.3パーセントの伸びとなっています。

また、今後においては、いわゆる、団塊の世代といわれる方々が続々と75歳にいられますので、令和2年度も含め、ここ数年減少していた対象者が増加に転じ、同じく総人口に占める割合も大きくなっていくと見込まれております。対象者が多くなると、経営基盤は安定してくると思われそうですが、かかる医療費につきましては、制度開始当初の平成20年度の一人当たり約70万円から、本年度は約87万円となっており、約17万円の増加となっています。今後とも、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、保険事業等に取り組み、安定運営に努めて参りたいと思います。

それでは、決算書の11、12ページをお開き下さい。

事項別明細書の歳出から御説明いたします。

款1総務費につきましては、支出済額49万5,449円となりました。後期高齢者医療広

域連合とのネットワーク電話回線使用料や、システム保守料等の事務的経費、普通徴収者に係る収納等の徴収事務経費が主なものですが、前年度に比べ23万6,654円、32.3パーセントの減となりました。

主な要因としましては、節12委託料において、令和2年度にありました後期高齢者医療システム保守料を令和3年度に一般会計の総務費に組替えた事や令和2年度に高齢者医療制度の見直しに伴うシステム改修対応業務委託料があったことによります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金については、支出済額6,133万5,498円となりました。前年度比161万1,791円、2.56パーセントの減となりました。

なお、不用額336万3,502円につきましては、令和3年度におきまして、データの整理に一部遅がり、精査が不十分であったため、見込みが甘くなったということで、令和4年3月議会での適正な補正が一部しか出来なかった事によります。今後は、より迅速、正確に行うように努めたいと思います。

なお、決算の執行の方は、歳入、歳出、ともに適正に処理しております。

また、1人当たり納付額は6万4,496円で、前年度比1,211円、1.8パーセントの減となりました。

減の主な要因は、世帯の所得状況に応じた保険料軽減が平成31年度から令和2年度まで段階的な見直しがなされておりましたが、本則に拠った令和3年度では、見直し割合が小さかった事と、所得が伸び悩んだ事と思われまます。

款3諸支出金及び13ページの款4予備費については、支出はありませんでした。

歳出総額は、6,183万947円となり、執行率は、94.7パーセントとなりました。

次に、事項別明細書により歳入を説明いたします。

決算書の5ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料については、調定額3,851万800円に対し、収入済額は、3,847万7,000円となりました。前年度比77万6,700円、2.0パーセントの減となっています。

年金から徴収します目1特別徴収保険料の収入済額は、2,998万200円で、保険料全体の77.9パーセントを占めています。死亡による資格喪失の方で、遠方にいらっしゃる相続人の方々の手続きが進まず、少額ではありますが、4件の還付未済額が出ておりますが、現在は、1件を残し、処理済みとなっております。

目2普通徴収保険料については、849万6,800円の収入済額となりました。

7年連続の徴収率100パーセントは成りませんでしたが、今後とも更なる徴収率向上に努めたいと思います。

款2使用料及び手数料については、督促手数料として2,800円収入しました。

款3繰入金については、収入済額2,350万7,698円となり、前年度比26万7,392円、1.1パーセントの減となっています。

繰入金の大部分を占める目2保険基盤安定繰入金は、7ページ、8ページをお開き下さい。

節1 保険基盤安定繰入金は、所得に応じた保険料の軽減分及び被用者保険の被扶養者であった方の軽減分を補填するための法定繰入金で、町及び県の負担金をあわせ、一般会計から繰り入れるものです。収入済額2,297万698円となり、前年度比13万2,392円、0.6パーセントの減となっています。

款4 諸収入については、普通預金利子として項3 預金利子56円を受け入れました。また、項4 雑入におきましては、

9ページから10ページですが、目2 雑入で、令和2年度後期高齢者医療保険料負担金の精算に伴う返還金5,960円を受け入れました。

款5 繰越金60万8,369円については、令和2年度からの繰越金になります。

収入済額の合計は、6,260万1,883円となりました。

歳入の説明は以上になります。

次に、15ページを御覧ください。実質収支に関する調書になります。

表中、3.歳入歳出差引額、5.実質収支額ともに77万936円となり、令和3年度へ繰り越しました。

17ページに付属書類として「後期高齢者医療状況」を添付しております。参考に御覧ください。

これで説明を終わります。よろしく申し上げます。

○副議長（金子光喜君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第5号、「令和3年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、本件は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第6 認定第6号 令和3年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○副議長（金子光喜君） 日程第6、認定第6号、「令和3年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本件について、説明を求めます。

○建設水道課長（中園誠二君） 認定第6号、「令和3年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定」につきまして御説明いたします。

1ページ、2ページをお願いします。(1)収益的収入及び支出になります。

収入につきましては、第1款、水道事業収益、予算額8,189万6,000円に対しまして、決算額8,576万9,517円で、収入率は104.73パーセントでした。

収納率が100パーセントを超えている原因としましては、第2項 営業外収益の予算額470万2,000円に対し、決算額849万6,997円の収入がございました。これは主に消費税還付金であり、令和2年度繰り越し工事分と、令和3年度事業で行った工事費分が還付されたことに伴うものです。

支出につきましては、第1款、水道事業費用、予算額5,893万200円に対し、決算額5,287万5,591円でした。

次に、3ページ、4ページをお願いします。(2)資本的収入及び支出になります。

第1款、資本的収入、予算額1億1,727万4,000円に対し、決算額1億1,727万2,000円となります。

支出につきましては、第1款、資本的支出、予算額1億5,178万9,000円に対し、決算額1億4,942万6,554円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,215万4,554円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額474万1,958円、過年度分損益勘定留保資金2,741万2,596円で補てんしました。

次に、5ページをお願いします。損益計算書になります。

1. 営業収益は7,072万8,800円、2. 営業費用は4,430万2,366円で、営業利益は、2,642万6,434円となりました。3. 営業外収益は、475万2,969円、4. 営業外費用は、677万1,482円、経常利益は、2,440万7,921円となり、5. 特別利益、6. 特別損失はありませんでした。

この結果、当年度純利益は、2,440万7,921円となりました。当年度末処分利益剰余金が、同額の2,440万7,921円となりました。

次に6ページをお願いします。剰余金計算書です。

資本金としまして、減債積立金の取り崩しに伴います自己資本金の組み入れにより、当年度末残高は、左側の下の欄、2億7,978万7,390円となります。

剰余金のうち資本剰余金につきましては、前年度と同額の531万3,321円となります。

利益剰余金につきましては、表、中ほどの一番下の欄、減債積立金の当年度末残高は、

前年度の決議による利益剰余金の処分及び企業債償還に伴う減債積立金取り崩しにより、

1億9,994万5,849円となります。その右側、建設改良積立金の当年度末残高は、前年度の決議による処分により、9,142万7,594円で、その右側、未処分利益剰余金の当年度末残高が、2,440万7,921円となり、利益剰余金合計3億1,578万1,364円で、資本合計は、6億88万2,075円となります。

7ページをお願いします。貸借対照表です。

資産の部で、下から7行目、固定資産の合計額が7億6,233万9,336円、下から2行目、流動資産の合計額が3億4,630万2,326円となり、一番下、資産合計11億864万1,662円となります。

次に、8ページ負債の部ですが、表の上から5行目、3固定負債計が3億2,976万2,221円、次から8行目、4流動負債計が2,069万7,455円、次から4行目、繰延収益合計が1億5,729万9,911円となり、その下の負債合計が5億775万9,587円となりました。

次に、資本の部で、3行目、資本金合計2億7,978万7,390円、下から3行目の剰余金合計3億2,109万4,685円、次の資本合計が、6億88万2,075円となり、負債資本合計が11億864万1,662円となりました。

次に9ページをお願いします。

「令和3年度湯前町水道事業剰余金処分計算書(案)」につきましては、当年度未処分利益剰余金の処分についてです。

右側、上から2番目の未処分利益剰余金2,440万7,921円の内、今後の管路更新事業の財源のほとんどが企業債であるため、3分の2にあたる1,627万1,947円を減債積立金に、また、単独費の持ち出しもあるため、3分の1の813万5,974円を建設改良積立金に処分する(案)になります。

次に、10ページの事業報告です。

(1)概況、①総括的事項、(イ)業務状況につきましては、給水戸数は前年度と同数の、1,580戸、総有効水量43万4,374立方メートルで、前年度より、389立方メートルの増。総給水量は、56万2,696立方メートルとなり、前年度より、5,181立方メートルの増でした。

11ページから14ページは、事業報告、(2)工事、(3)業務、(4)会計に関することを掲載しております。また、15ページ以降は、付属明細書をお付けしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○副議長(金子光喜君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長(金子光喜君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（金子光喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第6号、「令和3年度湯前町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を採決します。

本件は、提案のとおり可決及び認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（金子光喜君） 起立全員。したがって、本件は、可決及び認定することに決定しました。

ここで、議長席を議長と交替するため休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

-----○-----

日程第7 報告第5号 令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（倉本 豊君） 議長席を交替しました。会議を続けます。

日程第7、報告第5号、「令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 報告第5号、令和3年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について提案理由の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第5項の規定により、令和3年度の財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について報告するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 報告第5号、令和3年度の財政健全化判断比率及び資金不足の比率について報告いたします。健全化判断比率とは、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものです。まず4つの指標及び資金不足の比率を計算しております表により説明いたします。

3ページを御覧ください。

I、実質赤字比率の状況です。

一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、町の財政運営の深刻度を示すものです。

一般会計の実質収支額の「3億5,075万5,000円」の黒字額を標準財政規模「21億5,217万7,000円」で除した比率が、実質赤字比率として、マイナス16.29パーセントとなっ

ております。

マイナスの赤字比率は、黒字を意味しておりますので本町においては問題ない数値となっているところではあります。

II、連結実質赤字比率の状況です。

特別会計・公営企業会計を含む全会計を対象としました実質赤字額の標準財政規模に対する比率でして、町全体として町の財政運営の深刻度を示すものです。

一般会計ほか5つの特別会計の合計の実質収支額の黒字額である下から3段目の⑤「7億5,285万1,000円」を標準財政規模で除した比率が、マイナス34.98パーセントとなっております。これも大幅な黒字を維持しておりますので、問題ない数値となっているところではあります。

4ページをお願いします。

III、実質公債費比率の状況です。

一般会計が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、資金繰りの危険度を示すものです。

起債借入の指数数値としても使用されるもので3年平均値となっております。

各年度計算式の下側に比率を載せておりますが、令和元年度5.12811、令和2年度5.03934、令和3年度5.40469となっております。右側下の黒太線で囲んでいますが、3年間の平均を記載しており、5.1パーセントとなっております。早期健全化基準を下回っておりますので、健全ということがございます。

5ページを御覧ください。

IV、将来負担比率の状況です。

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でして、将来負担額としては、公営企業会計、一部事務組合等の将来の地方債額等でありまして、これらの負債が将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標でございます。

マイナス47.2パーセントとなっております。

結果、数値的には問題を及ぼす数値とはなっていないところではあります。

6ページを御覧ください。

V、資金不足比率の状況です。

各公営企業の資金不足額を事業の規模で除した比率であります。

まず、水道事業会計は、マイナス464.1パーセントとなっております。下水道事業特別会計についても、マイナス1.8パーセントとなっております。いわゆる黒字を維持しておりますので問題となる数値ではございません。

以上が各比率の数値結果でございます。

ここで、2ページに戻っていただきたいと思っております。

各比率についてそれぞれ御説明いたしました。1 健全化判断比率の表になります。まず、実質赤字比率が、マイナス 16.29 パーセントとなっており、実質収支が黒字の場合については、総務省様式により報告数値は、ハイフン（-）で表示して該当なしとなります。早期健全化基準として 15 パーセントを上回ると色々な制限が出てまいります。

次に、連結実質赤字比率が、マイナス 34.98 パーセントとなっております。実質収支が黒字の場合については、同じようにハイフンで表示して該当なしとなります。

早期健全化比率 20 パーセントを上回ると色々な制限が出てまいります。

次に、実質公債費比率は、5.1 パーセントです。早期健全化基準の 25 パーセントを下回っており、問題ある数値に該当しないところです。

次に、将来負担比率は、マイナス 47.2 パーセントです。早期健全化基準 350 パーセントを下回り、該当していないところです。これによりまして、健全化判断比率 4 つの指標とも早期健全化基準を下回っており、問題となる数値に該当なしとなります。

次に、その下の資金不足比率ですが、湯前町水道事業会計、マイナス 464.1 パーセント、湯前町下水道事業特別会計マイナス 1.8 パーセントですので、両会計とも、資金不足ではありませんので、ハイフンで表示して該当なしです。

経営健全化基準 20 パーセントを上回ると制限が出てまいります。

本町における各比率の数値に、何ら問題はない判断の結果でございます。決算書の最後に、健全化比率関係の監査意見書が付けられています。

以上、報告です。説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、報告第 5 号、「令和 3 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を終わります。

-----○-----

日程第 8 議案第 49 号 物品売買契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、議案第 49 号、「物品売買契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 49 号、物品売買契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。湯前町 280 メガヘルツ帯デジタル同報無線システム整備に伴う戸別受信機（防災ラジオ）の購入について、物品売買契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第 49 号、物品売買契約の締結について、御説明いたします。

- 1 契約の目的は湯前町 280 メガヘルツ帯デジタル同報無線システム整備に伴う戸別受信機（防災ラジオ）の購入でございます。

この防災ラジオは、現在の I P 告知端末に替えて、防災情報や町の各種情報をお伝えするものでございます。通常は FM ラジオ・AM ラジオとしてご使用できますが、町の情報を流すときには、自動で切り替わるというものでございます。

また、機種は、文字表示機能なしと文字表示機能付きの 2 種類を用意しておりまして、文字表示機能付きは、耳が不自由な方向けとして御用意いたします。町民の方への配布は本年度内を予定しております。

なお、現在の告知端末の撤去は、各住宅の屋外に設置しております機械の取り外し工事も必要となりますので、インターネット接続切り替えの猶予期間終了後、令和 6 年度を予定しております。

- 2 契約の方法は、随意契約でございます。このシステムは国内唯一のものでございまして、この会社のみが取り扱っておりますので、随意契約とさせていただきます。
- 3 契約の金額は、3,935 万 2,500 円でございます。
- 4 契約の相手方は、東京都港区西新橋 2-35-2、東京テレメッセージ株式会社代表取締役 清野英俊 氏でございます。

なお、参考のため仮契約書を添付しております。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○4 番（椎葉弘樹君） 文字表示機能無の、昨年度の単価をちょっと調べてみたんですが、大体 1 万 9,800 円でした。今回 2 万 1,450 円と、1,650 円ほど高くなっているんですが、その理由について、お尋ねしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----
休憩 午後 1 時 3 2 分
再開 午後 1 時 3 3 分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（西村洋一君） 議員の申された金額が、どこから来ているのかちょっと分かりませんが、現在、半導体の値上り等で、機材がだいぶ値上りしておりますので、現状の金額と考えております。

○4番（椎葉弘樹君） 参考までに、戸田市というところと、下妻市というところが、去年取引されていて、そのときの税込価格が1万9,800円だったと、ただ、まだ先ほど総務課長から、御答弁がありましたように、物価高騰の影響なんだろうなということは推測しておりました。あと、今回合計で1,800台の予定ですが、これは何箇所に設置して、何台が予備になる予定でしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 現在、告知端末を付けているところの数と、プラス100台、予備は100台というところで準備しております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、「物品売買契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第50号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、議案第50号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第50号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。湯前町280メガヘルツ帯デジタル同報無線システム整備工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（西村洋一君） 議案第50号、工事請負契約の締結について、御説明いたします。

- 1 契約の目的は湯前町280メガヘルツ帯デジタル同報無線システム整備工事でございます。

防災情報、町の各種情報を、先ほど説明いたしました防災ラジオによって放送す

るための、配信局の整備、現在ある屋外放送用の機材（スピーカー）、支柱等の撤去を行いまして、新たに町内 21 ヶ所に放送機材、スピーカーと支柱等設置するものでございます。

- 2 契約の方法は、指名競争入札でございます。
- 3 契約の金額は、1 億 5,620 万円でございます。
- 4 契約の相手方は、熊本県人吉市下城本町字桜木 1448 の 2、株式会社九電工人吉営業所 所長 吉永潤一郎 氏でございます。

なお、参考のため仮契約書を添付しております。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2 番（西 靖邦君） この請負代金の支払回数は、どのようになっているんですかね。

○総務課長（西村洋一君） 前払金と竣工払の 2 回となっております。

○2 番（西 靖邦君） 前払金、竣工払金、50、50 ですか。

○総務課長（西村洋一君） 前払金が 40 パーセント、竣工払が 60 パーセントとなります。

○4 番（椎葉弘樹君） 今回、工期が 3 月 20 日となっております。先ほどの防災ラジオの配布というのは、いつぐらいを予定されてますでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） 年度内にお配りするようにしたいと考えております。なお 4 月 1 日からは、新たに防災ラジオを使った放送を始めたいと考えておりますので、年度内の完了を予定しております。

○4 番（椎葉弘樹君） これ 3 月 20 日ということは、もうちょっと前倒しで、じゃあ工事もラジオの購入もされるという予定で、2 月から 3 月にかけて、端末も配布し、工事も完了しておくということでよろしいでしょうか。

○総務課長（西村洋一君） そのとおりでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第 10 議案第 51 号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、議案第 51 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 51 号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。R 2 災林道長谷場線災害復旧工事について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議案第 51 号、工事請負契約の変更について、御説明いたします。契約の目的、契約の方法については、変更前と同じです。契約の金額について、変更前の 5,060 万円を、変更後において 5,411 万 9,083 円とするものです。契約金額の変更の主なものとしまして、路側のブロック積による復旧関係で、堆積土の掘削の結果、一部の箇所で既設のブロック積で被災がなく、基礎コンクリート等も含め減額し、林道の法面工事や法面保護のため、植生工を現場の状況により増強しました。また林道災害復旧の補助対象とならない箇所で、今後の豪雨などにより被災する恐れがあるとして、天然護岸箇所でブロック積の追加、林道に並行している溪流に堆積している土砂の掘削、運搬等を追加し、351 万 9,083 円の増額となりました。契約の相手方も変更前と同じです。

2 ページに、仮契約書を資料として、添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 52 号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第 11、議案第 52 号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 52 号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

下里御大師堂保存修理工事（第 2 期）請負契約について、契約の金額に変更が生じたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育課長（浅田 徹君） 説明の前に議案書の修正をお願いしたく存じます。大変申し訳ありません。表中 5 の契約の相手方の住所部分でございます。

変更前の部分で、鹿児島市下伊敷町 1 丁目 53 番 16 号となっておりますが、鹿児島市下伊敷 1 丁目が正しく町の文字一文字を削除願います。大変申し訳ありません。

それでは、議案第 52 号工事請負契約の変更について御説明いたします。

契約の目的は、下里御大師堂保存修理工事（第 2 期）となります。

現在御大師堂建物本体工事等を施工しておりますが、防災設備部分の追加発注をするための変更契約となります。

契約の方法は、指名競争入札です。契約の金額は、変更前 4,565 万円、変更後の契約金額が 1 千とび 75 万 5,350 円を加えまして、5,640 万 5,350 円となります。

工期は令和 4 年 4 月 2 日から令和 4 年 12 月 16 日となります。変更はありません。契約の相手方は、鹿児島市下伊敷 1 丁目 53 番 16 号。

株式会社 江藤建設工業 代表取締役 荒木 和彦。

で変更はありません。次のページに参考として変更契約分の仮契約書及び変更前の公共工事請負契約書を添付しております。

以上で説明を終わります。 よろしく願いします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 53 号 令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、議案第 53 号、「令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 7 号）について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 53 号、令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 7 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 27 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 48 億 9,761 万 4,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、職員採用試験に関する費用と、オミクロン株対応ワクチン接種に関するシステム改修費用を新たに計上するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願います。

○総務課長（西村洋一君） 議案第 53 号、一般会計補正予算（第 7 号）について、御説明いたします。

それでは、議案書の事項別明細書の歳出から御説明いたします。

11 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料 3 万 3,000 円、節 18 負担金補助及び交付金 2 万 5,000 円は、職員採用試験の受験者数が確定しましたので、その経費を計上しました。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 4 新型コロナワクチン接種事業費、節 12 委託料 21 万 2,000 円は、オミクロン株対応のワクチン接種に関するシステム改修費ですが、当初は改修の必要はないと連絡を受けておりましたが、詳細が決定していく過程でその必要があると再度連絡がありましたので、急ぎ補正をお願いするものでございます。

なお、財源は全額国の負担となります。

次に、歳入の説明です。10 ページをお願いします。

歳出で説明した分を除いて説明いたします。

款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 4 ふるさと応援基金繰入金は、少子化対策総合交付金が交付されたことに伴いまして、出生祝い金事業に充当できるとのことでありましたので、ふるさと応援基金の繰入金を、そのぶん減額するものです。

款 19 繰越金、今回の補正財源及び繰入金充当の処理として 25 万 8,000 円を計上しました。

以上、説明を終わります。よろしく願います。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、「令和 4 年度湯前町一般会計補正予算（第 7 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 1 分

再開 午後 2 時 0 5 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 13 同意第 3 号 湯前町固定資産評価審査委員会の選任につき同意を求めること について

○議長（倉本 豊君） 日程第 13、同意第 3 号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第 3 号、湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、湯前町 1080 番地。氏名、平川 伊三男様でございます。現在 4 期お務めいただいております。温厚な性格で、非常にその職務について真摯に取り組んでいただいておりますので、改めて再任をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第3号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。

したがって、同意第3号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第14 同意第4号 湯前町固定資産評価審査委員会の選任につき同意を求めることについて

○議長（倉本 豊君） 日程第14、同意第4号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 同意第4号、湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、湯前町2415番地6。氏名、右田 義郎様でございます。固定資産に関する専門的知識が豊富であることから、適任であると考えまして、新たに専任をお願いするところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第4号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。

したがって、同意第4号、「湯前町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 湯前町選挙管理委員の選挙について

○議長（倉本 豊君） 日程第15、「湯前町選挙管理委員の選挙について」を議題とします。

令和4年9月25日をもって湯前町選挙管理委員長から、同委員の任期が満了となる旨の通知を受けております。

本件は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することになっていません。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

一覧表を配布します。

[一覧表配布]

○議長（倉本 豊君） 選挙管理委員を議長から指名します。

指名者の名簿を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（赤池昌信君） 名簿を朗読いたします。

選挙管理委員。

湯前町540番地3。地内正巳さん。昭和21年7月15日お生まれでございます。

湯前町1677番地3。中武典子さん。昭和29年1月13日お生まれでございます。

湯前町3068番地。東 振作様さん。昭和23年9月6日お生まれでございます。

湯前町3138番地3。金山 充さん。昭和26年7月9日お生まれでございます。

以上、朗読を終わります。

○議長（倉本 豊君） お手元に配布した一覧表の方々を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました。

地内正巳さん、中武典子さん、東 振作さん、金山 充さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

-----○-----

日程第 16 湯前町選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（倉本 豊君） 日程第 16、湯前町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

令和 4 年 9 月 25 日をもって湯前町選挙管理委員長から、同委員補充員の任期が満了となる旨の通知を受けております。

本件は、地方自治法第 182 条の規定により、議会において選挙することになっております。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

一覧表を配布します。

[一覧表配布]

○議長（倉本 豊君） 選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

指名者の名簿を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（赤池昌信君） 名簿を朗読いたします。

選挙管理委員補充員。

第 1 順位、住所、湯前町 1732 番地。氏名、愛甲正之さん。生年月日、昭和 34 年 4 月 19 日のお生まれでございます。

第2順位、住所、湯前町1773番地8. 氏名、近藤千秋さん。生年月日、昭和25年9月1日のお生まれでございます。

第3順位、住所、湯前町1058番地3. 氏名、深水 茂さん。生年月日、昭和34年1月28日のお生まれでございます。

第4順位、住所、湯前町2628番地。氏名、児玉 彩さん。生年月日、昭和50年12月31日のお生まれでございます。

以上、朗読終わります。

○議長（倉本 豊君） お手元に配布した一覧表の方々を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました

第1順位、愛甲正之さん、第2順位、近藤千秋さん、第3順位、深水 茂さん、第4順位、児玉 彩さん。

以上の方が、順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

-----○-----

日程第17 委員会報告（総務厚生文教常任委員会、企画経済建設常任委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第17、「委員会報告」。

総務厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生文教常任委員会の報告を終わります。

企画経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、タブレットに掲載のとおり、報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、企画経済建設常任委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第18 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第18、「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することとし、また、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、タブレットに掲載の一覧表のとおり派遣することに決定し、派遣期間等に変更が生じた場合については、議長に一任することに決定しました。

-----○-----

日程第 19 総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 19、「総務厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 20 企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 20、「企画経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

企画経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 21、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、次の議会の会期・会期日程等

議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 令和4年第7回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時23分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員